

平成30年

## 第1回北杜市議会定例会会議録

平成30年2月27日開会

平成30年3月16日閉会

山梨県北杜市議会

平成 3 0 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

2 月 2 7 日

平成30年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成30年2月27日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第2号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第9号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第13号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第15号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第16号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第17号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第18号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第19号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例及び北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例を廃止する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 北杜市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 北杜市優良乳用牛貸付けに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例及び北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 委託変更契約の締結について（中央本線小淵沢駅合築駅舎等新設工事東日本旅客鉄道株式会社委託）
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 土地改良事業の計画の概要について
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 市道路線の変更について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度北杜市一般会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第47 議案第44号 平成30年度北杜市介護保険特別会計予算  
日程第48 議案第45号 平成30年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算  
日程第49 議案第46号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計予算  
日程第50 議案第47号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計予算  
日程第51 議案第48号 平成30年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算  
日程第52 議案第49号 平成30年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算  
日程第53 議案第50号 平成30年度北杜市病院事業特別会計予算  
日程第54 議案第51号 平成30年度北杜市辺見診療所特別会計予算  
日程第55 議案第52号 平成30年度北杜市白州診療所特別会計予算  
日程第56 議案第53号 平成30年度北杜市土地開発事業特別会計予算  
日程第57 議案第54号 平成30年度北杜市財産区特別会計予算  
日程第58 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件  
日程第59 選挙第1号 下米澤恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙  
日程第60 請願第1号 憲法「改正」国会審議での慎重審議を求める意見書提出請願

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

20番	千野秀一	21番	内田俊彦
22番	秋山俊和		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(29人)

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	企画課長	中山晃彦
財政課長	植村武彦	農政課長	小澤章夫
まちづくり推進課長	植松宏夫		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	土屋裕
議会書記	清水市三
〃	進藤修一

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

平成30年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

日一日と春の訪れが感じられます今日このごろですが、議員ならびに執行部の皆さまには、年度末を控え大変お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には1年間の中でも重要な議案であります平成30年度各会計の当初予算をはじめ条例の制定、また一部改正など多くの議案が提案されております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして、十分にご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げまして開会のあいさつとさせていただきます。

本日の出席議員数は22人であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

最初に諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は報告1件、議案54件、諮問1件であります。

次に、本定例会において受理した請願は1件であり、お手元に配布のとおりであります。

次に、監査委員から平成29年11月から平成30年1月実施分の例月現金出納検査、定期監査および2月実施分の工事監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、2月6日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が甲府市において開催され、議員21名で参加いたしました。

次に、1月31日、2月1日に広報編集委員会行政視察研修が実施されました。

ここで広報編集委員会から研修報告をお願いいたします。

広報編集委員長 原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

朗読をもって報告に代えさせていただきます。

平成30年2月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

広報編集委員会委員長 原堅志

広報編集委員会行政視察研修報告書

当委員会では、行政視察研修を行ったので次のとおり報告いたします。

日 時 平成30年1月31日 水曜日 午前1時30分から午後3時

出席議員 委員長 原 堅志、副委員長 井出一司、進藤正文

委員 栗谷真吾、秋山真一、藤原尚、志村清、齊藤功文

議長 中嶋新、副議長 保坂多枝子

視察研修先 静岡県島田市市議会

研修テーマ 「議会だより」編集全般について

## 研修の概要

1. 広報編集委員会について
2. スケジュールについて
3. 予算について
4. 配布方法について
5. 編集について

詳細については、別紙にて報告いたします。

## 考察

しまだ議会だよりは、先進地のよいところを真似し、市民アンケートをもとに全議員の協力により広報紙と差別化を図りつつ、市民に手にしていただける議会だよりを目指している。「北杜議会だより」も、市民に親しまれる議会だよりにしたい。

市民の皆さまに読んでいただけること、また、若い人たちにも手にとっていただけるよう、そして中学生にも分かりやすい表現で読みやすい議会だよりにしていきたい。

内容を詰め込みすぎず、大胆に削ぎ落とすためには、議会だより以外の情報発信ツールも充実している必要がある。今後、インターネット中継などの内容が充実してきたら、紙面のデザインも大きく刷新することも必要ではないかと感じた。

まずは、手にとって紙面を開いてもらうこと、このはじめの一歩がないと無駄に終わってしまう。特に、これから地域をつくっていく若者が議会に目を向けてもらうにはどうしたら良いかという視点も積極的に取り入れていきたい。

さまざまな議会だよりがあってもいいと思うが、賞をとるだけの全国的な流れに左右されず、北杜市らしい議会だよりを模索していきたいと感じた。

次の日、平成30年2月1日 木曜日 午前10時半から午前11時半

出席者は前回と同じです。

視察研修先 静岡県長泉町議会

研修テーマ、研修の概要についても島田市と同じです。

## 考察

市民と議会だよりとをどのように結びつけるか工夫をしている。特に「わが町たんけんクイズ」のコーナーなどは、参考になった。

議会だよりを市民に見てもらって観点から表紙写真は大きく、議会だよりに興味を持ってもらうべく、市民生活を主とし、また、難しい行政用語は解説付きで記載、なるべく文字を少なく等々は参考すべき点は多いと感じた。

市民の政治離れが言われて久しいが、議会だよりが政治に関心を持ってもらうために非常に有効なツールになると思っている。より一層委員会内で議論していく必要があると感じた。

編集上の字数（行数）制限などで、余白を思いきって使い、すっきりした紙面づくりの工夫をすすめるべきであり、できると思った。

声のボランティアを起用しており、広報の一環として今からは大切なことと考える。

以上、研修報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

ご苦労さまでした。

次に、峡北広域行政事務組合議会からご報告があります。

峡北広域行政事務組合議会 福井俊克君、報告をお願いいたします。

○10番議員（福井俊克君）

それでは、朗読をもって報告をいたします。

平成30年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

平成30年第1回議会定例会が2月19日に開催され、清水敏行議員、井出一司議員、原堅志議員、岡野淳議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

審議されました議案の概要についてであります。

提出された議案は、条例案件4件、予算案件8件、人事案件2件の計14案件であります。

まず、条例案件についてであります。

はじめに、議案第1号 峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員の育児休暇等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴う療養する子の追加等により、峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第2号 峡北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行等にに伴い、峡北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号 峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

山梨県人事委員会勧告に伴う給与改正等に鑑み、峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号 峡北広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等に伴う手数料の額の改正及び徴収すべき手数料の規定等を整備する必要があることから、峡北広域行政事務組合手数料条例の一部を改正するものであります。

次に、予算案件についてであります。

はじめに、議案第5号 平成29年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ14万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,675万7千円とするものであります。

補正の主な内容は、職員給与費の補正、サーバー・ネットワーク機器および複合機賃貸借の契約差金を減額するものであります。

また、余剰金を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第6号 平成29年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ409万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億1,

157万8千円とするものであります。

補正の主な内容は、職員人件費の補正、旧庁舎解体工事の契約差金および消防施設整備事業債の借入額および利率の確定に伴う利子を減額し、減債基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第7号 平成29年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,750万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億2,129万9千円とするものであります。

補正の主な内容は、職員給与費の補正、施設内の節電による電気料の減額、現施設の使用期限の延長に伴う地元との協定により施設運営協力費の追加、可燃施設運転管理業務委託契約の差金、脱塩残渣の運搬および処理処分業務委託等契約差金の減額をするものであります。

なお、新ごみ処理施設建設事業については、ゴミ処理広域化の推進によりごみ処理施設建設事業にかかる各予算を減額するものであります。

また、余剰財源については、財政調整基金積立金に積み立てるものであります。

次に、議案第8号 平成29年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ403万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,218万9千円とするものであります。

補正の主な内容は、職員の給与費の補正、施設内電気料、施設機械の修理等契約差金、残渣汚泥運搬処理業務委託等を減額するものであります。

また、余剰財源については、財政調整基金積立金に積み立てるものであります。

次に、議案第9号 平成30年度峡北広域行政事務組合一般会計予算についてであります。

一般会計の予算の総額は、6,871万8千円で、主な歳出は、議員活動費、事務局職員の人件費、人事給与および情報ネットワーク管理事業、人事給与および財務会計システム管理事業であります。

次に、議案第10号 平成30年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計予算についてであります。

常備消防特別会計の予算の総額は、14億3,586万4千円で、主な歳出は、消防職員の人件費のほか、高規格救急車および救助工作車購入費等であります。

次に、議案第11号 平成30年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計予算についてであります。

ごみ処理特別会計の予算の総額は、17億3,904万6千円で、主な歳出は、可燃処理施設・不燃処理施設の運営事業費および不燃処理施設等の公債費であります。

次に、議案第12号 平成30年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計予算についてであります。

し尿処理特別会計の予算の総額は、1億681万4千円で、主な歳出は、職員人件費およびし尿処理施設の運営事業費であります。

次に、人事案件であります。

はじめに、議案第13号 峡北広域行政事務組合公平委員の選任についてであります。

峡北広域行政事務組合公平委員 眞壁静夫の任期が平成30年3月31日で任期満了になることに伴い、引き続き同氏の選任について議会の同意を得る必要があるため、提出されたもの

であります。

議案第14号 峡北広域行政事務組合公平委員の選任についてであります。

峡北広域行政事務組合公平委員 小林圭吾の任期が平成30年3月31日で任期満了になることに伴い、後任者の選任について議会の同意を得る必要があるため、提出されたものであります。

新たに、小林まち子氏を公平委員に選任したものであります。

ただいまの報告の中で、任期満了を任満了とありますので任期満了に訂正をお願いしたいと思います。

以上14議案、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上をもちまして、平成30年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（中嶋新君）

ご苦労さまでした。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 岡野淳君、報告をお願いいたします。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告は、報告書の朗読をもって行います。

平成30年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会の定例会が、2月21日に、山梨県自治会館2階研修室において開催され、私が出席いたしました。

提出された議案は、条例案件3件、補正予算案件2件、当初予算案件2件の計7件であります。

まず、条例案件であります。

はじめに、議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例の内容は、人事院規則の一部が改正されたことに伴い、再度の育児休業をすることができる特別の事情等に要件を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例の内容は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、個人情報に関する定義の明確化を図る等、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例の内容は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく平成30年度および平成31年度の保険料率の改定を行うとともに、保険料に関し、負担能力に応じた負担を求める観点から保険料賦課限度額引き上げと低所得者に対する軽減措置の拡充が行われたこと、また、後期高齢者医療制度加入時における住所地特例の見直しが行われたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、補正予算案件であります。

はじめに、議案第4号 平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第

2号)であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ増額、減額せず、歳出予算の組み替えを行うものであります。補正の主な内容は、特別会計繰出金を減額し、財政調整基金積立金を増額して、予算の組み替えを行うものであります。

次に、議案第5号 平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,316万7千円増額し、歳入歳出予算の総額を1,015億3,698万2千円とするものであります。補正の主な内容は、保険給付費を増額するものであります。

次に、当初予算案件であります。

はじめに、議案第6号 平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,056万5千円とするものであります。主な歳出は、派遣元市町村職員給与等負担金および特別会計事務費繰出金であります。

次に、議案第7号 平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,010億5,205万8千円とするものであります。主な歳出は、保険給付費であります。

以上7議案、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてあるので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承ください。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(中嶋新君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

20番議員 千野秀一君

21番議員 内田俊彦君

22番議員 秋山俊和君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月27日から3月16日までの18日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの18日間と決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)から日程第58 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの56件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

改めまして、おはようございます。

平成30年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の冬は、1月下旬以降、氷点下となる日々が続き、道路の凍結や水道管の破裂など心配いたしておりましたが、このところだいぶ日差しが柔らかくなり、桜の満開となる春を心待ちにしております。

ところで、一昨日、韓国平昌で開催されました冬季オリンピックが閉幕しました。フィギュアスケート、スピードスケートでの金メダルをはじめ、日本選手団の歴史的なメダル獲得は、日本中に大きな喜びと元気をいただき、未来を担う子どもたちに夢と希望とともに努力の大切さを与えてくれました。

さて、オリンピック出場を夢見る本市出身の選手が冬季スポーツにおいて、活躍いたしました。スピードスケートでは、早稲田大学2年生の石川将之さんが第37回全日本学生選手権において男子500メートルを制し、第90回日本学生氷上競技選手権の男子1,500メートルでは準優勝するなど実力を発揮しました。

第24回関東高等学校スケート競技選手権大会では、北杜高等学校1年生の佐藤天海さんが男子5,000メートルにおいて初優勝、第13回山梨県距離別大会では、男子10,000メートルを大会新記録で優勝、第41回全日本ジュニア選手権では、総合3位となるなど素晴らしい活躍を見せてくれました。

また、第68回山梨県中学校総合体育大会スケート競技の部が、先月7日と8日に県立八ヶ岳スケートセンターで行われ、男子は小淵沢町の駿台甲府中学校3年生、中島凜太郎さんが1,500メートルと5,000メートルの2種目で優勝し、泉中学校2年生の大野遥輝さんが500メートルで優勝しました。

女子は、泉中学校3年生、石川愛実さんが1,000メートルと3,000メートルの2種目で優勝し、小淵沢中学校の平島李紗さん、内田みみさん、深沢心香さん、小林咲喜さんの4名が2,000メートルリレーで優勝しました。総合では、男子が泉中学校、女子は小淵沢中学校が制し、県立八ヶ岳スケートセンターを拠点とする選手の躍進が見られました。

スキーでは、第72回山梨県選手権において、男子10キロクラシカルで、北杜高等学校3年

生の長嶺武さんが総合1位、アルペン大回転で、同じく3年生の窪田友洋さんが優勝いたしました。

先月行われたフェンシングの関東選抜大会女子サーブル団体では、甲陵高等学校フェンシング部が予選を通過し、来月に石川県で開催される全国選抜大会への出場が決定しております。

また、芸術などの分野においても、本市の子どもたちが活躍しております。第41回山梨県アンサンブルコンテストにおいて、中学校部門では、高根中学校の管弦楽打楽器八重奏が、高等学校部門では、北杜高等学校のフルート三重奏がそれぞれ金賞を受賞しました。

山梨県立考古博物館が主催する「第15回 わたしたちの研究室」個人研究部門では、泉中学校1年生の三井優花さんの「平和とは何か～甲府空襲について～」という研究が、最優秀賞である山梨県教育長表彰を受賞しました。

理科や数学などの分野で優秀な研究をした県内の中高生を表彰する大村智自然科学賞を、高根町の山梨大学付属中学校1年生、福永芽来さんと長坂町の葎崎高等学校3年生、平田匠さんが受賞しました。

第4回全国小・中学生障がい福祉ふれあい作文コンクールでは、甲陵中学校2年生の安富美佳さんが「共に歩める世の中に」と題し、日常生活で感じた障がい福祉に対する思いを綴った作品が、厚生労働大臣賞を受賞しました。

また、総務省の戦略的情報通信研究開発推進事業において、甲陵高等学校2年生の村木風海さんが「温暖化対策を身近に～CO2直接空気回収マシンCARS～」をテーマとした研究で、県内初、高校生では史上2人目の事業採択を受けました。

開発した装置は、塩水があれば二酸化炭素を回収し、車などの燃料に変換して再利用するので、今後は、国の支援を受けながら、量産化、回収・生成率の向上に取り組むと聞いております。

北杜の未来を担う子どもたちの活躍は大変うれしく、関係いただきました皆さまに敬意を表するとともに、子どもたちの日頃のたゆまぬ努力に対し心からのエールを送ります。

このほか、市民や団体の皆さまのご努力が評価されております。

白州町の農業法人望月農業センターの皆さまが生産したお米が、昨年11月に静岡県で開催された「お米日本一コンテストinしずおか」において、最高金賞に輝きました。

山形県で行われた「第19回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、須玉町の高瀬弘樹さんが出品したお米が特別優秀賞に選ばれました。

また、横浜市で開かれた障害者によるパン・菓子コンテストの決勝大会「チャレンジドカップ」において、明野町のグリーンヒルプロダクツの皆さまが作った「山くるみマドレーヌ」が菓子部門日本一を初出場で獲得しました。

秋篠宮妃殿下が総裁をお勤めになられます社会福祉法人恩賜財団母子愛育会が募集した「愛育班員の手記」に、高根愛育班の坂本麻衣子さんの「愛育の心をつなぐ」と題した作品が、優秀作に入選しました。

皆さまの日頃のたゆまぬご努力に敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げるところであります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、地域公共交通網形成計画の策定についてであります。

地域公共交通網形成計画は、日常生活の足の確保と地域活性化について、持続可能な地域公

公共交通網に向けての基本方針を示すものとし、本年度、北杜市地域公共交通活性化協議会を中心に進めており、パブリックコメントを経て、3月中には策定を完了したいと考えております。

策定に当たり、地域住民をはじめ関係者が地域の公共交通について考え、行政と協働してつくり上げることが重視して取り組みました。

市民アンケート等の調査結果から、全市的な移動実態の把握をもとに、住民相互によるワークショップの実施、バス利用者への乗り込み面接調査および有識者等を招いての地域公共交通ミニ講座等に多くの皆さまが積極的にに関わり、みんなで「つくり」「守り」「育てる」意識の醸成が図られたと考えております。

来年度においては、地域公共交通体系の具体化に向け、地域公共交通網形成計画および今までの検討状況を勘案しながら、地域におけるワークショップを引き続き開催するとともに、区長会や地域委員会等とも連携した運営組織を構築し、地域公共交通の再編、運行への準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画の推進についてであります。

公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、昨年度策定された北杜市公共施設等総合管理計画の着実な実行に向け、本年度は、市内8地区において計画内容の市民説明会や市民アンケート調査等を行い、公共施設の課題や将来に向けてのあり方等の情報共有と市民の意向把握を行いました。

市民説明会等においては、本市が抱える公共施設の課題等から最適配置に向けての前向きかつ貴重なご意見等をいただいたところであります。

来年度からは、多くの市民や関係団体等とのワークショップ等により、本市の抱えている課題等を共有し、公益性および公共サービス提供の妥当性など中長期的な視点から、施設分類ごとの個別計画を2カ年計画により策定する予定であります。

次に、人材育成の充実についてであります。

これからの職員には、急速に進行する少子高齢化や人口減少といった課題に正面から向かい合い、解決の策を講じていくことが求められています。また、公共サービスに対する市民ニーズも、多様化しており、ますます前例にとらわれない行政運営が必要となってきております。このため「魅力ある地域づくりは人づくりから」との理念のもと、今後は、人材育成を担う現部署の体制を見直し、今まで以上に職員一人ひとりの資質と能力の向上を目指した人材育成に取り組んでまいります。

その取り組みの一環として今年13日には、一般財団法人地域活性化センターと中核人材の育成に関する連携協定を締結しました。来年度以降は、センターとの連携を図る中で、官民協働や部署の横断的な事業に取り組むことのできる中核人材の育成に取り組み、本市の資源や特性を生かした地方創生のさらなる推進につなげていきたいと考えております。

次に、消防団活動についてであります。

昨年4月に女性消防隊を結成し、現在18名の隊員で、これまでに全国女性消防操法大会の出場や、市内保育園での防災教室など、本市の新たな消防・防災力として活躍をいただいております。

今年12日には、若者や女性が多く集まる大規模商業施設において、消防団の役割と重要性や、女性消防隊員の活動などを紹介し、広く消防団員に対する理解を促し、消防団員の加入促進に努めてまいりました。

また、本年7月には、大泉分団が第50回山梨県消防団員操法大会へ出場する予定であります。

消防技術の向上と士気の高揚を図ることにより、本市の消防活動が一層充実し、活性化に寄与するものと期待しております。

次に、ふるさと創生についてであります。

平成27年に北杜市総合戦略を策定し、この間、本市の保育料第2子以降無料化の継続、第2子5万円、第3子30万円、第4子50万円の出産祝金の支給などの子育て支援策や、マイホーム補助金の創設、子育て支援住宅の建設などの住宅施策等の浸透により、山梨県の転出超過が拡大する中で、平成29年の本市の人口動態をみると、社会動態は248人の増加でありました。

また、先に発表されました移住者向けの雑誌のランキング調査において、人口10万人未満の小さなまち総合部門で全国1位となったところでもあります。

しかしながら、本市への移住を希望する空き家バンク利用登録者の多くが、賃貸物件を希望しております。

これまでも、空き家の利活用推進による移住定住促進を図るため、家財道具等の処分にかかる経費の一部を助成してまいりましたが、十分確保ができていないことから、本年4月から賃貸に供する物件の設備改修にかかる経費についても一部を助成することといたしました。

これにより空き家バンク登録物件が増加し、本市への移住定住が促進されることに期待するところでもあります。

引き続き、産官学金労言で構成するふるさと創生会議のご意見も伺いながら、総合戦略に掲げる事業の検証を行い、さらなる人口減少を抑制し本市の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険制度改革についてであります。

国民健康保険制度は、国民皆保険の基礎としての重要な役割を担っておりますが、市町村間の格差が大きいことなど、さまざまな問題を抱え、財政運営および事業運営の両面にわたる抜本的な改革が急務とされてきたところでもあります。

このことから、本年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るための改正が行われます。

国民健康保険の運営の主体は、市から県へと変わりますが、国保税の納付や各種届出・申請の方法は変わりません。

市では、引き続ききめ細かい保健事業等を展開し、市民の皆さまの健康保持増進に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療保険料および介護保険料のコンビ二収納についてであります。

平成22年度から、市税や上下水道料金のコンビ二収納を行っているところでもあります。後期高齢者医療保険料および介護保険料についても、市民の皆さまの利便性等を考慮する中で、本年4月からコンビ二収納を開始することとしたところでもあります。

次に、介護保険事業についてであります。

平成30年度から平成32年度までの第5次介護保険事業計画については、北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会や、パブリックコメントでの貴重なご意見をもとに、現在最終的な修正を行っているところでもあります。

2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療・介護ニーズへの需要がさらに高まることも見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進をし、高齢者の自立支援と要介護状態の悪化防止、地域共生社会の実現を目指してまいります。

今後も、計画に基づき、高齢者が元気で、住み慣れた地域で安心して、安全に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、病児・病後児保育園についてであります。

長坂保育園秋田分園を拠点に開園している病児・病後児保育園については、これまでに198名の登録をいただき、児童の受け入れを行ってきたところであります。

施設の利用については、県内一部地域において広域利用が図られていたものの、その他の地域では、各市町村単位での利用が基本であることから、通勤途中の広域利用など、子育て世代の利便性の向上が求められておりました。

そこで、これらの要望に応えるため、本年度県の主導により県内市町村において協議を行い、来年度から県下全域で病児・病後児保育園の広域利用をスタートさせることとなりました。

今後も引き続き、子育て世帯の就労しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、上下水道事業の取り組みについてであります。

上下水道事業については、平成32年4月の地方公営企業法の適用へ向けた取り組みを進めておりますが、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少等に伴う料金収入の減少等により、公営企業を取り巻く経営環境については、年々、厳しさを増している状況であります。

このような中、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業型企業参入の状況についてであります。

耕作放棄地の解消・防止を図るとともに、地域雇用の創出を推進する農業生産法人の誘致において、大泉町内で1社が施設整備を完了し、2月から本格的に栽培を開始したところであり、トマトやパプリカを中心に栽培を進めております。

栽培開始に伴い地元雇用も30人創出され、今後の地域経済の活性化に期待しているところであります。

次に、水の山映像祭事業についてであります。

世界に誇る水の山プロジェクトの一環として、「水・森・山・太陽」をテーマに、昨年6月から10月まで、シナリオ教室を開催しながら、シナリオの募集を行いました。

全国から334点の作品が寄せられ、審査の結果、一般部門は、福岡市在住の有田哲也さんの「白州台ヶ原の虎頭の舞」を題材とした作品「虎をかぶりて、駆けてく」が、小中学生部門では、甲陵中学校3年生の持留光さんが「最後の森」と題した「人間と自然の対立と共存を」描いた作品がグランプリに決定しました。

今後は、シナリオを映像化し、本年7月の水の山映像祭で上映する予定となっており、本市をPRできるいい作品となることが期待されるところであります。

次に、雇用対策への取り組みについてであります。

人口減少社会の進展により、市内企業においても人手不足が深刻な課題となっておりますので、市内企業に特化した就職ガイダンスを開催するほか、新たに就活女子会を開催するなど、

市内企業の人材確保支援に取り組んでいるところであります。

就職ガイダンスは、採用に結びつく効果が高いと参加企業から好評を得ており、来月3日には、長坂総合支所を会場に、市内企業34社が参加するガイダンスを開催することになっております。

また、本年度開催した、求職者や創業者などを対象にしたスキルアップ講座や事業者を対象にした人材活用や働き方改革などの講座には、延べ455名が参加しており、魅力のある働き方の推進と多様な人材の活用にも取り組んでおります。

次に、高根地区の小学校統合についてであります。

高根地区の3小学校の統合により新たに開校する高根東小学校の象徴となる校章については、公募の結果、小淵沢町の園桃歌さんの作品が選定され、教育委員会において正式に決定されました。

また、校歌については、シンガーソングライターの森山良子さんに制作を委託しております。

今後、3小学校の交流を進めながら、来年4月の学校統合がスムーズに行われるよう、万全を期してまいります。

次に、オリンピック事前合宿地の誘致についてであります。

先月22日から24日までの3日間、フランス共和国のバレーボール協会関係者2名が本市の白州体育館ほか事前合宿予定施設を視察し、誘致へ向けて交渉を行いました。

視察者からは、東京とのアクセス、自然環境、気候条件、宿泊施設などから、本市が事前合宿地として大変に適しているとの評価を受けました。また、体育館とサンドバレーコートが併設されていることなどが、高く評価されました。

事前合宿のメイン施設となる白州体育館においては、メインアリーナの照明や、トレーニング機器の老朽などについて、意見や要望が出されております。

フランスバレーボール協会では、関係者と協議を行い、本市に回答するとしておりますので、良い結果が届くことを期待しているところであります。

次に、山梨県立ハケ岳スケートセンターの存続についてであります。

今月2日、北杜市、県体育協会、県スケート連盟および市体育協会や市スポーツ少年団ほか関係団体が、県立ハケ岳スケートセンターの存続へ向けた要望書を県知事に提出してまいりました。

私からは「施設は子どもたちの教育や、スケート振興の発展および競技力向上のため、必要な施設であり、ぜひ存続してほしい」と強く要望し、知事からは「施設は県民にとって大きな役割を果たしており、存続要望をしっかりと受け止め、早い時期に判断する」との回答をいただいたところであります。

引き続き、関係団体と協力して、スケート競技の普及と競技人口の拡大に取り組むとともに、施設の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、史跡梅之木遺跡についてであります。

国の史跡指定を受けた史跡梅之木遺跡公園については、本年度末に整備が完了することから、4月27日には開園式を行い、供用を開始する予定であります。

この遺跡公園は、「みんなでつくる縄文ムラ」をコンセプトに、体験学習や活用イベントを通じて竪穴式住居の復元を図るなど、活用しながら施設の充実を図ってまいりますので、市民の皆さまをはじめ多くの方々にご参加いただくとともに、ご利用いただきたいと思います。

次に、甲陵高等学校講堂の移管と整備についてであります。

P T Aで組織する甲陵高等学校教育振興会が平成10年に建設した講堂は、中高一貫校の特色であるスーパー・サイエンス・ハイスクール事業など、充実した教育プログラムを实践する場として必要な施設であり、学校設置者として安全を確保し適切な管理のもと、使用していく義務があることから、市では講堂の移管を受け、来年度に改修工事を実施し、市民の皆さまへ学習活動の場として広く活用してまいりたいと考えております。

次に、平成30年度の主な施策と予算について、ご説明申し上げます。

第2次北杜市総合計画に掲げる人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けた、8つの杜づくりを進めるにあたり、来年度は、市民や地域、企業、行政が一体となり、同じ目標に向かって連携を図り、一生涯健康で幸せに暮らせるふるさと北杜を目指すため「お宝いっぱい健幸北杜」を基礎に子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つを柱とした施策を展開するとともに、引き続き少子化対策、定住促進に関する施策に全力を挙げて取り組むこととし、北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく施策を積極的に実施することといたしました。

はじめに、子育てと福祉についてであります。

子育て世代が安心して子どもを産み、健やかに育てる環境整備を図るとともに、誰もが健康で、元気に充実した生活を送ることができる、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

主な事業としては、子育て支援住宅の整備による園児数の増加と経年劣化に対応するため、いずみ保育園の園舎の建て替えを行う事業経費として5億5,411万8千円を、県下全域での病児・病後児保育の広域化により、本市の児童が市外の病児・病後児保育園を利用した際に、保育園を管理運営する市町村に対して負担金を支払う経費として21万9千円を、しらかば保育園さくら分園の施設老朽化に伴い、屋上の防水工事を行う経費として、1,827万5千円を、高根地区小学校統合に伴う、高根東放課後児童クラブの建設事業経費として1億7,062万3千円を、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のため、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進する健幸長寿社会創造プロジェクト事業費として2,961万6千円をそれぞれ計上しております。

次に、雇用と産業についてであります。

地域産業の活性化と安定的な雇用の確保を図るため、農林業の振興と企業立地の促進に取り組み、活気あふれるまちづくりを進めてまいります。

地域の森林資源を地域内で活用する体制を構築し、木質バイオマスの利用促進を図る木の駅プロジェクト支援事業として730万円を、北杜市産農作物を使用し安全・安心や健康、地域活性化に配慮した市内の定番メニューを開発する経費として330万円を、市内に立地しようとする企業に対し、企業立地用地の基礎情報を提供し、企業の立地計画に迅速に対応することにより、本市への企業立地を促進し、新たな雇用の場の創出と地域経済の活性化を図るための経費として、2千万円をそれぞれ計上しております。

次に、教育についてであります。

次世代を担う子どもたちの夢や希望を実現させるため、心身ともに健やかな学習環境の充実を図り、夢響きあうまちづくりを推進してまいります。

北杜市の自然、科学、文化、芸術など、本市が持つさまざまな特色について学ぶ機会を提供する公営アカデミーふるさと探検事業の経費として27万2千円を、不登校児童・生徒の支援

のための適応指導を行う場として、平成31年度に教育支援センターの開設準備を行う経費として567万4千円を、昨年度策定いたしました小学校施設等中長期保全化計画に基づき、順次小学校の校舎や運動場の改修等を行う整備費として1億7,597万9千円を、高根地区3校の小学校統合に向け、児童等の事前交流、閉校記念事業を行うとともに、スクールバスの購入や高根東小学校の既存校舎を有効活用しながら、必要となる校舎、附帯施設などの整備を行うこととし、2億3,088万9千円をそれぞれ計上しております。

次に、スポーツと芸術についてであります。

誰もが学びスポーツを楽しみ、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう、生涯学習を推進し、暮らしに花を咲かせるまちづくりを進めてまいります。

体育施設、芸術文化施設等の教育施設を紹介するパンフレットを作成し、さらなる利用促進を図るため114万1千円を、一流の芸術や文化に触れることで市民文化の育成や、地域文化の発展につながるよう、市民参加型の事業をホール3館で実施する事業費として856万7千円を、日本体育大学との体育・スポーツに関する協定により、講師や学生を招き、スポーツ教室等を開催し、高い技術を学ぶ連携事業のほか多様な運動機会の創出事業の一環として、市民の皆さまがいつでもウォーキングやジョギングなどができる環境を整えるための経費として118万3千円を、県立八ヶ岳スケートセンターの利用者の拡大を行うスケート振興推進事業として210万円をそれぞれ計上しております。

次に、若者と女性の活躍についてであります。

若者と女性が働きやすく、誰もが活躍できるよう、若者や女性に対する支援を積極的に行うとともに、異なる分野における人材のマッチングや市政に関わる機会を創出し、人材育成と地域力向上を図り、自分らしさを探せるまちづくりを推進してまいります。

地域活性化センターとの連携協定に基づく、地域活性化センターへの職員派遣、地域活性化センターからテーマに沿ったプロフェッショナルな講師を招聘しての職員研修を実施する経費として189万円を、県外への進学を契機とした転出に対する抑制効果を検証するため、鉄道を利用して県外の大学等へ進学する者に対し、通学定期券の購入費用を助成する経費として300万円を、健康意識が低い若者世代から現役世代を対象とした健幸づくりの取り組みを市民と企業と行政が協働で実施する若者世代からの健幸づくりプロジェクト事業として57万1千円を、林業従事者の高齢化や担い手の減少、またそれに伴う管理放棄林の増加や、有害鳥獣対策等の課題を抱える中、都市部からの人材を積極的に誘致し、担い手育成ならびに地域への定着を図るための経費として798万4千円を、市内の女性の活躍を促進するため、新たに創業する女性の支援を行う事業経費として430万円を、若者世代を中心に人気の高い市営住宅について、現在のライフスタイルに合った改修を行う若者が暮らしやすい市営住宅居住性向上事業として2,599万8千円をそれぞれ計上しております。

これらのほか8つの杜づくりに取り組む事業として、移管を受ける予定であります甲陵高等学校講堂の非構造物の改修工事を行うため6千万円を、県単土地改良費、団体営土地改良事業費として3億8,337万5千円を、子育て世代の住宅取得費用などへ助成する子育て世代マイホーム補助金として1億6,300万円を、減災力の強いまちづくり協定に基づく研修、訓練及び地域防災リーダーの育成を行う経費として75万3千円を、迅速かつ確実な情報を提供するため、全国瞬時警報システムいわゆるJアラートの新型受信機の整備事業費として611万1千円を、地域公共交通網形成計画の推進に係るワークショップの開催等の経費とし

て400万円を、清里南部処理場、須玉第一処理場の統廃合整備を行う社会資本整備総合交付金・汚水処理交付金事業費として4億7,410万9千円を、北杜市橋梁長寿命化実施計画に基づき、橋梁の修繕工事を行う防災・安全社会資本整備交付金事業費として2億5,750万円を、南アルプスユネスコエコパーク推進事業では、地域連絡会等と連携した、さらなる情報発信や登山道の整備等を行う経費として2,668万1千円を、空き家バンクへの登録を予定している所有者に対し、家財道具の処分や敷地内の除草に対して補助するとともに、新たに賃貸物件の設備改修に要する経費に対して補助を行う空き家バンク清掃費等補助金として600万円をそれぞれ計上しております。

また、市内外に水の山ブランドを広く周知するための水の山映像祭事業として702万円を、市民に市内の観光資源を知ってもらう機会を設け、ソーシャルネットワークサービスいわゆるSNS等を通じて、市民自らが観光情報を発信し、来訪のきっかけづくりを図る北杜のお宝知らせ隊事業として107万円を、観光施設の安全かつ快適な利用により、観光振興を図るため、明野ひまわり公園公衆トイレを新築する事業費として5,977万9千円を、史跡梅之木遺跡公園の維持管理および市民の生涯学習等に供するための活用事業を行う経費として1,410万8千円を、軽微な道路修繕や看板設置・補修などハード面において、地域が抱えるさまざまな課題・要望に対して、より迅速に対応できるよう、部局の枠を超え各総合支所で執行が可能となる地域課題早期対応事業費として1億円を、昨年度策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づき、個別計画を策定するため、先進事例調査、利用状況調査、市民ワークショップなどを行う経費として、652万4千円をそれぞれ計上しております。

以上「お宝いっぱい健幸北杜」を基礎とした主要施策に併せ、地方創生を進める北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく子育て応援や定住促進施策、地域活性化施策等により8つの杜づくりに取り組むこととし、市民の皆さまの期待に応えていくとともに、本市の重要課題に的確に対応する中で、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向け、市民一人ひとりが輝ける“愛でつながる北杜市”を目指し、全力で邁進してまいります。

続きまして、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、報告案件1件、補正予算案件18件、条例案件18件、平成30年度当初予算案件14件、その他案件4件、諮問案件1件の合計56案件であります。

はじめに、報告第1号 専決処分の報告（損害賠償の額の決定）につきましては、地方自治法の規定により、専決処分をいたしましたので、議会に報告するものであります。

次に、平成30年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

来年度の財政状況を見ますと、歳入面では、地方交付税の段階的縮減が進む一方、市税収入は増加が見込まれ、引き続き、財政調整基金の取り崩しを回避することができました。

歳出面では、本市の重要課題に的確に対応するとともに、引き続き、北杜市総合戦略および八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく少子化対策、定住促進に関する施策を積極的に実施することとしております。

平成30年度は、こうした所要の財源を確保するとともに、財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、引き続き減債基金を活用して、6億円にのぼる市債の繰上償還を行うことといたしました。

厳しいシーリングを設定し総額を抑制するとともに、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査しながら、市民のより豊かな生活を考慮し、4年目に入る交付税の段階的縮減

に対応した予算としたところであります。

以上のような考えに基づき、当初予算を編成しました結果、平成30年度北杜市一般会計予算の総額は、277億9,696万8千円となっております。

次に、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号の平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)については、3億8,321万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294億9,969万3千円と定めるものであります。

主なものは、歳入では、市税、地方交付税、寄附金、繰越金などの増額と国庫支出金、県支出金、繰入金、市債の減額であります。

歳出につきましては、アメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡との交流事業の財源となる国際交流基金への積立金、県支出金の内示に伴う農地耕作条件改善事業、県営土地改良事業負担金および農業関係補助金の増額などを計上しております。

また、公共事業等の事業費の確定による減額、不用額の整理などを行っております。

次に、議案第2号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、事業額の確定に伴う不用額の精査等によるものであります。

次に、議案第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、後期高齢者医療広域連合納付金および事務費納付金等の確定によるものであります。

次に、議案第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、余剰金確定に伴い、介護給付費支払準備基金への積立金を計上したものであります。

次に、議案第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)は、余剰金確定に伴い、介護保険特別会計へ繰り出し、地域包括支援センターの運営に充当するものであります。

次に、議案第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)および議案第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)ならびに議案第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、いずれも事業費の精査により、減額補正を行うものであります。

次に、議案第9号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、事業費の精査により、基金への積立金を計上したものであります。

次に、議案第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第2号)および議案第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)につきましては、事業の確定に伴い、基金への積立金を計上したものであります。

次に、議案第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、分譲地1区画売却に伴う、歳入の増額によるものであります。

次に、議案第13号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)から議案第18号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)までの6案件につきましては、いずれも事業の確定に伴い、基金への積立金を計上したものであります。

続きまして、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第19号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定に関する権限が山梨県から移譲される

ため、居宅介護事業者の指定に係る要件ならびに人員及び運営に関する基準を定める必要があることから、条例を制定するものであります。

次に、議案第 2 0 号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例及び北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例を廃止する条例につきましては、市が行っているケーブルテレビ事業を民間事業者に譲渡することに伴い、条例を廃止するものであります。

次に、議案第 2 1 号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 2 2 号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員等の育児休業の延長等について規定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 2 3 号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険制度の県との共同事業化に向けて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 2 4 号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 2 5 号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることにより、住所地特例が適用されている国民健康保険の被保険者に関し、平成 3 0 年 4 月以降に後期高齢者医療制度に加入する者についても、住所地特例が適用されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 2 6 号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改正するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 2 7 号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 2 8 号 北杜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 2 9 号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 3 0 号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

あります。

次に、議案第 3 1 号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例につきましては、北杜市立いずみ保育園の園舎建て替えに伴い、仮設園舎を建設することから、いずみ保育園の位置を変更するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 3 2 号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例につきましては、病児・病後児の保育に関し、県内自治体との連携を図ること等により、子育て世帯に対する支援を強化するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 3 3 号 北杜市優良乳用牛貸付けに関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業の成長産業化および農業経営の安定を図ることを目的に、農業災害補償法の一部が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 3 4 号 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例及び北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等を目的に土地改良法の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 3 5 号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例につきましては、企業等の新たな設備投資に対する支援を行うことにより、北杜市における企業立地の推進、経済の発展および産業の活性化を図るため、支援期間の延長を行う必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 3 6 号 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市民の学習活動等の促進を図るため、甲陵高等学校の講堂を市民に開放することから、所要の改正を行うものであります。

続きまして、その他案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第 3 7 号 委託変更契約の締結について（中央本線小淵沢駅合築駅舎等新設工事東日本旅客鉄道株式会社委託）につきましては、小淵沢駅合築駅舎等新設工事委託費の減額に伴う変更契約を締結する必要があることから、地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 3 8 号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 3 9 号 土地改良事業の計画の概要につきましては、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 4 0 号 市道路線の変更につきましては、県道台ヶ原長坂線の花水橋架け替え事業の完了に伴い、県道との接続部分において、市道路線の起点を変更する必要があることから、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問案件につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となることから、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

○議長（中嶋新君）

それでは、再開いたします。

市長の説明が終わりました。

ただいま、議題となっております56件のうち議案第1号の1件、議案第20号から議案第36号および議案第40号から議案第54号までの32件につきましては、一般会計補正予算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第1号につきましては、8人の委員で構成する一般会計補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号につきましては、8人の委員で構成する一般会計補正予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました一般会計補正予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元に配布の8人の委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました8人の諸君を一般会計補正予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました一般会計補正予算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は、議員全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

昼食のため、再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（中嶋新君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に一般会計補正予算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

一般会計補正予算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に齊藤功文君、副委員長に藤原尚君。

以上のとおり、一般会計補正予算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第 20 号から議案第 36 号および議案第 40 号から議案第 54 号までの 32 件につきましては、会議規則第 37 条第 1 項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま、議題となっております報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、内容説明を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので報告するものであります。

提案理由は、損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

報告案件は道路の管理瑕疵に係る案件であります。

2 ページ、専決処分書をお願いいたします。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日は平成 30 年 1 月 22 日であります。

損害賠償の額 52 万 231 円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住の男性です。

損害賠償の理由 平成 29 年 10 月 20 日、午前 11 時 10 分ごろ、北杜市高根町堤 798 番 6 付近の市道箕輪・小淵沢線において、市道脇の立木が倒れ走行中の相手方の普通自動車の左側面を破損したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で、報告第 1 号の報告を終わります。

次に、議案第 37 号 委託変更契約の締結について（中央本線小淵沢駅合築駅舎等新設工事東日本旅客鉄道株式会社委託）について、内容説明を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

議案第37号 委託変更契約の締結について（中央本線小淵沢駅合築駅舎等新設工事東日本旅客鉄道株式会社委託）について、ご説明いたします。

平成26年第2回北杜市議会臨時会において、平成26年10月6日に議決されました中央本線小淵沢駅合築駅舎等新設工事東日本旅客鉄道株式会社委託契約について、委託変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号ならびに北杜市議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的 中央本線小淵沢駅合築駅舎等新設工事東日本旅客鉄道株式会社委託

契約金額 変更前17億3,717万9千円

変更後15億7,166万6,916円

契約の相手方 東京都八王子市旭町1番8号

東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社長 坂本浩行

変更契約の理由であります。小淵沢駅合築駅舎等新設工事の減額に伴い変更契約を行う必要が生じたものであります。

なお、減額の主なものにつきましては、電気工事でエレベーターにかかる電気工事および線路敷き内の信号装置などの架線の張り替えを予定していましたが、地中布設や既設での対応が可能となったことによるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第37号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号 土地改良事業の計画の概要について、内容説明を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長(丸茂和彦君)

議案第39号 土地改良事業の計画の概要についてであります。

北杜市明野町小笠原地区にかかる市単独土地改良事業を実施するため、土地改良法第96条の第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。計画概要書でご説明いたします。

本事業は、明野町小笠原地区の畑地帯において、農業の生産基盤である農用地の整備及び担い手への集積を推進することにより、優良農地の確保と営農環境の改善を図り、地域の活性化・農村環境の維持に寄与することを目的とするものであります。

地区の所在は、茅ヶ岳山麓の西側に広がる畑地帯で、関係戸数は16戸、受益面積は0.94ヘクタールであります。

工事内容は整地工0.94ヘクタール。施設建設6,800平方メートルで、全体事業費は15億4,971万円です。

本地区の事業は、企業参入による土地改良事業として実施するもので、事業費は企業側の負担となりますが、今後、国、県等の補助要件に見合う事業がある場合は、それらを部分的に活用していきたいと考えております。

3ページ、4ページは位置図と現況平面図となっております。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第39号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第59 選挙第1号 下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり、守屋陽司君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました守屋陽司君を下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました守屋陽司君が下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(中嶋新君)

日程第60 請願第1号 憲法「改正」国会審議での慎重審議を求める意見書提出請願を議題とします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番議員、志村清君。

○8番議員(志村清君)

朗読をもって、趣旨説明とさせていただきます。

請願第1号

2018年2月19日

北杜市議会議長 中嶋新様

憲法「改正」国会審議での慎重審議を求める意見書提出請願

請願者

氏名 星匠

住所 山梨県北杜市武川町山高1441-5

紹介議員 志村清

(請願事項)

憲法「改正」に関する国会議論は十分時間をかけ、国民の意見を聞き、法律専門家の意見なども聞きながら議論すること、拙速な議論・結論付けを避けるように衆議院、参議院の議長に北杜市議会として意見書の提出を行うことを請願します。

(請願理由)

いま国会は通常国会が開会中で、私たち市民に深くかかわる社会保障や働き方などの課題が論議されています。そして報道などによるとこの通常国会に憲法「改正」の自民党案が提案され、衆参両院の憲法審査会や本会議で議論されるということです(自民党案は3月25日頃決定するとも言われています)。場合によっては今年末までに「改正」発議が国会でなされるだろうとの予測も出されています。

いうまでもなく憲法は国民や国家にとって極めて重要なもので、近代以降は立憲主義といわれるように憲法に基づいた政治が基本になっており、私たちの生活全体を形づくっているものです。その憲法の「改正」、特に憲法九条を巡ってその具体的記述など議論が行われようとしています。

私たちはこの「改正」議論を決して否定するものではありません。しかし憲法「改正」の議論を日程優先で行うべきでないと考えます。世論調査の結果でも憲法「改正」を今年中に行い、発議することに否定的意見は半数に上っています。極めて重要な憲法問題を1年とか、1回の通常国会で済ませることは私たち国民が納得できるものではありません。

確かに憲法にもとづいて、「改正」発議は国会議員の3分の2の多数で可能です。いま国会は自民党など与党がその数を超えており、強行すれば発議が可能です。もし十分な議論のない中、そのようなことになれば私たち国民や国家にとって極めて遺憾の状況が生まれることとなります。

憲法「改正」審議が拙速におこなわれることなく、十分時間をかけて論議が尽くされるよう国会に地方自治体からの意見書提出を要請します。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま、議題となっております請願第1号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会へ付託します。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月9日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時46分

平成 3 0 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 9 日

平成30年第1回北杜市議会定例会(2日目)

平成30年3月9日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第2号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第9号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第13号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第14号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第15号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第16号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第17号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第18号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	企画課長	中山晃彦
財政課長	植村武彦		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 ( 3 人 )

議会事務局長 土屋 裕  
議 会 書 記 清 水 市 三  
" 進 藤 修 一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案につきましては、一般会計補正予算特別委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

一般会計補正予算特別委員会から、議案第1号について報告を求めます。

一般会計補正予算特別委員長、齊藤功文君。

○一般会計補正予算特別委員会委員長（齊藤功文君）

平成30年3月9日

北杜市議会議長 中嶋新様

一般会計補正予算特別委員会委員長 齊藤功文

一般会計補正予算特別委員会委員長報告書

一般会計補正予算特別委員会は、去る2月27日の平成30年第1回北杜市議会定例会において付託された事件を、2月27日、3月2日および8日に全員協議会室において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）

以上、1件であります。

出席委員 委員長 齊藤功文、副委員長 藤原尚

委員 加藤紀雄、原堅志、相吉正一、清水進、中嶋新、内田俊彦

北杜市議会委員会条例第29条の規定により出席した者

増富地域再生協議会会長 藤原尚

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

「現在の公債費の金利は、また、臨時財政対策債を借り入れしなかったことによる財政的な影響は」との質疑に対し、「平成29年度借り入れについては、3月末に借り入れる予定である。昨年度は、0.25%から0.5%であった」との答弁がありました。

次に、「臨時財政対策債については、本来償還すべき約9億円が20年間金利を含め交付税措置されることになる」との答弁がありました。また、「現在の基金利子は」との質疑に対し、「基金は定期預金として預けており、金利は0.01%から0.17%である。1億円以上預け入

れをすれば0.2%という金利もあるが、基金運用は厳しい」との答弁がありました。

次に、「国際交流基金積立金の過去からの経緯と目的は」との質疑に対し、「国際交流委員会は、マディソン郡との交流を目的に組織され、高根・長坂・大泉・小淵沢の町村が1億円ずつ出し合い国際交流のために事業を実施してきたものである。これまでは、外国債および国債により運用益を原資に事業を実施してきたが、北杜市として合併し、事業実施は実質市が行っていることから、市が目的を継承して実施していくことにした」との答弁がありました。

次に、「増富地域再生協議会の監査はどのように実施してきたのか」との質疑に対し、「4月21日に増富出張所において、地域の監事とともに監査を行い、書類の修正や不備を指導した」との答弁がありました。

次に、「増富地域再生協議会が事業を継続しないとされた経緯が分かる書類があるはずであるから、その提出を求める」との質疑に対し、「管理している書類は、再生協議会の監事として持っており、再生協議会の理事会において会計検査以外は出さないと決めている。また、市が所有する公文書ではないため出すことはできない」との答弁がありました。

次に、「増富地域再生協議会の会長として事業を継続しないとされた経緯の説明と資料の提出を求める」との質疑に対し、「5月から7月まで事業計画を練り上げてきたが、事業を実施できず、半年では事業を行うことが困難であった。事務局2人は素人であり、会計の専門家を入れるなどして対応すべきであった。会計処理に不安もあり、身の丈にあった事業を行っていくこととし交付金事業を中止することにした。資料提出については、理事会で出さないと決定したことから、自分の一存では出せない」との答弁がありました。

次に、「地方創生推進交付金に合わせるように支出していると思われるが、会長としての見解は」との質疑に対し、「実際に不適切な処理がされている。不正と言わざるを得ない」との答弁がありました。

次に、「ガソリン代、ETCの領収証がないものがあるが、通常公金として支払うことはあり得るのか」との質疑に対し、「領収書がないものは支出できない」との答弁がありました。

次に、「コンサルとの契約は承知していたのか」との質疑に対し、「コンサルについては、承知していない」との答弁がありました。

次に、「市は再生協議会に対して現金出納簿等の必要な書類についてしっかり指導してきたのか」との質疑に対し、「再生協議会に対しては、書面等でも指導してきた」との答弁がありました。

次に、「倉庫の購入に38万9千円、不正な支出があったと全員協議会で説明があった。不正を行った受託者と委託契約を継続できるのか」との質疑に対し、「一般的に委託契約を継続することは難しい」との答弁がありました。

次に、「倉庫の見積書から見るとプールしていた額はもっとあったのでは。預かっている業者が困っていると聞いたが」との質疑に対し、「業者がほかにも預かっているお金があり、再生協議会へ返金してきた」との答弁がありました。

次に、「増富地域再生協議会が事業を継続しないとされた経過もあるが、不正があり、市としては、当然契約を継続することは困難であると考えられるが」との質疑に対し、「減額補正の提案理由については、今回増富地域再生協議会の中で不正な公金受領が発覚したことは大変遺憾である。協議会内部においてもいろいろな問題があり、現時点では単に交付金を支払うことは困難であることから契約を解除し減額をしたものである」との答弁がありました。

質疑終結後、「この補正は、増富出張所費3,527万8千円が減額されている。増富・地方創生交付金事業に充てるものであったが、昨年10月増富地域再生協議会から交付金事業を中止したい旨の相談が市にあり、市としては交付金事業を進めていくのであれば、引き続き地域の協力のもとに進めていくべきとの考えから、事業継続を要請したが、これが難しいのであれば、今後の事業の方向性について検討していくとしていた。事業を中止する明確な説明がされていない。また、事業中止となった責任の所在も不明である。原因の解明が必要であることから反対する」。一方、「増富出張所費の減額が争点となり、特別委員会が設置された。増富地域再生協議会は、平成28年度事業において、現金出納簿など明確な資料提供ができない状況である。市はこれまで協議してきたが、増富地域再生協議会は、自分たちの判断により地方創生交付金を使わずとも再生事業ができるということを理事会および総会で決め、委託契約をやめた。再生協議会の意志であり、再生協議会の中でも不正があり、事業継続に不安があるから交付金事業はやめるべきであるとのことが理由であったと思う。市としては、事業を継続してもらいたかったが、いろいろな問題があって、不正な経理によりプール金を業者に預けるなど交付金事業としては不正であることは明確であり、市としてそのままにせず減額することは当然である。さらには、業者にまだプール金があり、再生協議会に返された事実も判明した。市はこれまで努力し、指導してきたが、再生協議会は指導に応じてこなかった。これらのことから市は減額を判断しており賛成する」。また、「事業中止を決めた臨時総会等の資料が添付されていない。再生協議会は断腸の思いで、契約解除に至ったとのことであり、その理由が明確にされるべきであるところがなされていないことから反対する」。一方、「事務処理上の不適切な部分や会計処理ができていなかった。いろいろな問題を含んだ事業であった。市としては、7千万円からの大事業である。市は真剣に対応してきたが協議会との連携がうまくいかなかった。減額は大変な決断であり、今後の国との関係は大変なことになることを承知した判断は苦渋の決断であったことから賛成する」。また、「地方創生推進交付金事業の減額理由が明確でなく、再生協議会の資料も提出されないことから反対する」。起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

一般会計補正予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから一般会計補正予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

委員長報告に対する質疑を行います。

まず、地方創生推進交付金減額に関する審査の経過の中での話なんですけれども、参考人が呼ばれたと伺いましたけれども、どなたを委員会として参考人に呼ぶことに決めたかを委員長に伺います。

○議長（中嶋新君）

齊藤委員長。

○一般会計補正予算特別委員会委員長（齊藤功文君）

ただいまの質問に対して、お答えいたします。

参考人招致を、どなたをしたかということでございますけれども、委員長報告にも出ておりま  
すけれども、当日出席した方は増富地域再生協議会の会長 藤原尚さんのみでしたけれども、  
一応、特別委員会としてお願いした、議長にこれはあくまでも要請をお願いするわけですけれ  
ども、それは増富地域再生協議会の現会長と前会長、そして再生協議会の事務局および地方創  
生交付金事業に関して説明できる者ということで、議長宛てにお願いしたところでございます。  
以上です。

○議長（中嶋新君）

終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

委員長に伺います。

この参考人の招致は、北杜市市議会委員会条例第29条に基づいて行われたかと思いますが、  
この第29条を見ると委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。また、  
2前項の場合において、議長は参考人にその日時、場所および意見を聞こうとする案件、その  
他必要な事項を通知しなければならないというふうに規定されております。

今回の参考人の招致の中で、参考人として決めた、委員会が決めた参考人に対して、この第  
29条に基づいた、要するに参考人、その人に、その日時、場所、意見を聞こうとする内容を  
通知した、そういうことがなかったから私たちは出られませんという欠席届なり、不参届が参  
考人として呼ばれた方から議長というか、議会事務局に提出されたと同っているんですけど  
も、この経過については、経過とか、またそれから不参届、欠席届については、委員会とし  
ては取り上げられることはなかったんでしょうか。

○議長（中嶋新君）

齊藤委員長。

○一般会計補正予算特別委員長（齊藤功文君）

野中議員の質問にお答えいたします。

今、参考人招致の件についての質問でございますけれども、私ども委員会としては議長宛て  
に要請をしたところで、先ほど申しましたとおりでございます。その中で議長判断において参  
考人への通知をしたと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

ほかの質問ですけれども、この経過の中で参考人として増富地域再生協議会の会長、藤原会  
長が呼ばれて出席されて、いろいろな発言をされています。この発言というのは、再生協議会  
から条件は一切なしにすべてを委任された中で、会長が増富地域再生協議会を代表して答えら  
れたという、そういう発言であるということ委員会として、そういうことだということ委員  
会として発言をされているということなのではないでしょうか。

また、資料請求がなされています。特に増富地域再生協議会の総会や臨時総会の議事録が資  
料請求された中で、協議会としては理事会で決めたことだから出せないというふうになってい  
ますけれども、私たちに配られた増富地域再生協議会会長から市長宛てに出された資料の中では、

当協議会の会計資料、財産に関する資料はあくまでも当協議会で作成管理するべきものだから出せないということだったのですが、資料、すべて、要するに総会、臨時総会の資料、議事録、また理事会の議事録も出せないということは、その再生協議会の決定、またそれからそれを市も認め、また市は公文書ではないから出せないということを発言された、この報告書にも書いてあるんですけども、それを特別委員会委員長としては、それを了承して資料が出されなかったということによろしいのでしょうか。

○議長（中嶋新君）

齊藤委員長。

○一般会計補正予算特別委員長（齊藤功文君）

ただいまの、野中議員の質問にお答えします。

まず、増富地域再生協議会の藤原会長は協議会の全責任と言うんですかね、一任の中で当然、会長ということでありますから、協議会の責任者として当日は参考人として出席したと私は認識しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかにありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

私からは言葉の定義といいますが、意味について1点、確認をさせていただきたいと思いません。

今回の報告書にもありましたし、執行部からの議員に対する報告書にもあったわけですが、今回「不正」という言葉と「不適切」という言葉が並列で使われています。この2つは、ちょっと並列で使うのは、私は腑に落ちないというか、ちょっとなかなか頭が混乱するんですね。なので、ちょっと確認したいと思っております。

日本公認会計士協会の定義ですと「不正」というのは意図的な虚偽、不当な利益を得るために他者を欺く行為、こういった定義づけがされているようです。そして日本公認会計士協会は、不適切ではなくて誤謬という言葉を使うんですが、「誤謬」は財務諸表の意図的でない虚偽の表示であって、金額または開示の漏れ、こういった説明です。誤謬だからといって悪くない、そういう話ではないと思います。どちらも問題はあるわけでありますが、今回、執行部からは「不正」という言葉を使っただけの説明がなされています。私同様、「不正」と「不適切」、2つ並列で使われているのはちょっとどうなんだろうかと質問が、ほかの議員からも出ていましたが、そういった質問に対して執行部からはその意味するところは正しくないことということで不適切と同じ意味である、そういった回答というか答弁だったというふうに私は理解をしております。すなわち会計用語と同じような形で考えるならば、これは「誤謬」と同じというふうに私は捉えているところであります。

すなわち意図的な虚偽、不当な利益を得るために他者を欺く行為ではなくて、そういった意味で不正という言葉を使っているわけではないということと、そういった意図的な虚偽ですとか、不当な利益を得るために他者を欺く行為、こういうことが執行部としても立証できているわけではないというふうに捉えているわけですが、そのような理解でいいのか、よろしく願います。

○議長（中嶋新君）

これは委員長報告に対する質疑ですので、委員長、答弁。  
齊藤委員長。

○一般会計補正予算特別委員長（齊藤功文君）

池田議員の、ただいまの質問にお答えいたします。

特別委員会の審議の中でも、そうした言葉が、「不適切」とか「不正」というような言葉が使われておりましたけれども、その言葉の具体的な意味するところはということは、特別委員会では特に審議はされませんでしたけれども、使われていたことは事実であります。

私の認識では、ただいま池田議員の言われたような日本公認会計士協会のそうした解釈というんですかね、それと同じように私は認識しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

この地方創生交付金事業の、一般会計の特別委員会の中で、先ほど委員長が私の認識ではと言われましたが、私の認識で答えてはいけないのです。特別委員会の中の審議の内容を報告するのが委員長であり、私の個人の見識をお答えするのは、委員長として不適切と言わざるを得ません。この件につきましては、きちっとした措置を議長ならびに特別委員会に求めるものでございます。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開きたいと思っておりますので、議会運営委員の皆さんは議運の部屋に参集してください。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時54分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

先ほど議長の諮問により、議会運営委員会を開催いたしました。

先ほど、池田議員の質疑に委員長でございます齊藤委員長が答弁をしているところに私見を述べたことがありました。これはふさわしくないという結論に達しましたので、よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

先ほど議会運営委員会委員長報告のとおり、私が特別委員会の委員長報告に対する池田議員の質疑に対する答弁で、委員長として私見を述べた部分がございます。そうしたことは委員長としてよくない、述べてはいけないことでありましたので、ここに皆さんに陳謝いたします。

今後、そういうことのないように注意しますので、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって一般会計補正予算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

先に反対討論を許します。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論をします。

理由は、増富地区の地方創生交付金事業の減額補正について、この事業が中止に至った経緯が分からないからです。昨日の特別委員会の中での質疑に対し、執行部が誠実に対応しているとは思えませんでした。昨年9月議会代表質問の中で、執行部は現在のところ事業はおおむね順調に推移していると答弁をしていました。そうした中で、突然事業が中止となった理由に対する明確な答弁もなく、また資料の提供もありませんでした。明確な理由が分からない中で減額補正への判断はできません。

また、増富地域再生協議会が事業中止を決めた理由の執行部に対しての報告は、文書ではなく口頭で行われたとの答弁もありましたが、それについても非常に違和感を感じます。3年間で約7,200万円という大変大きな事業です。そんな大きな事業が中止になってしまった理由を口頭での報告だけで納得してしまう執行部の判断も残念ながら、到底容認できるものではありません。あまりにもずさんな対応だと思います。

また、増富地域再生協議会の現会長への質疑の中で、交付金がなくても事業をやっていけると判断したと増富地域再生協議会が中止を決めた理由を答弁されていましたが、その中止を決めた理由に対する増富地域再生協議会の対応についても違和感を感じています。

仮に交付金がなくても事業をやっていけると判断したという理由だけであれば、増富地域再生協議会の臨時総会などの資料提出を求めても、それを拒否するという判断には僕はならないと思っています。加えて交付金がなくても事業をやっていけるとする根拠も示されていません。そうした疑義がまったく晴れない中で、減額補正を認めるという判断はできないことから議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）に反対します。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）に賛成の立場で討論をいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,321万9千円を減額し、歳入歳出の減額を歳入歳出それぞれ294億9,969万3千円とするものであります。

中身は、企画部、国際交流基金積立金4億2,089万円。公共施設整備基金積立金4,328万7千円。産業観光部、県営土地改良事業負担金4,563万2千円。団体営土地改良事業費2,020万円など重要な予算であります。

2款1項8目支所及び出張所費の増富出張所費3,527万8千円の減額は、増富地方創生推進交付金事業において、事業を受託している増富地域再生協議会内で平成28年度事業執行の中、不適切な事務処理による不正な公金支出が明らかになり、委託者である市当局が苦渋の選択を強いられ、交付金の実績報告等を修正し、勇気ある決断のもと国庫に返金する措置を講ずるための減額予算であり、北杜市議会でもこの補正予算(第5号)については、一般会計補正予算特別委員会を立ち上げ、3回にわたって十分に時間をかけて慎重に審議し可決しました。特別委員会の議決を尊重するとともに、本補正予算の重要性に鑑み、議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)に賛成いたします。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に反対の発言を許します。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)に反対の立場から討論を行います。

この補正では、増富出張所費3,527万8千円が減額されています。この費用は、増富・地方創生交付金活用事業に充てるものでした。昨年12月議会、市の答弁では事業実施にあたっては、地域の方々の十分な理解と協力が不可欠となりますが、本年10月、昨年10月ですが、増富地域再生協議会から交付金事業を中止したい旨の相談が市にあったところです。

市としましては、交付金事業を進めていくのであれば、引き続き地域の協力のもとに進めていくべきであるとの考えから増富地域再生協議会に対して事業継続をしたところですが、これが難しいのであれば、今後の事業の方向性について再度検討しないと重く受け止めておりと述べております。

2月になってこの議題で全員協議会で2回の説明の場がありましたが、内容は28年度の会計処理に関してであります。29年度の事業をどのように評価しているかなど、事業中止の内容については、十分な説明がされていません。なぜ中止なのか。なぜ全額予算削減を行うのか。それまでかかった経費をどのように扱うのか。どうしてこうした事態に陥ったか。何よりもこうした事態に至った責任は誰にあり誰が取るのか、こうしたことが不明のままです。

本日の新聞では、増富地域再生協議会の事務局員2人が虚偽の発言で名誉を傷つけられたと市議と元市議を相手取り、損害賠償を求めて甲府地裁に提訴したことを報道しています。昨日の特別委員会でもなぜ協議会が事業を中止したのか、経過が分かる文書である臨時総会資料の公開を求めても当局は拒否をしています。なぜ中止なのか、会計処理の不適正だけでは、その理由が明らかにされておられません。原因の解明が必要だと考えます。

よって、この議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)に反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）に賛成の立場で討論を行います。

平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）は、財政健全化を基本方針に1年間にわたり行政推進に取り組んできた、その総まとめの予算補正であります。その内容は、臨時財政対策債9億3,700万円は例年と同様に発行せずに予算節約をし、また予算の執行上、年間を通して節約に努める等により翌年度以降の財政運営へ備えようとする、その配慮が見える補正予算であります。

その中で今回、特別委員会を設置し審議した増富出張所費の3,527万8千円の減額は、増富地方創生推進交付金事業の一部未執行によるものでありますが、特別委員会での審議により、その内容が明らかになってきた中で事業主体の増富地域再生協議会における不適切な事務処理や組織内の問題等が多々見受けられました。しかし、本事業は北杜市から増富地域再生協議会が契約により事業委託を受け、実施してきた事業であります。

特別委員会の中の審議で明らかになった中で判断しますと、事業主体である増富地域再生協議会の責任はもちろんでありますが、委託者として、また事業の性質上、指導的立場にある北杜市の窓口であった増富出張所、須玉総合支所、また本庁の総務部、それぞれの立場の中での責任は、この中止に至った責任は重いものがあるかと思えます。

本事業は、国の交付金事業として50%の国費を充当する有利な事業であります。増富地区の活性化のため、また北杜市の発展のために私は今でもこの事業を中止することなく計画どおり実施してほしい、こんな気持ちであります。

この交付金事業は3年間で7,200万円という金額、これも北杜市の申請に基づき国が北杜市の今までの市政での実績や自治体としてのその力を評価し信頼し、全国の多くの自治体が申請する中で特別に国の認可をいただき、交付金の交付を受けての事業であります。

この事業を途中で中止することは北杜市を評価し、そして事業を認定してくれた国の信頼を裏切るような行為にもなりかねません。また国との間に入り市を信頼し、そしてこの事業推進に努力してくれた県に対しても、やはり県の誠意に背く行為ともなりかねません。

しかし、今回は事業主体である増富地域再生協議会が十分この事業について検討し、そしてその結果として途中で事業の中止をしたいということを決定し、このことについて市に協議があり、両方で慎重に検討した結果であり、北杜市にとっても増富地域再生協議会にとってもこの中止は苦渋の選択、決断であったと思えます。

これらのことを考えると残念ではありますが、今となっては中止もやむを得ない判断であると思えます。

このような国や県の信頼のもとに認可された事業を途中で中止することは、北杜市としては二度とあってはならないことであると思えます。執行部にはこのことを教訓とし、今後の事業執行等については一層、慎重かつ真摯に取り組んでいただきますことを強く強く要請いたします。

さて、今回の補正予算は増富地域再生協議会のこの事業ももとよりであります。それ以外

に3億8,321万9千円を減額するという年度末に至った緊急な、必要な予算の補正であります。広範囲の補正予算の内容になっております。この予算が可決されないと平成29年度、年度末が迫っております。事務事業の執行および行政推進に大きな影響を与えかねません。このことは言ってみれば住民の皆さまのサービス低下や、そのサービスの一時停止にもなり兼ねない状況にあります。

このように私があえてここで言うまでもありませんが、予算は市政推進にとって住民サービスの点からも非常に重要な案件であります。

以上のように慎重に検討し判断した結果として、平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)に賛成をいたします。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に反対者の発言を許します。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)について、反対の立場から討論をいたします。

当議案の大きなポイントの1つは、増富地域再生協議会の事業中止による減額補正であります。なぜ事業を中止するに至ったのか、論理的かつ客観的な説明は、私は聞くことができなかつたと、そのように感じております。

会計処理でミスがあり、適切ではなかったといった類の説明はありましたが、事業を中止する理由になるとは常識的には考えられません。そもそも住民監査請求による大変厳しい監査もクリアをしています。では、なぜ事業が中止となったのか。増富の皆さまは何とか継続したかったと推察しますが、なぜ苦渋の選択となったのか。この不可解さが解けないわけであります。

中止を決めた際の総会資料も、何名かの議員の方がもう指摘されていましたが、公開され説明されることがありませんでした。事業を中止した理由を知るために最も必要な書類であるというふうに感じます。何がそこに書いてあるのか。

一方で、今朝の山梨日日新聞によりますと協議会事務局の方々が当市の市議会議員と元議員を相手取り、名誉が傷ついたとして損害賠償を求めて甲府地裁に提訴したとのことでありました。

昨日の委員会へは、協議会の皆さま、事務局の方々も参考人として呼ばれていましたが、長文の欠席理由をしたためた不参届が提出されたとも耳にしています。そうであったならば、当然、読み上げられるものと思いますが、届け出の内容に触れられることがなかったため、残念ながら詳細は分かりません。ただ、これら一連の行動は当市市政では、議会では適切に扱われないための諦めとの意思表示かもしれない、事業中止同様、苦渋の選択として司法に頼られた。もし、そうだとするならば大変申し訳なく感じます。

こういった背景もあり、昨日の委員会では執行部と現協議会の会長からのみの説明となり、事業中止の原因説明の客観性に疑問が残る結果となったと言えるのではないのでしょうか。事業中止理由がはっきりしない以上、再発防止にもつながりません。これでは到底、本補正予算に賛成することは不可能であります。

以上の理由から当議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、一般会計補正予算特別委員会の委員長報告は可決でございます。この委員会は皆さま、討論の中で言われているとおり、増富再生協議会が地方創生交付金事業を使って活性化事業をするという受託者の増富再生協議会、そして委託者の市という関係の中で平成29年度、約3,500万円の事業に対しまして、再生協議会が断念をした。そして契約を解除したということで提案されたものと質疑の中で伺っております。

そして、それでは先ほどからなぜ、この事業を中止せざるを得なかったのか、その解明がなされていないということですが、まず契約に基づいて委託者、受託者があるわけでございます。増富再生協議会は平成28年度におきまして、1,050万円ほどの事業をして、それを平成29年4月に交付金申請をし、それに基づいて平成28年度事業が完結という手順になっているわけでございます。

この中で一番問題になったのは、不正な公金の受領があり、不正な公金の支出があったということを確認に当局は答弁をしております。その金額は何かと言いますと備品の差額、倉庫1台分38万9千円でございます。平成28年度中に、本来はその事業を終えなければいけなかったんですが、平成28年度中、1つしか買わない倉庫を2つ買ったという虚偽の報告に基づき、その申請を行い交付金を受領し、その後、平成29年になって4月以降の発注によりプール金によりこの倉庫以外の物品を買い足し、平成28年度の交付金決定額に見合うように支出をしたと。このことが不正受給であり、不正支出であるという根拠であり、市は38万9千円に対して、今、返還する事務的手続きをされているということでございます。

そして、もう1点はあくまでも再生協議会が協議会の総会において、この事業を中止するという、この2点において当然、理由は成立するわけであります。再生協議会の内部の理由がどのような理由であれ、最終的決定は受託者が決めたわけでありますし、受託者、委託者の間柄がそこにあるわけであります。

さらに問題になることは、この交付金を使ったものに対して多くの疑義がまだあるということでございます。領収書のないETCの料金がこの中に入っていたり、また個人の通帳から支出されていたものがあつたり、通帳から何回か現金でおろしてあるんですが、その金額と領収書が一致しないということで、支出一覧表がありますが、非常によく分かりません。

市は今、現金出納簿をはじめ各種帳簿を求めております。それは、すでに7月以前から求めていましたが、8月に期限を切って提出してください。そして1月31日までの期限がもう切つて、文書にて増富再生協議会に提出を求めているところでございますが、いまだ一向に増富再生協議会の書類は提出されていない。つまり平成28年度のきちっとした報告が市にまだされていない中、交付金を受領されているという現実がございます。

これは当然、市としてこれまで交付金事業でございますから、なんとかこの事業を継続し29年、30年と事業完遂を目指した、そういった努力はうかがえます。そして28年度中、29年度中についても多くの指導をしてきました。28年度、当時の増富出張所課長補佐は提

出するべきひな形の書類を作成し、また車のリースの契約書であったとか、また前払い金の手続きであったとか、きちっとその事業遂行にあたって対応をし、少額なものは現金立て替えても領収書で支払えます。多額なものは見積書を添えて出金をしますと、そういうことを伝えておきながら、事務局は増富出張所内が住所になっております。そこに当然、資料等も置き、すべて管理をしなければいけないのにその管理もされておられません。

今、増富再生協議会の資料は、であろうということですが、会計事務所のほうにいつているという答弁でありました。つまり市も再生協議会の会長も今、資料がどこにあるのか、把握できていないという非常事態なのです。本来は、事務所内に置いておくことが妥当だと思いますが、それもなされていないのでずさんな経理であるし、ずさんな処理だと。そしてそれらは、これから来るであろう会計検査に耐えられるものではないから、今のところ、諸帳簿の資料を求めておりますが、それをまだ出してきていない。であるならば、再生協議会としては当然、28年度の報告がまだ終わっていないという中で、29年度に向かうわけにいかないという判断をせざるを得なかったのではないかとしか思えませんし、市としても今日はすでに3月です。3月9日です。3月9日で、この減額ということですが、ここで減額をもしなくても実際、事業は行っていないわけですから、契約を仮に解除しなくても29年度の事業はほぼできないという、今、現実の中にあるわけです。これは現実論の話であります。

そういった中で、この減額補正を認めず、また平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)を認めずして、これから出てくるであろう平成29年度北杜市一般会計補正予算(第6号)そしてこれからまた当初予算の平成30年度の最終的な審議をしなければならぬんですが、それらには互いの影響と、もしくはそれらの事業の中のものも、もしかすると残念ながらこの補正予算書が通過しないがために、今、年度内にどうしても議決しなければならないもの、そういったものに遅れが出て大きな迷惑を市民の皆さんに与えてしまうと、こういう状況にも今、あるということでもあります。

そういった中で今回、北杜市が判断したこと、それは私は正しいというふうに思います。残念なことです。正しい。こういうことが二度とあってはならないように市長は肝に銘じて、われわれにも説明し、また増富再生協議会にも指導し、皆さんが明らかになるような努力をもっと早くからすべきだったと私は思います。

職員の皆さんに聞いたところ、一生懸命職員の皆さんはやっていたのですが、それでは、その権限では今回のことについては及ばなかったと思います。

これから財政が厳しくなる中、地域がもっと厳しくなる中、市長としてはその自覚を持ちながら今後、上程をしていただかないと、このような混乱が起きてしまうということだと思いません。そして上程したものを執行するときに必ずやそれが遂行されるように、できる限り早く、できる限り確実に事業執行をしていくべきだと私は鑑みるところであります。

しかし、先ほど述べたとおりこの補正予算書につきましては当然、苦渋の選択をした、私は正しい判断だと思っていますので賛成をいたします。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に反対者の発言を許します。

発言はありますか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)に反対する立場で討論します。  
地方創生事業交付金事業にかかわる増富出張所費3,527万8千円の減額についてであります。

29年度の事業がすでに動き出したものを遡ってなかったことにすること自体、重大なことだと思います。事業を返上しないように継続に向けて頑張るように指導や説得を続けたという市の姿勢こそは支持できるものでありますが、それを断念したこと、そのものが本当に残念です。協議会が中止を決めたことの本質的な理由を不適切な会計処理だけで説明するというのが理解できません。多くの議員が指摘しているように、それは9月の臨時総会をはじめとした経過が明らかにされていないからです。話し合いの中身は分かりません。増富の皆さんの悩みとか思い、真剣な話し合いとその結論に至るやりとりが分からないと減額、事業を返上したいという本当の理由が私には分かりません。もし、この原案に私が賛成した場合、受託者である協議会が中止したからだというだけでは、なぜかということをおは市民の皆さんに説明する材料がありません。

昨日の特別委員会を傍聴しましたが、28年度中の会計処理などに次々と当局は不適切なことがあったと認めていたが、それでは市の監査で適切だったと。だから請求を棄却したんだということと整合性が失われてしまうのではないかと、両立し得ないわけであります。この点の解明もさらに求められると思います。

すでに触れられましたが、今朝の訴訟が起こったという記事の中でも8月と9月にそういう訴訟に踏み切る事実があったというふうに新聞記事が伝えています。文字どおり市民の皆さんは、昨年の夏から秋にかけて増富で何が起こっていたのかに、さらに関心が高まっていると思います。これからさまざまな解明、さらに求められることこそあるのであり、観光地でもある増富のイメージを傷つけないためにも市議会をあげて、これまでの経過を解明すべきだと思います。そういうことなしに、拙速な減額の結論を出すということはすべきでないことを重ねて強調して原案に反対の討論とします。

○議長（中嶋新君）

次に、賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

反対の立場で討論させていただきます。

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)に反対の立場から討論いたします。

平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,321万9千円を減額、歳入歳出予算の総額を歳入歳出294億9,969万3千円とするものです。

総務費のうち支所及び出張所費、13節委託費、増富出張所費3,527万8千円の減額につき市および増富地域再生協議会の減額理由が明確でない、その他の項目につきましては、ほとんどが年度末による事業精査であり問題ないと解釈しております。

今回、増富地域再生協議会の委託事業、地方創生推進交付金事業3,519万8千円につき

まして、特に市および増富地域再生協議会から説明を受ける必要があり、特別委員会を設けて議論されたものであります。

この問題は、平成29年第3回定例会で総務部長がおおむね順調に推移していると答弁しています。また、29年第4回定例会では、須玉総合支所長が本年10月、協議会から交付金事業を終了したい旨の相談があり、現在その内容を整理しつつ、本年度を含む事業の進め方等について国・県等の関係機関と調整しているとの議会答弁があり、ここにきて全額減額することは理由にならないと考えております。

また、昨日の特別委員会において市および増富地域再生協議会の藤原会長に対して、事業中止に至った29年5月から10月までの増富地域再生協議会の総会資料および理事会等、資料をお願いするも拒み続けております。

よって議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）に反対いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

反対討論です。

ただいま、審査されております平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）に反対する立場で討論をさせていただきます。

増富地域再生協議会、以下、協議会と省略させていただきますが、この事業について、先ほど来、それぞれの反対討論の中でその中止の理由が明確になっていないということが言われております。平成29年9月本会議で、私どもにもあゆむ会の質問に対し、おおむね順調であると答弁をいただいておりますが、その直後に事業が中止になった。この間、急転直下、何があったのか、納得のいく説明はいただけていないと私も感じております。

昨日、特別委員会でも明らかにされておりました中止とされる理由に、事業の推進に不安があるというふうなことが挙げられております。しかし、3年間で7千万円あまりの事業というのは、はじめから承知していたはずで、28年度は、ミスもありましたが、約1,050万円の事業が進められ、29年度事業にも着手をしております。そういう中で、いきなり事業の推進に不安があるというのは納得がいかない説明であります。

また、交付金に頼らないで自立が可能であるという説明もありました。29年秋まで事業を進めていながら突然、自立ができるというのは、誠にもって不自然であります。何がどうなって自立というのか、この説明もありません。

事業中止に至るプロセスは、協議会の会議録等に記録されていると私は考えております。会議には市の職員が同席しており、資料も受け取っております。当然、この資料は公文書であると考えられますので、これを議会が提出要求したときに、これを拒む理由は私はないと思います。昨日の特別委員会で、さんざん、これを出してくれという要望が出されましたが、とうとう最後まで出てきませんでした。出せない内容が書かれているのではないかと疑わざるを得ない市の対応であります。

協議会が事業中止を申し入れ、これを市が受けたのはすべて口頭のことだという説明がありました。しかし7千万円余りの事業、非常に大きな事業の突然の中止に理由がないわけがなく、当然、文書がないということも考えられません。少なくともそれを受けるのであれば、市

は文書で出せという指導があって然るべきだろうと考えます。

さらに本日の委員長報告にもありますが、昨日、協議会の会長は特別委員会の答弁で、5月から7月まで週2回、事業計画を練り上げてきたが事業を実施できなかったとおっしゃっております。5月から7月の間、週2回、計画を練りながら、なぜ事業が実施できなかったのか、これも明確な説明がありません。

以上のように、これだけ大きな規模の事業が突然中止になり、それは増富地域再生協議会が事業中止を申し入れてきたからだというだけで、「はい、そうですか」といって理解ができるほど単純な話ではないと思います。納得のいく説明も資料もないままに3,500万円余りの予算減額を認めるということは到底できず、以上の理由をもって議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号)に反対をいたします。

○議長(中嶋新君)

ほかに賛成者の発言を許します。

(なし)

ありませんね。

ほかに討論はありませんか。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号) 増富地方創生推進事業にかかる減額補正、3,519万8千円について反対の立場で討論します。

昨日の特別委員会審議資料として事前に配布された資料によると、平成29年度の増富再生協議会の総会が平成29年4月26日に開催され、同日付けで北杜市長と増富地域再生協議会会長との間で締結された3,519万8千円の委託契約書、総会資料等は添付がされてきました。

しかし、4月26日の総会以降の事業の取り組みや事業の中止に至るまでの経緯が分かる資料は添付提出されていませんでした。この間、総会や臨時総会、理事会を何回も開催しているとお聞きしていますが、増富再生協議会が地方創生事業を苦渋の思いで中止し、委託契約の解除をしなければならない状況に至った経緯が明確になっていません。なぜ、増富地域を活性化するための事業を中止しなければならなかったのか。委員会質疑の中で北杜市担当部局、ならびに増富再生協議会長に経緯について資料等の提出を求めましたが、提出ができないとの答弁があり、一連の経緯がまったく分かりません。

また、平成29年4月26日に委託契約を締結し、職員の人件費や自動車のリースなど支出予定額があるにもかかわらず、今3月定例議会において事業費の全額を減額するにあたり、市の議会に対する説明責任と増富再生協議会に対しての指導責任が問われています。

本日、新聞報道にもありました、それは何人かの議員が言いましたので割愛させていただきますが、以上の理由によりまして議案第1号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第5号) 増富地方創生推進事業にかかる減額、3,519万8千円について反対をするものであります。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありますか。

(なし)

これで討論を終結いたします。

これから議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立多数 )

起立多数です。

したがって、議案第1号は一般会計補正予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第2 議案第2号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

の以上4件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

議案第2号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,311万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億9,362万6千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いします。はじめに歳入であります。

1款1項国民健康保険税7,437万円の減額は、被保険者数の減少や保険税軽減措置の拡大などによるものであります。

3款1項国庫負担金3億5,275万8千円の減額は、医療費が見込みを下回ったことによるものです。

同款2項国庫補助金は、普通調整交付金の減額等により54万8千円の減額となりました。

4款1項療養給付費等交付金2,631万2千円の増額は、退職被保険者にかかる医療費の補てん分の額の確定によるものです。

5款1項前期高齢者交付金は1億9,773万1千円の増額で、医療費が大幅に上昇した前々年度分の精算となることから大きな増額となりました。

6款1項県負担金1,597万4千円の減額は、高額医療費共同事業負担金の減額によるものです。

同款2項県補助金1億6,340万7千円の減額は、調整交付金の確定によるものです。

7款1項共同事業交付金2億7,039万7千円の減額は、医療費の減少によるものです。

8款1項財産運用収入3千円の減額は、基金利子の確定によるものです。

9款1項他会計繰入金1,067万6千円の減額は、財政安定化支援事業繰入金等の減額によるものです。

2項基金繰入金2億円の減額は、医療費が見込みを下回ったため基金の取り崩しが回避できたことによるものです。

10款1項繰越金3億9,072万円は、前年度からの繰越金であります。

11款1項延滞金、加算金及び過料565万8千円は保険税の延滞金を、4項雑入459万6千円は第三者行為による納付金を実績に基づき、それぞれ増額するものであります。

4ページ、5ページをお願いいたします。次に歳出であります。

2款1項療養諸費2億8,992万5千円の減額は、医療費が見込みを下回ることによるものであります。

3款1項後期高齢者支援金等4,486万6千円、6款1項介護納付金745万9千円は、額の確定に伴い減額となりました。

7款1項共同事業拠出金1億9,919万2千円の減額は、医療費が見込みを下回ることによるものです。

9款1項基金積立金7,430万2千円は、昨年度からの繰越金について余剰分を積み立てるものです。

11款3項繰出金402万4千円の増額は、甲陽病院の医療機器の整備等のための国からの特別調整交付金を病院事業特別会計に繰り出すものです。

平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,094万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,241万9千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに歳入であります。

1款1項後期高齢者医療保険料は、確定見込みにより319万3千円を減額するものです。

2款1項手数料は、督促手数料の実績により8万円を増額するものです。

3款1項一般会計繰入金838万8千円の減額は、広域連合への共通事務費と保険基盤安定繰入金の確定によるものです。

4款1項繰越金56万1千円は、前年度からの繰越金であります。

4ページ、5ページをお願いいたします。次に歳出であります。

1款2項徴収費3万9千円の減額は、納入通知書作成委託の実績によるものです。少額の減額となりますが事務費を全額、一般会計から繰り入れを行うため減額を行うものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,090万1千円の減額は、後期高齢者医療保険料の確定による納付金、ならびに広域連合の事務費の確定によるものです。

平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、以上でございます。

次に、議案第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,242万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ44億514万円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに歳入であります。

3款2項国庫補助金626万5千円の減額。4款1項支払基金交付金14万4千円の減額。5款3項県補助金309万2千円の減額は、いずれも地域支援事業交付金等の確定見込みによるものであります。

7款1項一般会計繰入金は1,366万7千円の減額で、主なものは地域支援事業関係の繰入金の減額309万2千円、総務管理費および認定審査委員会費の繰入金の減額99万8千円であります。

2項基金繰入金8,146万2千円の減額は、繰越金の確定により財源が確保されたことから基金の取り崩しが回避できたことによるものであります。

3項他会計繰入金507万2千円の増額は、居宅介護支援事業特別会計からの包括支援センター運営に関する繰り入れを行うものであります。

8款1項繰越金1億5,198万2千円は、前年度からの繰越金であります。

4ページ、5ページをお願いします。次に歳出であります。

1款1項総務管理費240万円の減額は、制度改正に伴うシステム改修の契約差金であります。

3項介護認定審査会費767万円の減額は、認定システム使用料や介護認定のための調査員の賃金、医師の意見書作成費にかかる費用の実績見込みによるものであります。

5款1項介護予防・生活支援サービス事業費100万円の減額は、プランの外部委託の実績見込みによる減額であります。

2項一般介護予防事業費100万円の減額は、高齢者交流の場事業の実績見込みによるものです。

3項包括的支援事業・任意事業950万円の減額は、包括支援センターシステムの更新等の契約差金、高齢者の外出移動支援モデル事業の実績見込み、新たな認知症支援集中チームの委託が10月からの稼働となったことなどによるものであります。

6款1項基金積立金ですが、繰越金について国・県への返納金を差し引いた余剰分から617万円を積み立てるものです。

8款1項償還金及び還付加算金6,782万4千円の減額の主なものは、国庫支出金返納金3,650万8千円と県支出金返納金3,091万7千円であり、前年度分の介護給付費等の確定に伴う精算であります。

平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては以上でございます。

○議長(中嶋新君)

秋山俊和君。

○2番議員(秋山俊和君)

暫時休憩をお願いします。

1時間50分以上、経過していますよ。

○議長(中嶋新君)

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

申し訳ございません。先ほどの説明でございますが、4ページ、5ページにおきまして8款

の諸支出金ですか、1項償還金及び還付加算金6,782万4千円の減額と私、申し上げてしまいましたが、申し訳ございません、増額でございます。訂正してお詫びを申し上げます。

○議長（中嶋新君）

ここで昼食のために休憩といたします。

再開を1時半といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でした。

ここで議案第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）からの説明を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

それでは引き続きまして、最後になりますけども議案第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ181万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を800万6千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに歳入であります。

1款2項予防給付費収入は、介護予防プランの作成実績見込みにより181万1千円を増額するものです。

4ページ、5ページをお願いいたします。次に、歳出であります。

1款1項施設管理費326万1千円の減額は、嘱託職員1名の欠員と介護予防プランの外部委託の実績見込み等による減額であります。

2款1項繰出金507万2千円の増額は、地域包括支援センター運営費に充当するため介護保険特別会計へ繰り出しするものであります。

平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、以上でございます。

以上4案件につきまして、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第2号から議案第5号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第5号までの4件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第6 議案第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第9号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)

の以上4件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長(小松武彦君)

はじめに、議案第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,055万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億17万2千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正につきましては、簡易水道事業債の借入限度額を800万円減額し、5,300万円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の主な内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

2款1項負担金874万3千円の減額は、新規水道加入者が見込みを下回るためのものであります。

3款1項国庫補助金605万2千円の増額は、事業費の確定によるものであります。

5款1項繰入金284万3千円の減額は、消火栓維持管理事業の事業費確定により一般会計からの管理費繰入金を減額するものであります。

6款1項繰越金262万3千円の増額は、平成28年度からの繰越金であります。

7款3項雑入980万2千円の減額は、下水道工事に伴う補償費等の確定によるものであります。

8款1項市債800万円の減額は、事業費の確定によるものであります。

次に4ページ、5ページの歳出をお願いいたします。

1款2項施設管理費284万3千円の減額は、消火栓維持管理事業の事業費確定によるものであります。

2款1項水道施設建設費1,787万円の減額は、水道施設整備費の工事請負費等の精査によるものであります。

以上、議案第6号の説明となります。

続きまして、議案第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,409万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億331万3千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正につきましては、下水道事業債等の借入限度額を1,870万円増額し6億1,710万円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の主な内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

1款1項分担金742万3千円の減額は、新規下水道加入者が見込みを下回るためのものであります。

3款1項国庫補助金1,259万5千円の減額は、事業費の確定によるものであります。

6款1項繰入金5,023万7千円の減額は、公債費繰入金等の確定により一般会計からの繰入金を減額するものであります。

7款1項繰越金1,746万円の増額は、平成28年度からの繰越金であります。

9款1項市債1,870万円の増額は、事業費の確定によるものであります。

次に、4ページ、5ページの歳出をお願いいたします。

2款1項事業費3,387万円の減額は、公共下水道整備事業費の工事請負費等の精査によるものであります。

3款1項公債費は、財源更正によるものであります。

以上、議案第7号の説明となります。

続きまして、議案第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ932万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億9,773万円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正につきましては、下水道事業債等の借入限度額を1,060万円増額し1億8,090万円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の主な内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますけども2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

6款1項繰入金3,246万6千円の減額は、公債費繰入金等の確定により一般会計からの繰入金を減額するものであります。

7款1項繰越金1,304万4千円の増額は、平成28年度からの繰越金であります。

9款1項市債1,060万円の増額は、事業費等の確定によるものであります。

次に、4ページ、5ページの歳出をお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費 9 3 2 万 2 千円の減額は、消費税納付額等の確定によるものであります。  
2 款 1 項事業費および 3 款 1 項公債費につきましては、いずれも財源更正を行うものであります。

以上、議案第 8 号の説明となります。

続きまして、議案第 9 号 平成 2 9 年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 , 2 5 0 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 1 , 9 8 9 万 8 千円とするものであります。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

7 款 1 項繰越金 1 , 2 5 0 万 3 千円の増額は、平成 2 8 年度からの繰越金であります。

次に、4 ページ、5 ページの歳出をお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費 1 3 1 万 7 千円の減額は、再生可能エネルギー導入促進事業費等の確定により一般会計への繰出金を減額するものであります。

4 款 1 項基金積立金 1 , 3 8 2 万円の増額は、新エネルギー事業基金への積み立てであります。

以上、議案第 6 号から議案第 9 号までの説明となります。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 6 号から議案第 9 号までの 4 件は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号から議案第 9 号までの 4 件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第 6 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第 6 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第10 議案第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

の以上2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

議案第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,414万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,152万6千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いします。はじめに、歳入であります。

1款1項外来収入は、実績見込みにより830万円を減額するものです。

5款1項繰越金2,249万8千円は、前年度からの繰越金であります。

4ページ、5ページをお願いします。次に、歳出であります。

1款1項総務管理費100万円の減額は、非常勤職員賃金の実績見込みによるものであります。

2款1項医業費200万円の減額は、外来収入の減収見込みに伴い医薬材料、検査委託料を減額するものであります。

3款1項基金積立金1,714万8千円は、前年度の繰越金について余剰分を財政調整基金に積み立てるものであります。

平成29年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,081万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億818万2千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに、歳入であります。

5款1項繰越金1,081万6千円は、前年度からの繰越金であります。

4ページ、5ページをお願いいたします。次に、歳出であります。

3款1項基金積立金1,081万6千円は、前年度の繰越金を財政調整基金に積み立てるものであります。

平成29年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、以上でございます。

以上2案件につきまして、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第10号および議案第11号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号および議案第11号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第11号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第12 議案第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長(赤羽久君)

議案第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ518万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ548万9千円とするものであります。

今回の補正は、須玉みずがきタウン1区画の売払収入および不用額の精査によるものでございます。

それでは2ページ、3ページをお願いいたします。まず、歳入であります。

1 款 1 項財産売払収入 5 2 1 万円の増額につきましては、みずきタウン 1 区画の売払収入であります。

続きまして 4 ページ、5 ページをお願いいたします。歳出であります。

1 款 1 項土地開発事業費 5 1 8 万 5 千円の追加につきましては、売払収入の同額を一般会計へ繰り出すものであります。

以上、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 1 2 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第 1 2 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小尾明野総合支所長。

○明野総合支所長（小尾民司君）

議案第 1 3 号 平成 2 9 年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、事業費の確定に伴い歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

14万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,124万4千円とするものであります。

次に、歳入歳出につきまして説明を申し上げます。

補正予算書2ページ、3ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、2款1項朝神財産区財産収入は管理基金利子の確定による増額であります。

次に、5款2項大平外壱字恩賜林保護財産区繰越金は繰越額の確定による増額であります。

続きまして、補正予算書4ページ、5ページをご覧ください。

歳出につきまして説明いたします。

1款1項朝神財産区管理費および2款1項大平外壱字恩賜林保護財産区管理費は、それぞれともに管理基金積立金を増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第13号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第13号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第14 議案第14号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

八巻須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（八巻利博君）

議案第14号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

今回の補正は、事業確定に伴い歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,058万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,044万3千円とするものであります。

歳入につきまして、ご説明いたします。2ページ、3ページをご覧ください。

歳入、2款財産収入、4項穂足財産区財産収入は、管理基金の確定により減額するものでございます。

5款繰越金、4項穂足財産区繰越金279万5千円、6項江草財産区繰越金783万円はそれぞれ繰越金の確定により増額するものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

歳出につきましては、4款穂足財産区、1項管理費275万2千円、6款江草財産区、1項管理費783万円、それぞれ管理基金積立金を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第14号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第15 議案第15号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水高根総合支所長。

○高根総合支所長（清水永一君）

議案第15号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

今回の補正は、事業確定に伴うもので歳入歳出予算の総額にそれぞれ334万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,654万1千円とするものであります。

補正内容について、ご説明を申し上げます。

補正予算書2ページ、3ページをご覧ください。はじめに、歳入でございます。

5款2項石堂山恩賜県有財産保護財産区繰越金250万1千円の増額は、前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

補正予算書4ページ、5ページをご覧ください。

歳出であります。2款石堂山恩賜県有財産保護財産区、1項管理費250万2千円の増額は事業確定による積立金の補正でございます。

以上、平成29年度北杜市高根財産区補正予算（第1号）の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご議決をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第15号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第16 議案第16号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

中澤長坂総合支所長。

○長坂総合支所長(中澤貞夫君)

議案第16号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、事業確定に伴い歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,052万2千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに、歳入であります。

2款1項古杣川西外七字恩賜林保護財産区財産収入は、管理基金利子の確定により増額するものでございます。

5款1項古杣川西外七字恩賜林保護財産区繰越金は、繰越金額の確定により98万6千円増額するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。次に、歳出であります。

1款1項管理費、管理基金積立金98万7千円を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第16号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第16号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第17 議案第17号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

有泉武川総合支所長。

○武川総合支所長(有泉賢一君)

議案第17号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ370万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を683万8千円とするものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。

歳入でございますが、5款5項鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区繰越金は、繰越金額の確定によりまして370万円増額するものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

歳出でございますが、5款1項管理費370万1千円の増額につきましては、管理基金への積み立てを行うものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第17号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第17号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第18 議案第18号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

小尾明野総合支所長。

○明野総合支所長(小尾民司君)

議案第18号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)につきまして、説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、事業費の確定に伴い歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,506万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,196万2千円とするものであります。

補正予算書2ページ、3ページをご覧ください。歳入につきまして、説明申し上げます。

はじめに、2款1項財産収入は管理基金利子の確定による増額であります。

5款1項繰越金は、繰越額の確定により1,500万円の増であります。

続きまして、補正予算書4ページ、5ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

1款1項浅尾原財産区管理費は、管理基金積立金として1,506万4千円を増とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第18号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月14日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時09分

平成 3 0 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 4 日

平成30年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成30年3月14日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ほくと未来 加藤紀雄君  
北杜クラブ 井出一司君  
ともにあゆむ会 原 堅志君  
公明党 進藤正文君  
日本共産党 志村 清君

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原 尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村 清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原 堅志
13番	岡野 淳	14番	相吉正一
15番	清水 進	16番	野中真理子
17番	坂本 静	18番	中嶋 新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(44人)

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	財政課長	植村武彦
地域課長	宮川勇人	防災調整監	花輪孝
管財課長	大芝一	市民課長	堀内典子
介護支援課長	三井ひろみ	福祉課長	八巻弥生
子育て応援課長	中田治仁	環境課長	中山和彦
農政課長	小澤章夫	林政課長	内藤肇
観光課長	加藤郷志	商工・食農課長補佐	平井ひろ江
住宅課長	三井喜巳	道路河川課長	坂本孝典
教育総務課長	加藤寿	生涯学習課長	小尾正人
増富出張所課長補佐	河手貴	企画課行革担当リーダー	跡部秀之

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 土屋 裕  
 議会書記 清水市三  
 " 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお執行部、中山企画課長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 ほくと未来、30分。2番 北杜クラブ、90分。3番 ともにあゆむ会、75分。

4番 公明党、30分。5番 日本共産党、30分。6番 明政クラブ、30分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、11番議員、加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

ほくと未来を代表しまして、北杜市の重要課題4項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めですが、平成30年度一般会計当初予算についてであります。

一般会計当初予算は1年間の市政の推進、またまちづくりの全体像であり、内容面では、市政の基盤を一層磐石なものとし、北杜市の将来の活性化、発展への道しるべとなる必要かつ重要な施策・事業等の集大成であります。

現在、社会において女性の活躍、女性の地位向上が求められている中で、渡辺市長は県下初の女性市長として注目され、期待された1年余であったかと思えます。

平成30年度は渡辺市政の2年目を迎え、助走からギアチェンジをし、本格的な市政推進を図る、そのスタートとなるべき年であるかと思えます。

渡辺市長は、今年の新年のあいさつの中で「市民一人ひとりが輝ける“愛でつながる北杜市”を目指し、健康で幸せに暮らせるまち「お宝いっぱい健幸北杜」をキャッチフレーズに住んでよし 訪れてよし 働いてよしのまちづくりに全力を尽くしてまいりたい」と力強く宣言をしておりました。

市民の多くの皆さまもその言葉、考え方に同調し大いに期待をしていると思えます。

このことを踏まえ、以下、4点について伺いをいたします。

まず1点目ですが、平成30年度一般会計当初予算策定にあたっての基本的な考え方、基本方針について伺いをいたします。

2点目であります、予算に計上した主要な施策・事業についてお伺いをいたします。

3点目であります、女性の視点からの特徴ある事業はどんなふう計上しているのか、お伺いいたします。

4点目であります、普通交付税の合併特例措置が平成32年度で終了する等、財政運営は一層厳しさを増してくると想定されております。この対策について、本年度予算の中にどのように反映しているのか、その点についてお伺いいたします。

2項目めではありますが、広域観光の推進についてであります。

田舎暮らしを扱う専門誌の調査によりますと、北杜市は2018年版「住みたい田舎ベストランキング」で人口10万人未満の市町村で全国1位に選定をされました。このことは、山岳景観や名水の素晴らしさはもとより、以前より市民の皆さまとともに継続的に取り組んできた移住者の受け入れのその実績や子育て支援施策などが高く評価されたものであると思います。

これらの流れを確かなものとし、住みたい田舎から住んでよかった田舎へと受け入れ態勢の整備等について、一層の充実を図っていくことが今、求められると思います。

さて、北杜市は長野県との県境に位置しているため、まちづくりや地域の活性化のため、広域的な面から隣接の長野県の町村との連携を図り、以前より積極的に広域事業に取り組んできております。その事業の成果等を踏まえ、以下お伺いをいたします。

1点目ではありますが、八ヶ岳観光圏事業は「地域住民の合意形成と意識啓発～真の住んでよし訪れてよしを目指して～」を基本理念とし、観光庁の認可を受け、長野県富士見町、原村との3市町村で取り組み、多くの実績・成果を示してきたと認識しておりますが、その事業の実績を示した事業の内容等について、お伺いをいたします。

2点目ではありますが、観光圏の観光地域づくりプラットフォームとしての5年間の実績・成果を評価され、本年度に、平成29年度に日本版DMO法人として認定され、平成30年度からステップアップし事業を推進していくことになると思いますが、日本版DMO法人に認定されることにより、その組織、事業内容や活動等に大きな変化はあるのか、お伺いをいたします。

3点目ではありますが、八ヶ岳観光圏の観光案内所が設置されております道の駅こぶちさわは地理的、また人や車の動向等から八ヶ岳観光圏の中心拠点であり、この地域を訪れる人々の拠りどころとなっていると思います。

駐車場は、昨年度に整備されましたが道の駅の施設が老朽化、狭隘等で訪れるお客さまへのサービスが十分できない状況下にあります。

北杜市の玄関口として、また八ヶ岳観光圏の玄関口として、現状では訪れた利用者に悪印象を与えかねません。つきましては、道の駅こぶちさわの今後の整備と充実に向けての基本的な考え方について、お伺いをいたします。

3点目ではありますが、北杜市立保育園整備計画についてお伺いをいたします。

少子高齢化、また働き方改革や女性の活躍社会の進展により、女性の社会進出が拡大する中で子育て支援策の重要性が一層高まってきております。

北杜市では、以前より子育て支援策を重要施策として位置付け、保育料第2子以降完全無料化・子育て支援住宅の整備・子ども医療費無料化など、多くの事業を先進的かつ積極的に実施し、多くの成果を挙げてきております。

このような流れの中で、保育の最先端で子育て支援を実質的に担う保育園は、ますます重要な施設となってきております。

北杜市では、このような多くの課題や保育を取り巻く社会環境の変化に迅速かつ的確に対応し、計画的な施設整備を進めるため、北杜市立保育園整備計画を昨年の12月に策定をいたしました。

そこで北杜市立保育園整備計画の内容等について以下、お伺いをいたします。

1点目ではありますが、北杜市立保育園整備計画の策定の基本方針、その計画の内容、そして計画実施に伴う効果等についてお伺いします。

2点目ではありますが、計画期間は平成29年度から38年度までの10年間となっておりますが、その間の新築、改築等についての整備計画についてお伺いをいたします。

4項目めではありますが、国民健康保険制度の改正についてであります。

国民健康保険制度は、国民皆保険の基礎となる仕組みですが、年齢構成が高く医療費水準が高いことや小規模保険者が多いことなど、構造的な課題を多く抱えております。

国民皆保険を将来にわたって維持していくため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国民健康保険の運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すとしております。

また、新しい財政運営の仕組みでは、都道府県内で保険税負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの納付金を決定し、保険給付に必要な費用を全額、市町村に交付することとしております。

さて、まもなくこの制度改正がスタートするわけではありますが、このような状況を踏まえ以下お伺いをいたします。

1点目ではありますが、制度改正により県と市はそれぞれどのような役割を担うのか。

2点目は、納付金はどのような方法で算定されるのか。また、北杜市の平成30年度の納付金額はいくらになるのか。

3点目ではありますが、納付金納付のための国民健康保険税の税率についての基本的な考え方についてお伺いをいたします。

以下、4点について答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

平成30年度一般会計当初予算について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、予算策定に当たっての基本方針についてであります。

平成30年度当初予算編成に当たっては、交付税の段階的縮減に対応し、さらなる歳入歳出の見直しを行うとともに、財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、基金財源を活用して6億円にのぼる市債の繰上償還を行う一方で、第2次北杜市総合計画を着実に推進するため、事業の選択と集中を図り、重点的かつ効率的な予算配分に努めたところであります。

そして「お宝いっぱい健幸北杜」を基礎として、子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つを柱とした主要施策について重点的に取り組むとともに、引き続き少子化対策、定住促進に関する施策に全力を挙げて取り組むこととし、北杜市総合戦

略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく施策を積極的に実施することといたしました。

次に、主要な施策・事業についてであります。

子育てと福祉では、主な事業として、子育て支援住宅の整備による園児数の増加と経年劣化に対応するため、いずみ保育園の園舎の建て替えや高根地区小学校統合に伴う高根東放課後児童クラブの建設を行ってまいります。

雇用と産業では、北の杜フードバレープロジェクト構想に基づき北杜市産農作物を使用し、安全・安心や健康、地域活性化に配慮した市内の定番メニューを開発する定番メニュープロジェクト事業に取り組むとともに市内に立地しようとする企業に対し、企業立地用地の基礎情報を提供し、企業の立地計画に迅速に対応することにより、本市への企業立地を促進し、新たな雇用の場の創出と地域経済の活性化を図ってまいります。

教育では、不登校児童・生徒の支援のための適応指導を行う場として、教育支援センターの平成31年度の開設に向けた準備、高根地区3校の小学校統合に向け児童等の事前交流、閉校記念事業を行うとともに、スクールバスの購入や高根東小学校の既存校舎を有効活用しながら、必要となる校舎、附帯施設などの整備を行ってまいります。

スポーツと芸術では、市民参加型の事業をホール3館で実施する芸術文化鑑賞・市民参加型事業、県立八ヶ岳スケートセンターの利用者の拡大を行うスケート振興推進事業に取り組むこととしております。

若者と女性の活躍では、県外への進学を契機とした転出に対する抑制効果を検証するため、鉄道を利用して県外の大学等へ進学する者に対し、通学定期券の購入費用助成、市内の女性の活躍を促進するため、新たに創業する女性の支援を行ってまいります。

次に、女性の視点からの特徴ある事業についてであります。

若者と女性の活躍において、若者と女性が働きやすく、誰もが活躍できるよう、積極的な支援を行ってまいります。

女性を含めての新たな起業は、地域の活性化に大きく貢献することから平成30年度は創業促進支援事業の中に特別枠を設け、女性起業家活躍支援事業を実施することとしております。

また、市内への女性の就業を促進するため、市内企業で働く女性を集めたほくと就活女子サポート隊を編成し、女子学生や女性求職者に対して、北杜で働く魅力やライフスタイルに合った働き方などを伝える就活女子会を引き続き開催してまいります。

次に、広域観光の推進における道の駅こぶちさわの新築、または増築・改修計画についてであります。

道の駅こぶちさわは、地域資源を活用し、地域食材の拡大利用と都市との交流を図り、地域活性化を推進するため、昭和53年4月に自然休養村センターニューこぶちとして整備された施設を改修して、平成16年から道の駅として運営しております。

現在、八ヶ岳観光圏の玄関口として、スパティオ小淵沢には年間5万4千人の観光客が訪れており、道の駅こぶちさわは観光の拠点施設であります。

しかし、農産物直売所の売り場面積は狭く観光シーズンには観光客等で混雑し、十分なサービスの提供ができないことで農産物等の販売機会を逃している状況であります。

このような中、スパティオ小淵沢や小淵沢町特産品生産者組合など関係団体から施設拡張の要望が出されたことから、関係団体と協議するとともに市内外の道の駅の状況も研修してきたところであります。

今般、国の補正予算の中山間地域所得向上支援事業の事業採択を受けたことから、農産物直売施設と地域食材供給施設を整備する方向で、事業を進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

平成30年度一般会計当初予算における、普通交付税の合併特例措置の終了などの対策の反映についてであります。

将来的に持続可能な財政運営を目指し、今回の予算編成に当たっては歳入歳出ともに今後の合併特例措置の終了を見据えた対応を行っております。

まず、歳入については、税収の確保に努め、国などの財源や有利な起債を最大限に活用するとともに、市債発行額を元金償還額の範囲内に抑制して、市債残高を増加させない方針を堅持しました。

さらに、歳出では公共事業費については前年度当初予算の範囲内、経常経費については前年度の98%以内、その他行政経費については一般財源ベースで前年度の95%以内に留めるなど、厳しいシーリングを設定して総額を抑制するとともに、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査いたしました。

このような方針により編成した結果、市政各般にわたる重要課題に対応するとともに、市債の繰上償還を積極的に行いながらも、前年度予算から一般財源の充当額について2億円以上削減するなど、4年目に入る交付税の段階的縮減に対応した予算としたところであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

国民健康保険制度の改正について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、制度改正による県と市の役割についてであります。

本年4月の制度改正により、国民健康保険は都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることになりました。

一方、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など市民と直接関わる事務を引き続き担うこととなります。

次に、納付金の算定方法と平成30年度の本市の納付金額についてであります。

県は、県内の医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整したあとの医療費水準と所得水準を考慮して、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定することになります。

医療費水準が反映されることにより、医療費の適正化機能が積極的に発揮されることが期待

され、また、所得水準が反映されることにより、公平な保険税負担となる仕組みとなっております。その結果、本市における平成30年度の納付金総額は16億1,486万287円となりました。

次に、納付金納付のための国保税率改正の考えについてであります。

県は、税率の統一に向けた具体的時期等を示していないことから、県下の税率一本化については未定であります。

昨年度の決算において、本市の被保険者1人当たりの国保税は、県内13市の中で最も低い額となっておりますが、被保険者の減少により税収の低下が顕著となっております。

このため、今後の税収見込みと基金の状況等を総合的に勘案し、当面は現在の税率を維持したいと考えております。

しかし、4方式から3方式への課税方式の変更については、見直す必要があると考えておりますので、県の動向を注視するとともに、国保運営協議会のご意見を伺いながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市立保育園整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育園整備計画策定の基本方針、計画の内容、計画実施に伴う効果等についてであります。

本市の保育園は、建築後30年以上を経過する建物が全体の6割を占めていることから、老朽化が目立ち、不具合箇所や機器の故障が年々増加している状況であります。

一方で、共働き世帯の増加や本市の独自施策である保育料第2子以降完全無料化等により、低年齢児を中心に保育園のニーズは高まっており、働く保護者が安心して預けられる安全・安心な保育環境の整備は重要課題となっております。

こうした状況から計画的に施設整備を進めるため、本年度専門業者により14園の詳細調査を実施し、第2次保育園充実プランの基本方針をもとに北杜市立保育園整備計画を策定しました。

施設整備に当たっては、耐用年数および老朽化の状況を踏まえ、長寿命化を基本方針とし各施設の評価点を踏まえ、整備内容や整備順位を定めております。

今後、計画的に保育園整備を進めることにより多様な保育需要に対応し、地域の子育て支援機能がさらに充実するものと考えております。

次に、計画期間における新築、改築等の整備計画についてであります。

保育園整備は将来における保育需要を見据え、中長期的な視点から10年間を計画期間とし、各施設の優先順位により整備を進めてまいります。

施設整備は、大規模改修による長寿命化を基本としておりますが、施設改修に多額の費用が掛かる場合や単独での建て替えではなく、統合などによる場合は、建て替えについても検討することとしております。

なお、社会情勢等の変化に応じて、適宜計画内容や計画期間の見直しを行ってまいります。  
以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

広域観光の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ハケ岳観光圏事業の実績と成果についてであります。

ハケ岳観光圏は、平成22年度に北杜市・富士見町・原村の3市町村で形成され、その後、国の観光圏整備法基本方針の見直しに伴い、平成25年度に新たな観光圏の一つとして登録されました。

ハケ岳ツーリズムマネジメントは、新たなハケ岳観光圏の観光地域づくりプラットフォームとして事業主体となり、官民連携のもと誇れる観光地域づくりに取り組んでまいりました。

主な実績・成果としては多くの関係者の参画のもとに合意形成の取り組みが行われたこと、ブランド確立のための宿泊滞在プログラムの開発や標高サイン、冬の閑散期対策としての寒いほどお得フェア等の実施、そのほか新そば祭りや天空博覧会など多くの事業を実施しております。

また、マーケティング機能・アンケート機能などさまざまな機能を併せ持ったシステムを構築し、外国人観光客誘客のためのホームページの多言語化や多言語マップの整備等を行い、観光圏事業を牽引しております。

次に、日本版DMO法人認定に伴う組織、事業内容や活動等の変化についてであります。

ハケ岳ツーリズムマネジメントはこれまでに、国の観光地域ブランド確立支援事業の採択を受けて事業推進を行い、先進的な取り組みや組織体制には、国からも評価をいただいていたところであります。

日本版DMO法人として認定されたことは、これまでの活動等が観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役に相応しいと認められたことだと考えております。

認定により組織や事業内容、活動が大きく変わるわけではありませんが、農林業・商工業や地域住民など多様な関係者の合意形成、データの収集と戦略の策定、ブランド力の向上と効果的なプロモーションが役割として課せられ、特に訪日外国人観光客への対応が求められます。

そのため、今後はさらなるブランド観光地域に向けて地域ならではの食の提供や滞在交流型観光を推進するための滞在プログラムの造成を行っていくとともに、来訪者に対するワンストップ窓口としての役割強化や、外国人観光客受入環境の整備などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で、当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

それでは、質問させていただきました4項目のうち3項目について順次、再質問をさせてい

たきます。

まず1点目であります。平成30年度一般会計当初予算について再質問をさせていただきます。

一般会計当初予算につきましては、財政健全化を継承し、歳出面では厳しいシーリングを設定し、総額の抑制、事業効果や施策の優先度を厳しく精査するその一方、歳入面では税収の確保や国などの財源や有利な起債を最大限に活用する等により、北杜市の将来の発展に向かって必要な事業や特徴ある事業を導入する等、積極的かつ総体的に配慮された予算であり、予算推進による効果に期待をしているところであります。

そこで答弁の中で、平成30年度予算の一般財源の充当について、前年度予算から2億円以上削減するとの説明がありました。予算の健全性の判断指標として、一般財源を含めた自主財源の充当状況は重要な判断基準となりますが、前年度予算から2億円、一般財源を削減したことに加え、自主財源の1つである基金繰入金を含めた節減額はどのくらいになるのか、お伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

加藤紀雄議員の再質問、一般財源の充当額2億円以上とした説明に対して自主財源、それから基金繰入を含めた具体的な状況についてのご指摘について、お答えをさせていただきます。

前年度からの一般財源の充当額、充当する財源のうち一般財源ですね。一般財源、つまり市債につきましては、192億5千万円余りとなっております。前年度当初予算においては、195億1千万円余りとしておりましたので、ここで2億5千万円余りの節減となっている状況であります。

さらに繰上償還額、これにつきましては、前年度より1億1千万円ほど減少したという、自然減少の分を差し引きまして、基金繰入金の実績の節減額につきましては、約9千万円になってございます。

以上、一般財源とそれから基金繰入金を含めた節減額は合わせて3億4千万円余りとなっている状況であります。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

すみません。ただいま、訂正がございます。

先ほど一般財源について、市債と私、申しましたけども、市費ということの誤りであります。お詫びして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

ありがとうございました。それでは、3項目めで質問させていただきました北杜市立保育園

整備計画について再質問をさせていただきます。

この計画によりますと、小淵沢西保育園は整備順位が1位に位置付けられております。ということは一番古い施設であるということではないかと思えます。また、小淵沢東保育園は整備順位2位に位置付けられております。いずれも建設後、西保育園は40年、東保育園は30年を経過し、一部改修等により長年しいできましたが、老朽化が著しく保育環境としては不十分な状況にあり、不具合な箇所が多々見受けられます。このため、昨年6月には西、東両園の保護者会をはじめ、多くの関係者で保育園の新築について要望書を渡辺市長に提出し、早期の新築についてお願いをしたところであります。

そこで、この計画の中で小淵沢西保育園と東保育園の新築については、どのように考えているのか、またどのように推進していくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

加藤紀雄議員の再質問にお答えをいたします。

保育園整備計画に位置付けられている小淵沢西・東保育園の新園舎を建設する計画について、どのように推進をしていくかというご質問だと思います。

専門業者の建物調査を踏まえ、昨年12月に策定をいたしました市立保育園整備計画では、小淵沢西保育園が整備順位1位、小淵沢東保育園は整備順位が2位と、ともに早急に改修を行う必要のある施設となっております。

しかし、東保育園の園児数は、ここ数年40人前後で推移しており、今後も減少が見込まれることから第2次保育園充実プラン、地区内に複数保育園がある地域においては、単独での建て替えは原則行わない。西保育園との統合を検討するというものに基づきまして、小淵沢西・東保育園を統合し、新園舎を建設する方向で検討するということとしております。

これを受けまして、昨年6月に市に対し園舎建設に対する要望書が出されました。小淵沢東・西保育園の保護者会、小淵沢地区地域委員会、小淵沢地区区長会への説明会を本年1月に逐次開催をし、いくつかの要望・ご意見はいただいたものの、一定のご理解はいただけたというふうに考えております。

今後につきましては、新園舎の建築場所を選定し、地元関係者等に説明を実施した上で、事業実施に向け必要な予算の計上をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

質問ありますか。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

それでは、4項目めで質問させていただきました国民健康保険制度の改正について、再質問をさせていただきます。

答弁の中で昨年度の決算における北杜市の被保険者1人当たりの保険税は、県内13市の中で最も低い額となっているという説明がありました。被保険者にとってみれば制度の改正によ

り、自分たちの負担、言ってみれば保険税が減額されるのか、増額されるのか、気になるところであります。今年の4月の制度改正であるため未確定な部分はあるかと思いますが、現時点で分かる範囲で結構でありますので、国民健康保険税の税率、保険税の額はどのようになるのか、将来の見通しについてよろしく申し上げます。

また、4方式から3方式へ課税方式を見直す必要があるとの答弁でありましたが、県内の状況は現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

加藤紀雄議員の再質問にお答えいたします。

2点ほど質問があったかと思いますが、はじめに国民健康保険税の税率、保険税の額について将来的な見通しはということでございます。

平成30年度の制度改正初年度につきましては、基金を活用する中で現行の税率を据え置いたところでございますが、平成31年度以降の税率につきましては、平成29年度の決算等を踏まえた上で基金の状況等を見ながら判断してまいります。医療費の適正化や収納率の向上の取り組みを強化しますとともに、税収の不足分につきましては、基金の活用について検討するなど国保税の負担が増加しないように努めてまいりたいと考えております。

次に4方式と3方式の課税方法についての県内の状況についてというご質問でございますが、課税方法につきましては、固定資産税を課税対象としない3方式への変更が増加しております。平成29年度において、本市と同じく4方式を採用している県内の市は13市中8市ございましたが、このうち4市が平成30年度から3方式に変更を予定しているというふうに聞いておりますので、県内でも3方式が主流になりつつあるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で、加藤紀雄君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

早いですけど、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

北杜クラブを代表いたしまして、8項目にわたり質問を行います。

最初に、平成30年度予算案について。

市長は第2次北杜市総合計画、第4次北杜市行財政改革大綱を策定し、多様な市民ニーズに対応する新たな取り組みを行ってきました。

限られた財源での予算の適正配分は、政策的観点と財政的観点の両面から検証され、全体の整合性が図られる必要があると考えます。地方自治の危機が叫ばれる厳しい時代だからこそ、原点に立ち戻った予算配分論議がなされるべきと考えます。

市長は、将来を見据えた行財政運営を着実に進めています。ただ、市債は合併時から見ると大きく減額されてきましたが、まだ平成28年度末646億円と多額であるとともに、普通交付税の段階的縮減も考慮して、効果的予算編成が求められています。また、平成28年度決算でみると実質公債費比率は平成20年度19.1%から7.2%、将来負担比率は平成20年度167.3%から0.7%と改善されていますが、財政力指数は0.44%で山梨県下の市の平均0.57%を下回り、今後も財政健全化に向けて努力を求められます。

さらに監査委員より平成28年度の決算審査において、総括的意見が11項目にわたり出されています。市長は、監査委員意見を考慮する中で平成30年度予算編成をされていることと推察します。

渡辺市政2年目を迎え、健康で幸せに暮らせるまち「お宝いっぱい健幸北杜」をキャッチフレーズに第2次北杜市総合計画、第4次北杜市行財政改革大綱に基づき、子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5項目を重点的に対応するとともに引き続き少子化対策、定住促進に関する施策に取り組み、北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立共生ビジョンに基づき積極的に実施し、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指し、取り組んでいくとしています。

そこで以下、伺います。

1. 市長の公約に対する予算の具体化は。
2. 市長の平成30年度予算編成における思いは。
3. 平成30年度の特徴ある施策対応は。

少子・高齢化施策

教育施策

スポーツと芸術施策

雇用と産業施策

若者と女性の活躍施策

交流施策

生活環境施策

公共交通施策

道路整備施策

4. 平成28年度決算に対する監査委員の意見についての対応は。

次に2といたしまして、農業振興について。

わが国の農業は農家戸数の減少、従事者の減少および高齢化、後継者不足など多くの問題を

抱えています。加えて農業従事者の高齢化により平均年齢は65歳を超え、後継者不足および鳥獣害などにより耕作放棄地が拡大しています。本市においても、ほぼ同様な状況になっていると認識しています。

産業別就業人口割合は、平成27年の国勢調査で15歳以上の就業者は第1次産業16.2%、第2次産業25.1%、第3次産業58.7%となっています。

一方で、第2次総合計画において農業を取り巻く環境による農畜産物の販売価格の低迷や遊休農地化、農業者の高齢化や後継者不足、就農人口の減少が深刻な状況となっています。この対策として、新規就農者および営農組織の育成、特産品の開発やブランド化を推進していく必要があります。また毎日、安心して食することができる健やかな暮らしが求められていることから、恵まれた自然環境のもと生み出された安全な食を国内外にアピールするため、平成26年11月に安全・安心日本の台所北杜市宣言を行いました。食の安全・安心や食育推進の観点から地産地消にかかる取り組みを展開していくため、農畜産物の安定的な確保と農家からの調達ルートの確立が必要となるとしています。厳しい農業環境の中、新しい取り組みを行い、農業振興と地域活性化を図っていると認識しています。

そこで以下、伺います。

農業による自立経営成立条件と農家数は。

後継者や新規就農者支援の取り組み状況および今後の対応は。

6次産業化に対する現況と今後の対応は。

安全・安心日本の台所北杜市宣言後の状況は。

地元農業企業法人と大型農業法人に対する支援内容は。

耕作放棄地対策は。

今後の農業振興および具体的施策は。

3といたしまして、林業振興について。

日本は国土面積の67%を森林が占める森林大国ですが、供給される木材の8割は外材に頼っているのが現状であります。

一方、国内の拡大造林政策は見直されることなく続けられてきましたが、平成8年に終止符が打たれましたが、木材輸入の自由化、そして外材需要の増大の影響で膨大な人工林と借金が残ったといわれています。

現在、間伐を中心とした保育作業や伐採をはじめとする費用も回収できず、林業は衰退してしまいました。間伐をはじめとする森林整備を実施し、主伐を行っても採算が取れなくなってしまう林業経営者の意欲は低下し、若者は都会に仕事を求めるようになり、地域活力の低下につながっています。

日本の森林は十分な手入れがなされず荒廃が目立ち、荒廃森林は公益的機能を発揮できず、台風などの被害を受けたり、大雨などにより土砂災害を起こしやすく、さらに二酸化炭素吸収力は低下し、温暖化防止機能も低下しています。また拡大造林政策によって生み出された多くの人工林が収穫期を迎えています。伐採されないで放置されている森林が目立ち、収穫期を迎えた森林を伐採し植えて育てる、そして伐採するというサイクルをまわす必要があります。このサイクルを円滑にまわすためには国産材を積極的に利用し、需要を高めていく必要があるといわれています。

本市の総面積は602.48平方キロメートル(6万248ヘクタール)で、県下最大の面

積を有しています。北杜市森林計画に記載された本市の森林面積は約4万5,890ヘクタールであり、森林率76.2%を占めています。

所有区分は県有林が3万256ヘクタール、北杜市有林411ヘクタール、財産区有林866ヘクタール、私有林1万4,358ヘクタールとなっており、植樹用で県から借りている山林も私有林に含まれています。

また、人工林率は34.8%で内訳はカラマツ61%、アカマツ21%、ヒノキ8%、スギ1%、その他針葉樹4%と全体の95%を構成しています。5年を1林齢とした齢級別でも11齢級以上が56%、9から10齢級では26%と8割以上が標準伐期を迎えています。通常管理された山林では、標準伐期までに適正な管理を行うべきですが、本市においても森林整備がされない山が多々見られ、枯れ木は危険木となるとともに倒木されたまま放置され、草がうっそうとしています。美しい山岳景観を観光の目玉にしている本市としては、森林対策をしっかりと行っていかなければならないと考えます。

そこで以下、伺います。

林業従事者の確保は。

林業後継者の育成は。

市内材活用策は。

林業の成長産業化と多面的機能の実現策は。

荒廃森林の整備策は。

農地と山林との境である里山における本市の林業振興の具体策は。

木材を活用した木質バイオマスの状況は。

次に4といたしまして、商業振興についてであります。

人が集まる場所、物が集まる場所に自然発生的に店が発生し、その後、店が増えて商店街が形成されたといわれています。そして客と店のつながりができ、商店街は地域のコミュニティの場も兼ね、繁栄してきたところであります。

しかし、経済の発展とともに大型店の出店やノータリゼーション、外国企業の進出などによって一部の商店街を除いて、特に地方はシャッターをおろしたままのシャッター商店街が増え、大変深刻な状況に陥り、状況は現在も続き、さらに深刻さが増し、多くの商店街が消えようとしています。

商店街としても空き店舗をギャラリーとして、若いアーティストの作品発表の場として提供したり、高齢者の買い物代行サービス、高齢者交流支援、放課後児童の預かりサービス、子育て支援施設の設置等々、商店街の独自性を出し、また介護施設などに赴く出張商店街といったユニークな試みも行われているところであります。

今後は、ネットを使った電子モールや電子商店街で売り上げを増やし、小さな個人ショップでも生き残れる商業スタイルを取り入れることで活性化を図っていくことも必要と考えます。

近年はネット通販や大型スーパーなどを利用し、昔ながらの商店街を利用する人が少なくなり、いまや商店街は核となる大型スーパーとともに生きていかなければ求心力がなく、商店街の消滅につながってしまうと思われます。

そういう意味で、北杜市に4店舗を展開していたスーパーやまとの撤退は市民、特に高齢者、車のない人などにとっては生死に関わる問題といっても過言ではないと思います。競争社会の面では仕方がないという声も聞こえますが、近所の食品スーパーがなくなるこの意味は小さ

くありませんし、買い物難民が増えることにより、行政が関与しなくてはならないことであると考えます。

商店街の中核店が撤退すると地域商業の集客力は、先ほども言いましたが急速に落ち込んでしまいます。今まさに地域を支える商店街の重要性を考えなければならないときであります。

しかし、商店街にはさまざまな課題があります。中でも空き店舗の問題であります。空き店舗の存在は元気のない商店街の象徴であり、地域のイメージダウンにつながり悪循環を起こしています。

顧客だけでなく若者が商店街から離れ、活力が失われる状態に至っています。先ほど言いましたように、全国には空き店舗を生かした特色ある取り組みをしている商店街もありますので参考にし、それを本市の歴史、文化、人間性などを考慮して対応していくのもよいかと思えます。

しかし、商店街が自立してマネジメントし、空き店舗を活用している例は少ないのが実情であります。商店街では、中心的リーダーや若手の商業者が不足しているとともに中核グループもなく、商店街を牽引する力は弱まっています。

ちなみに、今後の小売業の明暗を分ける重要な要素はインターネットによる取引で、これを誰もが分かりやすく、簡単に操作できるような端末ソフトウェアを開発し、高齢者や共働きでなかなか買い物に行けない層をうまく取り込むことができるかが、勝負を分けるといわれています。

このような商店街の状況に本市としても積極的に支援をしているところではありますが、さらに大局的見地に立ち商工会など関係機関と連携し、従来以上に関わっていく必要があると考えます。

そこで以下、伺います。

現状の個人商店および商店街をどのように見ているか。

個人商店および商店街への関わりは。

買い物難民者の対策は。

空き店舗対応は。

商店街リーダー育成は。

スーパーやまとの空き店舗を他スーパーへの誘致および地元商店への活用などの対応は。

市内移動販売実施店舗数および支援は。

今後、予想される電子モールや電子商店街などを考慮した個店および商店街振興および具体的施策は。

5といたしまして、工業振興についてです。

わが国の経済は、収益の拡大や雇用の改善などによりおおむね回復基調が続いていますが、中小企業は少子化、労働人口の減少や就業者などは大都市・大企業志向などにより人手不足は深刻化するとともに、経営者の高齢化が進んでいます。早急な事業承継を進めなければ、廃業などにより雇用の受け皿の喪失、地域経済の衰退を招きかねません。持続的な成長と地域活性化を図るためには、課題解決に資する対策が必要であるといわれています。

このような背景の中、ようやく昨今、地方企業にも好景気の影響が出てくる状況となってきました。過去の景気状況経過を見たとき、好景気は大都市・大企業から始まり、数年経って地方・地方企業に影響が出てくる。反対に不景気は地方・地方企業から始まり、最後に大都市・

大企業に影響が出てくるのが従来からの経済サイクルでありました。

今回もこの好景気は数年前から、わが国の景気はよくなっているといわれていました。それでも地方の企業はその影響はないと言っていました。ようやく地方・地方企業にも好影響を及ぼす状況となってきました。

ただし、工業全般が良いというわけではありませんが、製造業関係はおおむね良好で、半導体関連需要の拡大などで、特に機械工業が好調であるという調査結果も出ています。半導体関連は好調で数年続くと予想されています。仕事の紹介はあるが設備投資が追いつかないとか、人手不足で仕事の受注ができないという企業の声も多く聞こえてきます。さらに人手不足については、建設業からもいわれていることであります。

市長も、市内には世界に誇る高い技術や素晴らしい製品などを持つ企業が多数あり、これらの魅力ある企業としっかり連携を図っていきたいと言っております。本市においても商工会などを通し、経営革新を行う企業などの支援や利子補給の要綱内容を拡充し、支援の充実を行うとともにさまざまな取り組みを行っていることを認識しています。それは企業の活性化こそが本市経済の発展を左右するからにはほかありません。

国においては、従来の中小企業基本法とともに小規模企業の技術やノウハウの向上および安定的な雇用の持続などを含む事業の持続的発展を位置付けた小規模企業振興基本法が制定され、そしてこの法律は小規模企業施策5年間の基本計画を策定することにより、継続性、一貫性を担保すると規定されています。現在、本市は企業の振興を支える北杜市中小企業振興基本条例により支援しているところであります。

この景気が未来永劫続くとは考えづらいことであるので、この時期に企業体力を付けてもらうことは、本市の将来にとっても良い結果が生まれると考えられますので、企業の声聞き、効果的支援をしっかりと行うことが必要であると考えます。

そこで以下、伺います。

本市の製造業、建設業などの現況は。

事業承継支援は。

新事業展開支援は。

人材確保支援は。

企業の声を集約し、市政に反映するシステムの構築は。

小規模企業施策の継続性、一貫性を担保する基本計画対応は。

6番目として、観光振興についてであります。

平成28年山梨県観光入込客統計調査報告書によると、山梨県における観光入込客数は実人数で3,205万人で平成27年の3,146万人を約58万人上回り、観光消費額も過去最高の4,157億円となり、1人当たりの観光消費額は1万2,971円と推計しています。

今後も観光入込客数を伸ばすには、ワインリゾート構想など地域資源を生かした取り組み、国内外への積極的なプロモーション活動などを行い、魅力を伝え関心を高め、さらに山梨観光推進機構のDMO化によるマーケティングや観光業者への支援など、関係業者を巻き込んだ事業展開をしていく必要があるとしています。

平成28年の観光入込客数で、北杜市は平成27年373万人で平成28年は401万人と約28万人増で対前年比7.6%増となっています。

宿泊観光客数は、実人数ではおおよそ平成28年903万人で前年862万人と比較し4.

6%増加しています。圏域で見ると富士・東部圏域が115.2%と伸びたが、峡北圏域は88万人、前年比91.3%で他の圏域も前年を下回りました。峡北圏域88万人の中で八ヶ岳地域を含む八ヶ岳高原周辺が80万人、金峰・みずがき周辺2万6千人、甲斐駒ヶ岳・鳳凰三山周辺4万6千人、茅ヶ岳周辺5千人となっています。また、峡北圏域は自然資源豊かなエリアで、特に夏季において客数が急増するなど季節的変動が大きくなっています。

観光消費額は、平成28年は1人当たり1万2,971円と推計されており、県内観光客消費額は549億円で前年比8.4%増となっています。県外観光客消費額は3,386億円で前年比6.8%増加しましたが、訪日外国人観光消費額は222億円、対前年比76.1%減少しました。

圏域観光の動向について、峡北圏域の入込客は対前年比9.5%増加しました。小商圏で見ると八ヶ岳高原周辺は主力の都市型観光施設、屋外型レクリエーション施設などが天候不順で客足が伸び悩み、金峰・みずがき周辺も物産販売施設などで客足が伸び悩み、甲斐駒ヶ岳・鳳凰三山周辺は歴史・文化施設などノーベル賞効果により順調に伸びました。また、茅ヶ岳周辺も温泉・健康施設で客数が増加となりました。

滞在状況は日帰りが61.7%、宿泊38.1%となっています。居住地では、県内は日帰り96.3%を占めるのに対し県外は宿泊46.6%、海外は61.7%となっています。

県内宿泊数は1泊82%、2泊が12.2%で1泊が1.3%増加し、2泊が1.8%減少しています。

宿泊場所はホテル49.5%、旅館25.2%、実家・知人など7.8%、ペンション・民宿6.6%となり、前年比で旅館3.7%、実家・知人などが2%増加しています。

交通手段は県内観光の際は自家用車、社用・公用車で70%、次いでJR在来線10.4%、貸し切りバス・観光バス8.6%となり、県外はJR在来線、貸し切りバス、観光バスの割合が高くなっています。

満足度調査を見ると峡北圏域は、16項目中9項目で「満足」と答えた割合が県平均に比べて低くなっています。一方で「不満」と答えた割合は宿のサービス、食べ物、地元のおもてなし、標識・看板、公共交通の便で県平均に比べ低くなり、特に公共交通で6.6%と低くなっています。

この結果を踏まえ、以下伺います。

観光関係のトップセールス対応は、

県全体で宿泊実人数は増加したが、峡北は減少した原因と今後の対策は、

長期滞在対策は、

観光消費額の拡大対策は、

2020年オリンピックに向けての外国観光客誘致策は、

アンケートの不満に対する対策と特に不満が高い公共交通の便の対策は、

次に7番目といたしまして、日本版DMO(地域連携DMO)についてであります。

観光庁は日本版DMOにつき、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人と指定しています。

言い換えれば、観光産業は観光業者だけで行うのではなく、第1次産業から第3次産業まで

住民も行政もあらゆる産業が一体となって観光客をもてなす仕組みを地域全体でつくろうとすること。団体でいえば市、観光協会、商工会など。民間では宿泊施設、娯楽施設、土産屋など。観光産業を潤わせるためには、農林水産業における地域特産品との連携、道路整備やインフラなど建設業界、地域住民全体が観光産業をよくするにはどうするかを考えていくことといわれています。

このため、日本版DMOが必ず実施する基礎的な役割・機能（観光地域マーケティング・マネージメント）として、次の3点を挙げています。

- （1）日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについて、多様な関係者の合意形成。
- （2）各種データなどの継続的な収集、分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（プランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立。
- （3）関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくりプロモーションが挙げられます。

また、地域の官民の関係者との効果的な役割分担をした上で、例えば着地型旅行商品の造成・販売やランドオペレーター業務の実施など、地域の実情に応じて日本版DMOが観光地域づくりの一主体として個別事業を実施することも考えられるとしています。

人口減が続く中で稼げる可能性がある産業は交流人口を増やし、外貨を獲得する観光しかない。その仕組みづくりをする地域を支援していきますということで、日本版DMO設置に力点を置いています。

このような背景の中、平成29年11月28日付けで観光庁より一般社団法人 八ヶ岳ツーリズムマネジメントが地域連携DMO（北杜市、長野県富士見町、原村）として登録されたところであります。

そこで以下、伺います。

本市の観光振興に大きく関わる認定日本版DMO組織に対し、市はどのように対応しているのか。

日本版DMOの地域全体として利益を生み、地域を活性化する主な機能に対する対応は。

日本版DMOは自立的な運営、継続的な取り組みが行われるための必要な安定的財源が確保される必要があるとされているが、市の対応は。

日本版DMOの登録のメリットは、関係省庁の支援やアドバイスを受けることができるとされているが、内容は。

日本版DMOは専門人材として正社員という形で雇用し、マーケティング活動を中心に業務を行っていくことを想定しているが、人材確保状況は。

八ヶ岳観光圏との整合性は。

地域全体で観光を考えるとしているが、どのようなことを考えているか。

最後になりますが、8番目といたしまして、第5次ほくとゆうゆうふれあい計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）について。

わが国の高齢化率は27.7%と国民の4人に1人が高齢者となっています。このような状況を踏まえ、国では介護保険制度をはじめ、高齢者の取り巻く制度や法律の改正を継続的に行い、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年を目途に地域包括ケアシステム（医療、介護予防、住まい、自立した日常生活が包

括的に確保される体制)を構築することが示されています。

また、さらに地域包括ケアシステムを深化・推進するために保険者機能を強化し、自立支援・重度化防止に向けて取り組むこと、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどが挙げられます。

介護保険計画は3年ごとの計画となっており、現在、本市においても平成30年から平成32年までの第5次ほくとゆうゆうふれあい計画の策定が進められています。

そこで以下、伺います。

第4次介護保険事業計画、これは平成27年から平成29年における計画の成果と課題は、第5次介護保険計画における基本理念は、

新しい政策・取り組みは、

第5次計画においては、介護保険料の月額基準が4千円から4,300円に値上がりしているが、その要因および他市の状況は、

以上で質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

平成30年度予算案について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公約に対する予算の具体化と平成30年度当初予算編成における思いについてであります。

市民が健やかで幸せであり続けるためには、人と自然のつながり、人と社会のつながり、人と人とのつながりを大切にしながら、安心して生活できる健全な社会を後世に引き継いでいく必要があると考えており、「お宝いっぱい健幸北杜」を宣言いたしました。

公約に掲げた施策については再整理し、平成30年度当初予算の編成に当たり、私が思い描く事業について担当部局と一から練り上げ、宣言に基づき、5つの大きな分野において特徴のある施策を取りまとめることができたものと考えております。

次に、平成30年度の特色ある施策対応についてであります。

はじめに、少子・高齢化施策についてであります。

子育て世代が安心して子どもを産み、健やかに育てる環境整備を図るとともに、誰もが健康で元気に充実した生活を送ることができる、安心して暮らせるまちづくりを推進いたします。

主な事業としては、いずみ保育園の園舎の建て替え、県下全域での病児・病後児保育の広域化、しらかば保育園さくら分園屋上防水工事、自立支援・重度化防止に向けて健幸長寿社会創造プロジェクト事業に取り組むこととしております。

次に、教育施策についてであります。

次世代を担う子どもたちの夢や希望を実現させるため、心身ともに健やかな学習環境の充実を図り、夢響きあうまちづくりを推進してまいります。

主な事業としては、北杜市の自然、科学、文化、芸術など、本市が持つさまざまな特色について学ぶ機会を提供する公営アカデミーふるさと探検事業、小学校施設等中長期保全化計画に基づく校舎や運動場の改修のほか、高根統合小学校整備事業については象徴となる校章が正式

に決まり、校歌も森山良子さんに制作していただいているところであり、来年4月の小学校統合に向け万全を期してまいります。

次に、スポーツと芸術施策についてであります。

誰もが学びスポーツを楽しみ、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう、生涯学習を推進し、暮らしに花を咲かせるまちづくりを進めてまいります。

主な事業としては、日本体育大学との体育・スポーツに関する協定に基づく連携事業、多様な運動機会の創出事業の一環として、市民の皆さまがいつでもウォーキングやジョギングなどができる環境整備のほか体育施設、芸術文化施設等の教育施設を紹介するパンフレットの作成に取り組むこととしております。

次に、雇用と産業施策についてであります。

地域産業の活性化と安定的な雇用の確保を図るため、農林業の振興と企業立地の促進に取り組み、活気あふれるまちづくりを進めてまいります。

主な事業としては木の駅プロジェクト支援事業、定番メニュープロジェクト事業のほか、新たな雇用の場の創出と地域経済の活性化を図るため、企業立地用地基礎調査事業に取り組んでまいります。

次に、若者と女性の活躍施策についてであります。

若者と女性が働きやすく、誰もが活躍できるよう、積極的に支援するとともに、異なる分野における人材のマッチングや市政に関わる機会を創出し、人材育成と地域力向上を図り、自分らしさを探せるまちづくりを推進してまいります。

主な事業としては、地域活性化センターとの連携事業、若者世代からの健幸づくりプロジェクト事業のほか、市内の女性の活躍を促進するため女性起業家活躍支援事業、就活女子会事業に取り組むこととしております。

次に、交流施策についてであります。

第2次北杜市総合計画に掲げる交流を深め躍進の杜づくりを推進するため、地方創生を進める北杜市総合戦略やハヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく子育て応援や定住促進施策、地域活性化施策等に取り組んでまいります。

主な事業として、家財道具の処分や敷地内の除草に対して補助するとともに、新たに賃貸物件の設備改修に要する経費に対して補助を行う空き家バンク清掃費等補助金のほか、県外の大学等への通学定期券の購入費用を助成する鉄道利用者通学支援モデル事業を実施することとしております。

次に、生活環境施策についてであります。

南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことを契機とし、甲斐駒ヶ岳を中心としたエリアの貴重な自然や水、これらを育んできた森林などの自然環境を保全し、この自然環境と多様な文化のつながりを市民共有の財産として位置付け、人と人の交流や連携を拡大し、豊かな資源を継続的、永続的に利活用した魅力あるまちづくりを推進することとしております。

また、清里南部処理場、須玉第一処理場の統廃合整備を行う社会資本整備総合交付金・汚水処理交付金事業に取り組んでまいります。

次に、公共交通施策についてであります。

地域公共交通体系の具体化に向け、本年度策定する地域公共交通網形成計画および今までの検討状況を勘案しながら、地域におけるワークショップを引き続き開催するとともに、区長会

や地域委員会等とも連携した運営組織を構築し、地域公共交通の再編、運行への準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、道路整備施策についてであります。

中部横断自動車道の早期着手を目指して、引き続き国等関係機関への陳情を行うとともに、幅員が狭く車のすれ違いが困難で、老朽化が進んでいる市道の整備のほか、国の交付金を活用し、交通安全対策、産業、観光振興に必要な路線の整備を行うこととしております。また、北杜市橋梁長寿命化実施計画に基づき、橋梁の修繕工事を行ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時15分といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時15分

○議長（中嶋新君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、まず最初に執行部 上村大泉総合支所長は一身上の都合により退席の申し出があり、これを許可したので報告いたします。

次に、各部長から答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

平成30年度予算案における、平成28年度決算に対する監査委員の意見への対応についてであります。

昨年8月に監査委員から提出があった審査意見書における11項目の総括的な意見については、いずれも真摯に受け止め、可能な限り予算編成に反映いたしました。

具体的には、引き続き繰上償還を積極的に進められたいとの意見を踏まえ、6億円にのぼる繰上償還を計上したこと、指定管理者に対して適正な施設管理が行われるよう指導を徹底されたいとの意見を踏まえ、新たに指定管理者制度にかかる官民協働の研修等を計上したこと、施設の今後のあり方について、公共施設等総合管理計画に基づき検討を加える等、喫緊の問題として対応されたいとの意見を踏まえ、個別計画策定のための事業を計上したことなど、総括的意見を踏まえて事業化を行ったところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

第5次ほくとゆうふうふれあい計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）について、いくつか質問をいただいております。

はじめに、第4次介護保険事業計画における計画の成果と課題についてであります。

第4次計画においては、健康寿命を伸ばすための方策として、介護予防事業に重点を置き高齢者の交流事業や介護ボランティア等の育成に努め、高齢者がサービスを受けるだけでなく、提供する側になり役割を担っていただくなど、社会参加の促進に努めてまいりました。

在宅での生活を可能にするためのサービスとしては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を1カ所、認知症対応型共同生活介護事業所を1カ所開設することができました。平成27年度から新しい総合事業に取り組み、通所サービスA、通所サービスB等を提供してまいりました。

また、高齢者の移動確保として、住民主体による高齢者の移動支援サービスモデル事業に取り組み、現在2町においてサービスを行っているところです。

一方、課題としては、医療と介護の連携、看取りの推進、介護人材の確保、市民後見人制度の推進、施設サービスの確保などが挙げられますが、第5次計画においてもこれらの課題にしっかりと取り組んでまいります。

次に、第5次介護保険計画における基本理念についてであります。

第5次計画においては「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり～地域で支え、支え合うまちづくり～」を基本理念に掲げ、住民・ボランティア団体・サービス提供者等の地域の多様な活動組織と行政が協力し、高齢者の自立支援、介護予防・重症化防止の推進および尊厳の保持、医療と介護の連携、認知症施策推進等に取り組み、高齢者が安心して地域で暮らせるための基盤づくりを行いたいと考えております。

次に、新しい政策・取り組みについてであります。

第5次計画の新しい施策としては、転倒をきっかけに介護状態になる高齢者が多いことから、市独自の事業として、高齢者在宅入浴支援住宅改修・福祉用具費購入助成事業に取り組んでまいります。

この事業は、介護認定を受けていない方を対象に、浴室等の住宅改修ならびに入浴補助具購入に対する補助を行う事業であります。

転倒予防および日常生活動作の保持増進が見込まれ、介護予防に重点を置くことで、介護給付費の抑制にもつながると考えております。

次に、介護保険料の値上がりの要因と他市の状況についてであります。

第5次計画においては、高齢者の増加に伴う介護サービス量を適切に見込むとともに、平成30年度に実施される介護報酬の改定、平成31年度に予定されている介護従事者の処遇改善と消費税の増税を踏まえ、計画期間中の必要額を136億7千万円余りと見込んだところであります。

これに必要な保険料は、3年間で30億7千万円であり、月額4,883円となりますが、保険料の上昇を抑制するため、支払準備基金を3億6,700万円余り取り崩すこととし、月額を4,300円としたところであります。

本市の介護保険料は、改正後においても、改正前と同様に、県内の13市の中では最も低い額となる見込みであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

続きまして、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

農業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農業による自立経営成立条件と農家数についてであります。

一般的に自立経営農家は、他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得とされ、本市では、北杜市農業振興地域計画書において、年間農業所得が400万円程度で、年間労働時間は1,700時間程度の水準を実現できる農家としており、認定農業者として、現在211名を認定しております。

次に、後継者や新規就農者支援の取り組みと今後の対応についてであります。

農業後継者への支援においては、農業機械を導入する際に、その取得費用の一部を山梨県、市、JAがそれぞれ助成する果樹王国やまなし就農支援事業などを活用して支援を行っております。

新規就農者に対しては、農業研修を受け入れる市内農家に対して農業教育研修助成金を活用し支援を行うとともに、就農開始直後の経営の安定化と定着化を図るため、農業次世代人材投資事業により最長5年間、資金を交付しております。

なお、新規就農者が就農する際の耕作地の賃貸借については、北杜市農業振興公社を通じて農地の選定、地権者との交渉などの支援を行うとともに、市において農地集積助成金を通じ、賃貸借料の半額を助成しているところであります。

今後もこれらの制度を通じ、継続的に支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、6次産業化に対する現況と今後の対応についてであります。

本市の豊かな地域資源を活用し、生産だけではなく加工や販売などを一貫して行う6次産業化は農畜産物の付加価値を高め、農業経営の多角化や高度化を実現できるため積極的に推進しているところであります。

現在、北杜市エコひいき地産地消協力店制度や山梨県農畜産物等認証制度への登録を推進して、消費拡大や販売促進、PRを行うとともに、ワインや消費者の健康志向の高まりから、醸造用葡萄生産法人やビーツ栽培法人などの企業参入も実現したところであります。また、北杜市雇用創造協議会においても、地産・地消プロモーター養成講座において6次産業化で創業したい方の養成も行っており、40名が受講しております。

今後は、北杜市フードバレー協議会の加工部会において、市内の加工品生産状況や単価の調査、新商品の開発などを行い、関係機関とも連携を図って6次産業化を推進してまいります。

次に、安全・安心 日本のお土産 北杜市宣言後の状況についてであります。

北杜市の農畜産物については、日照条件や水などの環境的要因にも恵まれ、美味しく安全であるとの評価をいただいたことから、全国に向け情報発信しているところであります。

平成28年には宣言を具現化するため、国の交付金事業を活用し、農業分野と他分野のプレイヤーを組織化し、地域運営ネットワークを構築することで、販路の拡大、新産業の創出、地域経済循環の形成する北の杜フードバレープロジェクト構想を策定いたしました。

これに基づき昨年10月には、北杜市フードバレー協議会が設立され、現在、108の個人・法人に参加いただき、6つの部会を組織して具体的な活動内容を検討するとともに、来年度からの首都圏への農産物移動販売事業、市内でのマルシェ事業や御用聞き事業の準備をしているところであります。

次に、地元農業企業法人と大型農業法人に対する支援内容についてであります。

本市の基幹産業である農業の持続的な発展を図るためには、集落営農組織などの地元農業法人は必要不可欠なものであります。

これまでに、集落営農組織や作業受委託組織の法人化に向けた支援を行ってきた結果、19の集落営農組織が設立され、国や県の補助事業を積極的に活用する中で、農地や機械の整備、経営の安定化を図るための支援も行っております。

これらの取り組みにより、集落営農組織を中心とした営農体制が整い、農地が守られる中、本市の主要作物である水稻のほか、大豆、そばなどの転作作物やイチゴ、サクランボなどの果樹栽培も定着、拡大が図られたところであります。

また、大規模な農業生産法人に対しては、山梨県および北杜市農業振興公社と連携を図り、企業参入に伴う農地の確保を行い、圃場整備事業の実施や栽培施設への支援を行っております。

次に、耕作放棄地対策についてであります。

本市においては、農地の集積を積極的に進める中、農業生産法人の参入や担い手組織、地域営農組織の規模拡大、また新規就農者の農地の確保において、国・県補助事業を活用し、農業生産基盤の整備を行い、耕作放棄地の解消を図っているところであります。

また、国庫補助事業である機構集積協力金により、参入企業の希望する農地の確保を行うとともに、賃借においては、農地中間管理機構制度を通じ、長期の賃貸借を設定するなど、耕作放棄地発生防止を図っているところであります。

次に、今後の農業振興および具体的施策についてであります。

本市においては、担い手不足や農業者の高齢化等で耕作放棄地や遊休農地が増加する中、新たな担い手の確保が重要であると考えております。

今後も国の補助制度を活用し、認定農業者や新規就農者の確保、集落営農組織の規模拡大を重点的に推進し、本市農業を持続的に発展させてまいります。

また、新たな担い手育成のため、地域おこし協力隊制度において、支援機関による研修等を充実させ、受け入れの拡大を図り、地域への定住・定着を進めてまいりたいと考えております。

農地維持においては、地域が自ら行う活動を支援する中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用拡大を図り、遊休農地等の発生防止に努め、大切な農地を守ってまいります。

次に、林業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、林業従事者の確保と林業後継者の育成についてであります。

輸入木材の増加、国産材価格の低下などにより、林業従事者が減少していることから、国では平成15年から緑の雇用事業で、林業就業への理解促進のための就業ガイダンスや短期のトライアル雇用、新規就業者のための3年間の林業作業士研修、後継者育成のための現場管理責任者研修などを行っております。

また、県では、山梨県森林総合研究所が主体となり、一般向けの林業研修から森林経営や木材加工・流通などの専門研修のほか、機械集積装置の運転などの技術者養成研修も行ってまいります。

市においては、国や県の研修制度を紹介するとともに、北の杜づくり講座を開催し、森林・林業に関する知識や技術を受講者に習得していただいております。さらに、平成30年度からは林業地域おこし協力隊の導入により担い手の育成も図ってまいります。

今後も、国や県とも連携する中で、林業従事者の確保、後継者の育成に努めてまいります。  
次に、市内材活用策についてであります。

森林組合や林業事業者が森林経営計画を策定し、森林の集約化を図り、低コスト生産に努めておりますので、伐期を迎えている9齢級以上の人工林80%の生産にも期待されるところであります。

また、地域の森林資源有効活用のため、事業者が間伐材や林地残材を買い取り、薪やチップ等に加工して販売する木の駅プロジェクト事業を平成30年度から計画しております。

国では、オフィスビルや商業施設等での木材利用の拡大、公共建築物の木材利用の促進を図っておりますので、県や関係事業者で組織された北杜市森林整備検討会の中でも、市内材の生産や活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、林業の成長産業化と多面的機能の実現策についてであります。

国が提唱している林業の成長産業化と多面的機能の実現は、安定的に木材を供給し、木材に付加価値を付けて有効活用することにより、地域経済の活性化や雇用の創出を図っていくもので、そのためには、森林資源を適切に管理し、温暖化防止や災害防止など森林の公益的機能を維持していくことが必要となります。

国では、経営意欲を持ってない森林所有者が、意欲と能力のある林業経営者に森林を預け、林業経営を行っていただく新たな森林管理システムを構築し、平成31年度から導入予定の仮称、森林環境譲与税を活用していく計画であります。

このため、本市においては、本年度整備を行っている林地台帳を活用し、新たな森林管理システムの準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、荒廃森林の整備策についてであります。

一定の面積を持った森林を対象に、森林経営の委託を受けた者が、施業や路網整備など森林の保護等に関する5年間の森林経営計画を策定して作業を行い、森林の整備に努めており、市内では森林組合を含む5事業者が3,292ヘクタールの森林経営計画を策定しております。

また、松くい虫の被害拡大防止を目的とした樹種転換事業は、造林事業として、松林の伐採から造林、下刈り等の保育に至るまで一貫した森林の整備を行うことにより、国と県から合わせて費用の約70%の補助を受けることができます。さらに、本市では北杜市里山整備事業として25%を上乗せするため95%の補助となり、所有者は5%の費用負担で整備することができます。

次に、里山の林業振興の具体策についてであります。

市では、森林の荒廃を防止し、豊かな自然環境保全を促進するため、環境保全協力金を活用して北杜市里山整備事業を行っております。

この事業は、所有者や森林組合等の林業事業者が、0.1ヘクタール以上の植林、下刈り、枝打ち、除・間伐などの森林整備を行う場合、費用の95%を補助するものであります。

事業を開始した平成17年度から1,883ヘクタールの森林が整備され、うち320ヘクタールに植林されております。

この事業により里山が整備され、野生鳥獣生息地との緩衝帯ともなることから、今後も北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業と合わせて推進してまいります。

次に、木質バイオマスの状況についてであります。

未利用木材を使用する木質バイオマス発電施設の増加により、木質バイオマス利用量は、近

年増加傾向にあります。県内では、木材の安定供給とコストの関係から木質バイオマスの導入は、なかなか進まない状況であります。

本市においては、今後木の駅プロジェクト事業により、間伐材や林地残材の集積と安定供給を目指してまいります。

次に、商業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、個人商店および商店街をどのように見ているかについてであります。

市内の個人商店においては、商店経営者の高齢化が進み、後継者不足は深刻な問題であることから、やむを得ず空き店舗となる例もあります。

また、商店街については、商圈区域が分散している特性に加え、近年の消費者ニーズの多様化や、大型ショッピングセンターの相次ぐ進出の影響を受け、商業環境は厳しい状況であると捉えております。

次に、個人商店および商店街への関わりについてであります。

市では、商店街の活性化に向け、商業者の自助努力の促進を図りつつ、地域の特色を生かしながら、北杜市商工会を通じてさまざまな支援を行っております。

具体的には、商業者が新たな販路を求めて、国内や海外の展示会へ出展する際の経費の一部を補助、経営改善を図るための設備資金などを借り入れた場合の利子補給制度などです。また、商店街に人が集まり、賑わいを創出することを目的に行われる夏祭りなどの集客イベントや、北杜市商工会と連携しての長坂商店街活性化施設おいでやでのギャラリーやカルチャー教室、商店の利用促進を目的としたポイントカード事業などにも支援しているところであります。

次に、買い物難民者への対策についてであります。

高齢者だけの世帯では交通手段が限られていることもあることから、生活必需品などの買い物に不便を来しており、特に、身近で生鮮食料品などを扱うスーパーの閉店は、買い物環境の悪化を招いています。

こうしたことから、現在、民間による移動販売車や宅配サービスが市内で展開されておりますが、市民が安心して買い物できる商業環境を整備していくための対策を、北杜市商工会とも検討してまいりたいと考えております。

次に、空き店舗対応についてであります。

商店街に賑わいを取り戻すためには、空き店舗を有効に活用していくことも一つの方法であると捉えております。

JR清里駅前では、平成27年から空き店舗を活用してアンテナショップとして農畜産物の販売やワークショップの開催などを行い、まわりの商店にも刺激を与えています。また、白州町では、若い移住された方などがパン屋やイタリアン、そば屋を開業したことで活気が出てきております。

空き店舗の中には住居兼店舗として利用され、有効利用することが困難な物件も多くありますが、商店街等の活性化には空き店舗活用が欠かせないことから、商工会が行う空き店舗活用事業を支援してまいりたいと考えております。

次に、商店街のリーダー育成についてであります。

組織を活性化させるためには、牽引するリーダーが重要であることから、商店街組織においても若者や女性などの若手の経営者が、地域商店街のリーダーとして、活躍できる環境整備や

人材育成などが必要であると考えております。

商店街のリーダー育成については、商工会の青年部に所属して活躍している経営者や、商店街を牽引している若年経営者などが望ましいと考え、北杜市商工会の支援事業の中で、既存の青年部組織の強化を図りますので、市といたしましても商工会と連携し、リーダー育成に対して支援してまいりたいと考えております。

次に、スーパーやまとの空き店舗の活用策についてであります。

市では、スーパーやまと倒産との報道があった時点から、県や商工会、金融機関との情報交換を行い、事態に対応してまいりました。

活用策についても、県内食品スーパー数社へ出向きヒアリングを行い、事業者の出店意向や移動販売の可能性などの情報収集に努めているところであります。

また、空き店舗の地元商店の活用については、現在、空き店舗と駐車場用地の不動産は、破産管財人の管理下にありますので、財産処分の動向を注視しながら、地元商店街等関係者が有効活用できるよう情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内移動販売実施店舗数および支援についてであります。

市内での移動販売は、県内スーパーと連携して行っている事業者が1社あり、市内3つのコースで週2回移動販売しているほか、梨北農業協同組合が委託事業で月曜日から金曜日にかけて、市内40カ所を巡回して販売しております。

しかしながら、生鮮食料品の移動販売は、仕入れの段階から在庫管理が非常に難しいことに加え、巡回コースの中でどれだけ効率よく顧客を獲得し、売り上げを伸ばすかなど、経営する上で多くの課題があり、事業を始める人は少ない状況であります。

こうしたことから、アンケート調査などを行い、移動販売を求める住民ニーズを把握し、現在移動販売を行っている事業者に情報提供するとともに、移動販売を事業化したい希望者には、県の買い物弱者支援事業などの補助金制度を紹介して支援してまいりたいと考えております。

次に、電子モールや電子商店街等を考慮した個店および商店街振興策についてであります。

地域商店の魅力ある商品やサービスを持ち寄り、インターネット上にまとめて公開する地域密着型の電子商店街は、地域内の顧客だけにとどまらず、地域外の顧客を対象に商取引ができるため、販路や取引先が格段に拡大するメリットがあり、地域商業者の経営基盤を強化することができる事業であると考えられます。

このことから、全国の先進的な事例を参考にするとともに、商工会と連携を図り、商店経営者の意見などを聞く中で、電子商店街等による商店振興支援について検討してまいりたいと考えております。

次に、工業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の製造業、建設業などの現況についてであります。

本市は機械部品や電子関連の製造業をはじめ、水資源を生かした食品・飲料関連の製造業など多くの企業が立地しており、雇用の場の提供とともに、地域経済の活性化に寄与していただいております。

平成26年経済センサスでは、製造業の事業所数は、227事業所で全産業に占める割合は約9%ですが、従業員数は全体の約25%を占める約5千人となっております。

建設業の事業所数は、306事業所で全産業に占める割合は11%であり、従業員数は全体の約6%を占める1,300人が従事しております。

また、平成26年工業統計による製造品出荷額は、約1,906億円と県内第4位を誇っており、本市経済を牽引している主要産業であります。

次に、事業承継支援についてであります。

少子高齢化の進展により、経営者の高齢化や後継者不足などを要因とした事業の継続に課題を抱えている企業が多いことは、全国的な問題となっております。

こうしたことから、商工会が相談窓口となり相続や経営に関する相談を行っており、より専門的な相談には、税理士や中小企業診断士などの専門家を派遣する事業を実施しております。

今後も山梨県、商工会、やまなし産業支援機構などの関係機関と連携しながら、中小企業者の事業承継を支援してまいりたいと考えております。

次に、新事業展開支援についてであります。

人口減少社会の進展により国内市場が縮小していく中で、中小企業は新たな商品の開発や既存製品のリニューアルなどに迫られ、新事業を展開しなければ生き残れない厳しい環境にあると言われております。

本市では、産業立地事業助成金や固定資産税の課税免除措置などにより、企業の新たな設備投資、経営規模の拡大を支援するとともに、海外市場の需要を積極的に取り込めるよう販路開拓支援事業を実施しております。

また、新製品等の開発事業については、国の補助制度を活用しているところであり、今後も引き続き県や商工会などの関係機関と連携する中で支援してまいります。

次に、人材確保支援についてであります。

人口減少社会の進展により労働生産人口が減少し、市内の企業も製造業をはじめ、多くの業種で人手不足となっております。

本市では、企業の人材確保支援として、市内企業に限定した就職ガイダンスを市内のほか、甲府市や東京都においても開催して、企業の人手不足の解消に努めております。

また、高校では、授業の一環として市内企業を招いての事業内容の紹介や、企業訪問による研修などを行い、生徒に企業の先進性等を感じてもらい、将来の職場選択のきっかけづくりを行っております。

また、実践型雇用創造事業では、本市の地域資源や地域特性を生かして、雇用を創出するため、企業向けの人材確保セミナーや合同就職面接会など、安定的な雇用の創出を図る事業に取り組んでいるところであります。

今後も、若者の定着や女性の活躍、シルバー世代の人材活用など、多様な人材が活躍できる社会の実現を目指し、ハローワークや山梨労働局などの関係機関と連携し、企業の人材確保を支援してまいりたいと考えております。

次に、企業の声を集約し、市政に反映するシステムの構築についてであります。

製造業を中心に市内の異業種の企業により組織されている北杜市企業交流会において、会員企業へのアンケート調査を実施し、雇用や人材確保に関する課題や、道路・用地、住宅環境に関する意見や要望などを聴取するとともに、企業訪問を行い、生の声を聞き取り、意見交換を行っているところであります。

企業からは、雇用問題や従業員の住宅環境に対する意見が多数あったことから、市では、就職ガイダンスなどの雇用施策を充実するとともに、就業促進住宅の建設や就労支援賃貸住宅等建設促進事業費補助などの住宅施策を展開しているところであります。

今後も企業の声に耳を傾けて、支援してまいりたいと考えております。

次に、小規模企業施策の継続性と一貫性を担保する基本計画対応についてであります。

国は、平成26年10月に小規模企業振興基本法に基づいて、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、必要な施策を重点的・効果的に実行するため小規模企業振興基本計画を定めました。

この基本計画には、需要を見据えた経営の促進など4つの目標が設定され、さらに目標実現に向け、新事業展開や高付加価値化への支援、起業・創業支援、事業承継、人材の確保・育成など10の重点施策が掲げられております。

本市においても、地域特性や産業状況を勘案し、基本計画に沿った適切な施策を推進し、地域産業を支える中小企業者を支援し、活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、観光関係のトップセールスについてであります。

例年の国や県・企業へのトップセールスとは別に、昨年は観光庁を訪問し、観光施策やハケ岳観光圏事業推進のための協力要請を行いました。

それを受け、観光庁からも本市に数回訪問していただき、観光施策の意見交換を行ったことが、平成30年度からの観光圏における国の支援につながったと考えております。

また、ハケ岳観光圏シンポジウムや水の山感謝祭による情報発信、FMラジオ番組などメディアを通じた魅力発信、北杜市ボールペンを活用してのPRのほか、各種イベントやフォーラム等あらゆる機会を通じ誘客に努めております。

次に、宿泊実人数が減少した原因と今後の対策についてであります。

平成28年の山梨県において、宿泊実人数が増加しているのは、全体の半数以上を占める富士・東部圏域だけで、世界遺産富士山の継続的な人気に伴う外国人観光客の増加が要因であります。

一方、峡北地域を含むほかの圏域では、平成27年に比べてゴールデンウィークやシルバーウィークの日並びが悪かったことや、宿泊客が集中する夏季から秋季にかけて台風や長雨の影響を受けたこと、外国人観光客が団体旅行客から個人旅行客に移行していることなどが宿泊客減少の原因と考えられます。

今後は、富士・東部圏域から峡北圏域に外国人観光客を取り込めるよう、県と連携を図り、広域ルートとして売り込み誘客に努めてまいります。

次に、長期滞在対策についてであります。

本市の多くの観光資源を活用して、周遊・体験プログラムを促進して長期滞在へつなげていくため、ハケ岳観光圏では、歴史探訪や焚き火カフェ、スノーシューなど多数の体験プログラム実施のほか、標高1,900メートル、視界360度の星の海を巡る星空観察ツアーや多彩な地産食材の料理を味わえる北杜シェフズバル事業などを実施・検証し、滞在プログラムの確立を目指しております。

また、北杜市雇用創造協議会では、全10回で観光案内人を育成する観光コーディネーター養成講座を開催するとともに、冬の体験型モニターツアーやジビエを活用したメニュー開発を行い、本市の人材育成、資源発掘と魅力発信に努めております。

今後も関係団体と連携し、魅力的な体験メニューの構築を行い、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことで長期滞在を推進してまいります。

次に、観光消費額の拡大対策についてであります。

八ヶ岳観光圏では、多様な関係者間で戦略の合意形成を図り、誘客に向け観光客に提供するサービス改善の取り組みを行っております。

これからも、その場所に行かなければ体験できないこと、味わえないことなどのオンリーワンを増やし、観光ルートとしてつなげ長時間の滞在・消費額の拡大に努めてまいります。

次に、2020年オリンピックに向けての外国観光客誘致策についてであります。

外国人観光客はスマートフォン等で旅行先の情報を調べることから、観光ガイドアプリの充実や宿泊施設における品質認証制度の導入、市内で生産されたGAP取得の農産物の提供など体制の整備に努めてまいります。

また、訪日外国人消費動向調査によれば、自然体験や農漁村体験、歴史・文化体験などの体験活動を希望することが多いため、関係団体と連携して、外国人向け体験プログラムの確立にも努めてまいります。

次に、アンケートの不満項目と不満の高い公共交通の便の対策についてであります。

外国人観光客は、来訪時JR在来線の利用割合が高く、駅からの二次交通は重要であります。そのため、本市の玄関口であるJR小淵沢駅に併設された観光案内所をワンストップ窓口として体制整備を図り、在来バスやピクニックバスなどの経路や時刻を分かりやすくまとめたマップを作成して案内するとともに道の駅こぶちさわの観光案内所とも連携を図っております。

また、タクシー協会とも、割安に目的地を巡ることができる観光ルート別運賃導入に向けて協議を重ねているところであります。

宿のサービスや案内標識・看板等、アンケートの不満に対しては、観光圏事業で検討する中で順次改善を図ってまいります。

次に、日本版DMOについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、日本版DMO組織への対応についてであります。

一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメントは観光地域づくりプラットフォームとして、平成22年度から八ヶ岳観光圏事業において市と一体となり、観光地域づくりを行ってまいりました。

今回、日本版DMO法人に登録されたことから、さらなる誘客に向けインバウンド対策の推進を軸に国の支援を活用し、滞在周遊促進事業等さまざまな事業導入を行い誘客に努めてまいります。

次に、地域を活性化するための機能への対応についてであります。

八ヶ岳ツーリズムマネジメントは、昨年度に地方創生加速化交付金事業により、観光地域づくりの舵取り役を行うためのシステムDMOを確立しております。

このシステムには、サイトへのアクセス解析などのマーケティング機能、多言語による情報発信やアンケート機能、顧客の属性や嗜好などの管理機能があるため、観光客の動向をつかんで地域へ情報提供し、可能な農業体験や文化体験、自然体験の実施、農畜産物の提供などにつなげ、地域の稼ぐ力を創出してまいりたいと考えております。

次に、安定的財源確保への市の対応についてであります。

八ヶ岳ツーリズムマネジメントでは、会費や民間等の各種事業の負担金や手数料、北杜市・富士見町・原村の事業に伴う負担金などにより運営費を確保しております。

また、日本版DMO法人が対象となる、国の補助事業に申請しており、採択されると財源確

保や事業の幅が広がり、3市町村の負担軽減ともなりますので、富士見町や原村とも連携して国へ働きかけてまいります。

次に、関係省庁支援やアドバイスの内容についてであります。

観光庁では、訪日外国人観光客に対する滞在コンテンツの充実や受け入れの環境整備、情報発信やプロモーション活動などができる補助率50%の広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業を提案しており、対象は日本版DMO法人等としています。

また、DMO支援室を設置し、地域におけるDMOの形成や人材育成の支援など、日本版DMOの取り組みを広くサポートしていただける体制が整備されております。

次に、人材確保の状況についてであります。

八ヶ岳ツーリズムマネジメントでは、2名の専門職員の確保が図られております。そのうち1名は、平成26年度から3年間、地域おこし協力隊として観光や地域づくりの研修を行ったのち、平成29年4月より職員として採用され、現在、主軸として活躍しております。

市では今後、外国人観光客の誘客に向けた事業を、八ヶ岳ツーリズムマネジメントと連携して展開していくことから、再度、地域おこし協力隊制度を活用し1名の支援を考えております。

次に、八ヶ岳観光圏との整合性についてであります。

八ヶ岳ツーリズムマネジメントは、八ヶ岳観光圏のプラットフォームとして、多様な事業を進め、観光地域づくりの舵取り役として認められ、DMO法人に登録されました。

今後は、より一層観光地域づくりに取り組み、観光圏事業の実施主体として、八ヶ岳観光圏を牽引してくれるものと期待するところであり、市としても地域の魅力創出や、国内外の来訪者が快適かつ安心して周遊・滞在できる受け入れ環境の整備を行い、観光施策の推進に努めてまいります。

次に、地域全体で観光を考えることについてであります。

住んでよし・訪れてよしを行動理念に、行政や観光圏整備推進協議会等諸団体、観光地域づくりマネージャーの主要メンバーが一堂に集い、観光圏のブランド化に向けて話し合いが行われ、官民が一体となり事業推進を行ってまいりました。今後も、農林業・商工業・地域住民など、さまざまな方々をさらに巻き込み、地域が一体となり活気ある豊かな地域を目指してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず最初に、2番目の農業振興についてお伺いをします。

農業による自立経営成立条件と農家数についてということで、現在、認定農業者が211名ということですが、認定農業者はどのように認定しているか、お伺いをいたしたいと思っております。

次に、6次産業化に対する現況と今後の対応について。

1つ目として、豊かな地域資源を活用し6次産業化を推進しているとのことですが、豊かな地域資源とは、今どんなものを対象としているか、また成果物が出ているか伺います。

フードバレー協議会の加工部会調査などを行うとともに、新商品の開発を行っているということですが、加工部会の組織内容についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、安全・安心 日本の台所 北杜市宣言後の状況についてということで、来年度から首都圏への農産物移動販売事業、市内でのマルシェ事業、御用聞き事業の内容について伺います。

次に、地元農業法人等、大規模農業法人に対する支援内容について。

集落営農組織への支援については、農地や機械整備の支援、経営安定化に向けての支援ということですが、農地の支援において貸し出す場合の整備などがあると思いますが、現時点での実績と課題について伺います。

そして、今後の農業振興および具体的施策についてということですが、中山間地域直接支払制度は5カ年事業であり、高齢者が管理できなくなった場合にこの制度を利用していると、あとの年度対応が大変だということで、制度活用に二の足を踏むことがあると聞いていますが、農地維持の観点からどのような対応を考えているか、伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の再質問にお答えします。農業関係です。6点いただいたと思います。

まず最初が認定農業者、この認定農業者がどんなふうに認定されているのかということですが、認定農業者については認定期間が5年です。5年後の農業経営や営農計画の目標を明確にするため、農業経営改善計画というものを市に出していただきます。

そして、その中で農業経営の規模や生産方式など大きく4項目で計画の適正や達成見込みなど、そんなふうなことを北杜市農業経営改善計画の検討会、検討会というものがありますので、そこでチェックしてまいります。そして認定するというふうな仕組みになっております。

次に6次産業化の中のどんなものが対象、成果物というふうなことだと思います。

6次産業化におきましては、北杜市では農産物全体を対象としておりますけれども、特に大豆を利用した味噌、豆腐、納豆などの加工品、それから水資源を使ったということで、日本酒ですとかワインというふうなものを推進しております。

成果に該当するかどうか分かりませんが、日本酒や地ビール、ワインは各コンクールにおいても数々の賞を獲っております。市でも中小企業地域資源活用促進法に基づくふるさと名物応援宣言というふうなことでもバックアップしているところであります。

その次が、フードバレー協議会の加工品部会の組織の関係です。

北杜市フードバレー協議会の加工部には現在、9の個人・法人がいらっしゃいます。大豆の加工品やジャム、乳製品など市内で生産される素材を活用して食品づくりを行っている方々が集まっているということです。9ですから、今後できるだけ参加者を募っていこうというふうなことで、今、努力しているところです。

その次に、安全・安心 日本の台所 北杜市宣言後の事業の中で農産物の移動販売ですとかマルシェ、御用聞きということですが、その内容ということだと思います。

農産物の移動販売につきましては、物流の企業も今、フードバレーの中に入っておりますので、市内農産物を八王子市の団地、3千戸を対象に移動販売をしようではないかというふうな計画で進めております。農家は市場価格で買い取りましようというふうな方向ですから、農家

はリスクがほとんどないような状況にもっていこうと考えております。

あとマルシェ事業ですが、イベントなどで北杜市のフードバレー協議会のブースを設けて直接販売していこうと考えております。フードバレー協議会の構成員は新規就農者も多いですから、対面販売することで消費者のニーズをつかんでいきたいと思いますというふうな内容です。

それから御用聞きですけれども、市内の飲食業者と農家を結ぶ細やかな物流を行うもので、販売先が同じであっても個別に物流を行っていたものが、御用聞き組織ができることによって、もう少しコストダウンができるのではないかというふうな計画であります。

次に、農業法人の中の農地の関係であります。

農地ですけれども、農地中間管理機構に賃貸借を行った農地に限り、県単機構借受農地整備事業というのを活用しております。これは平成27年度からですけれども、それによって農地との改良工事を実施しております。実績とすれば、平成27年から平成29年度までのこの3年間で約88ヘクタールが整備されたというところであります。

この中の課題ですけれども、10アール当たり20万円の少額の事業費で行いますので、基本的には受益者負担がなるべくないようにということなんですけれども、場所によったり工法によったりしては、やはりバラツキが出ております。これが課題ということになると思います。

次に、中山間地域直接支払制度の中で高齢化してきて二の足を踏んでいるというふうなご質問だと思います。その対応だと思います。

中山間地域直接支払制度における各地域協定において、やはり高齢化が進んでおります。組織が維持できないということから取り組みをやめる地域も出てきております。このような中、市では新規就農者や認定農業者、集落営農組織への支援を行って、新たな担い手として育成を行って協定の組織に参加してもらおう、あるいはそういったものを担ってってもらおうというふうに取り組んでおります。

それからもう一つ、多面的機能の支払交付金制度ですけれども、こちらのほうは農業施設を維持管理していくということが主なものなんですけれども、これは業者に委託することもできますので、そういったことも周知徹底を図りながら取り組みの拡大も行っているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは、3番目の林業振興についての再質問をいたします。

林業の成長産業化と多面的機能の実現策についてということで、答弁の中で新たな林業管理システムに向け準備を進めていくという答弁がありました。このシステムはどのようなもので、市の果たす役割はどういうものか伺いたいと思います。

次に林業の成長産業についてですが、森林環境譲与税を活用して新たな森林管理システムに向け準備を進めていくということですが、市ではこの森林環境譲与税をどの程度見込んでいるか伺いたいと思います。

次に、荒廃森林の整備策と農地と山林との境である里山の林業振興にかかることですが、荒廃森林整備や里山整備を行っていますが、これにかかる危険木について、平成29年

10月20日に高根町の市道箕輪・小淵沢線において、市道脇の立木が倒れ自家用車が破損し損害賠償を行ったとの説明がありました。また、賠償割合は50%50%という説明もありましたが、市内には危険木が多く見られ、非常に大変な作業と思いますが、危険木の調査をしっかりと行い、それを地権者に伝え対応するよう啓発しておくことにより賠償割合も少なくなると考えるが、どのように考えているか伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の林業に関するところの再質問です。3点伺いました。

まず最初に新たな森林管理システム、この内容と市の役割ということです。

森林は本来、所有者が管理していくということが前提になりますけれども、管理できない場合には森林事業者が管理を委託していきましょうということが基本になってまいります。しかし、それも不可能な場合があります。自然条件が悪くて、非常に奥地であったりとかというふうなところはなかなか事業者も手を付けてくれないとか、請け負ってくれないという場合があります。そういう場合に関しては、そういった所有者は森林を市町村に預けるというシステムが今度の新しいシステムです。事業者も手が付けられないような奥地のような大変なところを、市町村が受けても非常に管理が困りますけれども、そういうところだからこそ、いわゆる税金を投入してやっていくというのが国の方針です。それに森林環境譲与税を充てていきましょうというふうな内容になってきます。

では、市は何をするのかといったときに、市全体の森林を見る中でそれを調査し、今後の計画につなげていくということですが、どこにどういう森林、手が付けられない森林があるのかということを見極めて、そしてその所有者の意向調査を行って、そして計画に結びつけていくということですから、今後、今、林地台帳というのを整備しておりますので、これを使って専門の嘱託の方を雇用して調査をしていこうというふうに考えております。

次に、森林環境譲与税、これをどの程度見込んでいるかというふうなご質問だと思います。

森林環境譲与税は、国では平成36年から森林環境税を導入しようとしております。その森林環境税、これを、先の税収ですけれども、それを先行して森林環境譲与税ということで充てていこうということで、平成31年から実施という見込みであります。

譲与税については、最終的には市町村9割、都道府県が1割というふうな設定になるんですけども、平成44年まで段階的な経過措置がありまして、とりあえず平成31年度から平成36年度までは市町村は8割の譲与税が受けられるということになります。算定基準ですけれども、私有林、この人工林の面積、それから林業就業者数、それから市町村の人口、こういったもので譲与税を算定しております。

想定ですけれども、平成31年から平成33年が北杜市では約2,700万円程度、平成34年から平成36年が約4千万円程度と想定しております。

次に、危険木の関係です。

道路沿いの危険木につきましては、情報提供があった場合、市道、農道、林道ありますので、それぞれの担当で現地を確認して所有者を調べて、そしてその所有者に連絡し処理対応をお願いするというのが基本であります。

しかし、不在地主であったり、あるいは所有者不明の場合も当然あります。連絡が見つからないと。だけど、今にも倒れそうだというふうな緊急性もあります。その場合には、担当が直接現地へ出向いて処理を行う。もしくは業者に依頼して処理を行うというふうなことになります。そうなりますと、勝手に人の土地の木を切ってしまうということになりますけども、道路のほうへかかっているような、道路の上空にかかっているようなものについては、特段これは問題ないということで、弁護士等にも相談しております。

それからそういったものについて、もっと周知していくべきではないのかということだと思います。

今までも市の広報紙で再三再四、市民の皆さまにも呼びかけております。それから市道、農道、林道、各担当では道路パトロールなんかを行っております。その危険木の状況把握に努めて、お互いに庁舎内で情報共有もしております。

それから、林政のほうでは松くい虫の事業をやっておりますので、その現地確認だとか、そういったことの関係のパトロールだとかということにも出向きます。その際、松くい虫の事業であれば森林管理者にもぜひ道路に倒れないようにというふうな注意を呼び掛けております。

いずれにしましても、平成30年度においては、林政関係ですけども、今、盛っていますから、松くい虫も多くなってきているということから予算も少し増加して、こういったものの対応もしていきましようというふうにしております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

次に、4番目の商業振興について再質問をさせていただきます。

個店および商店街への関わりについてということで、国内や海外の産業展示会への出店に対し、出店経費の一部を支援しているとの答弁がありましたが、これまでの支援企業数と支援後の支援企業の状況について、お伺いをします。

次に、個店および商店街への関わりについてですが、個店および商店街への再来店を目的としたポイントカード事業に対して支援をしているとの答弁がありましたが、たしかに個店、商店街への誘客や顧客の囲い込みなど、有効な事業であると思っております。

たしかポイントカード事業は3商店街で行っていると認識していますが、一時期、統一を模索した時期があったと思いますが、まだ統一されていないと思います。統一することがよいのか、しないほうがよいのか、どのように見ているのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、買い物難民への対応についてということですが、市民が安心して買い物ができる商業環境を整備し検討していくとのことですが、検討することは必要であります。買い物に不便をしている市民が今いることは間違いのない現実でありますので、早急に対応が求められると思いますが、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、空き店舗対応についてということですが、たしかに居住兼店舗となっていることで難しさがあることは理解できますが、そういう中であっても活用に理解をしている人はいるのか、いないのか。また、商店街の空き店舗が目立つようになり時間がかなり経過しているわけであ

りますが、状況把握はどうなっているのか。また、空き店舗率、空き店舗貸出可能者数についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、商店街リーダー育成についてですが、リーダー育成に商工会と連携をして支援をしていくとの答弁がありました。ぜひ早急に対応をしていただきたい。育成と同時に考えなければならないことは、商店街経営者の理解が必要であると考えますので、取り組みの啓発が必要だと思いますが、考えをお伺いします。

次に、スーパーやまとの空き店舗への他のスーパーの誘致および地元商店の活用策についての関係ですが、スーパーやまとの空き店舗に対し情報収集をするとともに、他スーパーからヒアリングを行っているとのことですが、情報および他スーパーの考えにつき、現状とその対応についてお伺いをします。

次に、市内の移動販売の店舗数について。

アンケート調査などで移動販売を求める住民ニーズを把握して、また移動販売を行う事業者へ情報提供をしていくというお答えがあったかと思いますが、どのようなアンケートをいつ行うのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○2番議員（秋山俊和君）

暫時休憩をお願いしたいんですが。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の商業振興について、7点ご質問をいただきました。

最初に、販路開拓支援事業の企業数とかその状況ということであります。

販路開拓の支援事業は、海外需要を積極的に取り組みましょうということで、平成27年度からスタートした事業です。

平成27年、平成28年の実績ですけれども、海外展示商談会の出店事業が10事業所ありまして、補助金にしますと約380万円。それからもう一つ、外国語版のウェブサイトの製作、これが2事業所ありまして、補助金額で40万円というところです。この10事業所で行いまして、289の商談を行い、その結果、23件が成約したと聞いております。

次に、ポイントカード事業についてであります。

現在、高根、小淵沢、長坂、この商店街でポイント事業をやっております。全部で83店舗というふうな状況です。それぞれ団体が独自にやっておりますので一緒ではないということ。

そんなことから、なるべく一緒にやることができないかということで、今までも統一化を目指してまいりました。その3団体の代表者を集めての会議を行って、平成28年度には加盟店の魅力と周知の促進ということから共同のチラシを作ったというふうな経緯もあります。

しかし、課題としてはその3店舗の団体は同一機種ではありませんので、単純に一緒にやるというのはなかなか難しい状況であります。

一方、長坂の商店街においては、今、新たなスタートとして、スタンプ式のポイントカードシステム、これを今、模索しております。そうしますと、高根と小淵沢はちょっと無理なんですけれども、それ以外の全地域が加入できるというふうなことで、そのへんの展開ができないかどうか、今、検討されているところです。

次に、買い物難民、早急に対応をというお考え、市の考えはということです。

今現在、市が行えるのは市民への情報提供ということで、そこに力を入れております。問い合わせがあった場合には、民間の移動販売だとか宅配の紹介、それからバス路線ですとか、そういった時刻の紹介なんかもやっております。

今後、この間も新聞報道されておりましたので、他の自治体の例も見ながら、ちょっとそのへんを早急に考えたいと思っております。

その次に、空き店舗の関係です。把握しているかというふうな状況です。

住居兼店舗の状況、貸し出しに理解している状況なんですけれども、商工会のほうにも確認しましたが、なかなかそこまでは把握していないというのが実態であります。この空き店舗の状況なんですけれども、平成21年度に山梨県が調査を行っております。空き店舗の。ですからちょっと古い情報になってしまいますが、それによりますと市内の店舗数は546。うち空き店舗が35。空き店舗率は6.4と。今、平成30年でありますと、もっと多くなっているのかなというふうな状況であると思っておりますが、9年前ですからそういう数値になっております。

今後はやはり、ちゃんとしっかり情報収集していきたいということから商工会と協議して、今後できれば空き店舗の情報収集という意味で、何らかの調査をしていきたいと考えております。

その次の質問が、リーダー育成の関係です。

リーダー育成については、商店街経営者の理解も必要であると思っております。商工会が主体となって実施している商工業振興事業において、商店街経営者も参加する中でリーダー育成と一緒に考えていけるような、人材育成のための講演会やワークショップなどの事業を企画して商工会に委託して、市としてもそういったものに周知していこうというふうに考えております。

スーパーやまとの関係で、ヒアリングをうちのほうで行っておりますけれども、そのときの情報だとかということだと思っております。

スーパーやまが閉店になって、12月に早速、その新聞報道を受けて、うちのほうでも情報収集を行いました。宅配ですとか移動販売がどんな状況になっているのか、まずその状況把握に努めたということ。それから同じ12月にはハローワーク韮崎へ行きまして、離職者の就職説明会がありましたので、そういったところで雇用創造協議会が行っているようなセミナー、こういったものも紹介してまいりました。

それから1月になってから、県内の大手スーパー数社を訪問して聞き取り調査を行いました。その結果、1社については空き店舗に積極的にというか、もう手を挙げているんだよというふうなことを言われました。それから、ほかのスーパーもどうも手を挙げているらしいよという

ふうな、そんな情報でありました。しかし、破産管財人が中に入ってやっておりますので、すぐというわけにはいかないけども、その結果待ちなんだというふうな状況であります。

それからアンケートを、いつどんなふうにするのかというふうなご質問です。

身近に必要な買い物をする場所があるか、移動販売車の巡回の希望があるか、移動販売の利用の想定の数、もし販売者がいた場合、どの程度買ってくれるのかと。それから販売する場所が公民館であったり、いろんな場所があると思うんですが、そういった場所があるかどうか。そんな調査を行政区の区長さん、班長さんを通して行っていきたいなというふうに思っております。その結果を集計して、今、実際に移動販売をやられている方にも情報提供をして、そういったところもできれば回ってもらえないかどうかということも今後、相談していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは、5番目の工業振興について再質問をいたします。

事業承継支援についてであります。全国的には中小企業の承継がスムーズに進んでいないと言われていますが、本市の状況について伺います。

また、本市の事業承継についての経営者の考えおよびネックとなる課題について、合わせて伺いしたいと思います。

次に、新事業展開についてですが、新事業展開で新たな設備投資を行い、経営規模を拡大する事業に対し、産業立地助成金制度とか固定資産税の減免措置などを支援していくということですが、産業立地助成金制度、固定資産の税の減免措置の内容について伺いをします。

次に、人材確保支援についてですが、市内企業の人材確保支援として就職ガイダンスを開催していますが、昨今、経済状況が好転し、3、4年前とは大きく変わってきています。特に求職者の気持ちの問題ですが、今、求職者が企業の選択基準をどのような格好の中になっているか、伺いしたいと思います。

次に、企業の声を集約し、市政に反映するシステムの構築ということで、企業交流会においてアンケート調査などを行い、現在の課題などを聴取しているとのことですが、経済状況の変化により、ここ1、2年の意見交換会での要望などは変わってきたか。また、内容について伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の工業振興に関するご質問です。4点いただきました。

最初に、中小企業の承継に関することで現状、それから経営者のネックとなっている課題ということだと思っております。

個人経営者は事業承継自体に無関心な経営者が結構多くありまして、ほかに相談することも

なく廃業してしまうというふうな傾向が一般的にあります。また、相続問題も複雑で経営者の資産や家族状況など大変に繊細な部分を多く含んでおります。そんなケースが多いことから他人に相談しにくいというのではないかと推察するところであります。

このようなことから事業承継に不安がある経営者の掘り起こしが、今現在、課題となっておりますので、またこれらについては商工会とも相談する中で、どんな対策がいか進めてまいりたいと思っております。

次に、産業立地、それから固定資産税の減免の内容ということであります。

まず、産業立地は産業立地事業費助成金なんですけれども、工場を設置した場合に、建物や機械設備、この投資費の一部を県とともに助成するものであります。市の補助は、投下固定資産の2%なんですけれども、県の産業集積促進助成と合わせますと新規に工場を造った場合は最大12%の補助がもらえるということで、ここ平成27年度、平成28年度はそれぞれ1社該当したんですけども、同じように市と県の補助を合わせて交付されているというふうな状況です。

それから、固定資産の減免です。

現在、企業等振興支援条例、それから過疎地域自立促進特別措置法による支援、それから地域経済の牽引事業、この3つの制度でもって固定資産の課税免除を行っております。制度はそれぞれ当然違いますが、立地企業が最も有利な制度を適用して市では支援しております。

ちなみに、平成29年度は4社で746万円の課税免除を行っているというふうな状況であります。

次に、人材確保の中で求職者の、企業の選択基準というふうなものはどうかということだと思います。

大学新卒の求職者、このへんをちょっとリサーチしてみますと、やはり売り手市場ということの中で、県内外の大手企業へ強く希望する、そういった志向があります。一方、去年、行いました就活女子会、その状況から見ますと託児所の開設や部分休業の導入、子育てしやすい職場環境整備に取り組む企業、こういったところにやはり女性のほうは注目しております。そういった条件がよければ行きたいというふうな傾向でありました。

それから企業交流会を中心としたところなんですけど、ここ1年、2年の要望なんかが変わってきていないかというふうなことであります。

経済状況が緩やかな中、市内企業においても設備投資を行う企業が結構出てきております。ただ、いずれも労働力の確保に苦しんでいるというところで、この間、3月3日に市でも就職ガイダンスを行いましたけれども、市内の企業が多数参加してくれました。従業員を確保するため、これまでの市内からの人材確保だけではもう駄目だということで、市外、県外にも広く今、人材を募集しているというところであります、企業は。それからもう1つ、この中で出てきたのが、住宅環境の充実を求める傾向があります。人材確保をしても住むところがないと困るんだということから、そんなふうな要望が多かったという状況であります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

これ、ちょっと再々質問をさせていただきたいと思います。

新事業展開で新たな設備投資を行い、経営規模を拡大する事業に対して産業立地助成金制度、固定資産の減免措置などで支援していくという、今、お話しがあったわけではありますが、産業立地助成金制度を固定資産税の減免措置の内容について、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

固定資産の減免措置ですけれども、今、市で行っているのは、過疎地域自立促進特別措置法ですとか、地域経済の牽引事業、それから振興事業、企業等振興支援条例に基づくこの3つで支援を行っているということですが、ただ、今、新たな動きが出てきております。国の制度です。生産性向上特別措置法というのがございます。それが国では平成32年までの3年間、中小企業の集中投資期間ということで、生産性向上特別措置法というのを6月の施行を、今、見込んでおります。これができるとうなるかといいますと、企業が導入する一定要件を満たす設備投資、償却資産です。償却資産を特例資産として市町村が課税免除するというふうな制度です。市町村は、今度は課税免除しますから、減収額の75%が交付税で減収補てんされるというふうなことになってまいります。過疎地域自立促進特別措置法と同じような感じですが、

企業にとってはどうかというと、国の補助事業、企業がなんかやる場合の国の補助事業の優先的な採択がされると。優先採択ですね。それから市にとっては、企業が収益向上があって、それから雇用の拡大もされるだろうと、そんなふうな期待もありますので、市としては、これについては導入促進計画をつくって、第4の支援としてやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは、観光振興についてお伺いします。

まず、長期滞在対策についてですが、観光案内人を育成する観光コーディネーター養成講座を開催との答弁があったわけですが、地域のアイデンティティを確立し、地域のブランドづくりに取り組む役割があると認識していますが、養成講座の参加人員数および受講後の取り組みについてお伺いします。

次に、ジビエを活用したメニューを開発しているとのことですが、材料の安定的供給は可能か、確保方法について伺います。

次に、観光消費額の拡大対策ですが、オンリーワンを増やし、観光ルートをつなげていくとのことですが、現在、本市のオンリーワンと今後どのようなものが考えられるのかについてお伺いをいたします。

次に、オリンピックに向けての外国観光客誘致策についてですが、宿泊施設における品質認

定制度の導入などの体制の整備に努めていくということですが、どのような方法で行っていくか、お伺いします。

現在、本市のGAP取得の農産物は、今後どのようなものが考えられるか伺います。

次に、公共交通の便の対策についてであります。観光ルート別運賃導入に向けて協議をしているとのことですが、この観光ルートとはどのようなイメージか。利用者が割安に利用できる、割安部分をどのように考えているか、伺います。

そして、観光案内所をワンストップ窓口として案内できるよう体制整備を図るとのことですが、具体的な構想についてお伺いをします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の観光振興に関するところで、7点再質問をいただきました。

最初が観光コーディネーターの養成講座の関係です。

この講座は去年9月から11月まで10回開催しまして、定員20名に対して48名が参加しております。その受講された方は、その後の雇用創造協議会が企画する2つのモニターツアーにおいて、実際に受講された方がガイドとして案内するというふうな仕組みでやっております。

それから、この雇用創造協議会では、それで受講された方々と今度は企業をマッチングさせるということで、企業とのドラフト会議というのを開きまして、市内の観光、あるいは宿泊事業者10社と、その受講された方のマッチングというものをやっております。ただ、どの程度が就職したかまでは、うちのほうでまだ把握しておりません。

それからジビエの関係です。安定供給はどうかということだと思います。

安定供給については、今現在課題があります。ジビエについては、一般的に猟友会の方々が撃って、それを搬入して加工するということになるんですけども、鉄砲で撃つとどうしても肉の部分に入ってしまったというふうなことから、今、罨を中心に加工にもっていかうことを伺っております。

罨にかかった、例えばシカであれば加工所の従事者が直接、行きます。なぜかという、罨にかかったシカという中にも病気のシカもいれば、肉にならないようなシカもいるそうです。そういったものをどんどん持って来られても加工所としては困るんだということ。そんなことで、その従事者が直接行って病気がないかどうか、まず見極めると。それから次の加工工程を考える中で、そこで止め刺しをして血抜きをするんだということ。それからもう1つは、夏場なんかの関係ですけれども、やはり保冷車で安全に運ぶということ。この3つの要素から、今、そういった従事者が直接行ってやっていると。そうなりますと、その従事者が行っている間、やはり加工の作業がどうしてもできないと、そういった課題があるということ。

それから猟友会などでは、シカをすべて食肉化する目的で捕獲していませんから、埋設してしまったりというふうな処分もしておりますから、全部が加工施設にまわるわけではないと、そんな課題があります。

その課題解決に向けて、今、市では地域おこし協力隊を募集かけて、新たな育成を図っていくこと。加工施設においてですけども。それから猟友会に対しては、食肉への活用促進のために捕獲方法を今、勉強会を行ってやっているとところです。

それから、次にオンリーワンの関係です。どんなオンリーワンがあるのかということです。

北杜市では、2つの国立公園と1つの国定公園、こういったものがそろっているところはそうそうあるものではない。南アルプス、秩父、それから八ヶ岳というふうなところです。そういった資源を活用してのアウトドアのアクティビティ、こういったものが北杜市ではいろんなものができるよというのが、オンリーワンと言えるかどうか分かりませんが、そういったものではないだろうか。それから日本最古の桜、それから日照時間という中でのサンフラワーフェスのイベントであったり、馬ということからホースショーであったり、これはなかなかよそではないということだと思います。

これから外国人観光客を意識してのオンリーワンということを考えてまいりますと、やはりこの地域での縄文文化、それから地域の食文化ですね。それから外国人は文化だとか歴史にも非常に興味を持っておりますので、富士山と八ヶ岳を相対した中での事業展開ですとか、それから農業分野、食分野における体験コンテンツの充実、こんなふうなことを今現在、考えております。

次に、品質認証制度、どのような方法で行っていくかということだと思います。

宿泊施設における品質認証制度ですけども、世界中の旅行者に質の高い日本のサービスの情報提供のため考案されたものです。全国13の観光圏を基本にやっております。別名さくらクオリティといいます。この八ヶ岳観光圏においては、これまでにホテルやペンションなど10軒が認証を受けております。来年度以降は、そういった専門家を招いて勉強会をしてやっという、普及啓発に努めていこうということを考えております。

次に、GAP、今現在、それから今後どのようなものが考えられるかということだと思います。

今現在、市内ではやまなしGAPですけども、農事組合法人や農業法人などの3団体がトマト、水稲のほかタマネギや馬鈴薯なんかの野菜6種類、これが認定されております。それから企業型農業法人、生産法人においては2社がやはりやまなしGAPではなくて、こちらはグローバルGAPを取得しております。

今後はフードバレー協議会が梨北農業協同組合と連携して、やまなしGAPの認証を目指して推進していこうということで、目指す作物は米や野菜、それから醸造用ブドウ、それから畜産物、こんなふうなものを考えております。

次に、観光ルート別の運賃ですけども、その中のイメージとか割安部分というご質問だと思います。

観光ルート別運賃というのは、国土交通大臣の許可を得て運行するものでありまして、通常運賃より安い、割引ができる制度であります。認定されますと、最大で5割が割引できるということです。

イメージとしましては、例えばJR小淵沢駅で下車して神代桜を見て台ヶ原を見て、例えば小淵沢の道の駅で買い物をして、小淵沢の駅から帰るといふうなときにタクシー利用をする場合に、これがルート設定されてありまして認定を受けておりますと、通常、仮に1万円かかるところが6千円とか7千円でできるというものでございます。

今現在、タクシーを運行する会社とルート上の訪問先、これで協議をしてありまして、今後そういった協議が整って認可を受けると、そういったルート設定ができるということになってまいります。できましたら、市ではどんどんPRしていこうと今、考えております。協議も、

市でも参加してやっております。

次に、観光案内所のワンストップ窓口、具体的な構想はということであります。

小湊の観光案内所が路線バスやピクニックバス、タクシー、レンタカーなどの交通に関する情報を収集して案内できる体制を今、つくっております。

案内所職員、誰でもそういった案内ができるようにということで情報を共有しまして、ワンストップ窓口として訪問者に分かりやすい説明と安定的な体制というものを今、構築しております。

市の観光課や、その他観光案内所、観光施設の連携も今現在図っておりますので、そういったことが徹底されるように今後、やっていきたいなというように考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

最後になります。7番目の日本版DMO（地域連携DMO）について、再質問をいたします。

日本版DMOの地域全体として利益を生み、地域を活性化する主な企業に対するの対応についてということで、システム、DMSがすでに確立されているとのことですが、活用実績および内容について伺います。

次に、日本版DMOは専門人材として正社員という形で雇用し、マーケティング活動を行っていくことを想定しますが、人材確保についてということで、外国人観光客の誘客に向けた事業を八ヶ岳ツーリズムマネジメントと連携し、展開していくとのことですが、具体的な事業について伺います。

次に、八ヶ岳観光圏との整合性についてということで、地域の魅力創出や国内外の来訪者が快適に滞在できる受け入れ環境の整備を行うとのことですが、具体的に考えていることについて、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員のDMOに関する再質問にお答えいたします。

まず最初がDMSが確立されて、その活用実績と内容というご質問です。

DMSは加盟店自らが多言語に翻訳の上、情報発信ができる。あるいはアンケート調査も行える。アクセスの状況、閲覧者のニーズが把握でき発信する情報の選択にもつながるというふうなことであります。また、掲示板機能を使って加盟店同士が情報交換をすることも可能です。これが主な機能であります。

そういった中で、加盟店が平成28年度は88店舗でした。それが平成29年度は116店舗に増加しております。そして、116店舗が734件の情報発信をしているというふうな状況。それからアクセス数ですけども、平成28年度が約39万4千件。平成29年度2月末で40万5千件というふうなホームページへのアクセスになっておりますけども、DMSが確立する前に比べて、約1.5倍にアクセス数も増えているというふうな状況であります。これが

実績というところかなと思います。

次に、外国人観光客の誘客に向けた具体的な事業はということだと思います。

旅行ブログによる意識調査だとか、アンケート機能を使った統計調査、満足度調査など、まず1つはマーケティング調査をやっていきたいと思います。それから多言語版の八ヶ岳おもてなしツールの作成。いわゆる接客マニュアルみたいなものをつくってほしいということ。それから台湾だとか香港をターゲットにしておりますけども、旅行博というのがありますが、そちらへ行ったり、あるいは現地の旅行会社に行つてのプロモーション活動。それから食や農、自然、歴史などをテーマとした外国人向けのモニタリングツアーを開催してほしいということ。それから外国人の有識者を招きまして、市内の歴史や自然、地域の宝を見てもらつて、そういったものにアドバイスを受けるということ、こんなふうなことを計画しております。

その次に、受け入れ環境の整備、具体的な考えはということでもあります。

来年度から清里のピクニックバスが新車両となります。車内での表示だとか音声、そういったものを多言語化してほしいというふうなこと。それから宿泊施設においては、訪日外国人の受け入れのときに、スムーズにいくように基本的なことを書いた冊子、それをそれぞれ配つて対応してもらいたいというふうなこと。甲州台ヶ原宿においては、空間形成のワークショップなんかをやつて推進してほしいということ。それから訪日外国人観光客向けの看板等については、もう少し見直しができるんじゃないかということから、それらを検討してほしいということ。こんなふうなことを、環境整備としては考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

○7番議員（井出一司君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

これで、井出一司君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、12番議員、原堅志君。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

私たち会派ともにあゆむ会は、北杜市の発展と市会議員の活性化を進めるためにそれぞれの自立した議員として認め合い、各自の問題意識に基づき自由な調査研究、論議を通じ自己を高めようとする議員の集合体として協力・協働して目的達成のため、ともにあゆみ行動する会派として1年数カ月余り活動して、市民の評価を得ることができました。

会派結成以来、各定例会ごとに課題を持ち議会活動をしてまいりました。改選後初議会では平成28年12月定例会、市長市議会の争点でありました中学校統合問題を取り上げ、市長公

約どおり、いったん白紙になりました。

平成29年3月定例会では、地上設置型太陽光発電施設に関する条例に向けて準備をし、東日本大震災被害地を明政クラブと合同して訪問してまいりました。減災について提案をし、北杜市議会本会議インターネット中継を早期に実現する請願書を求めました。

平成29年6月定例会では、北杜市太陽光発電設備に関する条例を議会に提出。現在、太陽光発電設備設置検討委員会にて検討されております。

平成29年9月定例会では、国土交通省関東運輸局を訪問し研修してまいりました。北杜市の新しい公共交通のあり方について、提案させていただきました。

平成29年12月定例会では、平成29年度から施行されました教育機会確保法と増富地方創生推進交付金のあり方について、疑問を提示しました。

以上、5回の定例会ごとに課題を持ち市長に提案してまいりました。これからもできる限り、他会派とご協力しながら北杜市の発展と市議会の活性化のため、活動してまいります。

さて、本議会では次の5項目について質問します。

1点目、増富地方創生推進交付金事業について。2点目、行政推進体制の強化について。3点目、白州町関係事業の取り組みについて。4点目、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致活動について。5点目、北杜市議会本会議のインターネット中継について。

まず1点目、増富地方創生推進交付金事業について。

この問題は平成29年度事業費3,519万8千円を今回、全額減額補正されたことから議会内でも議論があり、特別委員会を設けて3月8日に増富地方創生推進交付金事業を特別委員会だけで、この件だけで会議、午前10時から約午後8時半まで長時間審議されました。

しかし今回、市から提出いただいた資料に基づいても肝心の減額理由に至る資料がなく、また増富地方再生協議会 藤原尚会長からも事業中止に至る経過および理事会、臨時総会の資料等の提出もしていただけませんでした。

私は、市と再生協議会 藤原尚会長と委託契約を結んだ平成29年4月26日の総会から平成29年10月までの理事会および臨時総会の資料を確認することが最大の減額理由になると確信しております。よって、今もって減額理由は未定であります。

3月9日の本会議で、10対11の小差で減額補正が確定になりました。しかし同日付け山日に増富地方再生協議会の事務局員2人が虚偽の発言で名誉を傷つけられたとして、市議と元市議の2人を提訴したと報道されました。

このようなことを踏まえ、以下お伺いいたします。

1. 市はどのように事業を進めてきたのか。

国への計画提出、国の事業決定、増富地域再生協議会への業務委託はそれぞれいつのことか。市と増富地域再生協議会の事前協議は、どの程度具体的に行われたのか。

この事業の中で総務部地域課、須玉総合支所、増富出張所それぞれが果たした役割は。

平成28年度に実施した事業とPDCAサイクルに基づく市としての検証、国、県への報告、平成29年度事業への反映、見直しの内容は。

2. 地方創生推進交付金の仕組みの中で、事業費の支払い等について伺います。

増富地域再生協議会の資金調達能力をどのように考えていたのか。

市として事業費を支払う体制をどのように整えていたのか。

平成28年度と平成29年度それぞれについて、増富地域再生協議会はどのように負担をしてきたのか。

3. 事業中止に至った経緯と理由は、

平成29年第3回定例会で、総務部長はおおむね順調に推移していると答弁している。

平成29年第4回定例会では、須玉総合支所長が本年10月、協議会から交付金事業を終了したい旨の相談があった。現在、その内容を整理しつつ、本年度を含む事業の進め方等について、国、県等の関係機関と調整していると答弁しました。

議会答弁、また増富地域再生協議会としての見解等を踏まえて、経緯と理由を説明していただきたい。

4. 会計事務処理（平成30年2月26日 全員協議会の説明資料から）について、お伺いいたします。

国・県とどのような協議を行い、最終的にどのように処理されたのか。

県・協議会との調整中とあるが、調整中にもかかわらず、市としては悪意あるものとして不正があったと認めたということか。

国・県には、増富地域再生協議会として不正があったと報告する、あるいはしたのか。

5. 事業中止が増富地域へ与える影響は。また今後、増富地域への支援は、

第2項目め、行政推進体制の強化について。

効率的かつ効果的な行政を運営していくには、組織や分掌業務を随時見直す必要がある。行政経営の合理化・行財政改革の推進、人事管理の適正化、公共施設等総合管理計画の推進を主要施策として推進している。

そこで以下、お伺いします。

1. 本庁舎、総合支所および出張所のあり方の検討は。

2. 広域消防やゴミ処理など広域的な行政課題についての広域連携は。

3. 北杜市定員適正化計画の進捗状況と平成20年3月に北杜市人材育成基本方針が策定されましたが、どのように活用されているのか。

4. 市民ニーズの複雑・多様化など社会情勢が大きく変化する中、市民の負託に応えるためにも人事課の創設が必要と思いますが、お考えは。

5. 北杜市行政改革大綱・アクションプランに基づく行財政改革の進捗状況は。

6. 最適な管理運営の実現のため、公共施設等のマネジメント機能の確立と推進体制は。

7. 現在までに統廃合の学校教育施設等は、どのように活用されているか。また、公共施設でいまだ活用されていない施設は。

8. 公共施設等総合管理計画の説明会を市内8地区に行ったが、市民の意向等はどのようなものか。また、今後のスケジュールは。

3項目め、白州町関係事業の取り組みについて。

白州町の事業にも白州総合支所を窓口にご努力いただいておりますが、国・県と市の連携なしに事業は進まない。そこで現在、白州町内の懸案事業について以下、伺います。

1. 横手地区内県道拡張工事および駒城橋の架け替えの進捗状況は。

2. 白州小学校校庭前の市道工事進捗状況は。

3. 勤労者支援住宅建設工事の進捗状況は。

- 4．農山漁村振興交付金事業（事業主体 北杜市農業企業コンソーシアム）による鳥原地区への農業者住宅事業の取り組みの進捗状況は。
- 5．平成29年10月、上陸した台風被害の復旧状況と今後の対応は。
- 6．甲斐駒ヶ岳山域における山岳医療パトロールがボランティアで平成29年7月から平成29年9月まで実施されました。平成30年度に向けて、市の協力体制は。
- 7．大武川区、旧デイサービス跡地の今後の活用は。
- 8．県企業局による釜無川水力発電所設置計画が頓挫していますが、富士見町・県企業局に働きかけ、積極的に推進すべきと考えますが、今後の対応は。
- 9．尾白の森べるがの太鼓橋を早急に修復すべきと思いますが、計画は。
- 10．保育園整備計画がされていますが、白州保育園・西部こども園の改築計画は。
- 11．白州中学校の統合問題は、いったん白紙になり白州町民も喜びましたが、今後の統合問題についての対応は。

4項目め、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致活動について。

平成29年4月、フランス共和国の自転車協会BMX部門と事前合宿地として最優先に検討する覚書を締結し、国にもホストタウン登録申請をしました。その後、サウジアラビアが白州体育館を見学に来たが、寒さに驚いて検討されなかったと聞いています。

平成30年1月になり、フランス男子バレーが白州体育館およびサンドバレーコートに非常に興味を持ったと聞いております。そこで伺います。

- 1．自転車競技BMX部門において覚書を締結しましたが誘致に至らなかった原因は何か。
- 2．合宿誘致アドバイザーとの契約は、どのようになっているのか。
- 3．フランス男子バレー協会と現在交渉中ですが、進捗状況は。
- 4．オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致は、日本国内の競争であると思います。市長によるトップセールスが必要と考えますが、伺います。
- 5．誘致が決まれば専属の担当者が必要と考えますが、どうでしょうか。

最後に、北杜市議会本会議のインターネット中継について。

平成29年3月議会において、全会一致で趣旨採択となりました。その後、議会運営委員会で研修に行くなど議会としての研究課題として検討してきました。他市においてもインターネット中継は当たり前になりつつあります。放送審議会においても議論されたと聞いております。以下、お伺いします。

- 1．放送審議会においては、インターネット中継についてどのように審議されたのか。
- 2．議事録検索システム等も含めて検討すべきだが考えは。
- 3 本会議インターネット中継は、市民からの声も大きく早期に実施すべき件と考えますが、スケジュールは。
- 4．本会議のインターネット生中継についてのお考えは。

以上5点、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は3時30分といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

当局の答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

行政推進体制の強化における、公共施設等のマネジメント機能の確立と推進体制についてであります。

公共施設等は、合併前の旧町村において行政サービスを充実させるため整備してきたもので、現在、361の公共施設があります。

公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、昨年度、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の延べ床面積の縮減目標、耐用年数を見据え、複合化・多機能化や民間等への譲渡を進めることとしております。

進めるに当たっては、市民や利用者、関係団体および行政が使命感、やりがい、誇りを実感し、共感できるマネジメント機能の確立が必要であると考えております。

このようなことから、市民ワークショップ等を開催しながら市民の皆さまとともに推進してまいります。

次に、白州町関係事業の取り組みにおける、山岳医療パトロールへの行政の協力体制についてであります。

昨年、国内初の取り組みとして、甲斐駒ヶ岳で一般社団法人日本登山医学会による山岳医療パトロールが実施されました。

無償で登山者に対する診療などが行われ、傷病等の応急措置7名、医療機関への連絡による病院搬送1名のほか、登山道や山小屋での指導・助言など多岐にわたり登山の安全対策に貢献していただきました。

こうしたことから、日本登山医学会と協議を行い、平成30年度も継続してパトロールをお願いしたところであり、今後は活動の負担軽減のため、山小屋での食事代や薬剤費等の支援協力を行ってまいります。

次に、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致活動について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、フランス男子バレーボール協会との交渉の進捗状況についてであります。

本年1月にフランスバレーボール協会関係者が本市を視察し、東京からのアクセス、自然環境、白州体育館などについて高い評価を受けたところであります。

帰国後、同協会において検討が進められていることから、引き続き、県と連携しながら交渉を続けてまいります。

次に、事前合宿誘致におけるトップセールスについてであります。

先のフランスバレーボール協会からの視察においては、本市が事前合宿地に適していること、市民の親切な人柄、おいしい食べ物や水などを紹介するなど、積極的にフランス側とのコミュ

ニケーションを図り、誘致に向けたトップセールスを行ったところであります。

今後も、必要に応じたトップセールスを行いながら、事前合宿の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長、担当部長、担当総合支所長、担当課長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町関係事業の取り組みにおける、中学校の統合問題についてであります。

少子化が進む中で、本市においても生徒数の減少が進んでおり、現在の1,027人が平成40年には800人を割り込むと推計しています。

こうした状況下、中学校を現状の規模で将来にわたり維持することは、すべての教科に常勤の教職員を配置することができず、部活動が制限されるなど、学校経営や教育環境にも支障を来すことが想定されることから、中学校の統合は、避けては通れない課題であると認識しているところであります。

しかしながら、学校統合は行政が一方向的に進める性格のものではないと考えておりますので、今後の中学校のあり方等につきまして、まずは広く地域の意見を聞くことが第一と考え、各町の地域委員会を通じて、意見を伺っているところであります。

中学校統合の検討を進めるに当たっては、学校が持つ多様な機能にも留意しながら、義務教育段階である中学校が生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うなど、その目的が果たせるよう、市民の皆さまと議論を重ねてまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致活動について、いくつかご質問をいただいています。

はじめに、自転車BMXで合宿誘致に至らなかった原因についてであります。

フランス自転車協会BMX関係者は、本市との覚書に基づき、昨年8月、本市を視察いたしました。事前合宿地として新たな模擬コースを新設することが求められ、既存民間施設を活用して誘致活動を行う本市の取り組みと隔たりがあり、誘致に至りませんでした。

次に、誘致アドバイザーとの契約についてであります。

合宿誘致アドバイザーは、事前合宿の誘致および円滑な受け入れを行うため、専門的知識を有する2名の方に委嘱し、相手側との交渉で指導や助言、情報の提供などをいただいているところであります。

次に、誘致が決定した際の、専属の担当者の必要性についてであります。

現在、生涯学習課の社会体育担当を1名増員して誘致活動を行っているところでありますが、誘致が決定した場合には、受け入れ準備や対応、また、市民への周知や気運の醸成などにも取り組むこととなります。このことから、新たな専属の担当部署の設置を含めて、体制づくりを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

行政推進体制の強化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、広域消防の広域的な行政課題についてであります。

消防は全国的にも広域行政の代表的分野であり、サービス水準の高度化、経費節減効果等の広域行政のメリットは大きなものであります。

近年の災害は、複雑・多様化する中で、大規模地震や火山の噴火など、消防を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした状況のもと、消防体制の連携強化を図り、今後も現状と課題を検証し、より効果的な広域連携が考えられるかを峡北広域行政事務組合とも協議してまいりたいと考えております。

次に、北杜市定員適正化計画の進捗状況と北杜市人材育成基本方針の活用についてであります。

第3次北杜市定員適正化計画では、平成27年4月1日現在の病院・診療所を除く職員数562人を平成32年4月1日までに10人を削減し、552人にするとしております。

本年4月1日時点では、550人となる見込みですので、今後も定年退職者数と新規採用者数のバランスを図りながら適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

また、平成20年3月に策定いたしました北杜市人材育成基本方針は、北杜市職員の人材育成を図るための指針を示したものであることから、引き続き、市民の皆さまの負託に応えることができる職員を育成するため、本指針に基づき総合的かつ計画的な職員の人材育成に取り組んでまいります。

次に、人事課の創設についてであります。

少子高齢化や人口減少、さらに市民ニーズも高度化、多様化、複雑化する状況において、これからの市役所職員には、ますます前例にとらわれない行政運営が求められております。

このため、魅力ある地域づくりは人づくりからの理念のもと、人材育成を担う部署の体制を見直し、今まで以上に職員一人ひとりの資質と能力の向上を目指した人材育成に取り組んでまいります。

なお、人事課の創設については、市役所全体の機構改革の中で引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

行政推進体制の強化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本庁舎、総合支所および出張所のあり方の検討についてであります。

本庁舎、総合支所等を含め公共施設のあり方については、北杜市公共施設等総合管理計画の

方針に基づき、複合化・多機能化や類似機能の集約等について、市民ワークショップ等を開催しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、行財政改革の進捗状況についてであります。

本市は、3次にわたる行財政改革大綱に基づき、一定の成果を上げてきており、本年度からは、さらなる行財政改革に向けた第4次北杜市行財政改革大綱を策定し、その推進体制は行財政改革アクションプランにて行っており、最小の経費で最大の効果があげられるよう、財政基盤の強化、行政運営システムの見直し、民間等との連携・協働、活力ある組織づくりの推進の4つを重点項目と定め、行財政改革に全庁的に取り組んでおります。

次に、統廃合後の学校教育施設等の活用と、活用していない公共施設についてであります。

統廃合した学校教育施設5施設も含め、現在普通財産である13施設を民間等へ貸し付け、有効に活用されております。また、活用していない施設は旧増富小、旧白州デイサービスセンターとなっております。

次に、公共施設等総合管理計画説明会での市民の意向と今後のスケジュールについてであります。

公共施設等の管理に関し、施設の老朽化の進行、人口減少や人口構成の変化、財政的制約の強まりなどの課題および基本方針について、市民の皆さまと共有できたものと考えます。

また、基本方針に基づく推進については、計画期間、縮減率および個別施設に対する公益性等について貴重なご意見等をいただきました。

今後は、マネジメント機能の確立等を図りながら、庁内推進体制のもと、平成31年度末を目的に施設分類ごとの個別計画の策定を進めてまいります。

次に、白州町関係事業の取り組みにおける、大武川区の旧デイサービスセンター跡地の活用についてであります。

当該施設は、平成元年に白州町デイサービスセンターとして建設され、平成18年からは、北杜市社会福祉協議会が指定管理者として運営しておりました。しかしながら、老朽化が進み、利便性に課題があることから閉鎖し、用途を廃止して平成26年度から普通財産としておりますので、今後も活用等について検討してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町関係事業の取り組みにおける、白州保育園・西部こども園の改築計画についてであります。

北杜市立保育園は、昭和50年代に建設された園舎が多くあり、円滑な保育を行うためには、計画的な施設整備が必要であることから、本年度施設の老朽化を踏まえた詳細調査を実施し、施設改修等の方向性を定めた北杜市立保育園整備計画を策定したところであります。

計画では、白州保育園・西部子ども園については、早急に改修が必要な優先順位が高い施設と位置付け、第2次保育園充実プランの施設整備の基本方針を踏まえ検討した結果、整備順位を第3位とし、現在の園舎を大規模改修する計画であります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

行政推進体制の強化における、ごみ処理など広域的な行政課題についての広域連携についてであります。

ごみ処理の広域化による自治体間の連携については、県の第2次山梨県ごみ処理広域化計画に基づき進められております。計画ではスケールメリットを生かした公共コスト削減等が期待できることから、県内を3ブロックに分け、焼却施設を集約化することとしております。

先月16日に、本市を含むAブロックの11市町が、ごみ処理広域化のための一部事務組合設立に向け峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会の設立総会を開催し、協議会の規約や事業計画等について決定したところであり、平成43年4月の新処理施設稼働に向け推進することとしております。

次に、白州町関係事業の取り組みにおける、県企業局による釜無川水力発電所設置計画の今後の対応についてであります。

釜無川水力発電所計画については、山梨県企業局が釜無川に、約5メガワットの水力発電所を計画し、富士見町・地元地区・釜無川漁協等に計画の賛同を求めてきましたが、理解が得られず平成13年に計画が凍結されました。

そのあと、地球環境問題や東日本大震災を契機とする、エネルギーを取り巻く状況の変化により、平成26年に再度提案いたしました。賛同が得られず、現在も計画は凍結となっております。しかしながら、山梨県企業局からは協議は継続して行っていくとのことであり、今後の経過を注視していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町関係事業の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農山漁村振興交付金事業による農業者住宅事業の進捗状況についてであります。

農山漁村活性化交付金を活用した農家住宅推進事業は、昨年2月に農林水産省が、農家住宅を含む魅力ある生活環境の整備推進に取り組むモデル地区を公募し、北杜市農業企業コンソーシアムが事業提案し採択され、国から直接交付金の交付を受け事業実施しております。

本年度は、地域農産物の循環を促進するとともに、移住・定住を希望する方に農業や農地、宅地、生活に関する情報を提供するとともに、農村でのライフスタイルに関するワークショップの開催、農家住宅デザインの検討、都市住民への農的生活体験ツアーの実施などに取り組んでいると承知しております。

次に、平成29年10月に上陸した台風被害の復旧状況と今後の対応についてであります。

昨年10月の台風21号により被災した白州町内の状況については、農業施設災害が4カ所、農地災害が5カ所で、そのうち国庫補助事業の対象が2カ所、対象外が7カ所でありました。

県と工法等の検討を進めてきた工事箇所もあり、これまでに4カ所の復旧工事が完了し、その他の箇所についても今月末までには完成する予定で着工しております。

また、林道災害は9カ所ありますが、国庫補助対象外の7カ所は完了しており、国庫補助事業の2カ所も本年7月の完成を目指して着工しております。

今後も災害発生に際しては、情報収集を行い、国庫補助事業へも申請する中で、速やかな対応に努めてまいります。

次に、尾白の森べるがの太鼓橋修復についてであります。

べるが入口の太鼓橋は、部分的に損傷が激しい箇所も見受けられるため調査を行い、工法などを検討してまいりました。

今後、利用者の安全面や橋の耐久性を高めるための修復に向け、平成30年度に実施設計を行ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

白州町関係事業の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県道駒ヶ岳公園線の横手地内の拡張事業および駒城橋架け替え事業の進捗についてであります。

県道駒ヶ岳公園線道路整備改築事業について、県では事業化に向けた準備を行い、平成26年の秋に事業化が決定されたところであります。

事業化の決定に伴い、これまで地元説明会を開催し、地権者の皆さまから同意が得られたことから、昨年度に現地測量および道路詳細設計、本年度に用地測量および補償調査を進めてきたところであります。

今後は、全体の詳細計画について改めて地元説明会を開催し、平成30年度から建物補償および用地買収を進める予定となっております。

また、駒城橋については、約60年が経過した現在、災害の危険性や幅員も狭く老朽化も進んでいることから、県に対し架け替えの要望を継続して行ってきたところであります。

このような経緯の中で、昨年3月に武川町の柳沢区・山高区・下三吹区・新開地区・牧原区、白州町の横手区・大坊区の7地区の役員による駒城橋架け替え工事推進委員会が設立され、事業化に向けての検討会や地元説明会に取り組んでおり、現在、現地測量を実施しているところであります。

市としては、県道駒ヶ岳公園線道路整備改築事業と併せ、引き続き県と連携を図るとともに、要望や課題について検討し早期の事業推進、着手に努めてまいります。

次に、白州小学校校庭前の市道工事の進捗状況についてであります。

市道台ヶ原・白須2号線は、県道台ヶ原・長坂線と小学校を通り、市道台ヶ原・白須1号線と接続する主要道路であるため、平成23年度から歩道設置を含めた道路整備を進めてきてお

り、平成30年度には小学校校庭前の整備を行い、平成31年度の完成を目指しているところ  
であります。

次に、勤労者支援住宅建設工事の進捗状況についてであります。

就業者の市内への定住を図ることを目的として、整備を進めております仮称、就業促進住宅  
白州団地については、昨年9月に建設工事に着手し、建築本体工事後に施工する外構工事を含  
め、本年12月の完成を目指し整備を進めているところであります。

また、早期の入居募集を行うため、入居要件や家賃等について現在協議を進めており、6月  
議会での条例改正を予定しているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

八巻須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（八巻利博君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

増富地方創生推進交付金事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国への計画提出、国の事業決定、増富地域再生協議会への業務委託の時期、市と  
増富地域再生協議会の事前協議は、どの程度、具体的に行われたかについてであります。

平成28年6月14日に国に対し地域再生計画の申請を行い、同年8月30日に国の事業認  
定を受けました。それを踏まえ、同年9月に増富地域の行政区長等により構成される増富地域  
委員会および増富地域再生協議会に対して、事業の取り組み内容、実施主体、スケジュール等  
について事前協議を行った上で、同年10月3日に同協議会と平成28年度の業務委託契約を  
締結いたしました。また、平成29年度の業務委託契約については、平成29年4月26日に  
締結しております。

次に、総務部、須玉総合支所、増富出張所、それぞれの役割についてですが、総務部につい  
ては、国・県に対する交付金申請事務および連絡調整、須玉総合支所および増富出張所につい  
ては、受託者である協議会に対する助言、指導および連絡調整などの役割を担っております。

次に、平成28年度実施事業と検証、国・県への報告、平成29年度事業への反映について  
ですが、平成28年度には、観光資源を組み合わせたモニターツアーの開催、体操プログラ  
ムのための指導動画の作成、健康科学大学とタイアップした調査活動や運動プログラムの開発に  
取り組む事業等を実施し、産学官金労言で構成された、ふるさと創生会議でKPI等に対する  
効果検証を行い、国・県へ報告をしまいいりました。

この取り組み結果を受け、平成29年度については、各種の試作プログラムを組み込んだ体  
験ツアーなどを計画したところであります。

次に、地方創生推進交付金の仕組みの中での事業費支払い等における、協議会の資金調達能  
力、市の事業費を支払う体制、協議会の負担についてであります。

本委託業務に伴う協議会の資金調達については、契約に基づき市から委託費の前払金を支払  
うこととし、協議会からの請求により平成28年11月30日に平成28年度の委託費の4割  
相当額を市から協議会に対して支払いました。

また、残額については、平成28年度事業の精算に基づき支払いを行いました。精算まで  
の間については、協議会において資金調達されていたものと承知しております。

なお、平成29年度については、協議会からの請求はなかったところであります。

次に、事業中止に至った経緯と理由についてであります。

昨年9月定例会での答弁以降、10月に協議会から交付金事業を終了したい旨の相談、報告が市にあったところであります。

市としては、交付金事業を進めていくのであれば、引き続き地域の協力のもとに進めていくべきであると考え、協議会に対し事業継続の依頼をしたところでありますが、事業継続は難しいとのことでありました。

協議会からは、今後は交付金に頼らず、地域活性化に取り組んでいきたいという申し入れ等があり、市としては、自立していけるものと受け止め、現在手続き等について国・県と調整中であります。

次に、会計事務処理における、国・県との協議およびその処理、不正があったと認めたら、国・県への報告についてであります。

国・県とは、地域再生計画の取り扱いと地方創生推進交付金事業の事務処理について、最終的にどのような手続きが必要になるのかも含め、調整を行っているところであります。

また、今回の報道を受け協議会から事情聴取した際に、事業に関わる物品の一部が当該年度以降に発注、納品されていることが確認されたことから、本市の会計処理に照らし不適切と判断し、国・県に報告しております。

なお、2月26日の議会全員協議会において、不適切な事務処理による不正な公金支出があった旨を説明したものであります。

次に、事業中止が増富地域へ与える影響、今後の増富地域への支援についてであります。

本事業の中止に当たっては、増富地域の皆さまがこれから地域活性化に取り組んでいきたいと申し出ていることから、交付金事業の有無にかかわらず、市としてはその取り組みが実現していく後押しをしていく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

清水政策秘書課長。

○政策秘書課長（清水博樹君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

北杜市議会本会議のインターネット中継について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、放送審議会ではどのように審議されたのかについてであります。

本年度の第1回北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設放送番組審議会を昨年7月に開催し、市民アンケートの実施結果等を参考として、自主放送番組の放送内容の検討と併せ、議会放送のあり方について審議をお願いいたしました。

4回の審議会を重ねる中で、議会事務局から議会会議録検索システムおよび議会中継配信システム導入について、検討状況の説明も求め、議会放送の必要性やインターネットでの配信を求める意見について審議いたしました。

議会会議録検索システムの導入による議会中継配信システムは、インターネット配信であり、誰もが、いつでもパソコンやタブレット、携帯電話等で、簡単に議会の審議内容が確認できること、将来性があること、費用対効果が高いことなどから、ケーブルテレビによる議会放送に

については廃止する方向で意見集約が図られ、議会会議録検索システムによる議会中継配信システムの導入を求める提言がなされたところであります。

次に、会議録検索システム等も含めた検討についてであります。

これまでの議会内での議論を踏まえ、インターネットの録画配信も可能となる会議録検索システム・議会中継配信システム導入事業費については、当初予算に計上しているところであります。

次に、インターネット中継のスケジュールについてであります。

北杜市ケーブルテレビ放送での議会放送は、平成30年第4回定例会までの放送を実施する予定であります。

なお、市議会本会議のインターネット録画配信は、平成31年第1回定例会から実施する予定であります。

次に、本会議のインターネット生中継についてであります。

本会議のインターネット生中継は、当面実施する予定はありませんが、生中継の是非については、今後、議会でご議論いただくべきものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

ありがとうございました。5項目ありますので、1項目ずつ再質問させていただきます。

まずはじめに、行政推進体制の強化について、2点ほど質問させていただきます。

これは、1項目め、本庁舎と総合支所等の総合管理計画の方針に基づき検討するというご答弁だったと思いますけども、特に本庁舎の位置については、これは合併のとき、私も合併の委員で、これには立ち会った一人なんですけども10年を目途にある程度の位置付けを検討することが合併のときにあったかと思うんですよ。その中で総合管理計画では、私が見るところ本庁舎の位置等を含めた本庁舎の扱いがどのように計画されているのか見えない部分がありますので、ぜひこの1点について、まずお伺いいたします。

もう1点は、人事課の創設ですけども、これはわれわれが今年の3月にとともにあゆむ会の代表質問でも行いましたけども、地方公務員法の改正により平成28年度から人事評価制度が導入されましたけども、基本的な評価の流れはどのようになっているのか。人事の関係。また市役所全体の機構改革の計画はあるのかどうか。これは前回も機構改革に基づいてやるという、ご答弁だったので、2年連続、機構改革というご答弁だったので、ぜひこの2点についてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

原堅志議員の行政推進体制のうち、本庁舎の立ち位置が不明であるとのこと指摘についてお答えをさせていただきます。

この公共施設等総合管理計画におきましては、361の施設を網羅的に対象としておりまして、当然、その機能、役割、それからどのぐらいのコストがかかっているのか。1人頭、どのぐらいの税金が投じられているのかということ調査しながら、今後ワークショップ等、市民の参加によって、いろいろ議論していくものであります。

一方で、本庁舎のあり方、場所等については、議員先ほどご指摘がありましたように10年前に方針が出された、その間に東日本大震災があり、耐震対策を講じたばかりということで先送りをするという事については、なんら変わるものではないというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

ともにあゆむ会の、原堅志議員の再質問にお答えいたします。

人事課の創設についてのご質問だと思います。

平成28年度から実施している人事評価制度の処遇反映や職員の個々の能力や特性に配慮した人事配置、それから時間外勤務の縮減への取り組みなど人事管理の労働管理の充実は、今後ますます重要になると考えております。

県内13市においても人事課を設定している市は、本市より人口の規模の大きい甲府市、南アルプス市、甲斐市の3市のみでございます。また、市の中で1課を新設することにつきましては、職員増にもつながりまして、職員定数適正化管理計画に基づく職員定数適正化計画に基づく計画的な職員採用を行っている状況においては、他の組織編成と合わせた中で検討していくということが必要と考えております。

これにつきましては、今後いずれにしてもどこかで課をつくるのか、担当を増やすのかは別にしまして、早急に対応していかなければならない事項であることは確かでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

この本庁舎の問題は、これは政治的課題でもあると思います。その中で、やはりこの前の白倉市政のときも、私の個人的な市長との話では、3期のときにはやらないと。今の現状でいくんだということを私はお伺いしています。昨年、渡辺市政になってから、この問題について市長の見解をぜひお願いしたいというように思いますけども、よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

本庁舎に関する再々質問について、お答えをさせていただきます。

このことにつきましては、渡辺市政におきましても平成24年12月議会において申し合わせました。そのときに議論になったのは、平成27年度から合併特例措置の段階的縮減が始まることを見越して先送りにすると。それで今、その4年目を迎えている真っ只中でありま

で、なんら考えが変わるところはございません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

次の、白州町関係の質問に入らせていただきます。5点ほどお願いいたします。

まず1点目は、平成30年度から建設補償および用地賠償に入るという、今、建設部長のご答弁でしたけども、実は住宅にかかる市民からスケジュールの説明が、この前、1回来たきりで、何カ月も御無沙汰で、全然どうなっているか分からないと。ぜひ、そのへんのところを聞いてくれというお話がありまして、先ほど、一応、平成30年度に買収に入るということでしたが、ぜひこのへんのスケジュールを、特に土地とかではなくて、現在、住んでいる人にはこまめに説明していただくということが非常に重要ではないかと思っておりますので、そのへんをまず第1点、お願いします。

第2点目として、白州小学校の校庭の市道工事なんですけども、平成31年度完成を目途にしていると。でも1日でも早い完成をお願いしたいと同時に、あそこのところなんですけども、白州小学校のスクールバスの車庫が手前にあるんですけども、その車庫もたぶん道路にかかるのではないかと思います。その車庫に今、スクールバスが入っていますけども、その車庫の扱いがどのように対応していくのか。昔はたぶん、あそこ2台入っていたと思うんですけども、現在は1台で対応しているという状況でありますので、その車庫の扱いについてお伺いいたします。

次に、農山漁村振興交付金事業について、農業者住宅事業について、白州地区鳥原ですね、対象は、鳥原になりますけども、これは私も積極的にぜひ、事業推進をお願いしたいという立場です。しかしながら、市民自体がこの事業全体像が分かりにくいというお話を聞いていますので、再度、この事業年度等からこの全体像のご説明をいただければありがたいと思います。

4点目ですけども、これは特に大武川地区の方からも常々会うたびに依頼されているんですけども、平成26年から旧白州デイスサービスが閉鎖されまして、その後どうするんだという話をたびたびお伺いしています。そんな中で、今のご答弁の中で平成26年度用途廃止、普通財産になったということなんですけども、その下の釜無川水力発電所計画で、今、県も継続して協議していくということをお伺いしましたので、これを大武川地区の区民、市、県企業局と三者が積極的に推進しながら、旧白州デイスサービスの跡地をこの事業に絡めて活用すれば、非常におもしろい計画ができるのではないかと。ぜひ、そんな形で、この水力発電を積極的に進めていってほしいと思います。

5点目ですけども、先ほど白州保育園の西部こども園について、第2次保育園充実プランの整備順位で白州が3位に位置付けられたということで、白州の場合は大規模改修で計画するというご答弁だったんですけども、全員協議会のご説明の中に白州の場合は附帯決議というか、われわれの意向として、ほかにない、例えば外廊下ですね、プールおよび駐車場の問題等ございます。このへんについて、協議会の席でもご説明いただいたんですけども、これがどのようになっているか、この5点について、まず質問します。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

原堅志議員の再質問にお答えいたします。

まず、横手地内の拡幅工事に伴います家屋調査、その後の交渉関係とのご質問でございますけれども、家屋調査につきましては、今年度、用地測量と合わせて実施し、現在、取りまとめをしているところでございます。新年度から国の補助金等、予算の状況等を考慮しながら、最も影響が生じる居住者を対象としまして、補償内容等の説明を行い、事業への協力をお願いしていく予定であります。

続きまして、もう1点はスクールバスの車庫についてでございます。

これにつきましては、教育委員会と協議を行っているところでありまして、現時点ではバスの置き場として、白州総合支所の敷地を利用しまして、乗降の際には小学校正門まで運行しまして、乗降するというような対応を検討しているところでございます。

今後も引き続き、協議等をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

原議員の再質問にお答えいたします。

農山漁村振興交付金事業ということで、応援しているというふうなメッセージもいただきました。

平成29年に取り組んだのが農産物の販売ですとか商品循環活動、それから情報の発信、農家住宅のデザインの検討、それから東京でのプロモーション活動、農的生活体験ツーリズムというふうなものをやってまいりました。いわゆる実証実験をやったわけです。そういった中で、皆さんの意見を集約しますと農業には関心を示すものの、まだ住宅建築までは考えていないというふうな状況でもありました。しかし、農業をしながら生活を楽しむということは非常に高い関心が示されております。ですから今後も、この事業をコンソーシアムのほうでは継続して、平成30年度やっていこうというふうなことを考えております。

ただし、来年度はもうちょっと輪を広げて北杜市全体の中でのツーリズムということも考えていくという状況であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

原堅志議員の再質問にお答えをいたします。

白州保育園・西部こども園の改修につきまして、外テラスや駐車場をどういうふうにご考えているかというようなご質問だったと思います。

現在、昨年策定いたしました保育園整備計画におきましても、白州保育園につきましては、園舎のテラス等が外にあるため、内部廊下に改修する計画ということは、計画にも位置付けてございます。それに加えまして、保育室、遊戯室、厨房等も全面的な改修工事が必要であるというふうに考えております。

また、プール、駐車場等につきましても手狭なため、そういったことにつきましても検討をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

原堅志議員の再質問にお答えいたします。

山梨県企業局が事業主体となっております釜無川水力発電の関係につきまして、地元、また市、県、企業局等のさらなる連携で事業を推進していくべきではないかといったご質問であります。

本市と富士見町は、これまでも八ヶ岳観光圏、また八ヶ岳定住自立圏というような形で、広域連携をこれまで行っております。そういった中では、広域的に事業を進めていくような体制は構築されているのかなど、そのように考えております。

しかしながら、先ほど答弁でもちょっとありますように、これまで企業局が再三にわたる説明をしてきているんですけども、なかなか同意が得られないといったようなことで、再度、凍結というような状況になっております。現在は、そういった状況にありますけども、県とすれば協議を続けていくというようなお話をいただいておりますので、またこの状況が変わりましたら、市としてできるところはしっかり協力していきたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

どうもありがとうございました。ぜひ、特に釜無川水力発電については、これは北杜市の将来に対しても財政的にプラスになることですので、私が町会議員のときにもう何十年も関わって、現実にはこれは採算にのるという話の中で、一部の、頓挫した理由は、私も把握しておりますけども、ぜひ大武川区の方もこれは何がなんでもやってもらいたいという強い意向がありますので、ぜひそんな中で、北杜市の行政も、白州ではなくて全体共有の中でぜひ進めていただければありがたいなと、そのように考えます。

再び質問になりますけども、これは重要な問題なので市長にお伺いしたいんですけども、中学校の統合問題についてですけども、平成28年11月のこれは市長選において、渡辺市長の公約で白紙にした経過があります。1年足らずで地域委員会への意見集約を始めたということの中、町民から公約はどうなっているんだという強い声が私のところに来ていまして、統合問題に対して現在の渡辺市長の所見で構いませんけども、ぜひ渡辺市長のこの中学校、特に白州町、武川町はご存じのとおり、この中学校の統合問題については過敏になっておりますので、ぜひ市長から今現在のお気持ちを、ここでご答弁いただければありがたいと、そのように考え

ます。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

原堅志議員の質問にお答えいたします。

私の公約の中でというふうなことで、白紙に戻しましたけれども、やはり先ほど教育長が答弁したとおり、北杜市の少子化というふうな中、また小中学生の数が減ってきているという中で、地域の皆さんとともに全体を考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

市長ありがとうございました。時は、ときどきいろいろ変わってきます。これは間違いなく時とともに考え方、行動、それぞれがある程度、若干、計画を変えながら、これはやっていかなければいけないということは私も分かります。でも、ぜひ白州町、武川町は中学校がなくなることが非常に、われわれにとって生活圏に非常に関わっているものだということをお含みをいただきながら、ぜひ慎重なご配慮をお願いしたいと思います。

では、次にオリンピックについてですけども、オリンピックに向けて事前合宿活動が全国的に行われていますけども、本市におかれましては自転車のBMX誘致に至らなかったことは、既存民間施設を活用するという、市と民の連携事業で取り組みがあったわけなんですけども、私も期待していたんですけども、残念でなりません。しかし、これに懲りず自転車BMXの普及を考え、今後もこの施設に対して協力をしていくべきではないかというように考えますけども、これをまず第1点と。

アドバイザーについてですけども、専門的知識を有する2人の方に委嘱しているということですけども、どのような専門知識を持っている方に委嘱しているのか、お伺いします。

3点目ですけども、議会説明会の中でフランス男子バレー協会が、あのときには2月末までに連絡がありそうだったということをお聞きしたんですけども、いまだに連絡がないと。ということは、何か問題があったのか。もう一步、市として積極的に市長をトップにしてセールスすべきではないかというように考えますけども、この3点についてお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

原堅志議員の再質問にお答えします。

オリンピックの事前合宿誘致について、3点ほど再質問をいただきました。

まず1点目でございます。BMXの施設でございます。民間施設についての今後の支援のあり方についてであります。

これにつきましては、フランスのBMXのほうとは誘致が実現しなかったところではありますが、引き続き、BMX競技については、オリンピックが開催されるまでの期間、今後、新たなオファー等もあるかと思っていますので、民間施設を有する関係者の方とも協力しながら誘致活動をしてまいりたいと考えてございます。

それから2点目でございます。アドバイザーの設置について、どのような有識者であるかというご質問についてであります。

まず、アドバイザーにつきましては、事前合宿誘致アドバイザー設置要綱を制定し、専門知識、専門分野の知識、ネットワーク等を有する方に誘致活動に協力していただくということで、委嘱をしているところでございます。

平成29年度におきましては、2人の方に委嘱をしたところでございまして、1人はBMX競技の施設を所有している方でございます。また、もう1人の方につきましては、今回、BMXにしる、バレーボールにしる、フランス国というようなこともございまして、県を通じて紹介をいただいたフランス国の情報に精通している、いろいろ情報を持っておられる方に委嘱をさせていただき、誘致活動に伴う打ち合わせに参加をしていただいたり、指導・助言、それから情報の提供をいただいたところであります。

それから3点目としまして、フランスバレーボールチームからの回答が遅くなっている理由についてであります。

明確な情報については、つかめていない状況でございます。ただ、県とか、それからお話をさせていただいたアドバイザーを介しての情報によりますと、視察に来られた関係者の方々は、本市を押し込んでいるということではございますが、協会関係者には慎重な意見もあるということで、決定には至っていない。また次の会議を開くまでの時間等々も要する中で、結論が遅れているというような情報をいただいているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

ちょっと再々質問をさせていただきますけども、このオリンピックのフランスのバレーなんですけども、これについては協議会でもご説明いただいたんですけども、対象というか、われわれと誘致合戦をしているのが沖縄県だという話をお伺いしたいんですけども、その沖縄県のほうの動きは、もしつかんでいればお願いしたいと思いますんですけども。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

原堅志議員の再々質問にお答えします。

フランスバレーボールチームの誘致に対する取り組みの中で、沖縄県という名前が挙がりましたが、他の自治体との状況はどうかというご質問かと思えます。

沖縄県がどのような状況になっているか、詳しい情報はつかめておりません。お互いに、それぞれ情報の中で慎重に取り扱っているということで、情報は洩れてきておりません。先ほど

答弁させていただいたような状況であります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑ありますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

ありがとうございます。ぜひ、白州にとっては死活問題ではないですけども、サンドバレーを造って、せっかく、このチャンスを是が非でも生かしたいというのがわれわれの気持ちなので、ぜひ北杜市にとっても必ずプラスになるというように確信しておりますので、ぜひご努力のほど、よろしく願いいたします。

そしてインターネット中継についてですけども、先ほど審議会から提言をいただいたというご答弁がありましたけども、この提言内容について再度聞きたいと思います。

それから会議録検索システムの導入が、事業費が計上されて決定になりました。今後のスケジュールについて分かれば、この2点についてお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水政策秘書課長。

○政策秘書課長（清水博樹君）

原堅志議員の再質問にお答えいたします。

まず、提言の内容ということでございますけれども、先ほども答弁の中で申し上げさせていただきましてけれども、議会からの検討状況を考慮し、議会での会議録検索システム導入によりそれに伴う中継配信システムの導入が、これから市を支える若者への利便性や将来の動向においても、限られた予算の中を含め一番効率的であるということで、そちらのほうでお願いしたいというのが審議会としての提言でございました。

また、実施につきましては、こちらのほうで予算計上はさせていただいておりますけれども、あくまでも議会のほうでの導入となりますので、そちらについてはよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

ちょっと再度、インターネットの件ですけども、この本会議の録画中継については決定という方向だと思いますけども、生中継については審議会ではそのような話はあったのかどうか、その1点だけ。

○議長（中嶋新君）

清水政策秘書課長。

○政策秘書課長（清水博樹君）

原堅志議員の再々質問にお答えします。

審議会の中で生中継に対する意見があったかという話でございますけれども、こちらのほうでは市のケーブルテレビでの議会放送について生中継でできればいいねという一部の方からの意見はありましたが、最終的な意見集約は先ほど申し上げたような意見集約になったということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

では最後になりますけれども、増富の問題について再質問させていただきます。3点ほどお願いいたします。

まず1点目ですけれども、北杜市文書管理規程で増富地域再生協議会の総会資料については、公文書として扱っているのかどうか。また、どこに保管されているのか。これは、北杜市情報公開条例の第2条第2項ですか、ここに公文書という規定がございますけれども、これについての整合性をぜひお願いしたいと。

2点目ですけれども、総会資料で、例えば数字の入っている決算資料については出せないということがあっても、この再生協議会が中止になった経過の資料については出せるのではないかと思います。これが2点目ですね。

3点目が2月26日の全員協議会で、今後の対応についてということで、協議会で議論されましたけれども、その中に現在、返金に関わる事務処理については引き続き県、協議会と調整中であるため、調整がつき次第、交付金の実績報告等を修正し、国庫にも返金する予定との説明がありました。これで1点目として交付金の実績報告の修正は、どのようになされているのか。現在、2点目、国庫への返金額ですね、これはいくらになっているのか。これについて、お願いいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

ともにあゆむ会、原議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の協議会の資料は、公文書としてあるかということでございます。

現在、総会資料は、市に提出されたものについては公文書として扱っております。しかし、原議員のおっしゃる、たぶん4月以降の総会等の資料のことではないかと思いますけれども、それにつきましては、市のほうで保管しているものではないので、ありませんということでございます。

それから2つ目が、中止に至った経過資料について、ないかということでしょうか。これにつきましては、協議会のほうからの口頭ではございますが、連絡により今後は交付金に頼らず地域活性化に取り組んでいきたいと、事業を中止したい旨の連絡を受けているところでございます。

3つ目につきましては、今後の対応で現在、県・国と調整中と回答しているが、その後の経

過についてと、それから返金額はいくらかという質問でございます。

国・県とのほうは現在まだ調整中ございまして、この平成28年の事業のことですね。返金というのは、平成29年度ですか。平成29年度につきましては、事業を中止し、委託費の支払いにつきましては、最終的に協議会と調整した結果として協議会のほうでは委託費の支払いは請求しないということでございますので、平成29年度事業につきましては、ゼロ精算で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

私の質問とちょっと違うんですけど。

○議長（中嶋新君）

もう一度。原堅志君。具体的に。

○12番議員（原堅志君）

2月26日、全員協議会ですね、これは皆さん聞いていると思いますけども、全員協議会の資料の中に今後の対応についてということで記載されております。その中に、今、ここ3月14日、もう終わりますよね、3月が。3月もう半分過ぎています。その中で、まだ決まっていないというのはおかしいと思いますので、交付金の実績報告等を当然、29年度3,500万円減額しましたので、その修正報告も含めて、当然、国・県のほうへやるのではないかと、これは私の解釈ですけども、そのように私は解釈しました。そのことについて、お伺いしたいと。

それと、国庫金に返納するというお話も聞いています。その国庫金に返納するというのはいくら返納するのか。

この2点について、お伺いしたいということです。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

申し訳ございません。原堅志議員の再質問、答弁漏れのところを回答させていただきます。

まず、事業の実績につきましては、今年度事業については請求がないということですから、成果品もないこととなります。これはどのようになるかということ、その内容について、提出書類の様式、それから方法について今、協議しているということで、これはもう国・県のほうにも出してありますので、年度内の処理ということで、ゼロで実施する予定です。

国への返金額につきましては、2分の1ですので、請求を出していないので、補助金については来ないということとなります。今年度事業の補助金ということです。交付金は、

○議長（中嶋新君）

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

いいですか、議長。私の聞いているのは、全員協議会でも減額して、28年度、問題があったという中で、金額を返すということを常々行政側から聞いております。その調整を国・県とやっているという報告をわれわれは受けているわけですね、29年度として。その29年度の3,500万円は、これは当然事業費がございませんので、これは当たり前のことです。そう

ではなくて、28年度に一部問題があったと、不適切だという問題があったから返還しますよという協議をした。その返還をする金額がいくらかということ、今お伺いしているわけです。

○議長（中嶋新君）

いいですか。28年度の修正した金額ですね。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

大変申し訳ございません。ともにあゆむ会の原堅志議員の再質問にお答えいたします。

すみません、その前に2月26日の全員協議会のときにもお知らせいたしました資料の中に書いてございますけども、不正な、3番のところに28年度に発注した倉庫をキャンセルしたことに伴い、発生した倉庫1台分の差額ということで38万9千円というのが現在の確定しているところでございまして、これについて最終的には返還になります。返還になりますが、返還する金額につきましては、国が半分ということになりますので、市が半分でございます。これについては、返還の・・・このときは38万9千円ということになっています。このあとにつきましては、まだ、これはまだ国・県と調整がついておりませんので、その後については、まだ調整中という形になります。28年度はいったん、もう精算が終わっておりますので、この年度末までにやるということではないので、調整をして実施していくという形になります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

では再々質問させてもらいます。

2問目の中止を口頭で受けたという話をお伺いしたいんですけども、3,500万円の減額するという、われわれにとってはすごい大きな数字なんですね。そのやりとりが、委託契約書は29年の4月26日ですか、ありますよね。中止になったら委託契約書は関係なく、口頭で、要するに分かりましたと。だから中止ですと、減額ですと。これはちょっとどう考えてもおかしな話であって、正式な文書を要求すべきであって、なぜ正式な文書を要求できなかったのかと。そうしないと、減額したのもできないと。われわれには、説明ができないではないかと。

もう1点、国庫金の返納金額が、今まで分かっていないと。もう1点、先ほど来、私がお話してございますけども、事務方の方は残務整理しても、どういう形にしても、先ほどの議論がありましたように、10月までは、9月までは順調に推移していたということは、どういう形であれ、事務方は仕事をしていたわけですね。仕事をしている人間に、要するに市が全然関係ありませんで通るのかどうか。そのへんについて、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

その前に、本日の会議はあらかじめ延長いたします。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

時間もだいぶ経過していますので、ここで休憩をお願いしたいんですが。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時50分。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時50分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

ともにあゆむ会の、原堅志議員のご質問にお答えをいたします。

まず、最初の事業終了の口頭での申し出についての件でございます。

これにつきましては、10月に口頭での申し入れがありました。その後、国・県との調整を行いまして、現在では書面での合意解約済みということになっております。

それから、29年度事業の支払いがされていない理由につきましてでございます。

これにつきましては、合意解約の中で交付金については請求をしないという文面がございます。それに従って支払わないということになりますし、請求についてもこれは出さないということになっております。

それから3番目の、これは返金額の件ですから28年度になると思いますけども、これは修正の実績報告書、これをつくることになっておるんですが、この額の確定について国・県と現在、協議しているということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

増富地方創生推進交付金事業について、関連質問をいたします。

まず、4番の国への返金について、改めて関連をさせていただきたいと思います。

会計処理については、年度単位で行う明確なルールがあるはずで、私の認識としては平成28年度中の修正は平成29年度内に行われなければ、それ以降の修正はできないと認識しております。先ほどの高橋総務部長の答弁では、平成28年度はもう済んでいることだから、それ以降の修正については、期限がないというような趣旨の発言だったかと思うんですけども、それが間違いないか、まずご確認をいたします。

続いて、この修正についてですけども、この12月にテレビ報道があって以来、何カ月か経っているわけです。ずっとその間、国・県と調整中ということで、まったく結論が私たちにも出されていないし、本当にどうなるか分からない。先ほども言いましたけども、29年度の末が迫っている中で、この事務処理は何なんだろう、市は一体何をやっているんだろうと、はっきり言うところなんです。そこでここについて、はっきりと明確に答えていただきたいんですけども、28年度分について、国にお金を返還する必要があるのか。するのか、しないのか。まず、教えてください。

次に返還する場合はいくらになるのか。先ほど調整中ということがありましたけども、年度末ということを抑えて、改めて伺います。

次に、この上記の、今まで言った返還する、しない、いくらなのかということを増富再生協議会に公式に通知をしたのでしょうか、今の段階で。

それと思うところは、今の段階で、増富再生協議会に公式の通知をしていないということは、市の事業の、私は事務事業の怠慢、本当にこの年度末を抑えて、まだやっていないという、事務事業側の私は問題だと思います。

ということで、国・県との調整を踏まえて、これにつく会計処理、今後、起こり得るかもしれない問題についての責任は、すべてこれからは市にあるということをご明言できるかどうかというのを伺いたいと思います。

次は、1番、2番の市の事業の進め方と交付金の支払われ方についてですけども、先ほど市の事業について、10月から実質的に再生協議会としての事業は始まっているわけです。事前協議も9月にしか行われていないということで、私は増富再生協議会としては大変な、煩雑な事務とか、それから期間の短い中で必死でやらなければいけなかった事業だと思います。当然、そこは市も分かっているはずで、どれだけの体制を市が整えられたのか。要するに胸を張って、私たちは十分整えて増富再生協議会に委託したと言えるのかどうか、ぜひお答え願いたいと思います。

その上で、先ほど須玉総合支所長は28年の11月30日に、増富再生協議会側から4割の前払い請求が来たという発言をされました。たしかにその事実は間違っていないと思いますが、では聞き方を変えます。では増富再生協議会が10割の前払い金を請求したら出してもらえるのでしょうか。増富再生協議会に対して事業を十分やるだけの、問題ないだけの額を市は前払い金として用意できたのか、できないのかを伺いたいと思います。

1年目は計画が1,500万円、実績は約1千万円ですけども、2年目は3,500万円です。そのお金をどうするつもりだったのか、ぜひ伺いたいと思います。

次に、3番の事業中止に至った経緯と理由、そして今後につながる話ですけども、これは地方創生推進交付金というものをやるためには、増富再生計画というものが必要だったはずなんです。この増富再生計画を読みますと、事業主体は当然、北杜市です。その中で、どう考えられているかと、協議会が協議体、協議体は増富再生協議会ですね、事業の執行の責任を負うとはなっています。けれども、行政においては事業全体の方針を決定し、事業運営の最終責任を負うほか、事業終了後の自立を念頭に事業の進捗管理や地域間の調整と環境整備を行う立場で事業を進めていくこと、最終責任は当然、市にあるわけです。

こうした中で、この再生計画をつくった理由というのは、当然、市は高齢化が進んでいる、増富というのはラジウム温泉という素晴らしい資源がある。それを活用して地域を活性化しよう。そういうことで計画を出し、増富の方たちとも一緒に協力してやっていこうということになったと思います。その事業を中止する理由が増富再生協議会が自立できるからとか、交付金事業はもういらなくなった、こういうことでは、私は市がこの補助金事業を、交付金を申請したこと自体が問題になる。市の責任というものをしっかりと感じていただきたいと思います。

もう1つは、増富再生協議会側の見解を私は、ともにあゆむ会としては聞いています。増富再生協議会の理由が自分たちは自立できるからということなのではないでしょうか。それらのことについては、公文書、公文書ではないという問題は抜きにして、増富再生協議会の9月14日、臨

時総会の資料にしっかりと述べられていると思います。

ここは当然、市は市を代表するものとして、この協議会のメンバーとして入っています。ですから、この事実、増富再生協議会でどう話され、何を問題となったかというのは当然、市は認識しているはずで、そのへんのところについて、市がどういうふうに考えているのか。

また、昨年10月には増富再生協議会から口頭で受けたと、理由を受けたと言っていますけれども、それがなんだったのか、しっかりとそこで答えていただきたいと思います。

先ほど書面で、これから来ると言っていましたけれども、それが当然、公文書であることは、どうなのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

ともにあゆむ会の、野中真理子議員の関連質問にお答えいたします。

まず、最初の会計事務処理について。

平成28年度中が平成29年度まででなければできないということですが、これは私どもが国・県に確認しているところは、そうではございません。

それから、2番目の12月からずっと調整中ということで、平成28年度は返還するのか、しないのかということですが、

この点につきましては、報道等にもありましたように不適切な事務処理によって、不正があったという分については、当然、返金になるかと思えます。これがいくらなのかということについては、これは調査中ということですが、

それから、3番目に市に責任はあるのかと、返金の通知を正式に伝えてあるかということ、これは文書ではまだ伝えてありません。

それから、1番目の事前協議が十分にできているのかということですが、時間的なことでいうと、出発時点については十分ではなかったかもしれませんが、内容は十分に説明したという具合に考えております。

それから、平成28年11月30日に4割の支払いをしているが、10割出せるのかということですが、これは市の前払い規程の中で4割というのが定められておりますので、4割が限度でございます。

それから2年目の金額をどうするつもりだったのかということですが、当然、事業実施をしていけば、それは支払うという形になります。契約をして請求が来れば、今言ったように、先ほどの4割については前払い金が可能と。事業を執行して精算が出れば、精算金の支払いという形になります。

それから最後、中止の理由については申し入れがあったということで、これは先ほど言ったとおりでございます。

それから次の問題で、増富再生協議会の再生計画をつくってあると。これの責任は市にあるのではないかというようなご質問だったと思いますが、増富の全体の再生計画というものは交付金事業とは別ですが、3年間の全体の計画でございます。エリアを決めたり、そういうことをする全体計画でございますが、これらについては、今、計画を立てて、今年度事業中止ということになりますので、中止についてはもう決定をしたと。全体の再生計画については、この

短縮方法について現在、協議をしているということでありませう。

中止のあれですが、先ほど私のほうで説明した、すみません、私が聞いてはまずいんですけども、合意解約については公文書かということですか。ではない。では、そのところをもう1回、すみません、お願いします。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

では時間を止めていただけますか。

先ほどの質問は、先ほど部長は文書で中止の理由というものはのちのち来ると、これから来ると。今は持っていないけど、来るとおっしゃったと思います。当然、これから来る文書は公文書ですねというご確認をさせていただいたのと、1つ、答弁漏れを指摘させていただければ、4番の交付金の会計処理に関することですが、県と国と調整していると。その上に基づく会計処理が、まだできていない。今の段階で、まだできていない。でも私の認識としては年度末という期限があるはずなんだけども、これから今後起こり得るかもしれないような問題の責任は、これは今までずっと国や県と調整し、市もやってきた、市としての責任の中でやっていただけるんでしょうねという確認です。その答えがほしいと思います。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

まず、今、答弁漏れと言われたところでございますけども、交付金の後始末ということですね。この事務については、市のほうが責任を持つてするのかと。これは当然、国のほうに出すものについては、市のほうが責任を持つて実施をいたします。

それから文書で中止が来ると私が言ったということですが、そのように言ったつもりはないんですけども、最終的に合意解約をしたということで、事業を中止の方向で今、進めていると。それで今年度事業については、最初契約をしてありますけども、それについては、ゼロベースで精算をしてしまうという形でございます。

その中止について、今のところ合意解約書をもってわれわれとしては実施をしている段階でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。再々質問ですね。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、再々質問をいたします。

今の部長の答弁では、28年度の会計処理についての修正の期限はないと認識しているということですね。もう28年度に起こったことを修正するには、期限がなく、これからいくらでも先に延ばせると。その間、増富再生協議会としては、処理がどうなるのか待っているはずなんです。私たちも議会として、どういうふうに最終的になるか、当然待っています。それをずっと待たせる、中間報告もなく待たせるということなんでしょうか。何しろ返還すると決めたら、当然、事務処理を早くするべきだし、私が国に聞いた限りですけども、当然、国は明確なルールがあると。ですから年度をまたいだ処理については、次の年の年度内にやって、

早くやるべきだというご回答を私としては、自分の調べた範囲の中では受けていますので、そこの整合性がずいぶんないなというふうに思ったので、改めて、これは大事な問題ですので、市のほうからご答弁願いたいと思います。

それと、先ほどお金の支払い方でもう一度、確認なんですが、市の規程で前払い金は4割、それ以上は出せないということになっているわけですね。増富再生協議会は人格なき社団ということで、なかなかお金は借りられない。そうした中でも、市として用意できるお金は4割で、その中でやりなさいということで、これは始まった事業というふうに、市としてはそういうことしか用意できなくて始まった事業だと考えてよろしいわけですね。その確認です。

そしてもう1つは、私が先ほど聞いたのは、再生協議会の理由はいろいろと臨時総会の資料にあると。その中で、市はそこに出席している。しかも市を代表するものとして、その協議会に入り出席しているのであるから、そこで話し合われたこと、実際には市の会議みたいに、増富再生協議会の会議に何か関係のない一般市民とか現職の議員の名前も入ったり、どうしてこういうことが行われているのかなとか、どうしてここにこういう人の名前が出てくるのかなということが書かれたものだと私は認識していますけれども、そういうことを当然、どういうことが再生協議会で起こっていたかということは、市は、先ほども、繰り返し言いますが、市を代表するものとして入っているわけですから認識している。それと、その増富再生協議会から受けたという、自分たちは事業が独立してできるからという理由が、私としてはかけ離れていると思っていますので、そのへんの整合性をもう一度、お尋ねしますし、市の増富再生協議会としての見解、見解を踏まえた理由というものを再度お聞きしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1つ目の平成28年度分については、いつでも返せるのかと。これいつまで返せるというものではないと思います。今年度中に返さなくても大丈夫と。それは、一度精算を今、してあるものですから結論は出ているということであるから、今年度でなくてもいいけれども、いつまでもということではありません。これは期限があると思います。

それから前払い金は4割でよいのかということですが、これは再生協議会を始めたときから全部払えばいいんですけども、そういうシステムが市のほうにはございません。通常の、例えば交付金であっても精算払いというのが通常であります。

4割でよいのかというのは、その市の中で払える方法ですね、これは契約にありましたよね、うちの規則の中で4割までしか払えないということになっていますので、これは4割が限度でございます。

それから3番目の市の職員が出席している会議で、協議会との考え方の違いというか、そういうものはないのかと。市のほうで現在、話している理由と違うのではないかというようなことでございますけども、市の職員は基本的に、協議会の役員の中の一人ということでございます。協議会では現在、資料につきましては、理事会で決定して出さないということになっているということでございます。協議会の中で何が話されたかということにつきましては、われわれも深く知るところではないので、最終的に内容は協議会で決定したこと、それについてわれ

われに報告があったものという具合に私どもは理解しております。その事業を中止するという  
ことについても、協議会内での決定だということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

2つ目の、行政推進体制の強化についてということで、関連質問をさせていただきます。

まず、最初によく市民の皆さまからたびたび私も、本庁舎、総合支所は今後どうなるんだと、  
こんな話を聞くわけでありまして。

現在、進めている公共施設等総合管理計画を作成する上でも、また北杜市の地域公共交通網  
形成計画を作成する上でも、さまざまな総合計画を作成する上でも本庁舎、総合支所および出  
張所のあり方を早急に検討するということが私は肝要だと思うわけでありまして、先ほどの答  
弁の中で、市民ワークショップの中で考えていくというような、そんなご見解を出されました  
けれども、再度見解を求めるものであります。

2つ目として、学校統合が、特に現在、高根地区の小学校の統合が進められておりますけれ  
ども、統合後の高根清里小学校、高根北小学校の有効活用について、一步踏み込んだ活用策に  
ついての取り組みを現在、進めているのかどうなのか、見解を求めるものであります。

また、総合管理計画とのセットの中で、固定資産台帳というものの整備を求められていると  
思うんですけれども、そうした関連の中でこうしたものがどのように進捗しているのか、伺い  
たいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

齊藤功文議員の関連質問、本庁舎、総合支所等のあり方についての検討についての再確認と  
いうことでございます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、総合管理計画をつくり、これから個別計画の策定  
に向かい市民ワークショップ等を開催しながら検討していくという考えには、変わりはない  
とさせていただきます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2点目の、高根地区の学校統合後の有効活用について、私のほうから答弁をさせていただきます。

高根地区の統合については、今、準備を進めながら来年、平成31年4月の開校を目指して  
いるところでございます。廃校となる学校の活用については、まずは教育施設でございますの

で、教育委員会のほうで活用策を検討した中で、活用策がない場合については、普通財産というような位置付けで、管財課が所管する普通財産のほうに移管をしていく形になるかと思っています。

過去において、長坂地区の小学校のときの有効活用の進め方については、庁内にございます公共施設有効活用検討委員会というような組織をもって、公共施設としての活用策があるかどうかを含めて検討した中で、その後、地域にも意見を伺ったり、地域のほうに落としていったりと、いろいろそういう部分で活用策を検討した経過がございますので、現状においては、まだ有効な活用策について具体的な事例が出ているわけではございません。今後、今、お話しをさせていただいたような形で、取り組みを進めていければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

申し訳ございません。

齊藤功文議員の、固定資産台帳の質問で答弁漏れがございました。お詫びして訂正させていただきます。

固定資産台帳につきましては、今年度中に予定どおり完成させることとしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

ただいま、教育部長のほうから高根地区の小学校の統合についての、統合後の高根清里小とか高根北小のことについての有効活用策については、まだ検討の段階ではないと。検討はしていないと、こういうふうな話ですけども、来年4月1日には、すでに廃校になるわけですから、そのへんについて、もう少し前向きな一歩進んだ活用策についての検討委員会とか、そうした方法はどのように考えているのかということが、これが1点ですね。再質問。

さらに、先ほど総合管理計画との中で固定資産台帳も併せて整備するというようなことで、今年度中には整備が完了するというところでございますけれども、こうした固定資産台帳も今後の、先ほど廃校とかいろいろ廃止になる公共施設があるわけですから、こうした公共施設を整備する上でもまた土地を仮に処分というような場合にも、土地の権利関係、これを明確に早めのうちにおかないと、これはトラブルというんですかね、一応、そんな条件になると思いますので、これは先送りすることは許されないことだと考えますので、整備を着々と進めていただけるということで、お願いしたいと思います。

そんなことで、一応、先ほどの答弁では今年度中と言うんですから3月31日だと思いますけども、また議会にその整備の状況が出るとは思いますけども、ぜひともこの権利関係については、土地の権利関係、公共施設の土地の権利関係については、明確にしておいたほうがいいと思います。ご所見はいかがですか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

齊藤功文議員の、関連質問の再々質問にお答えいたします。

先ほど、答弁させていただいた内容と大きく変わりませんが、廃校後の学校施設については、現状においては教育施設でございますので、まずは教育委員会として有効活用、活用する策があるのかということをもまず検討すると。その結果、教育委員会として使用するような目的が出てこない場合については、手続きとして普通財産としての手続きを取っていくと。普通財産としての手続きをしたのちについては、企画のほうで所管していただいております公共施設有効活用検討委員会という名称だったと思っておりますけれども、そこで議論をしていただいて、行政として使う目的がない場合には他の事例、これまでの事例からいくと地域にも意見を伺ったり、もしくは普通財産として、一般の方にお貸しするようなことも検討が進められたというようなことでございます。現在においては、教育委員会において教育施設としての使用があるのか、ないかということを検討している段階でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

齊藤功文議員の、再々質問の固定資産台帳に基づく処分を早めにとというご指摘でございます。

内容といたしましては、当然、アナログの時代から引き継いでいるデータ類であります。諸先輩方の苦勞のあとがなみなみとみえると、そういう内容となっております。ようやく今年度でなんとか整う、そんな状況であります。これは、処分の先送りをなるべくすることなく進めるためにやってきたことであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

5番のインターネット中継のことについて、1点だけ質問をさせていただきます。

録画中継ということで、来年度の当初予算案に計上をされてきていますが、これは今後の開かれた市政という点に関して、すごく評価できる部分だとは思っているんですけども、生中継に関しては、今後、議会の中で議論をするものだということでお話があるかと思うんですが、その理由というのがいまいち分からないもので、もう一度、その生中継に対する市としての見解を伺えればと思います。

去年、平成29年2月に市から提出された北杜市議会のインターネット中継についてという資料の中でも、議会の生中継を早期に実施することは考えていないということで市の方針が示されています。ただ、国会では当たり前のように生中継もしていますし、ほかの自治体でも議会の生中継をしているという実態はありますので、そういった状況も踏まえて市としてどのように考えるのか、改めて市の見解を伺えればと思います。

○議長（中嶋新君）

清水政策秘書課長。

○政策秘書課長（清水博樹君）

栗谷議員の関連質問にお答えいたします。

議会本会議のインターネット生中継の市の考えということでございますけれども、市の考えにつきましては、これまでも市としては、生中継は行わないというご説明をさせていただいておりましたが、今回の議論の中でも議会の会議録検索システムを活用してインターネットの中継をしていくということで、議会のほうの検討結果も踏まえ、市としてはあくまでも市のケーブルテレビによる議会放送は中止する方向で、市の方針を出したところでございます。

この内容でございますので、市としてはCATVとしての議会放送は中止する方向、当然、それに伴いましてインターネットの生中継も市としては行っていかない。ただし、議会のほうで議会のシステムを活用したインターネット録画中継を行っていくということでございますので、そちらのシステムのほうで、生中継のほうはご検討をいただきたいということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございます。先ほど質問したインターネット中継についてという、その市から提出された書類の中で、要は不適切な映像だったり操作のミス等の影響が考えられるから生中継ということは考えていないということで説明があったかとは思んですけど、その当時のときの、そういった表現をしたということで、要は何をもって不適切な映像ということを判断するのかとか、要は不適切と断定するための根拠みたいなものがあるのかということと、あとは不適切と判断するのが一体、誰なのかというのがその当時の資料を作ったときにも想定されていたかと思うので、もしそういったものが分かれば教えていただければと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

清水政策秘書課長。

○政策秘書課長（清水博樹君）

栗谷議員の関連の再質問にお答えしたいと思います。

CATVというか、市の議会放送に伴うインターネット中継につきましては、市のほうのシステムというものがありませんので、現在の議会の放送システムを活用して生中継する場合はユーチューブ等の広告等が貼り付けられるようなシステムでないと配信ができないという状況がありましたので、そういう不適切な広告等が貼り付けられる可能性があること、また生中継では審議内容等の内容について間違った発言等があった場合の修正もできませんので、そういうことも含め生中継はしないという方向で、ご説明をさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問をいたします。

5項目について、質問をいたします。

まず最初にヘルプマーク・ヘルプカード導入による障がい者支援について質問をいたします。

やさしい心づかいで手助けを。人工関節や内部障がい、妊娠初期など外見では判断が難しいハンディのある人が周囲に支援や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークは縦8.5センチ、横5.3センチの赤い長方形に白で十字とハートがあしらわれていて、障害者手帳の有無にかかわらず受け取ることができ、バッグなどに携帯します。

全国に先駆けて2012年10月から作成・配布している東京都は、マークを身に付けた人を見かけた際には、電車などで席を譲ることや駅・商業施設で困っているようであれば「どうしましたか」と声を掛けるなど、思いやりのある行動を呼びかけています。また、ヘルプカードには、氏名、緊急連絡先、苦手なことや配慮・支援してほしいことなどを記入でき、対象者は身体・知的・精神などに障がいのある人や難病の人など、何らかの支援を必要とする希望者が携帯します。障害者手帳の有無を問いません。

このように障がいのある方が安心して外出ができたり、今までは表立って言えなかったハンディをマークにより言い出しやすくなります。また、災害時のときも有効であると考えます。記載内容を見れば必要な支援が分かる同マークとカードの役割は重要であると鑑みます。

そこで以下、質問をいたします。

1. ヘルプマーク・カードの普及導入は、
2. 障がい者、障がい児への支援状況は、
3. 避難訓練などで活用・意識啓発は、
4. 災害時避難所で有効活用されるが、そのお考えはどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

2項目めの、学校での心肺蘇生教育の普及推進について質問をいたします。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生・AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。わが国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。

しかしながら、いまだなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているのととも学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。

その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のようにAEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

そのような状況の中で、すでに学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生

法などを行うことと表記されているとともに、同解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

しかしながら、全国における教育現場での現状をみると児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は平成27年度の実績は小学校で4.1%、中学校で2.8%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況であります。

そこで伺いますが、本市においても児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。

そこで以下、質問いたします。

1. 小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育は。
  2. 学校での危機管理体制の現状は。
  3. 学校におけるAEDの設置状況は。
  4. 教職員へのAED講習の実施状況は、どのようなお考えなのかお伺いいたします。
- 3項目めの、ひきこもりの取り組みについて質問をいたします。

現役世代の不就労者・ひきこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担となっております。地域で就労ができずにひきこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められます。厚生労働省は、ひきこもりをさまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、おおむね15歳以上で仕事や学校以外の人との交流など、社会参加が6カ月以上できない状態と定義し、約26万世帯にのぼると推計しています。

県が15年に実施した実態調査では、ひきこもりの当事者は825人。40代以上の中高年が約6割を占め、ひきこもっている期間は10年以上が39.3%で最も多く、長期化、高齢化の傾向が明らかになっております。

問題は、ひきこもりを抱える親がすでに高齢化しており、本来、親の世代が年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子どもが社会復帰できない、または不就労の状況が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが予想されます。また、ひきこもりへの偏見は根強く、声をあげられない当事者や家族は少なくないわけであります。早い段階で当事者とつながり、支援することが喫緊の課題を考えますが、いかがでしょうか。

そこで以下、質問いたします。

1. 市独自のひきこもり実態調査は。
  2. 県内初めて開催のひきこもりサポーターの取り組み状況は。
  3. 相談に応じるアウトリーチの取り組みは。
  4. 市の相談窓口の対応は、どのようなお考えなのかお伺いいたします。
- 4項目めの、記念撮影用ボードの活用と届け出手続きの対応について質問をいたします。

届け出手続きの中で、婚姻・出産・転入・転出届はその方にとっても、ご家族にとっても新しい生活がスタートする大切な手続きであります。

昨年の市制施行13周年記念式典で、渡辺市長は豊かな自然と人、芸術が集まる文化の地ふるさと北杜の情報発信をしていただくため、さまざまな分野で活躍する北杜市ゆかりのある方々に北杜市ふるさと親善大使をお願いしました。また、私たち市民一人ひとりも親善大使の思いで広く北杜市をPRしていただきたいと語りました。

私も転入してきた方に話を聞く機会がありました。転入届を出したときに、ごみカレンダーをいただけなかったと、ちょっと残念そうな顔をしていました。また、北杜市に4年間住んだ方が転出しましたが、北杜市の魅力を実感し1カ月に一度は遊びに来たいと語っていました。このことを思うと、届け出手続き業務は大切であると感じます。

そこで、記念撮影用ボードの取り組みが多くの方々に新たなスタートとして活用していただくことがさらなる北杜市のアピールにもつながります。本人やご家族にとりまして数少ない届け出手続きであるため記念に残る、また記憶に残るおもてなしの心で対応していただきたいと考えます。

北杜市は、住みたい田舎暮らしで全国1位に選ばれました。行政・市民が一体となり、「お宝いっぱい 健幸北杜」をさらにPRしていくことが望まれます。

そこで以下、質問いたします。

1. 記念撮影用ボードの取り組みは。
2. 届け出時に北杜市のPRは。
3. ごみカレンダーや広報紙等の説明配布は、どのようなお考えなのかお伺いいたします。最後になりますが、総合健診等の対応について質問をいたします。

健康で暮らせる、働ける、これほどのお宝はあるのでしょうか。病気になってはじめて健康であることに気づきます。何度そのことを経験したのか。しかしながら年々体力は低下していき、病気になる確率も高くなっていくわけであります。

高齢化が進む社会現象の中で、医療費の増加が大きな問題となっております。予防第一で命を守ることが健康長寿のまちをつくり、がん予防や生活習慣病の予防などに取り組む総合健診の受診は、一人ひとりが取り組むことのできる大切な機会であります。

受診率向上のために各地区土曜日・日曜日に開催することで、若者から高齢者までより多くの市民が総合健診を受けることができると鑑みます。また、早期発見・早期治療は経済負担や財政負担も軽減できるわけであります。

健康長寿は健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活ができる期間と定義されています。厚生労働省の調査では、健康寿命は山梨県の男性が全国1位、女性は3位であります。その要因はがん検診や特定健診の受診率が比較的高いことであります。日ごろから健康をさらに見つめ直すことにより、健康を維持し、住み慣れた地域で活躍するには健康であることが求められます。

そこで以下、質問いたします。

1. 受診率向上のため総合健診の各地区土曜日・日曜日の実施は。
2. 総合健診の受診率と課題は。
3. 医療費、患者数の上位の状況は。
4. インフルエンザ予防接種の状況は。
5. ジェネリック薬品の有効活用はどのようなお考えなのかお伺いし、質問を終わります。

ご答弁、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は6時5分といたします。

休憩 午後 5時53分

再開 午後 6時05分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ひきこもりの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市独自のひきこもり実態調査についてであります。

ひきこもりの実態調査は、平成27年7月に県が主体となり、各市町村の民生委員児童委員を介して調査を実施しました。本市では48名がひきこもり状態であり、このうち7割は男性で40歳、50歳代が多く、ひきこもり期間は5年以上が6割を占めているとの調査結果でありました。その後も、県のひきこもり地域支援センター等関係機関と連携を図りながら実態把握に努めているところであります。

次に、ひきこもりサポーターの取り組み状況についてであります。

1月19日と29日の2日間、ひきこもりについての正しい理解と知識を深めるため、県の精神保健福祉センター等の協力をいただき、民生委員児童委員の方々を対象として、須玉ふれあい館において、県内で初めてとなるひきこもりサポーター養成講座を開催しました。

地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関につなぐことで社会に出るきっかけをサポートすることが重要であることから、サポーターや関係機関と連携を図りながら、支援体制の構築に努めてまいります。

次に、アウトリーチの取り組みと相談窓口の対応についてであります。

現在、本人・家族からの相談や県のひきこもり相談窓口を経由しての情報は、高齢者・障がい者・児童生徒など、それぞれの所管部局において対応している状況であります。

しかし、ひきこもりは複数の理由に起因している場合もあることから、福祉相談窓口においてひきこもり相談情報の集積を行い、ケースごとに関係部局との連携を図り、支援体制の調整を含め、必要な支援が迅速に行えるよう努めてまいります。

ひきこもり当事者や家族・地域等に働きかけを行う、いわゆるアウトリーチでの取り組みについては、社会参加につながる積極的な手段ではありますが、関わることを拒む方等もいることから、ケースごとに慎重に判断をしながら進めなければならないと考えております。

その他につきましては、教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

学校での心肺蘇生教育の普及推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、児童生徒への心肺蘇生教育についてであります。

小学校では、6年生の保健体育の授業において、ケガの手当に関わる学習や周囲の大人へ速やかに知らせるなど、緊急時の対応について学習を行っております。

また、中学校については、現行の学習指導要領においても2年生の保健分野で、心肺蘇生法およびAEDの使用について取り上げられており、練習用の人形やAEDを用いた実習を交えた教育が行われています。

次に、学校における危機管理体制についてであります。

各学校においては、緊急時の対応について学校安全管理マニュアルを策定しており、すべての教職員がマニュアルを熟知するなど、組織的に危機管理意識を共有しているところであります。

次に、学校のAED設置状況についてであります。

現在、市内すべての市立学校においてAEDを職員室または正面玄関に設置しており、学校教育活動はもとより、学校施設を活用した市民活動においても、緊急時の対応を可能としております。

また、教職員による充電状況の確認など、定期的な保守点検を行いながら、緊急時への対応に備えているところであります。

次に、教職員へのAED講習の実施状況についてであります。

各学校においては、特に水泳指導において事故発生の危険性が高まることから、水泳指導が始まる前に消防署員などを講師に招き、心肺蘇生法やAEDの正しい使用方法など、講習を受けております。

また、この講習には、教職員のほか夏休み中のプール監視に協力していただく保護者にもお知らせし、講習への参加をお願いしているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

記念撮影用ボードの活用と届け出手続きの対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、記念撮影用ボードの取り組みについてであります。

婚姻の届け出の際は、市民課の窓口や庁舎の前において記念写真を撮っているほほえましい姿が見られることがあります。市役所を訪れた記念や届け出の記念となる撮影コーナーについて、関係部局と連携する中で検討してまいります。

次に、届け出時の北杜市のPRについてであります。

転入・転出等、各種届け出受付の際には、必要な手続き等が記載されている一覧表を渡して、各担当へ案内しているところであります。さらに、転入届の際には、市での暮らしに役立てていただくために、北杜市暮らしの便利帖や子育てガイドブックなどをお渡しするとともに、該当者には総合健診の案内を積極的に行っているところであります。

また、さまざまな問い合わせに対しても、適切な対応を行うよう心掛けてまいります。

次に、ごみカレンダーや市広報紙等の説明配布についてであります。

転入された方に対しては、市の活動や市内での出来事などを知っていただくために、最新の市広報紙をお渡ししているところであります。

また、ごみ収集カレンダーについては、町ごとの作成であることや、アパートなど状況が異なるケースもあるため、担当課に案内しております。これからも親切丁寧な窓口として、おもてなしの心で対応してまいります。

次に、総合健診等の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、受診率向上のための総合健診の土曜日と日曜日の実施状況についてであります。

市では健康増進法・高齢者の医療の確保に関する法律および北杜市特定健康診査実施計画に基づき、総合健診を実施しております。

実施方法は、基本健診（特定健診）とがん検診を、保健センターをはじめ体育館などの公共施設を巡回して実施する集団健康診査で実施しております。本年度の実施日数は53日間で、そのうち土曜日は9日、日曜日7日を含む日程を組み、各会場で実施いたしました。

次に、総合健診の受診率と課題についてであります。

総合健診のうち国民健康保険の被保険者で40歳から74歳の特定健診受診者の受診率は、平成26年度が48.2%、平成27年度が48.5%、平成28年度が48.1%となっております。受診率は、国・県を上回っておりますが、昨年度の5歳年齢階級別の受診率を見ると、どの階層でも男性は女性を下回っており、男性においては、40歳代から50歳代の働き盛り世代の受診率が30%台で、年齢が若いほど受診率が低くなっています。

また、健診受診者の多くが継続的に毎年度、総合健診を受診しているものの、未受診者との二極化が進んでおり、男性の働き盛り世代への、なお一層の受診勧奨が課題と考えております。

次に、医療費と患者数の上位の状況についてであります。

平成28年4月から平成29年3月までの国民健康保険保健診療分のレセプトデータでは、医療費の占める割合が高い疾病は、1位は悪性新生物、2位は人工透析を含む腎不全、3位は高血圧疾患となっており、患者数の多い疾病は、1位は高血圧疾患、2位は糖尿病、3位は消化器系疾患となっており、腎不全、高血圧疾患および糖尿病はいずれも生活習慣病で、医療費・患者数の上位を占めている状況であります。

次に、インフルエンザ予防接種の状況についてであります。

市では、予防接種法に基づき65歳以上の高齢者に、個人の発症と重症化予防を目的に予防接種を実施しております。ワクチンは1シーズンに1回の接種で効果があり、その効果は5カ月間ほど持続するといわれていることから、毎年度10月初旬に接種対象者全員に、接種のお知らせと予診票を個別に通知しております。

昨年度の接種対象者は1万7,692人、接種済み者は1万1,127人で、接種率は62.9%でありました。

次に、ジェネリック医薬品の有効活用についてであります。

国では、膨れ上がる医療費の抑制のため、ジェネリック医薬品の使用を促進しております。本市においては、国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者を対象として、おおむね年2回、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額をお知らせし、ジェネリック医薬品の使用促進を図っているところであります。また、パンフレットなどへ掲載してお知らせするとともに、チラシの配布を行っております。

なお、本市の国民健康保険における、ジェネリック医薬品の使用割合は、前年3月には72%

で、県内で一番高くなっております。また、後期高齢者医療においては、前年度実績で62.7%であり、県内でも上位となっております。

今後も医療費抑制のため、ジェネリック医薬品の使用促進に向け、取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ヘルプマーク・カード導入による障がい者支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ヘルプマーク・カードの普及導入についてであります。

ヘルプマーク・カードは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることをカードの提示によりお知らせすることで、援助を得やすくするためのものです。さまざまな場面において安心して救済の意思を示すことができることから、やさしい心と生きやすい環境をつくり出すものであると考えられております。

本市では、援助を必要とする方の声の代役となるヘルプマーク・カードの設置・導入に向け、現在準備を進めており、平成30年度早々に普及・啓発に向けたPRと周囲の理解促進に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、障がい者（児）への支援状況についてであります。

外見では障がい者であることの判断が難しいとされる、内部障害や聴覚障害、妊娠初期などの方々は、優先席を利用する際や困りごとが発生した際、ヘルプマーク・カードを提示することで周囲に援助を求めることが可能となります。

これにより、自分の持つ障がいの説明を行うストレスを感じることなく支援してもらえるなど、カードの役割は非常に大きいことから、障がいを持つ方々などへ積極的に情報提供を行うとともに、支援する人への周知を図ってまいります。

次に、避難訓練等での活用・意識啓発と災害避難所での有効活用についてであります。

避難訓練など多くの市民が集まる会場においては、ヘルプマーク・カードの目的や存在などの幅広い周知と、支援を受ける方・支援を行う方双方の意識啓発に大きくつながる場であると考えております。

こうした場でのPR活動により、実物を見て、触れて、知ることにより、災害など突発的な出来事への迅速な対応が可能となります。

また、避難訓練等によるカードの認知は、災害時の避難所などにおいて、一見健康そうに見える方でも、見えない障がいの存在を伝えることにより、周囲のちょっとした手助けが安心につながるなど、思いやりの行動につながる役割を担っております。

こうしたカードの役割を、有効活用していくためには、支援する方・受ける方、双方に広く理解されることが必要であるため、関係部局と連携を図りながら周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

再質問はありますか。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

ヘルプマーク・ヘルプカード導入による障がい者支援であります。来年度までに準備を進めるとの前向きな答弁がありました。ぜひ、よろしく願いいたします。

2項目めですけれども、学校での心肺蘇生教育の普及推進について再質問いたします。

小中学校における児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育は、実習を通して応急手当ができるようにすることです。

本市の小中学校では取り組んでいるとお聞きしましたが、今までどのような事例があったのか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

進藤正文議員の再質問にお答えします。

学校での心肺蘇生教育にかかる事例について、ご質問をいただきました。

私が持っている情報の範囲であります。合併以降の事例として体育の授業で水泳を行った際に溺れた児童が出てしまったことから、心肺蘇生を行うとともに学校安全管理マニュアルに沿って、迅速な対応をした結果、病院への救急搬送も円滑に行え、命を取り留めるといった事例が市内の小中学校にあったことを記憶してございます。あまりあってはならないことだと思っておりますので、このような事例があったということをお記憶しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

では、3項目めのひきこもりの取り組みについて再質問いたします。

ひきこもりの当事者は、なかなか声をあげることができない現状であります。家族の方もどのように対応していけばいいのか、どこに相談していけばいいのか分からない状況であります。

県内初めて開催のひきこもりサポーターの取り組みも始まりましたが、これから期待するところでもあります。そこで気軽に安心して相談できる窓口の周知の対応をどのようにしていくのか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

進藤正文議員の再質問にお答えをいたします。

ひきこもりの当事者、家族はどこに相談に行けばいいのか分からない、相談できる窓口の周知をどのようにしていくかというご質問でございます。

市長の答弁の中でもちょっと説明をさせていただいておりますが、ひきこもりとは仕事やアルバイト、学校や自宅以外での活動など他人との関わりを避け、家庭に留まり続けている状態

を指しますが、ちょっとした買い物などには外出できる方から必要なとき以外ほとんど自宅の部屋で過ごしている方まで、人によってその状態はさまざまであります。

ひきこもりの解決は、本人や家族だけでは困難を極めることが多く家族が疲れてしまったり、本人との関係がぎくしゃくしてしまうといったことも少なくありません。また、最近では中高年のひきこもりも多くなる傾向にあり、障がいや介護の問題等、複合化する傾向も見られています。

市では福祉課内に福祉相談窓口を設置しておりますので、家族だけで抱え込まずにぜひご相談をいただければと思います。個人のプライバシーには十分配慮する中で、他部局と調整を図り、必要に応じては専門的・技術的な助言をいただくため、県のひきこもり地域支援センター、ひきこもり相談窓口と連携し、支援につなげてまいりたいというふうに考えております。

今後も、市の窓口や県の窓口等につきましても周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

それでは、4項目めの記念撮影用ボードの活用と届け出手続きの対応について再質問いたします。

届け出手続きの中で婚姻、出産、転入、転出、死亡届もありますけども、昨年、市として、また総合支所としての割合の数をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

届け出の件数という質問でございました。平成29年度につきましては、年度途中ということで年間のデータがございませんので、平成28年度の届け出ということで数字のほうでございしますが、婚姻届におきましては171件、そのうち本庁で受理したものの数は110件で64%。出生届につきましては205件、そのうち本庁で受理いたしましたのは116件で57%。死亡届につきましては669件、そのうち本庁で受理したものは87%。これは最近の届け出につきましては、葬祭業者が届け出を主に行っているということで、事務所が近くにあるということで、本庁が特に多くなっているのかなというふうに考えております。

転入届につきましては1,212件、人数にしますと1,712人という人数になりますが、このうち本庁で処理した件数につきましては473件ということで、39%でございますから、これは支所へ届け出のほうが多いたという状況になっております。

また、転出届も似たような数字になっておりまして、件数でいきますと1,271件、人数でいきますと1,609人ということで、このうち本庁で処理した件数につきましては、425件ということで33%というような数字になっておりますのが本庁と支所のパーセンテージということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

最後の5項目めの総合健診等の対応について、再質問いたします。

北杜市の総合健診の受診率は県内でも高い水準であります。若い人と男性の受診率は低い状況であるようです。受診率を上げるのにどのような対策を取っているのか、お伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

若い世代といいますが、働き盛り世代の受診率が大変低いということで、そういう低い受診率をどういうふうに改善するための取り組みをしているかというご質問だったかと思いますが、働き盛りの世代の受診率向上につきましては、市といたしましても大きな課題であるというふうに認識をしております。取り組みをこのところ強化をしていこうということで頑張っているところでございますが、実際の具体的な例で言いますと、平成29年度、今年の健診に向けて去年の春先からということで準備をしてきたということでございますが、具体的な取り組みとしましては、各町の消防団の会議ということで、消防をやっている方ですから、当然、若い男性ということでございますが、そこを1つのターゲットといたしまして、会議のほうへ出席をさせていただき中で、少しお時間をいただきまして健康教育でありますとか、健診の受診勧奨を行ったというようなことをやっております。

また、去年の春先の取り組みとしまして、40歳から50歳の男性の未受診者1,058人に健診を受けない理由ですとか、受けやすい実施方法についてアンケート調査を行っております。これらの取り組みによりまして、アンケート対象となりました未受診者1,058人のうち12.1%に当たります129人が健診を受けてくれるようになったというような実績にもつながっております。

また、次、平成30年度の健診に向けまして、今まさしくその取り組みを行っているところですが、モデル的に、これはその世代の受診率がちょっと低かったということがございまして、明野の地区のほうへ出向きまして、40代、50代、60代というような年代ごとに男性6人から10人の3グループ、これはざっくばらんに言いますと無尽の席というような、会合の席にちょっとお邪魔させていただきまして、健康とか健診に関する意見交換を行ったり、市の保健福祉推進員の研修会で健診、健康に関するグループワークなどを行ったところであります。

なお、平成30年度は若い世代からの健康プロジェクト事業ということで、健康に対する意識が比較的低いという若者の世代が自分の健康にどうしたら関心を持っていたか、また自分に合った健康づくりを行うために何が必要なのかということをも市民、企業、行政とでワークショップを開催し、新たな事業を創設し、実施する予定ということで新しい事業に取り組み

たいと思っております。

今後もアンケートでありますとか、意見交換会および研修会で出されました意見を参考に受診率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

○4番議員（進藤正文君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で、進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

日本共産党の代表質問を行います。

まずはじめに、スーパーやまと閉店の影響から市民の生活を守る市の努力についてです。

昨年12月6日に突然発表されたスーパーやまとの倒産・閉店は、市内の4店舗を利用してきた北杜市民に衝撃を与え、日常の生活に大きな影響を与えています。

中でも生鮮食料品を扱うスーパーがまったくなくなった明野町、須玉町、小淵沢町の地域では、歩いてでも買い物に行けた高齢者を中心に不便な生活がすでに2カ月間続いており、甲府市から娘に来てもらって買い出しに行っているとか、タクシーやバスで韮崎市まで行っているが、その費用でおかずが何品も買えるのになどの声が上がっています。

やまとの倒産に市の責任はまったくないわけですが、市には住民の生活を守る、できる限りの対策を講じる責任があると考えますし、市民からもスーパーの誘致など市がなんとかしてほしいとの声が多く寄せられています。

倒産直後の昨年12月14日には、私たち日本共産党市議団として市長宛てに市の対策を求める緊急の申し入れを行い、1月末には市長に再度、直接要請してきました。

市長も「できる限りの努力をしているところです」と話して、産業観光部など担当課を中心に頑張ってきているようですが、その後の状況はどうか。成果は出つつあるのか。多くの住民の不安に応えるために、空き店舗へのスーパーなどの入居計画状況、移動巡回販売者の実現可能性など、明らかにできる範囲で見通しを明らかにされたいと思います。

また、年末の申し入れでは年越しを前にして突然解雇された従業員の方々への支援（再就職先の紹介や相談窓口の設置、国保税や市民税の納入猶予措置、生活資金の無利子貸付など）を求めましたが、その後、解雇されてしまった従業員の再就職の状況はどうか、把握している範囲で明らかにされたいと思います。また、生活相談の受付や緊急生活支援の実績はあったのか

どうか、答弁を求めます。

次に、国の悪政から市民の暮らしを守り、応援する市施策の充実・強化について質問します。

安倍政権の経済政策・アベノミクスの5年間で、国民生活はよくなるどころか実質賃金は年間で16万円、家計消費は22万円も落ち込んでいます。金融資産がゼロという世帯も全国で400万世帯増えて全世帯の3割強にもなっています。山梨中央銀行の昨年12月に発表された調査レポートでも12.2%の方が1年前と比べて暮らし向きが悪くなったと答えています。

私は、こういう国の政治が国民や市民を苦しめているときこそ、住民の生活を守る役割を地方自治体が最大限発揮すべきだという思いで、今回は暮らしに関わる2つの分野について質問し、改善を提案・要求したいと思います。

1つは、国保の広域化への対応と国保税引き下げについてです。

4月から国民健康保険の運営主体が都道府県に移行されます。いわゆる広域化です。県からは北杜市に約16億1,500万円の納付金が課され、それに見合う北杜市の国保税額を市が決めて市民から徴収して、県からは保険給付に必要な約42億6千万円の県支出金が入ってくるようになります。

新年度予算案を見れば、市は従来の保険料率のままに対応するという広域化初年度方針を決め、国保税の上げ下げはしないとのことですが、県内ではさまざまな対応が出ています。韮崎市では、新年度から資産割をなくして3方式にするとともに、なんと1人当たり平均年間2万3,259円引き下げるとのことです。引き下げで生じる不足分4,783万円は、基金の1割を取り崩して補てんするといいますが、市の担当者は基金の1割活用だから、当分の間はこのままいけますと話しているとのことですが、北杜市には国保財政調整基金が28年度決算ですが4億3,844万円あります。これを活用しての国保税引き下げはできないのか。また今回、可能性を検討したのか。

さらに新年度の国保予算案では、昨年度より一般会計からの繰り入れを1億7千万円減らしていますが、これも繰り入れを維持すれば国保税引き下げに活用できるのではないかと思います。見解を求めます。

併せて、子育て支援の施策として、国保税の子どもの均等割の負担軽減も求めます。会社員の保険(被用者保険)では、子どもの数などに関係なく収入によって保険料が算定されますが、国保では世帯人数で賦課されるので、子どもが増えれば増えるほど高くなる仕組みになっています。

全国知事会や東京都議会も国にこの制度改善を求め、4月から実施する埼玉県ふじみ野市の例では18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の、その3人目以降の均等割を全額免除、約3万円だそうです。するといいです。この市の対象者は203人、減収となる金額は733万円とのことで、子育て支援に力を入れる北杜市でも県内の他市町村に先駆けて検討すべきではないでしょうか、答弁を求めます。

2つ目に、生活保護行政のあり方について聞きます。

厚生労働省は、10月から食費や光熱水費に充てる生活扶助費を中心に生活保護費の削減を計画しています。最大5%もの引き下げとなります。収入の下位10%の低所得者世帯の支出が減っていることを理由にしたものです。水準均衡方式というやり方だそうです。貧困対策や低所得者への支援策を横において、保護を受けていない低所得者層と保護基準を比較すれば際限のない保護費の引き下げが起こるだけだと思います。全国保険医団体連合会でも会長が反

対声明を出しています。

私たち日本共産党は開会中の国会でもこの問題を取り上げて、日本の生活保護捕捉率が諸外国に比べて低い2割程度になっている要因に、スティグマといわれる生活保護は恥だという意識、あるいは受給者へのバッシングから保護の申請すらためらってしまう状況があることを指摘して、生活保護を使いやすくするように法律の名前も、生活保護でなくて生活支援法に変えるように提案しています。日本弁護士連合会（日弁連）も同様な提案をされています。

平成28年度決算書の資料でも、市内の生活保護受給者は167世帯、220人で受給率が4.6%。県の平均8.3%と比べて非常に低い状況になっています。本市の受給率の低さが申請のハードルを高くする、いわゆる水際作戦にあるかどうかは議論が必要ですが、今日は市内の生活保護受給者から最近、私に寄せられた相談や実例について質したいと思います。

1つは受給者の男性に、もっと安い家賃のアパートに引っ越せないかと。あるいは駄目なら大家さんに家賃値下げを頼めないかどうか、こういう要請があったとのこと。

もう1件は、生保だけに頼らないように頑張っ、新聞配達で頑張っている男性に車は生活保護上、持てないので処分するよという、配達で使っている車です。そういう指導があったとのこと。

いずれも生活保護受給者から、こう言われたという情報だけですが、実際にこのような指導をしているのでしょうか。扶助の費用をできるだけ抑えろとか、受付審査を厳格になどという国や県からの指導があるものと私は考えていますが、このような指導の趣旨や目的は何か、答弁を求めます。

また、市長は政府の、今ほど紹介した生活保護の生活扶助費削減方針をどう評価し、対応しようとしているのか。スティグマ、生活保護は恥だという考え方を解消していくためにも市長に改めて生活保護を受けることは恥ずかしいことではなくて、国民の正当な権利だと明言してほしいと思いますがどうでしょうか、以上答弁を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市民の暮らしを守り、応援する市政のあり方における、生活保護行政についてであります。

生活保護受給者に対する指導・指示の内容については個人が特定される恐れがあり、詳細に説明することは控えさせていただきますが、市におけるさまざまな指導については、国の定める基準に即し行うものであり、適正な保護の実施に努めております。

また、国や県による抑圧的な指導はなく、生活保護関係法令等により適正な対応を行うよう指導を受けております。

次に、政府の生活扶助費削減方針であります。今回の見直しについては、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、生活保護基準の見直しが行われたと理解しております。本年10月から実施されますが、これによる本市への影響については、個々には差が生じるものの、全体としては負の影響は少ないものと考えております。

また、保護世帯の子どもの大学への進学を支援するため一時金を支給する制度が新たに実施されることから、活用が図られるよう周知徹底に努めてまいります。

生活保護法では「すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる」としており、当然これを遵守すべきであると考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市民の暮らしを守り、応援する市政のあり方における、国保広域化への対応と国保税の引き下げについてであります。

本市の1人当たりの国保税は、県下13市の中では最も低くなっております。平成30年度の納付金については、平成28年度の医療費に対して交付される前期高齢者交付金の精算金約1億5千万円が交付されることから、平成30年度当初予算では基金の繰り入れを5千万円に抑えられたところであります。

このように、本市の税率は、基金で税収の不足を補う状況であるため、税率を改定し国保税率を下げることは考えていませんが、4方式から3方式への課税方式の変更については、見直す必要があると考えております。

また、平成30年度当初予算における繰入金の減額については、基金繰入金を1億5千万円減額したことが主な原因で、一般会計からの繰り入れを減額したものではありません。

なお、国保税の均等割は、加入者に平等に負担していただくことになっておりますので、子どもの均等割をなくすことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

スーパーやまと閉店の影響から市民を守る市の対策についてであります。

空き店舗利用については、県内食品スーパー数社から、出店意向の聞き取りなどで情報収集を行っているところでありますが、破産管財人により処分が検討されている最中であるため、具体的な状況までは承知しておりません。

また、移動販売車については、現在、民間事業者2社が、北杜市内全域を巡回する方法と、5町3コースで販売する方法とで事業展開していますが、採算性が厳しいことから、新たに創業しようとする事業者は少ない状況であります。

破産により解雇された従業員については、管内の韮崎公共職業安定所において、失業給付手続説明会や再就職の相談会等が4回実施されたほか、事業者によるミニ面接会や緊急面接会が、これまでに7回実施されております。その結果、北杜市居住の求職者40人のうち、24人が就職したと伺っております。

また、生活相談受付や緊急生活支援についての相談等は寄せられておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

それでは、やまとの影響の問題について、まず再質問しますが、さまざまな努力をされていること、また一定の解決策が見えてきたことは、午前中などの質問の答弁、また今の答弁から分かりました。1社が、スーパーについては積極的な対応、あるいは他社も手を挙げていただけそうだという話がありました。具体的な名前が挙げられないのは分かりますが、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

今日、ちょっと同じく、やまとが閉店した蕪崎市では、皆さん、テレビや新聞で大きく報道されました。移動販売車がやまとと同じようにまわるということで、300万円を食品卸会社に助成をして移動販売車をするとテレビでやりました。おばあさんがマグロの刺身を買えたとか、喜んでいるところが映っていました。また、市川三郷町では町の職員が町内の店に連絡をどんどん取って、やっぱりやまとがなくなったんですが、配達しますとか迎えに行きますよという商店の一覧表のチラシを作って、私が生まれた町ですからもらってききましたが、「買援隊」といって、ずっと店が30近く書いてあって、うちへ電話くれれば宅配しますよとか、うちは迎えに行きますよというような一覧表になっていて非常に職員が頑張ったということでした。住みたい市に選ばれたと、全国1位、それは非常にうれしいことだし大変なことですが、住みたいという市から住んでみて本当に住みやすい市、このナンバーワンというようにいくには、やはりこういう買い物難民を生まないという市の対策が非常に必要だと思います。

300万円、先ほどの答弁ではなかなか採算が合わないということですが、蕪崎市では300万円出して、午前中のあれでは、巡回車については、県のそういう事業を紹介するというような答弁だったと思いますが、県の事業を紹介したりするだけではなくて、蕪崎市は300万円出して1台動かしているわけですから、ぜひ北杜市でもさらにそういう努力をしてほしいと、可能性がないのかどうか、独自の支援の考えはまだないのか伺いたい。

それから、スーパーがもし手を挙げてくれたら、皆さん心待ちにしているわけですよ。ですから、もし内定するとかということが発表できる段階になったら、ぜひ早く皆さんにお知らせしてほしい。そのへんの段取りなどもぜひ具体的考えなどがあれば、答えてもらいたいと思います。その2点、まずお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

志村議員の再質問にお答えいたします。

最初に、移動販売等への補助ということだと思います。蕪崎市で助成していること、それから市川三郷町でチラシ等が、一覧表が配られていることは承知しております。

現在、移動販売について、基本的に市は補助金は今、考えておりません。ですが、県の買い物弱者支援事業、このへんの補助金を活用して、なんとか応援していきたいというふうには考

えております。

移動販売については、今現在やっている民間の事業者、それからＪＡ梨北もやっております。４０力所まわっております。ＪＡ梨北とも話をしました。もっと、うちのほうとしても増やせないでしょうかというふうなご提案をしたところ、向こうもある程度対応してくれるような状況でもありました。そんなことから、うちのほうではまずアンケート調査を取って、もっと困っている人がいないか、そこへまわれないかということ農協のほうにも言っていきたいなというふうに考えております。

それから一覧表については、ちょっと商工会とも今後詰めまして、なるべく不平等にならないように公募して、そういうことをやっているところがないかどうか把握した上で出すようなチラシの方策、一覧表の方策というのは考えていきたいと思っております。

それから、もう一つ、スーパー等が早く出店が決まれば、そういった発表をという、情報提供をというふうなことだと思いますが、先ほど申し上げましたとおり管財人のほうで、今、調整しておりますので、それは各県内のスーパーを訪問したときにも言われました。ですから、公には今のところできないというふうな状況でありましたが、そういった情報をつかみまして、発表できる段階であれば、どんどん情報提供はしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

今の問題で再々質問になりますが、簡単に。

一つは、午前中の質問に、たぶん答弁がなかったことなんですが、アンケート、ぜひ取るべきだと思いますが、いつごろ始めるのが明らかにしてほしいのと、これは窓口に行って、僕、提案したことがあるんですが、買い物バス、例えば市民バスの特別便みたいなものを何時何分に北杜の、あるいは須玉総合支所に集まってくれば、きららまで行く特別便が出ますよとか、そんなことが可能かどうか、法律的にも、もし分かればお願いしたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

志村議員の再々質問にお答えいたします。

アンケートなんですけども、今、中身を詰めております。具体的には、各行政区の区長、班長にその状況を教えてもらおうというふうな方式でやろうとしています。うちのほうで、ある程度、詰まってきましたから、商工会にもこのアンケートをしようと思うというふうな投げかけをして、最終的に決裁をとって決めたいと。できるだけ早くと考えております。

あと一つ、買い物バスについては、ちょっと私のほうからなかなか答弁できない問題でありますので、企画部のほうでよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

志村清議員の再々質問の中で、市民バスと買い物の連携はできるのかと。ちょっとここでは

詳細な情報は持ち合わせてはおりませんが、宮城県で実施している例でありますと、例えばバス、当然、冷蔵庫付きのバスということになりますので、当市においては、おそらくその変更が必要になってくるかと思えます。

それからそれぞれの手続きについては、ちょっと詳細が分かりませんが、いずれにしましても、今、担当でもやっているのはバスを乗り継げば、しっかりきらら等の施設に行けるということでもありますので、まずその情報提供をしっかりとやっているような状況であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

買い物バスは冷凍ではなくて、人を乗せていくものでそういう可能性がないかどうか、また検討していただければ、回答は後日で結構です。

残った時間で、2点目の生活を応援する問題、生活保護については市長から国民は平等にそういうことを受ける権利もあるという明確な答弁をいただいたので、ぜひそういう立場で指導援助をしてほしいと思えます。

国保の基金の問題で1つだけ。

基金が貯まっていて、その使い方各市町村の対応が違っているということで、葦崎の例を出しました。北杜と同じように基金をとりあえず使わないところもたくさんあります。大雑把に言えば基金というのは、納税者が、大雑把に言って申し訳ないんですが、納税者が苦勞して納めたお金が年々貯まってきている。また、市当局の苦勞のもとで貯められたものですから、これは統一化されるまでに、市民のためにまた還元するという考え方に立つべきだと私は思えます。最新の資料で、基金がどれだけあるのかということと、私はそういう、すでに役割を、大病が起きた、たくさん伝染病が流行ったときに、そういうときに使う、こういう役割は今度は県が持つわけですから、市が基金の管理をなんのためにしなければならぬというふうには今度解釈が変わる、それが私の理解なんですが、部長で結構ですから基金について位置付けがどう変わっていくのかということについての、市の見解を求めたいと思えます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

志村清議員の再質問にお答えいたします。

基金の残額の確認と基金の位置付けということだと思いますが、平成29年度末、今回、補正予算をお願いしたものも含めまして、平成29年度末現在の基金残高は今回、約7,400万円ほど積み増しをお願いしましたので5億1,290万8千円という数字になります。また、当初予算で税収不足を補うために5千万円は、一応、30年度に使う予定ということでございますので、それは一応、ご理解をいただきたいと思えます。

また、基金の位置付けでございますが、これはさっき志村議員がおっしゃるとおり、今回の制度改革によりまして市町村の持つ国民健康保険の財政調整基金につきましては、たしかに位置付けが変わっております。これは財政運営を市が行うということになりましたので、突発的

な医療費の増額等には、市は対応しなくてもいいという制度になりますので、ではなんのために基金を持っているのかというようなことになると思います。

ただ、税率につきましても毎年変えていくわけにもいきませんので、やはり税収不足を補う意味での基金というものの役割というのは、残るのかなということは考えております。

そんなようなことで、全体的な保有額につきましては、若干やはり見直しをする必要があるんだらうというふうに考えております。それにつきましては、午前中のほくと未来の質問にも答弁をさせていただいたとおり、旧制度の最終年であります今年の29年度、これを決算を打ちますといくらか余剰金が出るんだらうというふうに見込んでおりまして、これにつきましても基金のほうにまわるお金となるのかなということで、その結果、北杜とすれば何億円の基金を、これからどういうふうに処分という言い方もちょっとあれですけども、税負担を抑えるために使っていくのかなということでございますので、これはその数字を見ながら今後の税率改正、先ほど3方式への改正も必要と考えているという答弁もございましたので、そうしますと約1億円ほど資産割の部分が減収になりますので、これを、では所得割に全部背負わせるのかという議論も出てくると思いますし、そういうものの対応として基金をいくらか使って、なるべく税負担を抑えていくということも考えていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

再質問、最後ですが、ぜひ、基金の位置付けというか、役割の変更については答弁が、志村議員のおっしゃるとおりだと。なかなかそういう答弁、おっしゃるとおりという答弁を僕、もらったことがないんですが非常に一致されたと。しかも来年、余剰金も予想されるということで、そういうものにまわせる可能性があるという答弁です。3方式に変えると1億円減収ということは、払う人にとってみれば1億円楽になるということですから、ぜひそういう方向で、会計管理は当事者は大変なことだと思いますけども、ぜひそういう方向で努力をしてほしいということを述べて、答弁は結構です。終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で、志村清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水進君の関連質問を許します。

○15番議員（清水進君）

2点、お願いをいたします。市民生活を応援するという点で、国保税の関係ですが、今回の広域化によって協会けんぽ並みの保険料負担ということにするためには、国が1兆円の財源補助が必要だといわれていますが、実際には3,400億円ということで、その差額が結局、高い国保税をそのまま続けるということになっているんですね。全国の自治体の中では、一般会計からこの国保の特別会計に繰り入れを行って引き下げを行うことができます。ですので、先ほど言った基金を活用して、やはり国保税を今、下げるべきではないかということで、再度答弁をお願いいたします。

もう1点、生活保護がこの秋から削減されるということで、例えば生活保護は準要保護だとかすべて支援の基準となっている金額でありますので、現在、準要保護を受給されている方がこの生活保護費の変更によって切り捨てられるということがないのか、市の努力で、今、受けている方は引き続き、新年度は準要保護が受けられるという確証があるのかどうか、その点をもう一度、お願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

清水議員の関連質問にお答えいたします。

基金を使って下げるべきではというご質問だと思いますが、今年の、平成30年度の当初予算では、税収不足を補うために5千万円の基金を投入するという当初予算を組んでおりますので、法定外の繰り入れは基本的には考えておりませんので、基金を充てて税率を下げるというレベルの、今、状況ではないなというふうに、これは県内でも一番低い税率ということでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

清水進議員の関連質問にお答えをいたします。生活保護の関連でございます。

本年10月から保護基準の見直しの詳細につきましては、年度末に県のほうで説明会を開催されますので、その詳細につきましては、その場でまた確認をしたいと思っておりますが、世帯類型別に見ましても、今回の改定は、3級地につきましては、ほぼ、マイナス改定にはなっていないような状況でございますので、影響はないというふうに市としては、今の段階では考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月15日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 7時05分

平成 3 0 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 5 日

平成30年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成30年3月15日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

明政クラブ 相吉正一君

日程第2 一般質問

6番	清水敏行君
19番	保坂多枝子君
2番	池田恭務君
3番	秋山真一君
9番	齊藤功文君
13番	岡野 淳君
21番	内田俊彦君
15番	清水 進君

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(42人)

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	財政課長	植村武彦
地域課長	宮川勇人	防災調整監	花輪孝
税務課長	清水能行	健康増進課長	浅川辰江
福祉課長	八巻弥生	環境課長	中山和彦
観光課長	加藤郷志	農政課長	小澤章夫
商工・食農課長	小澤隆二	商工・食農課長補佐	平井ひろ江
まちづくり推進課長	植松宏夫	道路河川課長	坂本孝典
教育総務課長	加藤寿	学校給食課長	溝口健一
企画課行革担当リーダー	跡部秀之	企画課企画担当リーダー	土屋雅光

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	土屋裕
議会書記	清水市三
〃	進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、お願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお執行部、中山企画課長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

平成30年3月定例会にあたり、市民が身近に感じている問題について大きく5項目の質問をさせていただきます。

最初に、新年度予算の重点施策と課題について。

渡辺市長が就任して2年目を迎え、新年度予算が初めての本格的な予算編成だと思いましたが、市政の推進にあたり、重点施策としてどんな事業に積極的に取り組み、本市の重要課題の解決に向けて取り組んでいくのか、市長の考えを伺います。

1点目として、新年度予算の重点施策と市長が市政運営に目指すものは何か。

2点目として、少子高齢化が急速に進む中で、歳入歳出予算にどんな点に留意して予算編成をしたのか。

3点目として、市政の推進に当たり、市長の考えている本市の重要課題は何か。また、問題を解決していくために予算化した施策は何か。

4点目として、歳出の抑制（人件費、物件費、補助費、公債費）などに特に工夫した点は何か。

5点目として、合併特例債は5年間延長される予定ですが、今、通常国会で審議中ですが、今後どんな事業に充当を予定していくのか。

6点目として、病院事業特別会計の経営改善について、第3次市立病院改革プランによりますと、地域医療の安定的な提供と経営の改善、効率化を図るとしてはありますが、新年度の予算にどう反映をしているのか。また、2つの病院の診療の特徴などを生かした役割分担をどのように考えているのか。

次に、ふるさと納税の推進について伺います。

地方から魅力的な返礼品が届くことで知られているふるさと納税は、平成28年度は全国で

2,844億円と過去最高額を記録しました。ご存じのとおり、ふるさと納税は特定の地方自治体に対し行う寄附金のこと、集まった寄附金でまちづくりなどを行う制度であります。つまり地方創生、地域の活性化を目的としています。制度が創設されてから今年で10年目を迎えましたが、課題として高価な返礼品や換金性の高い返礼品による過熱競争など、本来の趣旨から乖離しているとの指摘があり、総務省が返礼品などを3割以下とするなど自粛を各自治体に通達したところです。

このように、現状のふるさと納税には賛否両論がありますが、ふるさと納税の人気はますます高まっています。そうした中で、本市のふるさと納税の現状と今後の取り組みについて伺います。

1点目ですが、ふるさと納税の現状と返礼品目数について。

2点目として、平成30年度のふるさと納税目標額とふるさと納税を推進するための新たな取り組みは考えているのかどうか。

3点目として、ふるさと納税額の全国の上位を目指す取り組みについて。

4点目として、ふるさと納税の過熱ぶりに対する危機感など、この制度に対して疑問の声もありますが、市の考えは。

次に、地域が抱える課題について伺います。

本市の多くの課題は急激な少子高齢化、人口減少に伴うものであります。とりわけ本市の高齢化率は35%を超え、要介護・要支援の人々や認知症など一人暮らしの高齢者世帯が急増しています。いまや行政だけでは限界があります。

このような状態だからこそ、お互いに支え合う地域づくりが急務であります。各地域においては、ほんの小さなボランティア活動や助け合いが求められています。

こうした状況の中で、地域においては、それぞれの団体体協や老人クラブなどで役員になる人がいなくなり、一部の地域では解散をせざるを得ない状況が出てきています。しかも昔から開催していたイベントなどを縮小したり、中止したりで住民の連帯感も薄れつつあります。

さらに行政区においては、未加入世帯の増加や若者の地域活動への参加が低調になり、その上、各種役員の選出に苦慮しているのが現状だと思います。今こそ人と人のつながり、絆を大切に、お互いが助け合っていかなければなりません。残念ながらそのような環境にないのが実態であります。

そこで、行政が今まで以上に各行政区（区長、班長）と連携して市民に何を求めたいのか、具体化する。市は各地域の現状をどう捉えているのでしょうか。地域の抱える課題解決に向け、各区の総会などの集まりに市の職員を派遣して、北杜市の現状を説明して住民の意識改革に少しでも役立てることが大事だと思いますが、見解を伺います。

次に、子どもたちの貧困問題について伺います。

先般、貧困問題に精通している社会活動家であります湯浅誠氏の講演を聞く機会がありました。その中で山梨県が昨年、子どもたちの貧困問題を調査したとお話がありました。確認したところ、山梨県教育委員会が昨年7月に調査を実施。対象者は小学校1年生の保護者、小学校5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒と保護者5,848人を選び調査、そのうち5,470人の回答を得たとのこと。

その中で利用したいと最も考えているのは、入学準備金サポート事業・奨学給付金事業で、貧困世帯の6割の方は「公的な支援の情報を学校からの便りで知りたい」と回答をしています。

国の調査によると全国では7人に1人ですが、県内では10人に1人が貧困とのことです。

一方、県内で独自に調査をしているのは、南アルプス市と忍野村だけで貧困に関する実態の把握が遅れている現状が明らかになりました。

そうした中、県内で15の市町村が調査を検討しているとのことです。忍野村では家庭訪問で調査を実施しています。昨今、大きな社会問題となっている子どもたちの貧困問題の解決に向けて、市独自で調査をする考えはないか伺います。

1点目ですが、山梨県が昨年調査した中で、本市の調査結果と調査で参考となった点は何か。また、市独自に学校や家庭訪問などを通して調査をする考えはあるかどうか。

2点目として、アンケート調査によると貧困世帯の多くは「公的な支援制度の情報を学校からの便りで知りたい」と回答していますが、本市の実態はどうか。

3点目、子どもたちの貧困対策の今後の取り組みについて、どう考えているのか伺います。最後に、事業用太陽光発電施設の諸問題について。

平成24年7月、再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始され、6年目を迎えています。以来、事業用太陽光発電施設の景観や地域の生活環境への悪影響を与えるケースや住民とのトラブルが多発する中で、ようやくFIT法が改正され、地域との共生を図ることが明確にされました。

また、従来の設備認定から事業認定に変更され、審査基準が厳しくなり、悪質な事業者は認定の取り消しの対象になるなど法の整備がされました。しかし、経済産業省のみなし認定からの移行手続きまでの事務処理や情報公開が大変遅れている中で、本市の対応について伺います。

1点目ですが、住民と事業者とのトラブルを抱えている全国の自治体において、太陽光発電施設の規制に関する条例の制定が進んでいます。先進地事例を精査した中で、市の条例化への対応はどのように考えているのか。

2点目として、FIT法の改正により、事業者や設置場所など広く市民に情報を公開することができるようになりましたが、市の情報公開の実態はどうなっているのでしょうか。

3点目として、経済産業省が公表した市内に設置された事業認定件数等は何件か。また、平成29年3月31日以降に認定を受けた、のみなし認定の状況はどうか。

以上で明政クラブの代表質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

新年度予算の重点施策と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新年度予算の重点施策と市政運営に目指すものについてであります。

平成30年度は、市民や地域、企業、行政が一体となり、同じ目標に向かって連携を図り、一生涯健康で幸せに暮らせるふるさと北杜を目指すため、「お宝いっぱい健幸北杜」を基礎に子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つを柱とした主要施策について重点的に取り組むことといたしました。

次に、少子高齢化が急速に進む中で、の予算編成の留意点についてであります。

少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少に伴う税収減など財政的な影響も懸念される問題であります。そこで予算編成に当たり、徹底した歳出の見直しによる財政の健全化を図り、持続可能な財政運営を確立するため、これまで以上に事業の成果や施策の優先度を厳しく精査することはもとより、財源と人的資源の重点的、効率的配分を行うなど創意と工夫を重ねた上で、北杜市総合戦略やハケ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく少子化対策、定住促進に関する施策については積極的に計上するよう留意したところであります。

次に、病院事業特別会計の経営改善・効率化と2つの病院の役割分担についてであります。

市では、昨年度、第3次北杜市立病院改革プランを策定し、経営の健全化・効率化に取り組んでおりますが、内科の医師不足や眼科医師の退職により、経営は厳しい状況にあります。

このような中、予算編成に当たり本改革プランの取り組みとして、塩川病院では、地域連携室および看護科を中心とする退院支援チームの活動強化により収益増加を、甲陽病院では常勤内科医師と社会福祉士の人件費を計上したところであります。

市立2病院の役割分担についてであります。現在、市立2病院は山梨県地域医療構想で過剰となっている、急性期病床と慢性期病床を有している一方、在宅復帰に向けた医療やりハビリテーション等が受けられる回復期病床がありません。

今後、高齢化が進む市の医療ニーズにふさわしい役割を果たしていくため、地域医療構想および本改革プランに基づき、病院ごとの病床機能の役割分担を検討することとしております。

その他につきましては、教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

子どもたちの貧困問題における、公的な支援制度の周知についてであります。

本市においては、学校にかかる公的な支援制度としての就学援助費については、学校を窓口周知や申請手続きを行っております。

なお、貧困対策全般にかかる公的な支援制度の周知については、児童生徒に配慮する必要があることから、慎重に対応する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

ふるさと納税の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ふるさと納税の現状と返礼品目数についてであります。

平成28年度の寄附件数は428件、1,365万9千円で、本年度、平成30年2月未までの寄附件数は340件、1,832万5千円であります。

また、返礼品については、北杜市産の米や野菜、酒類、乳製品などの特産品、25種類であります。

次に、ふるさと納税の目標額と新たな取り組みについてであります。

平成30年度の当初予算額は1,500万円を見込むもので、昨年度の当初予算と比較して200万円の増加であります。

また、新たな取り組みといたしましては、返礼品としてふさわしい商品を製造、販売する市内事業者からのご提案等をもとに、返礼品を充実させることで、寄附額の増加ならびに本市のPRに努めていくこととしております。

次に、全国上位を目指す取り組みや過熱ぶりに対する危機感など、市の考えについてであります。

ふるさと納税については、制度創設以来、本市に想いを寄せ応援していただいている皆さまに、ご寄附をいただき、大変感謝しているところであります。

寄附額の順位にかかわらず、自主財源を確保する仕組みとして大変有効であることから、引き続き、国の指導等を遵守する中で本市のPRと寄附者、寄附額の増加に努めてまいります。

次に、地域が抱える課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各地域の現状をどう捉えているかについてであります。

地域市民の意向を取りまとめ、行政と地域の連絡役となる行政区長の役割は、市にとって必要不可欠なものと考えております。しかしながら、人口減少、高齢化の進行等によりその役割を担うことが困難であるといった相談もあることは承知しております。

このことから、総合戦略に掲げる施策を推進し、人口減少を克服することで、行政区の地域コミュニティを確保し、併せて地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

また、市職員は、これまでも各地区の総会や各種イベント等に積極的に参加、出労しているものと承知しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

新年度予算の重点施策と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の重要課題と問題を解決していくために予算化した施策についてであります。

市民が健やかで幸せであり続けるためには、人と自然のつながり、人と社会のつながり、人と人とのつながりを大切にしながら、安心して生活できる健全な社会を後世に引き継いでいく必要があると考えており、まさにそれが市の重要課題であります。

そこで、今回の予算では、財政健全化に取り組む中で「お宝いっぱい健幸北杜」を基礎とし、子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つを柱とした施策を積極的に計上したところであります。

次に、歳出の抑制などに工夫した点についてであります。

人件費については、第3次定員適正化計画に基づく定員管理、物件費についてはシーリング設定による新陳代謝の促進と総額抑制、補助費については地域おこし協力隊の報償費や北の杜フードバレー協議会への負担金などに対する特別交付税や企業版ふるさと納税などによる財源確保、公債費については積極的な繰上償還による各年度の償還費の削減などの工夫を行ってお

ります。

次に、合併特例債が5年間延長された場合にどのような事業に充当を計画しているかについてであります。

これまで本市が要望してきた合併特例債の再延長について、いよいよ実現の可能性が高まってまいりました。5年間の延長が実現した場合には、公共施設等総合管理計画およびその個別計画に基づく統廃合や大規模改修として、例えば保育園整備などへの充当が想定されますが、当初からの起債上限額に変更はありませんので、残額が少なくなる中、これまで以上に必要性、緊急性、優先度などを精査していく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

子どもたちの貧困問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県の貧困調査で参考になった点と市独自の調査についてであります。

県で実施した子どもの生活アンケートの調査にかかる中間報告が、昨年11月28日に公表されました。その結果は質問ごとに単純集計され、県内の子どもの貧困率は10.6%で、希望する支援では無料の学習支援や文化・芸術・スポーツ鑑賞等の補助が高い割合を示しております。今後は、クロス集計等を行い最終報告されることとなっております。

市において独自の調査を実施する予定はありませんが、貧困世帯で求めている支援ニーズや公的な支援制度の情報の入手方法等、県の最終報告を参考に必要な支援を行ってまいります。

次に、貧困対策の今後の取り組みについてであります。

市では、県の調査結果を参考に、関係部局で構成する北杜市子どもの貧困対策連絡調整会議において、情報共有を行い、それぞれの分野の中で必要となる支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

事業用太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、条例化への対応についてであります。

現行法令において、すでにいくつかの法令があり、これらの法令に抵触しない範囲で、保護すべき法的な利益を条例の目的として定める必要があるなど、さまざまな課題があり、これらの課題をクリアしない限り、条例の実効性に疑問を残す恐れがあります。

市としては、検討委員会を設置し、現在、条例化を含めご議論いただいているところであり、引き続き太陽光発電設備を取り巻く環境や動向に注視しながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、市の情報公開の実態についてであります。

北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届け出については、事業者等の責務として緊急を要する事態に対応するよう表示を求めているなどの観点から、個人情報等に関する箇所を除き、届出台帳を閲覧に供しております。

また、北杜市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、本請求の対象となります。

次に、経済産業省が公表した認定件数とみなし認定の状況についてであります。

F I T法に基づき、先月28日に公表された本年1月31日時点の件数は1,747件となっております。

なお、旧法で認定を取得したみなし認定については、公表データが更新されておらず、認定失効や、認定取消しなどの状況を確認することができないことから、把握できておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再質問を5項目にわたってさせていただきます。

最初に、新年度予算の重点施策と課題についての再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、内科医師が不足とかというような答弁があったと思うんですが、今、甲陽病院においては内科のお医者さんが1人、定年で退職ということを知っていますが、補充はされているのかどうか。先ほど眼科医というような話もあったような気がするんですが、やはり病院の経営改善を図るには、お医者さんがいないとなかなか経営改善は図れないと思います。そうした対応について、改革プランの中でもあると思うんですが、今後どのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

そして2つの病院がありますので、それぞれの特徴を生かす、例えば外科は甲陽病院、内科は塩川病院とか、そんなような創意工夫もこれから必要ではないでしょうか。その点をお聞きします。

あと、もう1点、昨日の代表質問の中で本庁舎の関係で、現在、先送りというような、そんな感じに私は取れるんですが、今回、合併特例債が5年間延長されます。その中で、残りの合併特例債の額と本庁舎などの建設については、合併特例債を充当していく考えがあるか、この点についてお聞きします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

病院の関係で2点、ご質問いただきました。

1点につきましては、医師の確保という問題でございますが、塩川病院、甲陽病院の医師につきましては、それぞれ系列が違うということで、それぞれのルートを通じて、お願いをしていると。特に甲陽病院の内科医師につきましては、今の時点では、確定ではございませんが、

内科医の補充につきましては、なんとか目途が立ちそうというような状況ということで、当初予算に盛ったというような状況でございます。

また2点目の役割分担につきましては、当然、これは重要な問題だと考えておりますので、平成30年度から今後の2病院のあり方につきまして、本格的に検討を進めるという予定でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉正一議員の再質問、合併特例債の残りの額と、それから本庁舎へ充当する考えはあるかについてであります。合併特例債につきましては、当然、平成29年度決算など、それから平成30年度予算の数値を見なければ確たることは言えませんけれども、今、申し上げることができるのは約39億円余りというような状況になってございます。そして本庁への充当の考えは、これはございません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問ということで、今、市民部長のほうから答弁がありましたけれども、やっぱり病院の経営改善はお医者さんを確保することが、これはもう前からの最大の課題であります。やっぱりそこをきちとした中で、病院のいい特徴を出して、医療従事者等の確保をしていくことが大変大切だと思いますので、そのへんについてやっぱり、いつも医師の確保がちょっと厳しいような答弁がありますので、ぜひこれを解決に向けて一丸となって頑張っていたいただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

今、甲陽病院の医師、それから塩川病院の眼科についてでございますけれども、大変、院長とともに苦勞いたしまして、内科の医師2名は来ることになっております。予算を立てております。そして眼科につきましては、1名退職されましたので、今、甲斐市の田辺眼科の先生をお願いして時間に来ていただいているようにしております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

ありがとうございました。医師の確保ができたということで大変よかったですと思います。

次に、ふるさと納税の推進について再質問をさせていただきます。

今回のふるさと納税の推進についての、私の質問の趣旨はこれから財政が厳しくなる中で自主財源確保対策としてふるさと納税の推進に、積極的かつ計画的な取り組みを提案したいということで質問させていただきました。

私は、今回、県内の状況を調べました。県内は、今までは甲州市がワインでトップでした。でも、この前、市議会の議員研修に行ったときに富士吉田市の市長が富士吉田市は今まで何百万円単位だったのが平成28年、平成29年と努力した結果、16億円を超えるふるさと納税、そういう状況。また、隣の韮崎市では大村先生のノーベル賞受賞効果もあって、すごいふるさと納税が9千万円ぐらい、今年はなっているというようなこともお聞きしています。

そうした中で、北杜市も梨北米をはじめ、すごく特産品があります。そして先ほどの答弁だと品目数が25種類。これは、富士吉田市は200品目から400品目にして、そしてなおかつ返礼金額3割も維持しているということも聞いています。

そして、全国的には宮崎県の都農町という町ですが、人口1万人ですよ、約。平成28年度はふるさと納税が50億円。町の予算が56億円。同じくらいの予算になっています。なおかつ、佐賀県の上峰町、ふるさと納税が45億円。ここは人口が9千人余り。やはり2014年度の一般会計予算が約37億円が、2016年度は約85億円を超えているんですね。いろいろの議論もありますが、そういうこともあるので、やはり創意工夫して、ぜひ北杜市としても県内、努力して先ほどの答弁の中で1,800万円ぐらいとかお聞きしていますけども、努力は分かります。やっぱり体制づくりをしているんですね。調べた中で。例えば富士吉田市は、まちづくり戦略課の中でふるさと納税担当、10名で6名担当で、ふるさと納税に当たっているということです。そして、なぜ増えたかというのは、やはり職員だけではなくて、いろいろのふるさと商社とか、IT企業に委託した中で増えたということを知っていますので、ぜひそのへんについて研究して、努力して自主財源の確保に向けて頑張ってくださいと思います。このへんについて答弁を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉正一議員の再質問にお答えをいたします。

自主財源確保の対策のための積極的な取り組み、ふるさと納税ということでございます。

ふるさと納税につきましては、議員が言ったとおり平成29年の4月に総務大臣通知で返礼品については、おおむね3割以内ということで通達が出ております。これを受けまして、本市でも基本3割以内ということで、返礼品、現在25品目でございますけれども、設定してございます。これらにつきましては、現在もわれわれのほうでも、25品目に限って、それだけということではなく、提案があればそれぞれを受け入れていきたい。現在もグラノーラ、ヤマトイモ、イチゴなど農業生産法人等から利用できないかというお問い合わせを受けております。こういったものを積極的にうちのほうも取り込みながら、ふるさと納税の額の確保に努めてい

るところでございます。

まず、それには市の知名度のアップ、そういうことも必要でございますし、現在のふるさと納税は北杜市においても少なからずでございますけども、毎年、金額的には伸びているところでございます。今後もいろいろなアイデアを出して、積極的に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

今、総務部長のほうの答弁、毎年、職員の皆さんも努力して増えていることは分かっていますが、やはり創意工夫すれば、頑張っている町があるんですね。それも聞いたら、3割の中でやっているということで、返礼品も含めて。やはり品目がすごく増えています。200が400という富士吉田市の例もあります。そういうことを、北杜市も農業が基幹産業でありますし、そういう地産地消、そういう努力をちょっと、先進地を調査して研究して自主財源の確保に頑張ってもらいたいという提案です。よろしくお願いたします。答弁は結構です。

次に、3番目に地域が抱える課題について伺います。

地域が抱える課題については、もうすごく少子高齢化が進んで、私も含めて団塊の世代がまもなく後期高齢者を迎える時代になりました。そして地域においては今、導水路とか、例えば中山間直接交付金支払事業、また資源環境保全事業がありますけども、高齢化になってしまって地域が維持できない。限界集落になっている地域もあります。そこへ職員、すべて行政区の総会へ出るとは言っていない。そういう感じでやはり行政と市が協働、協力して、好適な関係で、予算も厳しい中で、そういうことの話し合いがあれば、要請があれば出て行ってほしい、そういう趣旨です。そういうことを、どうやってこれからいくか。これは課題だと思います。市長が幸せな明るい北杜、健幸北杜ということは、そこにつながるんです。大変難しい問題だと思いますが、やはり合併して13年経ち、なんか日町村のときに比べて遠くへ行ってしまった、そういう感があるんです。相談するにもしづらい感じになっていきますので、やはりそういうことに対して、どういうふうを考えるのか。高齢化で側溝の草刈りができない状況、どこかにお願するということがかなり前から聞いています。こうした問題、なかなか解決はできませんが、市と地域が共に汗をかいて、なんか知恵を出していかなければならない。具体的に、限界集落している現状に対して、どう対策を講じていくのか、真剣に考えていかなければならない時期を迎えていると思うんです。そうした意味で、これから行政区との関係、例えば委託、例えば高齢者がすごく増えてきてきます。団塊の世代が高齢者になれば、そういうのをやっぱり支え合えることを、やっぱり行政としても行政区長や地域委員会に呼びかけて、諮問したりしていい知恵を出していく、そんな時代になりつつありますので、そのへんについて考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉議員の再質問にお答えをしたいと思います。

地域の維持のための市の対策ということでございます。

本市は、市の職員、今、500人くらいいるわけでございますけども、基本的には各行政区のほうには積極的に参加していただいているという具合に、われわれも考えているところでございます。

地域が抱える諸課題の解決等をその中で提案したり、それは地区の一員として実施をしていっていただきたいという具合に考えているところでございます。

また、市の職員が区の総会等に出席することにつきましては、住民として大切な役割であると認識しておりますので、それらにつきましては、今後も推奨していきたいという具合に考えております。

なお、市の職員の派遣につきましては現在、個々の事業、市の実施している事業等につきましては、各区からの要請等に基づき担当職員が出席して説明することは、すでに行っているところでございます。

また、必要に応じて市民の方々を対象とする説明会など、こちらでお願いする場合などもございます。地区との情報共有を図りながらさまざまな行政課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問ということで、今、答弁がありましたけども、やはりこの問題、かなり難しい問題です。例えば各地域に地域委員会があります。そして行政の区長会も各地域8地区にあります。そういうところにやっぱり、諮問なり意見提案して知恵を絞る、そういうことからしていかないと、あと5年後、団塊の世代がみんな年寄りになって、本当に地域が崩壊する可能性がありますので、ぜひそのへんは提案して、よく揉んでいただきたいと思います。区長会、地域委員会に。そのへんについてのご答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

地域委員会、区長会との協力ということだと思います。

北杜市では各町に地域委員会を設置しております。地域委員会の中では、ご意見を市のほうに取りまとめるには、地域の意見を取りまとめて市のほうに提案することも中に位置づけられておりますけども、それらのことは現在も実施できる体制にはあろうかと思っております。区長会につきましても、当然、区からの要望事項などにつきましては、市のほうで受付をしているところでございます。これらのことにつきましては、市の職員につきましても各地区において、それぞれ活躍をしておりますので、その中で職員を使うということは十分にしていきたいと思っております。

今後も行政区、それから地域委員会とは当然協力しながらやっていくつもりでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に、子どもたちの貧困問題について。

先ほど答弁をいただきましたが、なんか前にも私、質問したんですが、検討するというような答えがありましたけども、今回ちょっと検討するとも言わないような答弁だったと認識していますが、先ほど言ったように忍野村では、学校を通して児童生徒の家庭訪問の折に先生が調査をしています。そうすれば経費をかけることなく保護者の生の声を聞くことができると思います。そういうことが大切。たしかに就学援助費、生活保護家庭とか把握はしていると思うんですが、今、経済はよくなったようですが、やっぱり厳しい。生活保護を受けたいが申請できない、我慢している方がかなり北杜市内にはいると思います。そういう人たちにやっぱり手を差し伸べる。行政が大きくなって、なかなか来られないと思うんです。例えば税金を滞納したり、そっちに行ってください、そういうことは言わないとは思いますが、そういう相談もわれわれ議員にも来ていますので、そういうこと。そして学校、教育委員会と福祉部の連携、やっぱり横の連携を深めて少しでも貧困家庭の子どもたち、学費の援助とかいろいろ、就学援助とかやっていますが、そういうことを、来て相談しやすいというか、そういうことがやっぱり先生が家庭訪問の折によく分かると思うんです。そういう努力をしていただきたい。そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

相吉正一議員の再質問にお答えをいたします。

実態調査をしっかりとやれというようなご質問だと思います。

個々に状況を把握し、個別の支援につなぐことは非常に重要だというふうに私どもも考えておりますが、調査の方法等によりましては貧困世帯等が特定され、差別を誘発することにもつながりかねません。また、本年度、県による調査を実施しておりますが、度重なる調査は学校、児童生徒、保護者にも負担になることから当面、今回の県の調査結果の中から支援ニーズ等を把握し、庁内会議等で対応できるかどうかも含めまして検討してまいりたいと考えております。

また、相談窓口につきましては、福祉のほうの困窮相談等につきまして、さらに周知を深めてまいりたいというふうに考えております。

また、教育委員会と福祉の連携でございますが、こちらのほうにつきましても庁内会議の中にそれぞれメンバーとして入っておりますので、意見交換をしながら対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、学校の教職員が調査にあたってというようなお話をいただいたわけですが、教職員の業務として適正の域を超える部分があってははいけませんし、また教職員自体、今、多忙化の部分も非常に騒がれております。慎重に対応していく必要があると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

最後に、事業用太陽光発電施設の諸問題について再質問をさせていただきます。

答弁いただいて、条例等はまだ厳しいし、検討会で検討しているから、そういうことも踏まえた中で検討するというような答弁だったと思います。

私はちょっと全国の条例等の制定状況を調べた結果、2017年、昨年5月31日現在ですが、自治体95団体のうち条例を制定して規制等をしている団体が28団体、市町村あります。そして皆さん、執行当局はご存じだと思いますが、兵庫県においては5千平方メートル以上の大規模な太陽光発電については、条例化しています。

そうした中で、本市は日照時間日本一とか、一番多く設置されていると私は思っていますけれども、そうした中で、先ほども1,747件、最近だと利用認定しているのがあるということを知っていますが、まだまだ未稼働物件が昨年の、平成29年3月のデータだと3,528件あると。そして今、経済産業省の公表が遅れていると。事務処理が遅れている。やっぱり、そこは市としても早く公表できるように要望してほしいし、条例化も踏まえて、そういうところをやっぱり検討して環境に、景観の素晴らしいところ、ふるさとでも、来たい、移住したいまち1位になっていますが、やっぱり太陽光の問題はかなり目立ってきて、帰っている人もいますので、そのへんについての条例等を検討して、全国市町村の。ぜひ、それをまた検討会議にでもそういうことを、どういう状態があるかもお知らせしてほしいし、このへん、ぜひ条例化はもう求められていると思います。もう平成24年7月以来、今年の7月で6年になってしまいます。ほとんど、設置されているのかなと。今後はあんまり設置がされないと思うので、ぜひそのへんも検討していただきたい。そのへんについての答弁を、もう一度伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、検討委員会において市の考えにとらわれず、条例化を含み、ご議論をいただいているというところでございます。検討委員会におきましても、条例化を前提としてのご議論ではないものと考えておりますけれども、現在、議論をいただいている最中ということでございます。まだ、提言には至っておりませんので、提言内容がどのようになる

かも、これからということでございます。また、先ほど言いましたように先進地事例等がございましたら、検討委員会のほうからご提案をいただいて、そうすれば先進事例の条例等も提示するような形には考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問で、今、国がFIT法の改正で、平成29年4月1日以降から設置場所等の情報公開、これは義務付けられました。そして先ほど答弁があったように、今、最新、1月31日現在1,747件、設置されていると。また、3,500件ぐらいが、未稼働物件が取り消しするのかどうか、まだ国の情報が遅れているからできないということでしたけども、やはり国に速やかに公表できるように、市のほうから要請していただきたい。

そしてもう1つ、今、国が情報公開されている1,747件、これの北杜市分をホームページで公開ができないか。国が情報公開を認めているので、北杜市分として市のホームページで公表できれば、この市民のこういう声に応えられると思うんです。そのへんについての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

公表データにつきましては、毎月月末に新規認定および、みなし認定の新制度移行手続きが完了した設備について公表されているところでございます。毎月データが更新され、これまで3回更新されております。この更新は毎月、更新されていくものと考えております。また、みなし認定案件の手続き、処理がいつ完了するのか分からないために、市全体の認定情報はつかめない状況でございます。

併せて、FIT法に基づく公表は国が実施しているものであり、市のデータではないことから、いわゆる先ほど議員がおっしゃった北杜市版のデータの作成公表は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で、相吉正一君の質問を終わります。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（中嶋新君）

それでは、再開いたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は8人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無会派 清水敏行君、15分。次に無会派 保坂多枝子君、15分。次に無会派 池田恭務君、15分。次に北杜クラブ、35分。次にともにあゆむ会、27分。次に公明党、13分。最後に日本共産党、12分となります。

なお申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしく願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告をいたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

議案を決議し前に進める役割、それが議員の仕事の1つでもあろうかと思えます。心眼を鍛えて、広く傾聴し、是々非々の判断をしていくことが大切と考えます。また、同時に人として日ごろの言動も大切と、そのような認識もしております。

3月は進路の決まる季節でもあります。本市の進路はどこなのか。声なき声を聞き、進んでいくことが大切と考えます。弁護士であり、また政治家でもあった斎藤隆夫氏は、このような言葉を残したといわれます。「政治家は一本のろうそくたるべし、一人ひとりに寄り添う政治、これこそが北杜市の市政だと考え、以下3月定例会一般質問を行います。

まず最初の1番目ですが、北杜市の将来像第2次北杜市総合計画と関連計画についてお伺いします。

1. 東京23区面積、また琵琶湖の大橋より広いほうの面積よりやや小さい本市。本市の大きさを視覚でイメージするために、面積を少し説明させていただきます。本市が約602平方キロメートル。東京23区が約626平方キロメートル。毎日のように天気予報に出てきます琵琶湖、これが約670平方キロメートル。広いほう、右の大きいほう、大橋より広いほうになりますが、これが約616平方キロメートルであります。東京23区や琵琶湖の広いほうで本市を視覚的にイメージできるのではないかと思います。いずれにしても広い面積の本市であります。

10年20年という括りで考えますとき、その広さを生かした施策、そんな視点も重要と考えます。本市の最上位計画であります第2次総合計画、その関連計画の中に北杜市まちづくり計画があります。平成20年度から、おおむね20年間を計画期間とし、本市の土地利用の方針を具体的に示した計画であります。10年が経過しようとする中、3つの拠点、これは市の資料によりますと、地域拠点、観光交流ふれあい拠点、産業拠点になります。それから3つのゾーン、これは森林保全ゾーン、里山保全ゾーン、田園集落ゾーンになります。それから3つの軸、これは都市連携軸、市民生活交流軸、それから広域観光交流軸の3つであります。そ

れを目標とする骨格構造への取り組みについて、ご質問します。

10年経過し、本市の考えるまちづくりの考え方は、どのようなものがございますか。計画の進捗状況は、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

また、国土交通省の推進する、みんなで進めるコンパクトなまちづくりという立地適正化計画があります。福祉や公共交通との連携、人の居住や生活サービス機能の集約に向け、公共施設適正配置等を行う文字どおりのコンパクトなまちづくり、これがキーワード、カギだと思えます。

そこでご質問します。

本市のまちづくり計画と立地適正化計画についての違いや考え方は、いかがでしょうか。

平成29年7月31日時点、県内で5市が具体的な取り組みをしております。本市のお考えは、いかがでしょうか。ご質問します。

次に2つ目になりますが、本市関連計画の中に第3次北杜市地域福祉計画、これは私は5年の計画だったかと思いますが、その中に行政が取り組むこととして、1. 移動販売等の買い物支援の促進、2. 交通弱者に対する移動支援の促進、3. 公共交通の整備等があります。すべて重要であります。近時、本市におきまして馴染み深いスーパーが閉店しました。地元住民、地域住民の買い物に支障をきたす事態となっております。買い物のため、まちづくりのため、従業員の雇用のために早期のスーパー誘致を市に強くお願いします。今回、1の移動販売等の買い物支援について、1点だけご質問をします。

不便な方への業者、これは移動販売とか宅配等の業者になりますが、その業者の情報提供はいかがでしょうか。

昨日、答弁をいただいた中で2社が全域をまわっている。農協もしているという話があったかと思えます。そして今後、行政区長、班長にアンケートをとというような話があったかと思えますが、そのようにしてまとまったあと、情報提供をしていくのかどうか、そのへんを含めてお示しをいただきたいと思えます。

次に3. 同じく本市の関連計画、北杜市公共施設等総合管理計画があります。昨年8月より市内8カ所におきまして、市民説明会が行われました。市内全施設数361、これらの施設を今後どのようにしていくのか、3つの課題があるとされます。1. 施設の老朽化の進行。2. 人口減少・人口構成の変化。3. 財政的制約の強まりの3つであります。公共施設のみならず、公共ということについて、市民一人ひとりがより考えていく時代になったのだと思えます。説明会、またアンケート調査もされたとのこと、そこでご質問します。

説明会で寄せられた主な意見は、どのようなものがありますか。

アンケート調査中、「改修が必要なこと」「知らなかった」38.3%。また「財政的な問題」「知らなかった」は実に82%とのことでございます。市民への理解は、まずこうしたところからだと思いますが、いかがでしょうか。

総務省の策定要請による、まちづくりという視点はこの中には入っているのだと思いますが、本市として将来を見据えたまちづくりと公共施設との関係性をもう少し出すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

説明会、アンケート調査を生かした今後の全体的な進め方はどのようなものがありますか、お尋ねをいたします。

次に、大きな項目の2になりますが本市の宣伝ステッカー作成と配布についてお伺いします。

これは、ある自治体の取り組み事例であります。自治体のキャッチフレーズを考え、ステッカーを作成、ゆるキャラを作り、PRに力を入れたとのこと。ステッカーを自動車に貼り、内外でPRしてくれるとのこと。本市にも、渡辺市長の掲げる「お宝いっぱい 健幸北杜」宣言があります。また「世界に誇る水の山 北杜市」もあります。「安全安心 日本の台所 北杜市」宣言もあります。こうした本市のキャッチフレーズに県外で、全国で出会えば何かうれしくなるのではないのでしょうか。移住者、定住者を増やすには百聞に一見に如かず、まず本市に来ていただくことではないのでしょうか。その1つの入り口になるかと思しますので、そこでご質問します。

1. 本市のマグネットキャッチフレーズステッカーを作り、区で希望を取り配布、本市の宣伝をご提案させていただきますが、いかがでしょうか。

最後に、大きな3つ目の項目になります。質問事項がちょっと長くて大変申し訳ございませんが、主要地方道須玉八ヶ岳公園線ループ橋東下熱見地区出入口拡幅改善工事について伺います。

国道141号線北進、北に向かっていきますと西川橋西詰交差点がありますが、それを左折、そうしますとそれが須玉八ヶ岳公園線になりまして、数百メートル進みますと左側に熱見地区方面への車両出入口があります。県道からの進入口は、本線の形状に沿っていないため、大型車両など出入口の縁石に乗り上げているのが実状です。

反対側、市道蔵原・村山西割線方面から進入する場合にも大型車両には極めて出にくい状況です。ともに幅員が狭く、計算上はともかく普通車でも狭さを実感します。交差点として出入車両の事故誘因要素が高い危険箇所と判断します。市道蔵原・村山西割線からの進入口は、一部ポールを削除、移動となりましたが、根本的な解決にはなっておりません。そこで、ご質問します。

1. 早急に本市による現状確認、同時に山梨県関係部局への本交差点の幅員などの改善を強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2. 乙坂と市道蔵原・村山西割線の交差点付近に設置されています案内看板についてであります。今となりますと旧道のような、もとのほうに設置されているために本線を西のほうに進んでくる場合、運転者に誤った情報を与えております。乙坂の本市移管のための工事前に、その移設を1同様に県に強く要望していただきたくと思いますが、いかがでしょうか。

以上、ご質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の将来像第2次北杜市総合計画と関連計画における、北杜市公共施設等総合管理計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、将来を見据えたまちづくりと公共施設との関係についてであります。

少子高齢化による人口減少や人口構成の変化に伴う、市税等の減少や扶助費等の増加による財政的制約の強まりなどから、公共施設を将来にわたって、維持管理していくことには、大きな課題があり、その公益性の有無、公的サービスの妥当性および道路網を含めた地域交通など

から、まちづくりの視点で多角的な分析・検討も必要であります。

このため、平成30年度から策定する個別計画では、新たな視点として、社会構造の変動による施設利用需要の変化に応じた総量の最適化を検討するとともに、PPPなど公民連携の考え方に基づく民間のノウハウ等の活用、また民間事業者との対話を通じた手法等への取り組みなども視野に進めてまいりたいと考えております。

次に、説明会、アンケート調査を生かした今後の全体的な進め方についてであります。

市民の生活に密接に関わる、公共施設等の最適配置に向けては、市民、利用者および関係団体等が、適切な情報を得ながら行政と協働していくことが不可欠であります。

今後とも市民との協働を視野に、市民説明会、市民ワークショップを開催しながら、公共施設等総合管理計画推進本部により、施設分類ごとの個別計画を策定してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の将来像第2次北杜市総合計画と関連計画における、北杜市公共施設等総合管理計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民説明会で寄せられた主な意見についてであります。

市民説明会は、公共施設等の将来のあり方について、昨年度策定した北杜市公共施設等総合管理計画に基づき、現状と課題および長期的な視点による基本的な方向性について、情報提供を行い市民の皆さまとともに考えることを目的とし、8つの地域ごとに開催しました。

説明会で寄せられた主なご意見等については、公共施設等の集約化は、多少の不便が伴ってもやむを得ない。目標数値など課題はあるが、市民と行政との話し合いと協力を密にして進める必要がある。公共施設の縮減は避けられないが、併せて交通の利便性を考慮する必要があるなど、再編、最適配置への理解あるご意見をいただきました。

一方では、子どもや孫の世代に負担を残したくない。説明会のみでの進め方に不安がある。合併から13年が経過している、取り組みが遅い。市民にかかる問題であり、市民が動かなければ解決しないなど、将来への不安や懸念、また合意形成方法等の提案など貴重なご意見をいただきました。

そのほか、個別施設のあり方に踏み込んだご意見等もいただきました。

次に、市民アンケートの結果で、施設改修の必要性や財政的な課題について理解が進んでいないことについてであります。

将来にわたる公共施設等のあり方の検討を進めるためには、適切な情報と目標を共有し、市民と協働して取り組むことが必要であると考えております。

このため、本年度当初から公共施設等総合管理計画の内容を簡潔にまとめた概要版等を市ホームページに掲載するとともに、市広報紙では、本年度4月号から4カ月にわたる特集を掲載してまいりました。

そのほか、8月から10月にかけて市内8地区での説明会を開催いたしました。また、最適な公共施設のあり方の検討を進めることを目的として、市民アンケートを行ったところであり

ます。このアンケートでは、公共施設にかかるコストや他市との比較などの情報提供資料を同封し、回答しやすいよう工夫をしたところであります。

しかしながら、公共施設の更新等の必要性や財政的課題への理解が少ないことから、アンケート調査結果を分析の上、平成30年度の進め方を慎重に検討し、理解がより深まるよう進めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の将来像第2次北杜市総合計画と関連計画における、第3次北杜市地域福祉計画の買い物に不便な方への移動販売の情報提供についてであります。

現在、移動販売車については、市内全域40地区を巡回する事業者と、5町を3コースで販売する事業者の2社が事業展開しております。また、宅配サービスについては4社が行っております。

情報提供については、事業者がチラシ配布や関連ホームページで紹介しておりますが、市に問い合わせがあった際には、北杜市商工会等とも連携する中で情報提供を行っております。

また、買い物など目的地までの公共交通の問い合わせに際しては、関係部局と連携して市民バスの路線や時刻等の情報を提供させていただいております。

次に、本市の宣伝ステッカー作成と配布についてであります。

本市では、「世界に誇る水の山」「お宝いっぱい健幸北杜」をはじめとする宣言を行い、観光振興や市政推進に向けての情報の発信を行っているところであります。

この宣言等については、市民の皆さま方に広く知っていただくことは勿論のこと、移住者や本市を希望する方々も含め、市内外に情報発信していただくことは重要であります。

これまでも、本市の名称等を紹介するラッピングバスや、市内運送業者の協力を得てのPRトラックなどの運行、観光パンフレットやふるさと親善大使を通じての情報発信をしておりますが、今後、ご提案のステッカー等の作成も含め、効果的なPRについて検討してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の将来像第2次北杜市総合計画と関連計画における、北杜市まちづくり計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、まちづくり計画の進捗状況等についてであります。

まちづくり計画は、8つの総合支所周辺を地域拠点と位置付け、地区の特性にふさわしい土地利用、農林環境の保全と営農環境の育成支援、良好な生活環境の形成、商工業・観光の振興と育成の4つの基本方針を掲げております。

この基本方針に基づき、それぞれの地域特性を生かしながら、まちづくりに取り組んできたところであります。

また、国土交通省が進めるコンパクトシティは、一極集中に限らず、本市のように合併により誕生した自治体では、中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場所在地周辺などの拠点も含めた多極型も提唱しているところであります。

今後も、市の実情に合ったまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、本市のまちづくり計画と立地適正計画における差異や市の考え方についてであります。

都市再生特別措置法では、立地適正化計画は都市計画区域内において策定するとされていることから、立地適正化計画策定に当たっては、都市計画法に基づく都市計画区域の指定を受ける必要があります。

本市においては、平成22年に策定したまちづくり計画策定の際に、都市計画の指定を検討してはりましたが、これまで形成してきた集落の維持継承に課題が生じるとの結論に至り、都市計画の指定を見送っております。

次に、主要地方道須玉八ヶ岳公園線ループ橋東下熱見地区出入口拡幅改善工事についてであります。

平成28年10月に開通した主要地方道須玉八ヶ岳公園線と市道蔵原・村山西割線との接続ですが、開通以降、地元の皆さまをはじめ、この場所を往来する方々から、以前より通りづらくなったとのご意見をいただいております。市でも県に対し何度か改善の要望を行ってきたところでもあります。

また、案内看板については、本市に移管する前に撤去することとなっております。

接続については、警察との交差点協議に基づき、基準に沿った施工をしたと伺っておりますが、通行上の安全性への配慮や道路の安全確保のため、案内看板の早期撤去も含め改善等について、継続して県へ要望してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君、再質問はありますか。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは、一番最初の1の ですね、再質問をさせていただきます。

このまちづくり計画で立地適正化計画という説明をいただきましたが、この企画課で出している施設立地の状況、行政施設や病院、診療所、商業施設などは8つの総合支所周辺に集積している傾向がみられ、多角的な町が形成されていますと、こういう文書があります。

先ほど、建設部長のご説明では周辺の多極型を進めて、そのような答弁があったかと思うんですが、そうした現状の8つの支所を中心にコンパクトなまちづくりを将来的に担う中で、そういうことが民間と一体で、例えば民間業者、土地を扱う方とか、多くの方の賛同をいただく中でももちろん大変な側面はあるということは重々承知するわけですが、あまりにも広いわけですので、そういう、今の支所単位で8つの、そういうコンパクトなまちづくり、そんなことを市の方針として重要と考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。  
赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

先ほど立地適正化計画という部分のことでございますけども、立地適正化計画制度は持続可能な財政、経済面での都市計画のために高齢者の生活環境、また子育て環境のため、地球環境のため、防災のため、限られた資源の集中利用によるコンパクト、そしてネットワークのために有効な制度であるとは考えております。しかしながら、本市まちづくり計画においては、8つの拠点地域を設けていることから、多極型は合致するものの、拠点のネットワークの構築、山間地域における居住地域の対応などを踏まえ、拠点地域への集約誘導にかかるインセンティブをどのように講じていくかなど、課題が多くあるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。  
清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

時間も限られていますので、関連、このあとでまた触れさせてもらいますので、次の項目をさせていただきます。

1の ですね。この なんですよけども・・・。

○議長（中嶋新君）

大きな項目の再々質問になります。今の質問は。

○6番議員（清水敏行君）

では再々質問ということでお聞きします。

この公共施設の最適配置をしていくことと、先ほどのお話しをさせていただいた8つの拠点ですね、そういう両方を整合して今後の北杜市を、そういうまちづくりと申しますか、そういう考え方はいかななものか、ここでも再度、お聞きしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

清水敏行議員の再々質問について、お答えいたします。

最適配置計画と、それから8つの拠点を大切にすると関連についてのご質問であろうかと思えます。

最適配置につきましては、まず私たちの任務として一番大事なものは、事実をしっかりと皆さんにお伝えするというところであろうと考えております。そのために、例えばセグメント分析といった手法ですとか、サンディングといった手法など、1つの施設あたりどのくらいのコストがかかり、それから利用者に対してどのくらいの税負担をしているのかということをも明らかにしつつ、議員ご指摘のようにこの市は広くて人口密度が小さいということでもありますし、ただ一方で8つの文化、集落が形成されたという大切なものもございまして、そうしたものを総合的に勘案しながら、私たちとしてはしっかり事実をお伝えしながら、市民ワークショップ、あ

るいはそういったところでの議論を進めるプロセス、手法を取りながら個別計画の策定などをつくっていきたい、そういう考えであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

残り時間は2分21秒です。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは大きな項目の2で、一言だけ再質問をさせていただきます。再質問といいますが、これは検討していただけるということですので、ぜひご検討いただければと思います。

大きい項目の3ということで、再質問をさせていただきます。

実際に、あそこの出入り口は、今、お話しをしましたところは支障をきたしております。そこで1つは、この実際、責任はどこにあるのかという話が個人的には思うわけですね。この不便さは、誰の責任によってこの不便が生じているのか。そこで1つは、強く、その2点、県のほうへ再度申し入れをしていただきたいという確認です。

それからもう1つ、こうした轍を踏まないために乙坂のB工区の工事が今後入ってくると思うんですけども、そういうときに、できれば区長さんとか、工事の全容といいますが、概要といいますが、こんなふうになりますよと、そういうことを事前に区長などに周知といいますが、説明をしていただければ、説明会といいますが、現地ですでいただければ住民との間にそうした齟齬といいますが、工事を巡ってのトラブルは回避できるのではないかなと。市と地域ではなくて、県と地域ですので、ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの出入口の関係のほうにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、改善策等につきまして県に要望していくとともに、先ほど議員のほうもおっしゃいました地域との連携をとということもございしますので、それを合わせて県のほうへ要望していきたいと考えています。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

3月定例議会において、2項目について質問いたします。

まず、除雪の迅速化を図ることについてお伺いいたします。

身を切るような冷たい風や底冷えがする寒さも和らぎ、春の兆しを感じられることとなりました。昨日、今日とまた一段と暖かい日になりました。今になるとこの質問は季節外れになってしまいました。3月に入って雪が降った日もあって、その日だったらよかったのにな、実感があるのになと思いつつ、質問に入らせていただきます。

今年は、全国では雪による大きな被害が発生しました。交通も遮断され、生活もできないような痛ましいニュースも入ってきました。本市でも何回か降雪がありましたが、幸いなことに雪も少なかったことや除雪が早く進み、積雪による被害や交通渋滞などのトラブルが少なかったように思います。

以前、大雪が降って陸の孤島となった経験を持つ本市では、その経験を生かし除雪機を整備し活用していますが、私道や農道など幹線から離れたところは、行政では手がまわらず地域住民に頼らなければどうにもならないことがあります。

市の除雪作業には遠方の業者にも作業を依頼していますが、地区内の住民に気軽に依頼できるような仕組みがあれば、もっと円滑に進むように思いますが見解を伺います。

1点目、除雪する基準と地区割りは、どのようになっていますか。

2点目、地域の除雪に対する補助は、どのようになっていますか。

次に、帝京短大保育科の移転について伺います。

帝京短大の保育科が北杜市から移転すると聞いています。本市の子育て支援策は、先進的な事例や取り組みがされている中、保育園の第2子無料化などにより、未満児の預け入れが増え、保育士の確保が重要な課題となっています。

以前、保育士不足をどう考えていますかと私の質問に、学校巡りをして理解を求め確保に努めていくとの答弁をいただいています。

今定例会の所信表明の中で県外の大学に通学する学生に対し、県外への流出の抑制効果を検証するために鉄道利用者に対し通学定期券の購入を助成する方針を打ち出しています。

過日の山梨日日新聞における報道では、県内で実施している他の自治体では、結果としてはあまり成果があがらず芳しくないような記事が出ていましたが、当初の予算に計上し、今回実施するわけです。

北杜市にとって人口減の緩和、人材の確保は喫緊の課題であることがうかがえます。こうしたことから今回の移転は、帝京短大の保育科であります。私立学校の運営上のこととはいえ、本市に拠点を置いて運営している、そしてしかも保育科が移転してしまうことは誠に残念です。移転に至る経緯と市ではどのように考え、どのように対応しているのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

19番、保坂多枝子議員の帝京学園短期大学保育科の移転についてのご質問にお答えいたします。

帝京学園短期大学は、昭和42年に小淵沢町に開学されました。設立当初から、大学内に付属幼稚園を設置し、地域に根ざした幼児教育の充実を図りながら、時代が要求する幼児教育者を全国の幼稚園、保育園、児童福祉施設等に輩出してきました。

しかしながら、18歳人口の減少や女性の4年制大学への志向が高まりを見せる中、年々入学者数が減少し、本年度の入学者は定員65人に対して53人となり、今後も減少が見込まれるとのことであります。

また、教育機関の多様化が進み、平成31年度から専門職大学専門職短期大学が創設されることにより、高校卒業後の進路の選択肢が広がり、入学者数の減少に拍車がかかることが推測されております。

このような中、さらに魅力ある短大へと進化するため、帝京科学大学をはじめグループ校との連携を視野に、平成32年度には山梨市にキャンパスを移転するとの説明を受けました。

今回のキャンパス移転計画については、市の保育施策や地域へ与える影響を考えると非常に残念ではありますが、移転後も小淵沢キャンパスについては、実習キャンパスとしての利用が検討されているとのことでありますので、引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

除雪の迅速化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、除雪の基準と地区割についてであります。

市の雪氷対策は、道路上の積雪が10センチメートルに達した時点で除雪作業を開始することになっております。

作業分担等については、あらかじめ指定した路線を北杜市建設安全協議会を中心に、機械の大きさや能力を考慮し、道路規格に応じた路線配分により、市民の安全確保のため、除雪の迅速化に努めているところであります。

次に、地域の除雪に対する補助についてであります。

通常の除雪業務については、北杜市雪氷対策に基づく除雪体制により実施しております。市が除雪を行う路線は、主要となる幹線や集落間を連絡する路線等であり、集落内の幅員の狭い市道・農道や法定外道路、歩道などについては、各行政区に貸与している除雪機を活用するなど、保護者や地域の皆さまのご協力をいただいているところであります。

除雪作業に対する補助金等の制度はありませんが、各行政区に融雪剤を配布するなど、地域の安全確保に努めているところであります。

なお、平成26年の大雪の際には、非常体制として除雪にご協力いただいた方へ補助を行った経緯もありますが、市民と行政の協働、地域での自助・共助として、市民の皆さまのご理解とご協力をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

まず、除雪について伺います。

先ほどの答弁の中で、あらかじめ指定した路線を北杜市建設安全協会を中心に除雪を行っているとの答弁でしたが、市外からの業者や、それから地域に遠いところに拠点のある業者が除雪することがあります。こうした場合、現地に行くまでに非常に時間がかかったり、また降雪が多い場合、非常に雪が降ったような場合には、北杜市に来られないというような状況もあり、現地に着くまでに非常に困難をきたしたということがございました。担当路線を近くの業者に依頼して、迅速化を図るといような点での考慮はなされているでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

除雪等ということでございます。除雪業務につきましては、各地域の地元業者を最優先に路線の編成を行っているところでございます。路線の延長の長短や機械の能力により作業時間等に差が生じているところでもあります。地域においては、地元には業者がない地域もあるため、隣の地域の業者、あるいは市外業者に応援をお願いせざるを得ない状況にもあります。

今後も地元業者を中心に機械の能力を考慮した作業エリアの設定や、路線編成の工夫を行い市民の安全確保のために作業の迅速化に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

では、再々質問をいたします。

今のところ、地域の業者を優先にということだと、非常に早く雪かきができるということですので、ぜひそのことは進めていただきたいと思います。

再々質問なんです、地域の除雪には市から貸与された除雪機があります。その除雪作業に対する補助は、先ほどないというご答弁でした。いざ、地域で除雪する場合、頼みたくても誰に頼めばいいかということがあります。非常に困るということがございまして、自助・共助とは申しまして、集落では高齢化をしているところもございまして、ボランティアでは頼みにくいという状況もあります。技術的にも体力的にも誰でもよいと、誰に頼んでもよいというわけではなく、また地域の役職を持った方という括りもできかねます。除雪に協力していただいた方に対する補助という制度があると、うまく機能していくのではないかと思います。融雪剤を配布してということもございしますが、実際に降ったときには、なかなか融雪剤というものでは賅いきれない部分もありますので、その点についてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。  
赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

除雪機の補助というようなことでございますけども、通常の除雪につきましては、うちのほうで雪氷対策に基づきまして、作業の安全を第一に考えまして、業者による対応を取ってございます。先ほど言いましたように、幅員が狭いとか農道等につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、地元での自助・共助ということで、ご協力をいただければと思っております。以上です。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

地域で除雪機を使用した場合の補助制度の考え方でございます。

平成26年2月の大雪を受けまして、降雪時における速やかな地域機能の確保および維持に資するため、行政区、それから公共施設、小学校に182台の小型除雪機を貸与しております。近所同士の相互の応援をし、住民との共同による除雪活動の推進を図っているところでございまして、小型除雪機の貸出事業実施要綱第8条にも規定しておりますけども、貸出期間中における除雪機に関する一切の費用については、行政区となっておりますので、現在のところ補助金の制度はありません。ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。  
保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

では、2項目めの短大の移転についてお伺いします。

今の除雪機の間もちょっと触れますが、なるべく地域の方が活動して、やりやすいようお願いをしたいと思います。

では2点目の短大移転についてですが、この出生率も低下しまして子どもの数が減って、また入学者が少なくなると学校経営も厳しくなるわけで、また都会に近い山梨市に移転をして、さらに魅力のある学校にしたいというふうにお話があった。そういう方針は十分理解ができませんが、北杜市といたしましても、私たちといたしましても、非常に残念なことであります。移転が決定される前に、市として何か対応されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。  
織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

帝京短期大学が移転を決定する前に、市として何か対応をしたかというようなご質問でございます。

帝京学園短期大学とは、これまで保育従事者の輩出とともに保育実習生の受け入れ、保育園児の文化祭への参加、また加えまして子ども・子育て会議や障害者計画策定委員として大学の教授に協力をいただくなど、さまざまな場面において連携を図ってまいりました。また、昨年、キャンパス移転の話を伺う前になりますが、民間活力導入を含め、保育運営の多様化についても互いに何か連携が図れないかというような、お話もさせていただいた経過もございます。

その後、全国的に短期大学入学者が減少して、運営上の理由からキャンパスの移転を計画しているというようなお話を伺い、大変驚いたところでございます。しかしながら、大学を取り巻く社会情勢の変化やさまざまな背景等を踏まえた中で、大学が決定したことでございますので、市としましては、これ以上働きかけは難しいのではないかというような判断をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

では、再々質問をさせていただきます。

今、福祉部長のご答弁から市としても努力をしていただいたということを伺いました。学校のことで、そこまではできないというふうになんか、思っているところなんです。このキャンパスが移転後も利用されるというような検討もされているというようなお話でした。これは本当に市にとっても貴重な存在であります。何度も何度も繰り返すようですが、非常に大事な施設というか、大事なことでございましたので、また移転してからあとの市との連携はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。今まではいろいろと受け入れたとか、連携を図ってきたというご答弁をいただいたんですが、その移転をしたあとも市としてはどんな連携を考えていらっしゃるのでしょうか。もし具体的なことがあれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えをいたします。

キャンパス移転後の市との連携、具体的に分かればというようなご質問でございますが、今現在、まだ詳細に具体的には分からないところでございますが、聞き及んだ範囲でございます。校舎の活用につきましては、今後、帝京科学大学との協議も踏まえた中で決定していくというふうなことでございますが、大学の一部がサテライト校舎ということで利用をされていくということも検討されているようでございますので、従来どおり引き続き保育実習生の受け入れや園児との交流、また学校内にございますプレイパーク等の活用につきましても、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで19番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番議員、池田恭務君の質問を許可いたします。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

今定例会におきまして、私からは3点ほど一般質問をさせていただきます。

まず1点目です。給食センター統合後の市長のお考えについて伺います。

昨年末から年明けにかけて、武川給食センターが廃止され、南給食センターに統合するにあたり、保護者の皆さまを中心とした皆さまへの説明会、試食会、そしてセンターの見学などが実施されました。試食後は子どもたちも含め、保護者へのアンケートも実施されました。

私も一保護者として試食をさせていただきましたが、アンケートの結果を見るとメインの料理が適温ではないという意見が多く出ていたというふうに思います。学校から離れたセンターから持ってくるにあたり、お米と汁物は保温性能のある容器を使っており、適温であったというふうに思いますが、メイン料理の容器が保温性能がないため適温とはいえず、試食の際には肉料理の油が白く固まっているとの指摘が多数出ていたというふうに思います。ちなみに、味については、とても私はおいしかったというふうに感じております。

この容器につきましては、試食会の際に直接懸念の声が保護者からあがり、担当課長からは、南給食センターへの統合までに交換する旨の説明をいただきました。それを聞いた保護者の皆さんは、非常に安心された反面、すでにセンターに統合された小中学校の子どもたちは大丈夫なのかと、やや複雑な様子であったというふうに私は思っています。しかしながら、後日の説明会ではこの容器の件は撤回されました。これは、耐用年数や予算が絡むといったことで、その説明に理解できる部分もあるわけですが、残念ながら保護者の皆さまの不信感の原因になったようであります。

今回の試食会で保護者から指摘を受ける前に、なぜセンター化して今日まで10年ほどの間に料理の温度が適切でないことが把握できなかったのか。なぜ、アンケートなど課題把握や解決に向けた取り組みをしてこなかったのかという市、また教育委員会の給食に対する姿勢への不信感とも言えそうです。

また、なぜ自校式ではなくセンター方式になったのかという保護者からの質問に対して回答ができず、宿題として持ち帰って再度開催した2回目の説明会でもまた答えられずという流れのあと、3回目の説明会でやっと数値を用いて説明いただいたわけですが、残念ながらこの点でも教育委員会への不信感となってしまったように、私には見えております。

今後に向けた考えとして、大変前向きな説明もあったわけですが、このような背景から本当に取り組んでいただけるのか不安であるというお答えを大変多く頂戴しましたので、信頼を取

り戻していただくためにも行政トップである市長へ以下、伺いたいと思います。

1点目です。今後は定期的にアンケートを実施する旨の説明があったというふうな理解をしておりますが、その考えに変わりはないか。最低でも毎年一度は実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。毎日子どもたちの給食のことですから、武川小中学校のみならず他の小中学校の分も、すぐにでも保温性のある容器に変えるべきと考えますがいかがでしょうか伺います。

大きく2点目です。通学補助の現状について、市長のお考えを伺います。

平成29年第2回定例会でも一般質問させていただきましたが、市内小中学生の通学補助の問題について、新年度が間近なので、その後の状況について質問をいたします。

以前、質問した際は、明野において規則・規程とは異なる、すなわち市内の他の小中学校とは異なる補助のされ方がなされているように見え、いかななものかということで質問しました。保護者の方々にお話を伺うと、これまでに意向調査などはなく、補助が受けられることを知らなかったといったお話を耳にしています。この定例会のあと、教育委員会からの動きということではなく、保護者の皆さままで動かれて、他の小中学校と同様の補助が受けられるような要望があがったとも耳にしております。

子どもたち、そして子育て世代を大変大切に思われ、支援に力を入れていらっしゃる市長ですから、こういった状況をどう見るか、以下質問をいたします。

1点目です。この件が市内で話題となったこともあり、他の小学校の保護者からもこのような補助があることを知らなかったとのお声をいただいております。小中学校の保護者に対し、これまでどのように通学補助の詳細について説明をしてきたのか伺います。

2点目です。説明が仮に適切でなかったとした場合、通学補助の存在を知らなかったご家庭によっては、年間数万円、小中学校に通う9年間合計で数十万円の補助が、自らが希望したわけではなく、受けられなかったこととなります。これについては、どのように考えますでしょうか。

大きく3点目になります。シェアリングエコノミーについての市長のお考えということで伺いたいと思います。

昨今、シェアリングエコノミーについての報道のない日がないほど注目を集めています。日本のみならず世界中で起こっている大きな流れであり、北杜市においてもその流れに対するスタンス次第で、市の将来像も変わってくる可能性があります。

住宅宿泊事業法（民泊新法）が6月に施行されるにあたり、インバウンドなど観光振興に大変有効との声がある一方で懸念の声も同時にあると理解しております。報道などを見ても、観光地などを含め先進的な自治体では新たな法律に合わせて条例が制定され始めているとの理解です。

また、交通弱者対策になると期待されているUberについては、京都府京丹後市の一部地域で実験的に活用されており、課題はありつつも新たな選択肢として期待を集めているとの理解です。

これら取り組みは、メリットもデメリットも想定される選択肢ではあります。市民や事業者へ影響がある可能性もありますので、市長にお考えを伺いたいと思います。

まず1点目です。制度上、当市で条例制定が可能か選択肢となるのかということも含めてですが、民泊について市長はどのように考え、取り組んでいくお考えをお持ちでしょうか。空き

家対策や別荘の活用など、市民や事業者はこれらの事業戦略を検討するにあたり、市長のお考え、姿勢を参考にしたいと思いますので、確認をいたします。

2点目です。京丹後市は、多くの点で北杜市と似ているようにも見えます。当市においては、公共交通を検討するにあたり、まだ規制がある中ではありますが、Uberなどの新しい技術の活用も選択肢の1つとなり得るのではないかということから、市長の同技術に対するお考えを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

2番、池田恭務議員のシェアリングエコノミーにおけるUberなどの活用についてのご質問にお答えいたします。

公共交通分野へのシェアリングエコノミーの活用にあたっては、地域の民間タクシー事業者の有無や定められている法制面、事故やトラブルなどへの補償対応などを含め、一つひとつ検討する必要があります。

本年度、策定を進めている北杜市地域公共交通網形成計画では、先進的な手法や技術の導入検討を施策として、自治体等の好事例の研究なども行うこととなっております。

平成30年度は北杜市地域公共交通活性化協議会を中心として、形成計画の具体化に向け、協議を進めることとしております。

その他につきましては、教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

2番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会は、独立しました執行機関であります。いただいたご質問につきましては、教育委員会の業務として執行しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

給食センターの統合後の考えについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、アンケートを実施する考えについてであります。

給食センターや調理場においては、現在、栄養士等が学校と連携して、新入児童の保護者へ試食会を実施し、保護者の方々から意見を伺う機会を設けております。また、給食センターごとに違いはありますが、子どもたちからの意見を反映した献立によるリクエスト給食などの実施もされているところであります。

本市では、適切な栄養摂取、望ましい食習慣を養うことなどを目標に、地域の食材を活用した地産地消の取り組みや、安全・安心で子どもたちに楽しみにしてもらえる学校給食に取り組んでおりますが、引き続き、子どもたちの意見が反映できるよう、アンケートの実施についても検討してまいります。

次に、保温性のある容器への変更についてであります。

現在、市内の給食センターでは、副食であるおかずなどを入れる容器につきましては、常温

の容器を使用しております。

保温性のある容器への変更については、県内市町村の状況も確認しながら、北杜市立学校給食調理場運営委員会で協議してまいります。

次に、通学補助の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保護者に対する説明についてであります。

本市の通学補助金は、通学のための交通機関の利用に要する経費に対し、交付しているものであり、通学距離が片道4キロメートル以上の学校ごとに定められた区域内の児童生徒であって、スクールバスを利用できない児童生徒が対象となっております。

周知については、市ホームページにも通学補助金交付規程を掲載しているほか、学校が通学状況等により交付対象者となる児童生徒の保護者に対し、補助金の内容と申請方法等についてお知らせをしております。

次に、通学補助の存在を知らなかった家庭への対応についてであります。

通学補助金の交付対象者となる児童生徒については、学校が通学状況等を把握した上で、学校における安全な通学形態等とも照らしながら周知や指導を行っているところであります。

引き続き学校との連携により、児童生徒の通学支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

2番、池田恭務議員のシェアリングエコノミーにおける、民泊についてのご質問にお答えいたします。

多様化する宿泊ニーズ等を踏まえ、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、違法民泊への対応のため、昨年6月に住宅宿泊事業法が公布されました。

同法では、宿泊事業者の知事への届け出、年間提供日数の上限設定などが定められているほか、都道府県や政令市、中核市、東京23区においては、条例により区域や日数を制限できることとなっております。

市としては、低額な民泊により宿泊の選択肢が増えることは、ホテル等の宿泊に飽き足りない新たな観光客などの取り込みについてもつながる可能性がある一方、周辺に配慮した民泊のあり方については、十分検討することが必要であると考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

それでは1点目の給食センターの関連で、再質問をまずさせていただきます。

ご答弁で、アンケートを実施されるというふうに私は捉えたわけなんですけど、まずその確認と、あとアンケートの結果については、これはぜひ広く公開していただきたいというふうに思

うんですが、いかがでしょうかというのがまず1点目です。

2点目としまして、容器についてはいろいろと検討事項があるということであったかと思えます。一方で先日、1クラス当たり約370万円のエアコンですとかというようなことで、それは検討の結果、少し下がってきたという理解ではありますが、そういったものがあつたりもする中で、毎日の食事に対するものですから、しかも費用としてもエアコンなんかと比べるときつと安いだろうというものが市民の感覚としてはあるわけですね。そういった中で、優先順位が高められないのかというようなお声をいただいております。

そういった観点からも改めて、先ほど必要な手続きといいますが、検討する場所があるということだったと思うんですが、そこに対して市としても強く保温性の容器にしていくなだということをお求めていくというか、問題提起していくというか、そういった姿勢で臨んでくれるというようなご回答がいただけないかと思えます。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田議員の再質問にお答えいたします。

学校給食センターの統合後の対応で、1点目としましてアンケートの実施、それからそれにかかる公表について、ご質問をいただきました。

アンケートの実施につきましては、先ほど教育長答弁のとおり実施に向けて検討するとともに、すでに取り組んでいることもございますので、そういったことも含めながら実施してまいりたいと考えております。

それから公表についてでございますが、アンケートの内容も含め、学校の保護者に対してこんな意見があったというようなことは、公表していくことを検討してまいりたいと考えております。

次に2つ目の食缶の更新は、最優先すべきではないかというご質問であったかと思えます。

これにつきましては、説明会の折に保護者の方からも要望が出ていたと捉えているところがございます。説明会の折に、説明の中で話が違ったような部分もあって失礼をした点もあるのかなと捉えているところがございますが、この食缶については慎重に検討すべき部分がございます。まずは食缶、当然使用したあと洗浄をしたり、それから殺菌をしたりとかということで、保管、殺菌するための保管庫を必要としてまいります。こういったものが給食センターの中に、スペースとして取れるのかというような課題も出てきますので、単に食缶を購入すればいいというだけではございませんので、しっかりそうしたことも検討しながら先ほど教育長答弁にあったとおり、調理場運営委員会の中でご議論いただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。アンケートを実施していただけるということと、思いとしては保温性のある食缶でと。とはいえ、いろんな制約もあるのでということだったかと思います。ぜひ毎日のことですし、私もグルメではないのであれですけども、給食自体はとても僕はおいしいと思いました。ぜひ、そのおいしさが最大限引き出せるような給食になっていけばいいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

2点目の通学補助の件について、再質問をいたします。

私も一方から聞いただけであるという状態ではありますが、説明についてはやはりなかなか保護者の皆さまには伝わり切っていないなというのが印象です。例えば私が聞いた一例ですと、明野で言えば1、2年生と3年生以上で補助の内容が違うということではあるんですが、お子さんたちが1、2年生にもいらっしゃって、高学年にもいらっしゃってというようなケースで、ぜひ高学年の子もバスに乗せてもらえないかといったような、そういった相談を以前、したことがあるけども、そういったことが採用されなかったという意見も実は聞いていたりもします。ただ、一方から聞いている話なので、実際どうだったのかということまでは改めて、また確認をしていきたいところなんですけど、そういった意見が正しいとすれば、やはり説明方法、何か改善していかないといけないんじゃないかというふうに思います。

そして、先ほど学校から補助の対象となる子には説明がいつているというような説明があったわけですけども、それも明野のケースで言えば先ほどの1、2年生にはいつているけども、それより上の子にはいつていない。すなわち今の補助の仕組みの中で対象となる、今の現場での運用の中で対象となる子にはいつているというようなお話かと思います。私はそうではなくて、そもそも規則、規程に書いてあるものが、これは平等に子どもたちが受けられる私は補助だと思しますので、まず何が補助なのかということと、その中で自分のお子さんたち、あるいは子どもたちはどれに該当するのかということのをまずしっかりと認識していただいた上で、選択する、しないというのはあるとは思いますが、そういうアプローチを私は取るべきだというふうに思います。なので、説明方法をより充実していくというお考えはないでしょうかというの、まず1点目です。

2点目です。これもなかなか制度上、難しいところはあるのかもしれないんですが、例えば保険金の支払いとか間違いがあった場合というのは、遡ってお支払いをするというのが世の中の常識的な、私は対応だと思います。これはもしという前提付きではあるんですが、通学補助についても等しく平等に納税していた保護者の皆さまからすると、遡って補助してほしいというようなことが市民感覚だというふうに思うわけです。こちらについては、なかなか難しいところがあるんだとは思いますが、どのようにお考えか伺えればと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田議員の再質問にお答えします。

2つ目の項目の通学補助についてのご質問であります。

まず1点目でございます。説明方法についての改善ができないかということでございます。

先ほど、教育長答弁の中でも触れてはいますが、学校の通学につきましては、特に小学校におきましては、安全な通学という部分もあって、学校の中で集団の登下校というようなことにも取り組んでいるのが事実でございます。学校では子どもたちの通学の状況というものを把握しながら、学校の通学方法というものに照らしながら指導をさせていただいていると。その中で、徒歩で通学するのが困難、もしくはスクールバスがない、そういった条件の中で通学補助金を取り扱わせていただいておりますので、そうした中でしっかり説明をさせていただいていると捉えております。引き続き、同じような対応をしていくべきだというふうに考えております。それぞれの通学という部分に矛先を向けてしまいますと、学校の集団活動にも支障をきたす恐れもありますので、これは慎重に考えていく必要があると思っております。

それから2つ目の質問でございます。補助金を遡及して支払うことはできないかというご質問かと思えます。

私どもとしましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、1項目めと同じ内容になりますけれども、そうした経過の中で補助金を必要な方にはお知らせをしたり、またスクールバスの乗降というものを認めたり、市民バスへのフリーパス券を支給したりとか、しております。

そうした中で、学校を介して理解がされた中で、その補助をこれまで受けていただいたというふうに、支援を含めてですね、理解いただいているというふうに捉えておりますので、理解をいただいた中で補助金の交付金ということの経過を踏まえれば、補助金の性質も踏まえまして遡及するようなことは考えてございません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

池田恭務君。残り時間1分です。

○2番議員（池田恭務君）

再々質問させていただきます。

今のご説明、理解できるところもあるわけなんですけど、この通学補助というのは、保護者が規則、規程に沿って希望をしても、規則、規程に合致していても補助されないということがあつた。そのように捉えたんですけども、そういうことでよろしいんでしょうか。その場合は誰がそれを判断するのか、ジャッジするのか、そこを再度教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田議員の通学補助に関する再々質問にお答えいたします。

補助金の交付要綱、スクールバスの運用規程がある中で、保護者が選択できるような要素はないのかというご質問でよろしいでしょうか。学校の通学に係るスクールバスの規程であつた、補助金の要綱であつた、一定の要件につきましては、しっかりと規程の中で定めさせていただいておりますし、また補助金の交付要綱の中でも定めさせていただいているというふうに捉えております。

こうした中で、スクールバスについては、乗降できるエリア、地区であつたり、それから市

民バスのフリーパス券についても対象になる地区、エリアを規定しているのが基本だというふうに考えてございます。これに当てはまらないような事例が出た場合については、先ほど申し上げたとおり学校からの紹介も受けたり、学校から保護者の方にお話しをしたりする中で、教育委員会も相談に乗らせていただいていると。補助金であれ、通学の支援という部分のご相談に応じていると考えてございます。引き続き、そういった対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

池田恭務君。残り25秒です。

○2番議員（池田恭務君）

正直な感想としては、子どもに寄り添っているのかなというのは、私はちょっと疑問に感じたところではありますが、これは引き続き、時間もないのでまたやっていきたいと思えます。

すみません、最後ちょっと質問しようと思ったんですが、時間がないのですみません、これで終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

はじめに、ふれあい支援農道について。

平成29年3月および9月定例会において、私がふれあい支援農道について質問しましたが、その後の状況について今回も質問させていただきます。

この道路が開通することにより国道141号線と七里岩ラインがつながり、須玉・小淵沢間の交通がスムーズになることや中央自動車長坂インターチェンジ前の交通渋滞の解消など、北杜市の交通環境の向上につながる重要な道路と考えます。

しかし、全面開通を目前に控えているふれあい支援農道ですが、部分開通していたはずの甲陵高校南交差点より北杜サイト西交差点間が2月初旬、急に通行止めとなってしまいました。現地の状況を確認しましたが、路面は大きく波打ち、至るところにひび割れが入っていました。老朽化した道路ならまだしも全面開通もしていない新しい道路で、この状況は理解に苦しみます。原因究明や再発防止に向けた対応策などは、検証・実行されているのでしょうか。

また、他の箇所でも道路が破損し、減速を余儀なくされる場所や冬場の凍結がいつまでも解消できない場所も見受けられます。このような状態では、安心して安全に利用することは難しいと考えます。市民の多くが車を移動手段としている中で、運転者の高齢化や車の性能向上に頼った運転技術の低下など、交通情勢は日々変化しています。公共交通機関が限定されている北杜市において、道路環境整備は最重要課題の1つと考えます。

以上の点を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

開通時期が今年3月から7月に延長されましたが、その後予定どおりに工事は進んでいるでしょうか。

今回、通行止めになった箇所はどのような状態でしょうか。

原因の解析は行っているでしょうか。

設計内容・施工状況に不備はなかったのでしょうか。

改善・補修など復旧作業の内容および行程は、どのようになっているのでしょうか。

復旧作業の費用はどこが負担するのでしょうか。

他の箇所での改善方法などは検討・実行されているのでしょうか。

今まで以上に交通量が増えると推定されますが、信号・横断歩道など歩行者への配慮は、万全を期しているでしょうか。

改めて開通日はいつでしょうか。

次に、小学校エアコン整備について。

前回の定例会において、市内各小学校へのエアコン設備の予算が通過しました。この事業においては、さまざまなご意見も伺いますが、市内の公共施設において、体育施設以外の施設はどの施設にもエアコンが設置されています。なぜ学校だけが問題視されるのでしょうか。

一般住宅は断熱効果も高く空間も狭いので温度管理は容易で、省電力のエアコンで対応可能です。しかし学校は断熱効果も低く、南側は全面ガラスで、まるでビニールハウスや温室のような構造をしています。ですから温度管理は難しく、夏場の急上昇する室温に対応するため、高出力のエアコンが必要になり、そもそも価格などを比較するほうが論外なのです。実際に利用している子どもたちをないがしろにして、大人の認識で議論すること自体、おかしいことだと思います。

子どもたちに快適な環境を整えることは、健康な体を保つことで学力向上・集中力の向上につながり、明るい未来に向け多くのチャンスが広がることだと考えます。子どもの環境を整備することは、私たちの将来に投資することで、決して税金の無駄遣いとは思いません。人口比率の少ない子どもたちに対する支出を数の論理などで短絡的に縮小するのであれば、この北杜市で子育てする人は減少することでしょう。少子化が進む日本の中で、日本一子育てのしやすい環境を整えることが、この北杜市を発展させる唯一の方法と考えます。子どもを健康に育てることは大人全員の責任です。その責任をまっとうするためにも、まずは各小学校のエアコン設備設置を着実に実行することが大切だと考えます。

この予算案が審議された際、多くの議論がなされた経緯もあり、わが北杜クラブ、公明党、ほくと未来の3党派で附帯決議案を出し、事業内容について再検討を促しました。その結果、事業全体をスリム化し、効率のよい計画内容にするべく検討がなされていると思います。

前定例会で疑義があるからと言い、次回に後回しするのではなく、改善を求めた上で事業を進行されたことにより、今年の末から順次使用可能な状態になるはずです。

以上のことを踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

保護者アンケートが実施されましたが、結果や問題提起の内容は出ているでしょうか。

設置計画の再検討はされているでしょうか。

設置計画の進行状況と使用開始予定日は、どのようになっていますか。

エアコンは春秋の花粉対策、夏の冷房、冬は補助暖房として高騰する灯油の使用料の軽減など幅広く利用可能ですが、学校においてそのような運用も可能でしょうか。

小学校ではオープンな教室を推奨し、廊下への扉も開け開放された環境づくりをしている学校もありますが、冷暖房機器を使用している際には、どのように運用されているのでしょうか。

新たな設備が追加されることにより、学校の運営費の増額が必要になります。宝の持ち腐れにならないよう、しっかりとした光熱費の検討が必要ですが、新年度予算には考慮されているのでしょうか。

最後に、地域防災拠点の整備について。

大規模地震、火山の噴火、集中豪雨や大型台風などにより、近年想定外の自然災害が多数発生しています。災害の被害は地形、人口密度、年齢構成などに関係し、地域ごとに災害に対する備えは変わります。一次災害、二次災害と対応に遅れが生じても被害者数は増加してしまいます。そのためにも日ごろから災害に対する心構えをしっかり持ち、迅速な対応ができる体制を整えなければなりません。

先日、北杜クラブと公明党で兵庫県神戸市に総合防災対策について研修に行ってきました。神戸市は1995年1月17日早朝、これまでに経験したことの無いほどの大地震が発生し、多くの犠牲者を出す大災害に見舞われました。改めて、自然災害で犠牲になった方々に追悼の意を表したいと思います。

災害発生から25年、神戸市は見違えるほど復興し、震災の経験をもとにさまざまな防災・減災対策を実行してきました。研修の際は、神戸市の担当職員より貴重な話を伺い、震災直後の写真、復旧過程の資料などを拝見させていただき、今の北杜市に何が必要なのか改めて考えさせられました。

行政の役割として防災体制・組織の強化、ハードとソフト対策の着実な推進、市民・事業者への安全に関する知識の普及、防災状況の提供、市民・事業者・市が協働・参画できる仕組みづくり、環境整備などが考えられます。

北杜市は、行政体制が再編され、旧町村の役場であった支所は小規模化し、災害発生時の初動体制に遅れが生じる可能性があり、改善の余地があると考えます。各地区の職員数、避難施設との連絡体制、中核となるべき本庁舎の耐震性能など、いつ災害が起きても対応できる状態にするため、早急に準備が必要です。

以上の点を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

神戸市では震災時本庁舎一部が崩壊し、初期対応が滞る場面も発生しました。北杜市本庁舎の耐震対策は、どのような状態でしょうか。

広い北杜市にて、どこで災害が発生しても迅速な対応が可能な地理的中心地で高速道路・鉄道など交通の要所である地域に、災害対策本部を設置できる体制が必要と考えますが、市の見解をお伺いします。

北杜市におけるBCP・自然災害などへの対応を定めた計画は、どのようになっているのでしょうか。

旧役場の規模は縮小され、今や各地区の大規模な避難所は小中学校となりました。地域の避難拠点である各小中学校と物資貯蔵倉庫は隣接した配置がされているのでしょうか。

指定避難所の住民安否確認リストなどは整備されているのでしょうか。

有事の際は各避難所に役場職員をすぐに配置することも困難なので、各地区の安否確認・支援物資の配給などは、各地区長に依頼するしかありませんが、行政区に加入されていない

人への対応はどうするのでしょうか。

災害時のニュースでは、体育館等が避難施設として使われていますが、夏休み中などは普通教室も利用可能でしょうか。

前定例会で可決された補正予算で各小学校へエアコンが設置されれば、高齢者など体の弱い方の避難生活時の環境改善にも大きく役立ちます。災害時での利用は可能でしょうか。

以上で、質問を終わります。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

地域防災拠点の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、BCP・自然災害などを定めた計画についてであります。

BCPについては、平成27年度に北杜市業務継続計画を策定し、毎年、市総合防災訓練において非常時優先業務などの伝達訓練を実施しております。

また、自然災害などを定めた計画については、平成26年度に策定した北杜市地域防災計画において、地震対策、雪害、風水害等の対策を盛り込んでおりますが、上位計画の変更に伴い平成30年度に計画の見直しを行うこととしております。

なお、地域防災計画の見直しには、昨年度締結した減災力の強いまちづくり協定の内容を盛り込み、減災力を高めるための取り組みも推進してまいります。

次に、指定避難所の住民安否確認リストの整備についてであります。

有事の際には、一時避難所となる地域の公民館などに参集し、行政区や自主防災組織単位で安否確認を行い、指定された避難所へと避難します。

地域防災計画には、避難行動要支援者名簿の作成を定めておりますが、住民安否確認リストについては規定しておりませんので、平成30年度に見直す地域防災計画の中で検討してまいります。

次に、行政区に加入されていない方々への対応についてであります。

行政区に加入されていない方々を、災害時に安心して安全な場所へ避難していただくことは、市の課題と認識しております。

災害時には行政区に加入をされていない方々も含め、避難行動要支援者名簿登録者や他自治体からの避難者も加入者同様に受け入れていただけるよう、各行政区や自主防災組織にお願いしたいと考えております。

今後も市では、地域コミュニティの形成や防災安全対策のため、引き続き行政区未加入者に加入のお願いをしております。

その他につきましては、教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

小学校エアコン整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保護者アンケートの結果についてであります。

エアコンの整備については、北杜市義務教育振興実行委員会から長年の要望として早期対応が求められた課題事項であり、設置計画を立てて進めております。

エアコンの整備に向けて、本年1月に対象となる7つの小学校の児童、保護者および教職員に対して意向調査を実施したところ、学校にエアコンが必要と考える者の割合は、児童が80.8%、保護者が73.9%、教職員が94.7%という結果でありました。

また、意向調査と同時に、学校施設の改善や改修要望についても、自由記載で提出していただきました。その結果、多くの学校からトイレの洋式化、遊具や保健室の改修、防犯カメラの設置などといった要望が寄せられたところであります。

次に、設置計画の再検討についてであります。

意向調査の結果を踏まえて学校と協議を行った結果、予算の有効活用を図り、優先して改善が必要とされる要望に対応するため、新規に設置する教室については、当初の計画どおり設置を進めるものの、すでに設置されているエアコンの更新については、その機能が確保されているものは引き続き使用することなど精査を行ったところであります。

次に、設置計画の進行状況と使用開始予定日についてであります。

現在、工事発注のための準備を進めており、今年度末の入札執行を経て、新年度の2学期当初には、エアコンの供用開始を予定しております。

次に、エアコン機能の有効活用についてであります。

エアコンは、冷暖房機能を有していることから、年間を通しての使用が可能であると捉えております。このことから、夏場の冷房としての使用だけでなく、冬場においては、現在使用している石油ファンヒーターの補助暖房機器として有効に活用でき、適温に至るまでの時間短縮や教室全体の温度を均等に保つことが可能になるなど、エアコンを使用することで、教室の有効活用と教育環境の改善に役立つものと考えております。

また、廊下などを含めた教室の使用については、学校ごとに形態が異なりますので、その時折の状況に即したエアコン等の使用を工夫していく必要があると捉えております。

次に、光熱費の新年度予算への考慮についてであります。

平成30年度当初予算については、過去の実績を踏まえ、計上しているところであります。エアコンの供用開始後、学校においては環境教育の観点からも、環境にやさしい効率的な運用に取り組んでまいりますので、その状況を見ながら、適切に予算対応してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

地域防災拠点の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本庁舎の耐震対策についてであります。

本庁舎の耐震については、平成24年に西館を建設し、おおむねの耐震化を完了しております。

次に、交通の要所である地域に災害対策本部を設置できる体制についてであります。

広域的な北杜市であります。8つの町の中心的な場所に各総合支所が位置しております。本庁舎および各総合支所もおおむねの耐震化がされ、非常用発電機が備えられておりますので、市内の要所である地域へ災害対策本部の設置は可能と考えております。また、市総合防災訓練では、迅速な対応が可能となるよう毎年、重点地区を定め、災害対策本部を設置する訓練を行っているところであります。

次に、各小中学校と物資貯蔵倉庫の配置についてであります。

市では、被災者の安全な生活を確保するため、生活関連物資を市内13カ所の防災備蓄倉庫に配備しております。被災のリスクを分散し、災害時に迅速な対応を取るため、各総合支所や小中学校等に備蓄品を配備し、避難拠点となる小中学校と総合支所などと、物資のスムーズな供給ができるように計画しております。一部、防災倉庫に遠い清里地区などは、避難所とのルート確認等を防災訓練に併せて実施してまいりたいと考えております。

次に、普通教室の避難施設としての利用についてであります。

本市では、北杜市地域防災計画において避難所を指定しており、このうち学校施設については、体育館が指定されております。また、本市の避難所開設・運営マニュアルにおいては、学校の体育館だけで避難者を収容できない場合には、学校長と協議の上、学校内の他の施設の利用もできることとなっております。

このことから、災害や避難者の状況で、普通教室などを一時的に避難所として活用することも想定しているところであります。

次に、小学校のエアコンの災害時の利用についてであります。

災害時、学校が避難所として使用され、その状況により普通教室を使用する場合には、エアコンの活用は可能であり、避難者の体調維持のためにも役立つものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

ふれあい支援農道について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、工事の進捗状況についてであります。

ふれあい支援農道の残工事については、県営事業で施工していますが、ほぼ予定どおり進んでいるところであります。

現在、未開通部分の舗装工事を行っているところであり、5月末にはすべての工事が完了する予定であります。一方、県道八ヶ岳公園線、市道富岡・大八田線との交差点2カ所への信号機の設置は、山梨県公安委員会において、7月上旬を目途に進めております。

次に、現在、通行止めとなっている箇所状況とその原因についてであります。

現在、路面の隆起により、安全な通行ができないことから、長坂町夏秋、渋沢地内において全面通行止めとしております。

今回の隆起の原因は、地下水の影響により路盤が凍上したものと考えており、路盤を下層面まですべてはぎ取り、地下水の状況を把握し、その上で地下水の処理、工法などを検討してま

いります。

次に、これまでの設計内容、施工状況についてであります。

今回、路面が隆起した箇所については、平成16年度に完成したものでありますが、その後平成23年度に今回と同様に隆起が発生したことから、補修工事を行っております。

工事については、山梨県で行ったところであり、地下水の状況を把握し、暗渠排水や路床面の路盤改良など、適切な対応をしたと県に確認したところであります。

次に、復旧作業の内容および工程についてであります。

今月中旬に路盤をはぎ取り、地下水の状況を確認し、地下水の処理方法等を検討したのち、今月末までには路盤面までを復旧いたします。

今回の箇所は、前回と同様の隆起が発生していることから、路盤面まで復旧した段階で安定状況を確認し、その後、アスファルト舗装の復旧を行ってまいりたいと考えております。

利用者の皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、安定状況の確認には、これまでの状況から、一定期間を要する必要があると考えており、通行止め解除は5月以降となる予定であります。

次に、復旧作業の費用負担についてであります。

当該箇所については、すでに市へ譲与され、そののち市道に認定している区間であるため、本来であればすべて市の負担となります。しかし、これまでの経緯もあることから、費用負担については、県と協議を進めた結果、路盤面までを県で、アスファルト舗装は市で行うこととし、それぞれ負担することとしたところであります。

次に、他の箇所についての検討等についてであります。

ふれあい支援農道については、7月の全面開通を控え、先月、県と全路線の確認を行ったところであり、1カ所、路面隆起の箇所を確認し、県に補修をお願いしたところであります。また、凍結防止のため、数箇所において路面排水の対応も併せて行っていただけるようお願いしたところであります。

次に、交通量増加を考慮した、歩行者への配慮についてであります。

ふれあい支援農道は、歩行者の安全を確保するため、全路線に歩道の整備を行い、開設時には必要に応じ、横断歩道の設置などを行い歩行者の安全確保を行ってきたところであります。また、先月行った現地調査においても、県と調整を行い、交差点の注意看板、区画線の補修などをお願いしたところであります。

信号機、横断歩道については、山梨県公安委員会の判断により設置されるもので、今回2カ所へ設置することとしたところでありますが、本路線は、本市の主要幹線道路となることから、今後の交通量の状況により、適切に要望を行い、歩行者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、全線開通日についてであります。

現時点での進捗状況において、信号機の設置が計画より遅れている状況にありますが、その他の工事については、計画どおり進んでいる状況にあります。

今後、不測の事態が生じない限り、本年7月中に開通できるものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時40分

○議長（中嶋新君）

では、再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

詳しいご答弁ありがとうございました。まとめて再質問させていただきます。

まず、ふれあい支援農道についてですが、通行止めの場所は特殊な地形や地質により苦慮されている区間ですが、今後、完全に市に譲与されたのち、補修箇所が見つかった場合は、どのような対応をするのでしょうか。

次に、小学校エアコン整備についてですが、アンケートは児童や教職員など実際に学校施設を利用している人は、エアコンの早期設置を望んでいるという結果でよろしいでしょうか。

最後に地域防災拠点の整備についてですが、災害時には消防署、警察署などと連携が重要になりますが、地理的に離れている本庁舎での対応や組織体制の計画はどのようになっているのでしょうか。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

では、順次答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

今回のふれあい支援農道の補修につきましては大規模でございまして、前回、県で補修した箇所が同じ原因で発生したものでございます。県と協議の上、県において補修を行い、市道に移管されていることから、市でも一部負担はやむを得ないと考えております。

今後につきましても、原因究明をする中で設計・施工に起因するものであれば、県と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

また、小規模で緊急性のある補修対応につきましては、市の補修事業費や各総合支所に予算計上しております地域課題早期対応事業費を活用し、通行の安全確保のために早急に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

3番、秋山議員の再質問にお答えいたします。

エアコンの設置について、学校関係者は早急な対応を望んでいるかとのご質問と思います。

先ほど教育長答弁のとおり、アンケートからは学校施設を日々使用している児童や教職員がエアコンの早期設置を望んでいる様子がうかがえる結果であったというふうに捉えているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

地域防災拠点の整備の中の災害時の消防署、警察署などとの連携、それから地理的に離れている本庁舎での対応や組織体制の計画はというご質問だったと思います。

被災状況に応じましては、災害対策本部、または現地災害対策本部等を立ち上げることが必要となります。市役所本部や各総合支所には、非常用発電機を用いたネットワークや衛星電話が整備されております。災害箇所および現地対策本部、消防署、警察署との連携調整を図ることが可能となっております。

災害時においては、速やかに災害対策本部を設置して被害状況の収集や今後の対応方針を協議いたしますが、状況により現地災害対策本部を設置し、その対応を行ってまいりたいと考えております。また、災害発生時には迅速かつ的確な行動を実施するため、北杜市地域防災計画の職員配備基準により、直ちに体制を整え災害への対応に当たることが職員おのおのに定められております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

秋山真一君の再々質問を許します。

○3番議員（秋山真一君）

1点だけ、再々質問させていただきます。

先ほど教育長の答弁の中にもありましたが、小学校エアコン整備について、そもそも今回のエアコンの設置を計画するにあたって、教育現場の声を取りまとめている義務教育振興実行委員会からの長年の要望も大きな理由と全員協議会で聞いておりますが、市では今後も、この義務教育振興実行委員会からの要望をどのように受け止めていくおつもりですか。よろしく願います。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

義務教育振興実行委員会の要望に対して、どのように対応していくかというようなお話かと思えます。

まず、北杜市義務教育振興実行委員会、いわゆる義務振でございます。本市のPTA連合会、それから校長会、教頭会、その他、教職員で組織する教育会で組織されておりまして、現場において子どもたちの状況や教育環境など、最も近い立場で目にし、耳にし、感じていただいている方々であるというふうに受け止めてございます。

こうしたことから、義務振からの要望は学校関係者の総意であると捉えているところでありまして、教育委員会といたしましては、引き続き義務振からの要望や要請に耳を傾け、教育環境の整備や学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

はじめに、私は平成30年第1回北杜市議会定例会にあたり、市民の皆さまから寄せられた市政における身近な課題等の中から緊急性の高いものから、以下大きく4項目にわたって質問いたします。

市民皆さまの願いがスピーディに実現でき、この北杜市に住んでいることに皆さまが誇りに思えるようなまちづくり、地域づくりを目指し、市民の皆さんの声を市政に反映すべく期待して以下、質問いたします。

東日本大震災から今月11日で7年が経ちました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に改めて心からお見舞い申し上げる次第であります。

新聞の報道によりますと、3月9日現在の警察庁のまとめでは、岩手県・宮城県・福島県の3県を中心に死者は1万5,895人、行方不明者は2,539人にのぼっています。また福島第一原発事故に伴い、依然、約7万3千人が避難生活を続けています。復興の道は、なお遠いと言わざるを得ません。

また、山梨県内では今も546人（3月8日現在）が避難生活を送っています。北杜市には62人が避難されています。被災地では復旧・復興の進展が遅々としている中で、震災の風化を懸念する声があります。

会派研修で、昨年1月に被災復興現場視察した宮城県の南三陸町と名取市の被災地に思いを寄せるとともに被災地復興を心から強く願うところです。

3月11日を防災について考え、備えを見直す機会にもしたところであります。

まずはじめに、大泉町西井出地内への大規模な太陽光発電事業の計画についてであります。

平成29年12月12日付けで、大泉町西井出組、大泉町谷戸組の組長連名で大泉大湧水の水源涵養地域の保全と太陽光発電施設建設反対に関する要望書が渡辺英子市長に提出されています。

また、平成30年2月5日付けで、上記の計画予定山林に隣接する大泉町の行政区11区、行政区4区、行政区6区の区長連名で大泉大湧水上部唐沢川流域における大規模太陽光発電施設設置中止に関する要望書が後藤斎山梨県知事と渡辺英子北杜市長に提出されています。

このことを踏まえて、以下の項目について質問します。

（1）こうした要望書を受けた中で、市の対応について伺います。

下流域に生活している地域住民の生命・財産・暮らしや災害の防止や水源の保護のために、また近年では明治31年台風、昭和34年台風のこの地域での大災害の歴史の教訓を生かし、

市長は英断をもって計画事業者に対し、対応することを住民は期待しているところです。住民からの負託を受けている首長の役割の第一は、そこに生活をされている住民の生命、財産を守ることではないでしょうか。合わせれば10ヘクタールを超えるという大規模な太陽光発電設置事業計画の見直しを事業者に再考していただくよう要請できないでしょうか。市長の率直なお考えをお伺いいたします。

(2)平成29年第4回定例会のともにあゆむ会の代表質問の答弁で、市といたしましても、要望内容等を十分吟味するとともに要望内容等が多岐にわたりますので、市のほうとしても担当課、それぞれ所管課とも連携を図りながら県にも相談する中で、ご回答していきたいと考えておりますとの市の答弁がありました。どのような内容で回答されているのか、お伺いいたします。

(3)北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会における審議の中で、市に提出されている上記2件の要望書について、参考資料として今後の検討委員会へ情報提供をされるのか。また、どのように扱われるのかお伺いいたします。

2項目めですが、観光案内所の管理運営一元化についてであります。

市内には市の観光案内所が6施設あり、現在、指定管理者が管理運営している5施設と市観光協会が市と委託契約をして、管理運営している1施設となっています。

このことを踏まえて、以下の項目について質問します。

(1)市観光案内所の管理運営状況について、施設ごとに伺います。

(2)また、市観光案内所の今後の管理運営方針について伺います。

次に、3項目めです。地域課題早期対応事業費についてであります。

平成29年度より新たに予算計上されていて、平成30年度にも各総合支所に予算計上がされている、総額で1億円の地域課題早期対応事業費であります。予算説明資料によりますと軽微な道路修繕など、地域が抱えるさまざまな課題・要望に対して迅速に対応を行うとあります。

このことを踏まえて、以下の項目について質問します。

(1)平成29年度の総合支所ごとの予算執行状況について本日までのところを伺います。

(2)予算の用途について、どのような仕組みの中で予算が執行されているのか伺います。

4項目めですが、最後になりますけれども本年の市・県民税、所得税確定申告の受け付けについてであります。

昨年の各受付会場での混乱した状況を踏まえ、本年の確定申告受付業務が計画され、本日3月15日が最終日となっております。十分に昨年の教訓が生かされているのか、このことを踏まえて以下の項目について質問いたします。

(1)昨年の受付会場での混乱した教訓を生かすことができたのか。市長の申告期間を振り返っての考えをお伺いいたします。

(2)また、これからも改善する点があるとすれば、どのような事項なのか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

本年の市・県民税、所得税確定申告の受付について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、昨年の教訓を生かすことができたのかについてであります。

本年の申告受付業務については、昨年の運営状況を踏まえ、各総合支所の開設日数を増やしているところであります。

また、今回から、作成済みの市・県民税申告書については、窓口または郵送での提出を受け付けております。申告会場での提出件数は、昨年に比べて減少していることから、この取り組みも、混雑の緩和につながっているものと考えられます。

次に、これからの改善点についてであります。

申告は、自書・自主申告が原則であり、国税庁ではホームページを活用した申告を推奨しております。

市といたしましても、会場の混雑緩和のため、確定申告を行う場合は、国税庁のホームページを積極的に活用するよう、さらに周知してまいりたいと考えております。

また、次回以降の申告受付業務については、本年の検証を十分行った上で、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

地域課題早期対応事業費について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成29年度の総合支所ごとの予算執行状況についてであります。

これまでの総合支所ごとの執行額は明野総合支所が1,258万円余り、須玉総合支所が1,257万円余り、高根総合支所が1,345万円余り、長坂総合支所が1,251万円余り、大泉総合支所が1,249万円余り、小淵沢総合支所が1,339万円余り、白州総合支所が1,268万円余り、武川総合支所が1,003万円余りとなっており、全体では1億円の予算に対して9,975万円余り、約99.8%の執行率となっております。

次に、どのような仕組みで予算が執行されているかについてであります。

各総合支所により方法はさまざまですが、総じて、地区からの要望に基づき緊急性の高いもの、危険性のあるもの、規模・時期などを考慮し、必要に応じて現地も確認した上で優先順位をつけて決定し、適宜執行しているものであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

観光案内所の管理運営一元化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、観光案内所の管理運営状況についてであります。

清里駅前観光総合案内所は特定非営利活動法人清里観光振興会が、美し森観光案内所および甲斐大泉駅前観光案内所は有限会社ハヶ岳エネルギーが、長坂駅前観光案内所は長坂町観光協議会が平成26年度から平成30年度までの5年間の指定管理者として、道の駅こぶちさわ観光案内所は一般社団法人ハヶ岳ツーリズムマネジメントが、平成28年度から平成32年度までの5年間の指定管理者として管理運営を行っております。

また、小淵沢駅観光案内所は、一般社団法人北杜市観光協会が市からの一部管理業務委託を受け、昨年7月から運営を行っております。

次に、市観光案内所の管理運営方針についてであります。

それぞれの観光案内所では、地域の特色を生かした情報発信や自主事業が行われ、誘客が図られているところであります。

平成30年度においては、小淵沢駅観光案内所を含む5施設において指定管理者制度による公募を行い、多様化するニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用してサービスの向上を図ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉町西井出地内への大規模な太陽光発電事業の計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電設置事業計画の見直しの要請についてであります。

大泉町西井出組および谷戸組、また、大泉11区・4区・6区からのご要望については、重く受け止めております。

しかしながら、ご要望の趣旨である事業の中止、撤回は、現行法令下においては難しいものと考えております。

このことから、設置などの事業計画が明らかとなった場合は、山梨県と連携を図る中で、事業者へ要望内容を情報提供するとともに、地域との十分なコミュニケーションを図るよう指導してまいりたいと考えております。

次に、要望への回答内容についてであります。

要望の内容は、大湧水北側の森林地帯について、水源涵養地域としての位置付け、環境保全措置、合併浄化槽処理水の水質基準引き上げや事業計画の撤回などです。

これに対し、地元において保安林指定の検討や、市としては水源の定期的な監視および検査の実施、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をはじめ、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱等に基づき、指導を行ってまいりたい旨の回答をいたしました。

次に、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会への要望の情報提供と扱いについてであります。

検討委員会は直接の当事者でなく、個別の案件に該当するものであることから、情報提供の

予定はありません。

また、検討委員会での議論において、資料提出等を求めると意見集約された場合においても内容の開示に関わるものであることから、北杜市情報公開条例などを踏まえ対応してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

最初の質問で市長の口から答弁がもらえなかったことは、ちょっとさみしいですが、これも部長の答弁は市長というふうなことだというふうに私は認識しておりますので、そのようにご認識をお願いします。

それでは、まず第1項目めでございますけれども、大泉町西井出地内への大規模な太陽光発電事業の計画についての項目であります。

今議会で、市長は所信表明の中で、これからの市政への取り組みについて次のように、繰り返しになりますけれども、よく聞いていただくためにも述べます。

お宝いっぱいを生かし、8つの杜づくりに取り組むこととし、市民の皆さまの期待に応えていただくとともに、本市の重要課題に的確に対応する中で人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けて全力でまい進しますと、こう述べていますね。その中で、所信の中ではそうした漠然とした重要課題ということしか言っていないで、私がここで言うのは今回の大泉の行政区、そして地縁団体であります大泉町西井出組、谷戸組の皆さんの思いを、要望書を出されたそうした大きいことについても重要課題というふうに、的確に対応するというようなことで、私は受け止めていますけれども、市長の率直なお考えを、見解をお伺いします。

そして、あと1点、その中で建設部長の答弁の中で大泉町西井出組、谷戸組、また4区、6区、11区からの要望書については、重く受け止めているというふうな答弁が建設部長からありましたので、これは市長は重要課題というふうに捉えているということによろしいでしょうか。

そうであれば太陽光にかかわる検討委員会の審議の中で、この2件の要望書の概要については、参考資料として情報提供する、そんな議論もつながるのではないかと思いますけれども、市長のご見解はいかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

まず、重要課題の1つではないかということでございます。

要望につきましては、地域の声でありますので、重く受け止めていると先ほど答弁いたしました。本市の豊かな自然環境を守ること、地球温暖化対策として再生可能エネルギーを導入すること、これをいかに両立させるかは大変重要な課題であることは認識しております。適正に導入されることは望ましいものであります。しかしながら根本的な設置の是非については、規

制抑制にあたっての法整備が整うことが必要であり、太陽光発電を取り巻く関係法整備が成熟していく中で対応してまいりたいと考えております。

次に2点目でございます。参考資料としての議論というご質問でございます。

先ほど答弁いたしましたとおりであります。公文書として扱うことから、情報公開に関わることであり、また要望された組長をはじめ地域の皆様のご意向等、確認などについては配慮しなければならないと考えております。

さらにこれまでの検討委員会の議事の過程からは、事務局として会議資料として扱うのは、委員長、副委員長のご承認はもちろんでありますが、委員会においてお諮りした上で行われなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

市のホームページによりますと、第4回の北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会、3項目めと関係があるんですけども、その3月28日に第4回の開催がされるというふうにホームページにアップされておりますけれども、議題としましては、太陽光発電設備設置に関する課題というふうな議題になっておりますね。私は先ほどの質問の中でも、この2件の要望書を、検討委員会の審議の中でどのように扱われるか質問しましたけれども、公文書だからそうした検討委員会の決議にあればうんぬんというような答弁がございましたけれども、私、ちょっとホームページでその議題の検討事項の具体的項目を見ましたところ、1つとしては地域との合意形成にかかる事項、2つ目として立地場所の適切な選定にかかる事項、3つ目として自然環境の保全にかかる事項、4番目として景観の保全にかかる事項、5番目として生活環境の保全にかかる事項、6番目として発電事業者の責任にかかる事項というふうな、そういうことが審議されるというふうになっております。

そこで、この2件の、私は要望書はまさにこれから審議を予定されている議題の、6つの具体的項目とも重なる事項が多々含まれていると思います。審議の上で、大変参考になる事項が要望書の中に含まれていますので、そのへんについての再度の見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

今回の検討委員会の議題につきましては、第3回会議に引き続いての議事となります。議事内容について変更があったものではなく、前回会議において委員より中身を具体的にとのご意見を受けて、細目をお示ししたものでございます。議題、また資料については委員会においてご承認されたものであると考えており、資料は市内に住所を有する者、市民委員に作成していただいたものであります。このことから委員会にお諮りするとともに情報公開にかかる取り扱い、配慮が必要であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

第2項目めをお願いしたいと思います。観光案内所の管理運営一元化についてであります。

平成28年度の指定管理施設評価結果によりますと、指定管理料については、4つの指定管理者で総額1,449万円であります。また評価については、すべての施設が総合評価の結果はC評価であります。今後、関連が深い施設については一括で指定管理を公募して一元化を図る中で、北杜市の観光の最前線としての観光案内所の一層のサービス向上に向け、総合評価A評価に向けて取り組みに期待したいところですが、ご見解を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

一括で指定管理を公募して一元化を図ったらどうだろうかというご質問だと思います。

いずれの施設も地域に特化した観光案内や観光情報の提供を行っておりまして、また自主事業、あるいは特産品や地元野菜の販売などを行い、指定管理料の軽減や集客を図っている施設もあります。非常に創意工夫がなされていると、市では認識しております。この観光案内所同士の、今も情報の共有もしっかりと行われています。そんなことで、現時点では一元化は考えておりません。

なお、総合評価Cですけれども、Cではありますが、観光案内所が施設目的という中で、十分成果は図られているというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

今、各施設とも観光案内や観光情報の提供、また自主事業を積極的にやって集客に努めていると、そのような旨の答弁がありましたけれども、やはり一元化と言うんですか、同じ北杜市の中の観光行政の中の案内というのは、同じような一元化の中でやったほうがうまくいくのではないかなと、私は素人なりに思うんですけれども、そのへんについての観光案内所の管理運営の一元化というのは、なお一層の観光振興とサービスに結び付くのではないかとと思うんですけれども、そのへんについての、もう一度、再度、当局の答弁を求めます。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

来年度、平成30年度、5つの施設につきまして、指定管理の公募を行います。答弁でも申し上げましたとおり現時点では、全施設を一元化することは考えてございません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問は。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは3つ目の項目に入ります。地域課題早期対応事業費についてであります。

1億円の予算に対して執行率もこの事業費は高いという、90%ということでもありますけれども、平成29年度のこの新規事業について、事業の評価と、先ほど言いましたけれども執行率が高いと。そして平成30年度に向けてのこの取り組みについては、どのように考えておられるのかを質問します。

また使途について、どのような仕組みかということなんですけれども、先ほどの答弁では予算の使途を決定する仕組みについては、各総合支所、さまざまなことであるけれども、総じて規模や時期などを考慮し、優先順位を付けて決定していくというような趣旨の答弁でございました。地区からの要望として出された内容について、使途を決定する仕組みが一部分かりにくいことがあります。例えば一級河川、準用河川などの河川敷などは、大泉地内では今まで地域の皆さんがボランティアで地域の河川をきれいにしようと、台風の来る前には除草作業も実施していますが、近年高齢になり出勞できない事態などが出ています。

こうしたことから、そうしたケースにもこの事業を適用されるよう地区では要望書を大泉総合支所に提出していますけれども、改めてこのへんについての、それぞれの支所での判断というようなことがあるようなんですけれども、このへんについての取り組みと言うんですかね、見解を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

9番、齊藤功文議員から2点ご質問いただきましたので、お答えいたします。

まず1点目は事業評価と、それから平成30年度に向けた取り組みということでございます。

平成29年度におきましては、おかげさまで市民の皆さま方からも評価をいただいているところでありまして、当然、また継続していく必要があるものと考えております。

平成30年度に向けまして、これは平成29年度も当然、年度途中で支所ごとの予算調整もやってきましたけども、内容は道路整備が大きくございますので、平成30年度に向けては道路延長に応じて、配分額に差をつけた上で、当然また年度途中の調整もしながらやるという形で、より計画的にできるように措置しております。

それから2点目の使途の仕組みが分かりづらいということで、その支所の判断、それについての考え方であります。

この事業の特徴といたしましては、地域の課題について、そのハード的なものをやるということですので、あまり細かな使途は限定しておりません。例えばということで、河川清掃等ご

ございましたけれども、もちろん一般的には河川清掃は国、県、市、役割分担をしながら河川法の枠組みでやっている部分もあろうかと思しますので、それを整理しながら、その緊急性ですとか危険性というもの、これについて要望を踏まえて各総合支所で十分勘案し、総合的に判断していくべきものと認識をしているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは、再々質問させていただきます。

1億円の、平成29年度は1,250万円ずつ8支所に割振りされておりましたけれども、平成30年度の予算を見ますと微妙に数十万円ぐらいずつ、これはどういう意味で違うのか、このへんの見解と、あとは平成29年度の98%ぐらいの執行率でほとんど終わっているというふうな認識ですけれども、1億円の予算に対して、各町の地区要望等で実施できなかった、未実施と言うんですか、要望に応えられなかったような金額というのはどのくらいあるのか、併せてお示してください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

9番、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目について、平成30年度、微妙にずれている、その内容についてですけども、道路延長、これに応じた配分額を一定の方式で算定した結果であります。あまり差は出てこなかったということであります。

それから2点目の未実施のものがあるのではないかとということですけども、私たちといたしましては、地区の要望を踏まえて、総合支所が適切に対応した上で市民から評価の声をいただいているということですので、未実施のものはおよそないものと認識をしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

最後の4項目めでございます。本年の市・県民税、所得税、確定申告の受付についてという項目でございますけれども、昨年各受付会場での混乱した状況を踏まえて、本年の確定申告等の受付業務は計画され、今日を迎えているわけですが、私は昨年の混乱は行政への信頼性が失われた1つのケースと思います。多くの市民の皆さまから、私たちにも厳しいご意見が寄せられました。

先ほどの答弁の中でも、来年以降の申告受付業務については、本年の検証を十分行った上で、総合的に検討していくというような趣旨のことが答弁でありましたけれども、これは市民の皆さまが気持ちよく申告できるよう、改善できるところは改善するというような、一層のサービ

ス向上に努めることが肝要ではないかと思いますが、市長のご所見を伺いたいんですけども、最後に。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

市・県民税、所得税、確定申告の受付状況についてということで、改善できるところは改善を図り一層のサービスに努めることが肝要ではないかというご質問でございます。

本年の申告受付業務につきましては、昨年状況を踏まえまして内容を検証して、いくつか改善をしたところでございます。先ほども回答させていただきましたけれども、各総合支所の開設日数を増加し、作成済みの市・県民税申告書の窓口、また郵送での受け付けを行うとか、そのほかにも市・県民税のみの申告相談日を別途に設けるなど、改善策を講じてきたところでございます。

来年度以降の申告受付業務についても、市内の会場において申告をされた方々や申告業務に従事した職員の意見などを参考といたしまして、十分な検証を行った上で、さらに改善策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

私はこうした大混乱をした反省の上に立って、市の今度、計画がされたということでございますので、市長は率直にこうしたことに対してのご見解を述べていただくことが、私は市民に対してのサービスだと思いますけども、いかがですか。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

市の考え方というか、改善策についての考え方だと思いますけれども、市のほうでは当然のことでございますけども、今年度の検証をして来年度に向けて新たな取り組みをしていくということでございます。これは今後、変わるものではございません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

昨年の混乱というか、そういったものは私たちも重要なことだというふうに捉えておりまして、市長の指導のもと改善を去年もしました。また、今年も昨年の検証を踏まえて改良というか、改善はいたしましたので、これからもそういったことで市民の方に迷惑がかからないように努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

今定例会では、この冬、新築になった小淵沢駅のトイレが凍結して使用できなくなった問題について、市長のご見解を伺います。

小淵沢駅は、私を知る限りでは100年以上前に開業しておると聞いております。旧駅舎が今回の新築を迎えるまで、開業当時の駅舎だったというふうにも伺っております。

もちろん水回りがそのまま100年以上前のものだとは思っておりませんし、私が知らない間にトイレの水が凍ったという事件が起こったことがあったかもしれません。しかし、私が小淵沢駅を利用するようになって約50年になりますが、少なくとも私が経験する間に駅のトイレが凍って使えなかったということは、記憶がありません。少なくともここ何十年かの間、そういうトラブルはなかったらというふうに思っておりますし、駅長もそのことは否定はされておりました。

にもかかわらず、21世紀の設計によって新築された新駅舎のトイレが初めての冬に耐えられなかったということはどういうことかと。大変、疑問であります。

そこではじめに、新築後の最初の冬にトイレが凍結して使用不能になった原因はなんだとお考えなのかを伺います。そして、その原因を誘発した要因はなんだとお考えでしょうか。

新築後最初の冬にトイレが凍結して使えなくなった、こういうものを誘発した原因として、普通に考えたときに思い浮かぶことがいくつかあります。1つは、設計ミス。もう1つは、その設計ミスを見逃した発注者の管理ミス。そしてもう1つは、施工業者の施工ミス、それと施工管理ミス、そして日ごろの管理ミスです。これらの状況を考えたときに、市はトイレが使用不能になった責任がどこにあると認識しておられるのでしょうか。

先日の全員協議会の質疑では、責任の所在についてJRと協議するとのことでしたが、その結果はいかがなものでしょうか。

責任の所在がどこにあるかは、駅の利用客の方々には関係のないことなので、すぐに直さなくてはなりません。今現在でもまだ一部が使えていない状況の中で、直さなくてはいけないわけですが、修理にかかる費用はいくらを見込んでいるのか。そしてその修理費用は誰が負担するのか。

以上、市長の見解を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢駅トイレの凍結について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、トイレが凍結して使用不能になった原因、要因および責任の所在についてであり

ます。

近年にない大寒波の影響によるものが、12月末にトイレが凍結し、使用できなくなりました。その対策として、手洗い場の蛇口に電熱線を巻く、断熱材を詰めるなど、さまざまな対策を講じましたが、防ぐことができませんでした。

凍結防止対策については、駅舎建設時の定例会において、JR東日本に対し、寒冷地であることを考慮して施工するよう協議してまいりました。その対応が十分であったのか否かについて、原因究明を含め、現在協議を行っているところであります。

次に、修理に掛かる費用と負担についてであります。

凍結防止対策として、男女のトイレ入口にドアの設置と各トイレ内にパネルヒーターの設置を行うこととしており、ドアおよびヒーターの設置費は、約130万円であります。

利用客等の利便性を最優先に対策工事を講じるものであり、費用負担については、責任の所在と併せてJR東日本と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

それでは、再質問を行います。

まず、今のご答弁の中で設計上のことには触れていませんけれども、設計上のミスはないというふうに判断しておられるのかどうか、確認をします。

それからこの駅舎の建築にあたっては、業者は1社なのか、それとも数社あるのか、それもちょっと教えていただきたいと思います。

そもそもですけれども、小淵沢駅、私の認識が間違っていたら、あとでご指摘いただきたいんですけども、JRの持ち分と北杜市の持ち分が分かれていたと思うんです。1階のトイレはどちらの持ち分なのか、それを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目が設計上のミスということでございますけれども、これにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、原因究明を含めましてJRと協議を行っているところでございます。

それから業者は1社か数社ということでございますけれども、これはJRへの委託事業でございます、JRのほうでの工事という形になります。

それから駅の、凍結しているところについての持ち分でございますけれども、これは前からお示しましたとおり、市の公衆トイレということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

再々質問させていただきます。

駅長と話をしたんですけれども、駅長はおっしゃっていましたよ。雨漏りしたんだそうです。新築1年目の駅舎が雨漏りしたということになると、設計上のミスがないとも思えないので、これはJRのほうの問題になると思いますけども、そこらへんしっかりと協議をして責任の所在を明らかにしていただきたいと思います。

それからもう1つは、これも本論とはちょっとずれますけども、駅長室の真上が屋上につながる階段なんです。そこにのぼっていく人の足音が思いのほか響くということもおっしゃってしまって、あれだけのお金をかけて建てた建物にしてはなんだかなという感じもしますので、やはり設計上の問題というのがあるんじゃないかなという気がしました。そこらへんも念頭において協議にあたっていただきたいと思います。

それからトイレの持ち分はJRのものだけでも、一応、北杜市の公衆トイレということで、となると日ごろの管理は北杜市でやるのかなというふうにも思います。そこらへん、どうなのか伺いたいと思います。

ちなみに、小淵沢駅は長坂と日野春の駅のトイレも管理しているそうです。この冬、どういうふうにしたかという、前もって寒いことは分かっているわけですから、水をもう出しっぱなしにして凍結対策をしていると。これは高冷地に住んでいる方々してみれば常套手段であるわけですね。全員協議会の中で、この冬の寒さは想定外だったという答弁がありました。そんな馬鹿な話はないわけですよ。想定して当たり前の話です。ですから認識がちょっと甘いなという感じがしています。そこらへんも含めて、このトイレが使えなくなったことに対する市の、言ってみれば責任といいますが、対応といいますが、そこをどう考えておられるのかをもう一度、できれば市長、お答えをいただけないかなというふうに思っております。

いずれにしても、責任の所在、先ほど秋山真一議員の答弁の中にありましたように、設計施工に起因するなら、やはりその責任は追及するわけですよ。場合によっては、費用の折半とかということにもなるわけです。130万円の費用がかかる修理だということであれば、市の責任であれば、税金を投入して直すのもやむなしと思いますが、そうでない部分があるなら、それは然るべき負担をしてもらい、税金の負担を軽減する努力をしてほしいというふうに思いますので、そこらへんも含めて市長、お考えをもう一度お聞かせください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

岡野淳議員の再々質問にお答えします。

いずれにしても、結果的には凍結したということでございます。これにつきましては、JRのほうにも申し入れをいたしまして、十分協議を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

これで岡野淳君の質問が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は3時45分といたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に公明党、21番議員、内田俊彦君の一般質問を受け付けます。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議長に許可をいただきまして、通告どおり2項目質問をさせていただきます。

消防自動車、準中型免許の新設に伴う対応について。女性が輝く地方創生を目指して。この2項目につきまして質問をさせていただきます。

憲法第92条に地方自治の趣旨がありますが、これらを解釈するに大きく2つに分かれておりまして、住民自治と団体自治のこの2つに分かれることと解釈すべきと思います。

そういった中で昨今、住民の皆さまの参加による共同作業や住民との協働という意味から、消防団の活動はこの住民自治にも非常に関わるところでございますし、市民の皆さまの財産、生命を守るために日々訓練を行い、消防活動にまい進し、その使命を果たすべく団員の皆さまは仕事をしながら日夜、励んでいるところでございます。

そういった意味合いの中で、消防団の皆さまは消防組織法の第9条の中に位置付けられているということでございます。

震災の件も多くの議員が問いかけておりましたが、いざ私たちの北杜市に災害が起きたときには、いち早く活躍するであろう消防団の皆さまは北杜市の宝であり、またその消防団の皆さまをさらに支援していかなければならないというふうに痛感をしている、今日このごろでございます。

消防自動車、準中型免許の新設に伴う対応について質問させていただきますが、道路交通法の改正に伴いまして、平成29年3月12日から普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて車両重量3.5トン以上、7.5トン未満の準中型免許が新設されました。これによりまして平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となります。3.5トン以上の車両の運転には、準中型免許が必要となるわけでございます。

消防団の皆さまは、日ごろの消防の啓発活動、また夜警など、夜におきますと消防車を自分の地域に繰り出して、先輩が後輩にその運転や、また注意点を教えながら巡回をされている現実がございます。おそらく、その中で先輩と後輩が多くのお話をするのではないのでしょうか。いついつの火事はどうだったとか、いついつの台風はどうだったとか、あのときの出勤はどうだったのか、そういった中で先輩が後輩に運転を教えながら、地域も教えながら消防団の意義や、また過去の歴史を振り返りながら後輩の指導にあたっているというふうに、私は考えるところでございます。

私たちの地域には、可搬型の軽トラックに載せた消防車もございますが、消防自動車ポンプ

等は重い、そして幅もある、長さもある、高さもあるという車でございます。そういった中で、以下、お伺いをするところでございます。

1番目といたしまして、消防自動車ポンプ車の3.5トン以上の保有台数は何台あるのでしょうか。

また、2番目といたしまして、新たな対応として助成制度の新設の検討実施についてでございます。これは、この免許証の種目によって運転できなくなるという可能性がございます。オートマ等の問題もございますが、それらについてお伺いをいたします。

3番目といたしまして、新制度の中で普通自動車免許で運転可能な消防自動車の活用導入の検討についてでございます。これにつきましては、これから導入する車両にということでもございますし、また、この車両についてはどうしても重くなるという現実もございまして、これはメーカー等の問題もありますが、それは今後の課題といたしまして、将来的に考えていかなければならない現実もあるのではないのでしょうか。

それでは、2項目めに移らせていただきます。

女性が輝く地方創生を目指してについてでございます。

女性の輝く社会ならびに地域は栄え、笑顔と愛で包まれた地方 北杜市の構築ならびに地方創生に寄与することは、世界的にも歴史的にも賞賛を浴びているところでございます。女性の社会進出、働き方改革は国の目指すところでもあり、北杜市にとっても最重要課題であると鑑みるところでございます。

先般の冬季オリンピックでもカーリングの選手が話題になりましたが、北海道にいて、この町では夢が叶えられない、そう思っていた。しかし努力に努力を重ね、本人がテレビの画面の前で言ったのは「私は、この町だからこそ夢が叶えられた」と言っています。生まれた地域ですとか、環境ですとか、そういうものを跳ねのけて生まれ育ったふるさとや自分が愛するふるさとで堂々とメダルを獲ることができたと。その思いは重く、働きながら練習を行い、いろいろな挫折を味わい、栄冠を勝ち取った女性の思いだというふうに私は思います。

このことが北杜市にも、北杜市の女性の皆さまにも波及していくことがわれわれ北杜市にとって素晴らしい未来が開けるのではないかというふうに、私は痛感するところでございます。

そこで以下、質問をいたします。

1番目といたしまして、女性の夢を北杜市で叶えるため女性起業家の育成に力を注ぐべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

2番目といたしまして、北杜市において女性の起業家として独立したい方のリサーチはなされているのでしょうか。

そして3番目、北杜市として具体的な施策等の検討実施についてでございます。

女性といたしますと、商工会の女性部の皆さんも活躍ではございますが、やはり商工会等も盛り上げるためには、女性の起業家がまたそこに参加していくことは肝要であるというように思います。

以上、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

21番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

女性が輝く地方創生について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、女性起業家の育成についてであります。

女性を含めての新たな起業は、地域の活性化に大きく貢献することから、移住・定住促進策として昨年度から、市単独事業による創業促進支援事業を実施しているところであります。昨年度は、18名の創業相談のうち7名が女性であり、市補助事業で支援した8名のうち4名が女性でありました。このほか補助制度を活用せずに創業した方も含めると、女性の起業家は5名で、うち4名が移住者という状況であります。

平成30年度は、創業促進支援事業の中に特別枠として女性起業家活躍支援事業を設け、女性が働きやすく、誰もが活躍できるよう若者と女性への支援を積極的に行うこととしております。

次に、女性の起業家として独立をしたい方のリサーチについてであります。

多様なライフスタイルが推進される中、雇用されるのではなく、起業という働き方を選択する女性も少なくないことから、女性の創業と活躍を支援することは大変に重要な施策であると考えております。

市では、起業支援のため、平成28年1月に北杜市商工会、市内金融機関などと連携した支援体制を構築し、各支援機関の強みを生かした支援をしております。

北杜市商工会ではワンストップ窓口として創業希望者のあらゆる創業相談に応じるとともに、創業に関わる知識を付与する創業サークルを実施しており、金融機関では創業資金などの金融相談に応じ、資金調達に関する支援をしております。

市では、転入や移住相談会において創業相談に応じるほか、北杜市雇用創造協議会とともに、本市の地域資源などを活用して起業しようとする希望者の情報収集に努めております。

次に、具体的な施策等の検討実施についてであります。

昨年実施した市内企業に就職している女性から、市内へ就職を希望する女性への就業環境や地域特性などをアドバイスした就活女子会が好評で、就職等に結びついたことから、平成30年度においては、女性起業家交流会を新たに計画しております。

これは、女性が創業時に直面する課題として、経営の専門知識がない、家庭と仕事との両立に不安がある、金融機関などへの相談は敷居が高いなどといった意見があることから、課題解消を目的に、市内で活躍している女性起業家から、アドバイスや成功事例を伝えるものです。さらに、女性が輝ける地域社会を実現するため、国に対して支援の充実を働きかけてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

21番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

消防自動車、準中型免許の新設に伴う対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、消防自動車ポンプ車の3.5トン以上の保有台数についてであります。

本市においては、消防自動車ポンプ車12台、給水車1台、計13台を保有しているところでございます。

次に、助成制度の新設についてであります。

これまで、消防自動車ポンプ車を運転する場合は、普通自動車免許で可能でしたが、昨年3月の道路交通法の改正により、それ以降の免許取得者は準中型自動車の免許が必要となりました。

安全・安心な地域づくりに供する消防団員活動のため、運転免許の取得経費に対する支援制度について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、普通自動車免許で運転可能な消防自動車の活用導入の検討についてであります。

準中型自動車免許の新設以降に、普通自動車免許の取得者が運転可能となる消防車両は、市が配備している小型ポンプ積載車のみとなりますので、今後につきましては、普通自動車免許で運転可能な新型車両の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

1項目ずつですが再質問、再々質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、消防自動車、準中型免許の新設に伴う対応についてでございますが、先ほど部長答弁の中で3.5トン以上の保有台数については、実際、合計13台あるということでございますので、当然、これについては対応せざるを得ないという状況が今後、展開されるのは必須でありますので、それらに基づく助成制度につきましては、今、検討しているということですが、しかし、これは検討していくということではなくて、これは実証していかないと現実、新しく入った新入団員が実際、この消防ポンプ車を運転できないと、こういう現状が、今後、展開されるわけでございまして、それらについては早急の対応が必要であると私は考えるところでございまして、また他の市におきましても、これはすでに制度化されているところが現実あるわけでございまして、他市の状況も見ながらというよりも、他市よりもよりよい状況の中で、これは制度を検討し、またこれらについては、国の助成的な財政措置もあるというように伺っております。以上でございまして、これはやはり私は、検討というよりも実証していくべきというふうに私は考えておりますので、そのへんについてお答えをお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

21番、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

昨年の3月の改正以降、準中型免許の新設ということで、普通自動車免許では、ポンプ自動車のほうは運転ができないということでございます。今年度の今の団員の中には、今のところ運転できない者は1名もいないわけですが、今後、消防団活動をしていく上で、新入団員等がちょうど、改正は来年、もう1年間あると思いますけども、もう1年間のうちに、今度新しい団員が入ってくると思いますが、その間には検討を進めてまいりたいと考えており

ます。国の助成制度の特別交付税の対象となるということでございますので、これらを活用してなんとか免許が取れるようにしていきたいという具合に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

再々質問を行います。

来年度までにはということですが、今のところいいからいいというわけではございません。これについては、当然、来たるべきことを想定して、速やかに対応すべきだと思います。これについては、すでに今年度からも検討しながら、来年度には絶対実施すべきだと思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

この件につきましては、前向きに検討させていただきたいと思います。すみません、よろしくをお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問は。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

2項目目でございますが、女性が輝く地方創生を目指してという点について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中でございましたが、女性の起業家、また就活のことも言われていたけれども、そのサークルの中で、そういった起業家の支援を情報収集も含め、そういう場をつくりながら、これは進めていきたいという答弁だと思います。それにはやはりお金もかかりますし、また支援するにもまったく財政的な措置がなければ、これは支援もできないわけでございます。来年度につきましては、その部分も多少盛ってあるわけでございますが、それだけではなかなか今後、展開していくのには不十分かなということの中で、市長も答弁の中で国にも働きかけていきたいと、こう言われているところでございます。これについては、ある程度、市単ということもございまして、その自由度は今のところあるというように思っております。これらについて、それでは具体的に、財政的な対応はどのように考えているのか、伺うところでございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

内田議員の再質問にお答えいたします。

女性の起業家ということで、答弁の中でも申し上げましたけれども、女性の活躍というこ

とで、就業促進支援事業、これを今、展開しております。これは平成28年度、去年からですが、市の単独事業として、創業するときには当然お金がかかりますから、80万円ではありませんが、そういったもので設備投資の資金をうちのほうで支援していこうと。あるいは利子というふうなものを支援しております。しかし、やはり市単独ですから、これは何人も増えてくることはありがたいんですけども、なかなか無理があるというふうなところもあります。今後、市ではこれは継続していきますけども、国としても女性の活躍を推進しているわけですから、もう少し、この制度については支援策を国でも考えていただきたい。市とすれば、今後、あらゆる機会を見つけて、国のほうへも働きかけていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

残り時間1分8秒です。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

女性の社会進出については、働き方改革も含めまして、国も力を入れているところでございますし、また女性が輝く社会が間違いなく発展していくというのは、歴史的な証明だというふうに私も思っているところでございます。そこで、しかし、われわれは地方自治体でございます。われわれの自治体がどのようなことをやっていけばいいか、このメニュー等については、きちっと現場の中で、政策パッケージの中で考えられて、それをやはり国に伝えていくと。そして、やはり国からも支援をいただくということが妥当だと思っておりますが、今後、たしかに今ある中で、さらにパッケージをふくらまして対応していくと。また、それを国に伝えていくというお考えはないでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

内田議員の再々質問にお答えいたします。

平成30年度に女性起業家活躍支援事業というのをやってまいります。創業促進と平行しまして、いわゆる起業された女性と、これから起業しようとする人たちの交流会を設ける。それから、その中ではワークショップをやったり、あるいは著名な方の講演会をやったりとか、さまざまなソフト事業を展開したいと思っております。国に要望する際にやみくもにお願いしますというわけにはいかないと思いますので、市でもある程度、そういった実績をもとにこういうことをやっているから、この部分が制度化できないだろうというふうな、ある程度のものを今後、考えたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで21番議員、内田俊彦君の一般質問を終わります。

最後に日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

3月議会に3項目の質問をさせていただきます。

質問の第1に、扶助費増額で市民の切実な願いに応える新年度予算についてお伺いをいたします。

第4次行財政改革大綱、普通会計の中長期財政の見通し、別表1では平成30年から平成38年までの見通しが記載されております。実質単年度収支では平成35年からマイナスとなり、平成35年はマイナス2億1,200万円、平成36年マイナスは4億5,800万円、平成37年マイナスは8億4,700万円、そして平成38年マイナスは10億4,600万円となっております。しかし、この間の計画の中では財政調整基金は減額することなく微増となっております。

行財政改革大綱策定の趣旨の中では、今後の行財政運営は一層の厳しさを増すものと見込まれる。これまで以上に行政と市民が一体となって行財政改革に取り組んでいく必要があるとしています。そして、改革を推進する4つの重点項目を定めております。具体的中身を示している、そのものをみると収納率の向上、そして自主財源の確保と受益者負担の適正化、この項目の中では放課後児童クラブ利用料の見直し、下水道受益者負担金の見直し、公共交通の整備などの項目が挙げられております。この点について、以下伺います。

平成28年度山梨県内の市別の状況では、北杜市は歳入規模では第4位となっております。実質単年度収支額はマイナスの市がある中で、北杜市は19億円以上の県内最高の黒字の市であります。北杜市以上の黒字の市は県内にありますか、まずその点について見解をお伺いいたします。

財政見通し、黒字を少なく見積もっているのではないかと、この点についてお伺いいたします。2015年度見通し、実質単年度収支を23億円と見積もっておりましたが実際には32億円。2016年度の見通しにおいても、実質単年度収支を8億7千万円と見積もっておりましたが実際には16億円。どちらも8億円前後少なく見積もっております。平成35年度以降も実質単年度収支をマイナスから黒字に転嫁できるのではないかと、その点についてお伺いをいたします。

総務省が発表しております、最近では平成27年度市町村財政比較分析表(普通会計決算)が表示されています。ここでは類似団体との比較ができるものであります。人件費は北杜市と同じような財政規模の団体、119団体の中で9位と高止まりとなっております。逆に扶助費は、この119団体の中で14位。団体の平均を下回る。そして県内13市の中で10%以下の最低の市であります。公債費はこの119団体中30位と低いほうに位置しております。類似団体や県内他市との比較では、市の財政は豊かであります。市民に財政が厳しいと説明し、補助金の削減など進めていますが、扶助費の増額など今、最も切実な市民要求に応えるべきではないかと、この点について見解を求めます。

次に、第2項目めに旧興石ストアーの解体工事についてお伺いをいたします。

武川町牧原地内、現在は土地所有者は変更となっております、旧興石ストアーの解体工事が昨年年末より進められております。現在、解体現場は作業が中止されております。周りには何も囲いもなく、子どもが近づくと危険であります。ガラスなど、今、散乱をしています。強風では、ほこりが舞っております。そして、アスベストが使用されている建物ともいわれている中、早期に周囲に安全が図られる対策が求められておりますが、市としてこの事態の把握、改

善など、指導を行っているのか、その点についての見解を求めます。

第3に、拙速な中学校統合は行わないこと、このことについてお伺いをいたします。

今年度各地域委員会にお願ひし、中学校の統合は避けて通れないという課題として意見集約を求めております。昨日の、ともにあゆむ会質問、なぜ市長公約を1年で変えるのかに対して、やはり子どもの減少と全体を考えていかなければならない、このように答えております。しかし、どのような地域にしていくのかの方針がない中での学校統合だけを求める進め方は、市民を置き去りにした進め方ではないか。学校が存続する地域と廃校になる地域では考えの違い、温度差が当然出てまいります。平成27年1月の文部科学省、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き、ここにおいても小規模校のメリットの最大化、小規模校のデメリット緩和策などを提言しています。小規模校の利点があることをここでも認めております。

特に北杜市は面積が広い、そうした中で周辺部は過疎化が進行しています。また、100人以下の学校は当たり前、こうした意見もある中、学校統合を拙速に行わないことを求めて、見解をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

15番、清水進議員の中学校の統合についてのご質問にお答えいたします。

中学校の統合は避けては通れない課題であると認識しているところであります。

義務教育である中学校におきましては、生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくといった、そのような目的が果たせるよう取り組んでいく必要がございます。

しかしながら、中学校統合の検討を進めるにあたっては、行政が一方向的に進める性格のものではないと考えておりますので、学校関係者や市民の皆さまから意見を伺いながら、議論を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

扶助費等増額で市民の切実な願いに応える新年度予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成28年度における県内の実質単年度収支の状況についてであります。

昨年9月に山梨県が公表した平成28年度普通会計決算のデータにより、県内の市の実質単年度収支について比較すると本市の額が最大となっております。

一方で、本市の実質単年度収支は、任意の繰上償還額である18億6千万円がプラスにカウントされているため19億円の黒字となっておりますが、普通交付税の段階的縮減に伴い今後繰上償還できる額が大幅に減少することにより、平成29年度以降の本市の実質単年度収支も

大幅な縮小が見込まれるものであります。

次に、財政見通しの黒字を少なく見積もっているのではないかと、平成35年度以降も黒字に転嫁できるのではないかについてであります。

平成27年度と平成28年度の決算における実質単年度収支については、いずれも中長期見通しで前年度決算データなどによりシミュレーションした額よりも大きくなりましたが、普通交付税の段階的縮減の影響により、平成27年度から平成28年度にかけて大幅に減少する傾向は正確に把握できていたものであり、普通交付税において措置される元利償還額が大幅に減少してくる、平成35年度ごろから財政状況が非常に厳しくなってくる傾向についても変わらないと考えております。

次に、扶助費の増額など市民要求に応えるべきではないかについてであります。

本市の財政状況については、合併による特例措置がなくなってくることや、特別会計を含めた1人当たりの市債残高が依然として県内の市の中で最も大きい状況などを勘案すると、将来的に決して楽観視できないものであります。

こうした財政状況の中であっても、今回の予算編成においては、扶助費などの義務的経費について、過去の実績や制度に基づき適切に所要額を計上することとしたところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

15番、清水進議員の旧輿石ストアの解体工事についてのご質問にお答えいたします。

当該建築物はアスベストを練り混ぜた外壁材を使用していたことから、県の指導で解体工事が中断となっております。現在はアスベストにかかる大気汚染防止法の届け出も県になされ、事業者の工事再開を待っているところであります。

県からは、アスベストについては、外壁材の破損がないため飛散はないと聞いております。

なお、安全等を考慮し改めて県から事業者へ指導するよう求めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

再質問はありますか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

扶助費増額で、市民の切実な要求に応える新年度予算について、財政の問題で第1点、お問い合わせいたします。

昨日と本日のこの会議の中でも財政の健全化に向けて、また積極的な繰上償還を実施していく、こうした答弁が繰り返し強調されたと思います。

私は類似団体との比較で、今回、分析を行いました。そうしてみると、公債費の比率は先ほど紹介したように119団体中30位と少なくなっています。財政も、そういう点では改善をしてきているというふうに思います。切実な市民の声に応える、そのことはやはり県内の中で、

13市で最も少ない扶助費をやはり予算の中で増やしていく、このことが必要ではないか。それが市民の暮らしを支えることになると思いますので、その点についてお伺いをいたします。

もう1点、合わせて、この中長期ローリング見通しの中で、平成28年度の人件費について、お伺いをいたします。

決算では43億8,500万円、そして今年度、ローリングの中では平成30年で人件費が47億5千万円。約2年間で3億6千万円増えておりますが、この人件費が増えている要因というのは、こういったことが考えられるのか、その2点についてお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

15番、清水進議員の再質問について、2点いただきましたので、まず1点目について、私のほうからお答えさせていただきます。

他市と比較して扶助費が少ないということについてのご質問であろうかと思えます。あと、予算の構成についてのご質問であろうかと思えます。

この扶助費につきましては、一般的に言いますと、私たちは国のルールに基づいて、義務的な経費をしっかりと計上しているという認識でおります。一般的には、国のルールでございますけれども、それはさまざまな議論がなされて決められているものと承知をしております。当然、生活保護法等にかかる必要性であるとか、あるいはその他の人たちとの比較などもした上で決められたルールでありますので、それに的確に計上しているというふうに認識しております。

そうした観点で、今、他市との比較ですとか、公債費など他分野との比較もご指摘いただいたところでありまして、それについてはそれぞれの考え方に基づいて計上されているところでありまして、黒字の計上に然り、扶助費の計上に然り、それぞれの市において、それぞれの考え方において計上している部分もあろうかと思えますので、単純に比較をして市が何もしていないというご指摘は当たらないものというふうに考えております。ましてや、また繰り返しになりますが、今議会においても再三ご説明させていただきましたけれども、市民がすこやかであり続けるといふことと後世に引き継いでいくという観点から、現在「お宝いっぱい健幸北杜」を基礎とした事業展開を進めているというところでありまして、

以上であります。

○議長（中嶋新君）

人件費について。

植村財政課長。

○財政課長（植村武彦君）

15番、清水進議員の再質問について、人件費の増についての質問にお答えいたします。

中長期見通しにおいて、人件費が増になっている主な要因でございます。

これにつきましては、保育士等の処遇改善を図るため、従来、物件費で賃金職員、賃金という扱いであった職員について、非常勤という人件費にカウントされる職員に身分の変更を行う等の処遇改善を行っております。したがって、物件費を減らして人件費を増やすというような結果になったわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは、3項目めの拙速な中学校統合は行わないことということで再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、避けて通れないんだというふうなお話がされました。文部科学省では、平成27年の1月に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、副題は「少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」が発表をされています。その中で、4章ですね、小規模校を存続させる場合の教育の充実、こうした項目があります。市町村の中にはさまざまな事情から、学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や小規模校のまま存続させることが必要であるとする地域も存在するところでもあります。教育の機会均等を確保する観点から、まず検討しなければならないのは小規模校であることのメリットを最大限生かし、児童生徒への教育を充実させる方策です。このように、そして具体的に個別指導の充実も挙げております。小規模校を存続させていく、こうしたことも述べられております。

私が住んでいる武川地域、3件あったガソリンスタンドが閉店したままであります。そして昨年12月にスーパーやまと武川店も閉店をしています。小学生の低学年の通学は家族が行っております。こうして家族が行うということは、日中でも通学路にサルが出没していたずらをする、本当に危険だということで父母が付き添って通学をしている。こうした中で、地域の中で学校がなくなっていけば、若い世代、定着するでしょうか。やっぱり農業所得の援助や若者の働く場所の確保、こうしたことに力を入れて、若者が住みたい市としていくことが市としての役割ではないでしょうか。市長が昨日、表明したこと、議会への所信表明もないまま、財政難を理由として公約を1年で変えてしまう、先ほど言ったように各地域委員会をお願いして、この中学校の統合は避けて通れないということで始めているということは、やはりあってはならない。やはり、地域全体をどうするのかというのがまず必要ではないかと考えます。この点について、市長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

15番、清水議員の再質問にお答えいたします。

まず、国が平成27年1月に出した手引等を鑑みながら拙速な統合はというようなことだと思います。市長の考えということではございますが、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、手引の中では小規模校の良さを伸ばしてというようなこともあるのは事実でございます。しかしながら、第1章のほうでは、教育の基本的な観念ということで、教育長答弁のとおり学校規模の適正化の検討は、さまざまな要素からも困難な課題ではあるけども、あくまで児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えて、学校教育の目的、目標をよく理解した中で進めていくべきだと。そういう中で、市民との議論等も進めながら進めていくべきだということは、まず前段で触れているのも事実でございます。

また、小規模校については、山間地、離島等で地理的な要因などで、統合できないような場

合、それから自治体が小規模校を選択した場合にはというようなことで、その第4章、そういったことに触れているものでございます。

北杜市といたしましては、市長の公約というようなことでございましたけども、4校案については理解をいただけない点もあるので、いったん白紙にということで、これについては事実、白紙に戻った状態でございます。しかしながら、北杜市の小中学校の統合につきましては、平成21年3月に適正規模等審議会からの答申を受けまして、平成22年に北杜市小中学校適正配置実施計画が策定されております。教育委員会、市といたしましては、この適正配置実施計画、決して国の手引に抵触しているものではないというふうに考えてございますので、まずはこの適正配置実施計画をしっかりと受け止めた中で、教育長答弁にもございましたとおり、市民の皆さんとも議論を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

いいですか。

○15番議員（清水進君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで15番議員、清水進君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月16日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時33分

平成 3 0 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 6 日

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第20号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例及び北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例を廃止する条例について
- 日程第2 議案第21号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第22号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第23号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第24号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第25号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第26号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第27号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第28号 北杜市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第29号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第30号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第31号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第32号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第33号 北杜市優良乳用牛貸付けに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第34号 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例及び北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

- 日程第 16 議案第 35 号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 36 号 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 18 議案第 40 号 市道路線の変更について
- 日程第 19 議案第 41 号 平成 30 年度北杜市一般会計予算
- 日程第 20 議案第 42 号 平成 30 年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 43 号 平成 30 年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 44 号 平成 30 年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 45 号 平成 30 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 46 号 平成 30 年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 47 号 平成 30 年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 48 号 平成 30 年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 49 号 平成 30 年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 50 号 平成 30 年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 51 号 平成 30 年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第 30 議案第 52 号 平成 30 年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第 31 議案第 53 号 平成 30 年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 54 号 平成 30 年度北杜市財産区特別会計予算
- 日程第 33 請願第 1 号 憲法「改正」国会審議での慎重審議を求める意見書提出請願
- 日程第 34 議案第 19 号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並び  
に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
を定める条例の制定について
- 日程第 35 議案第 38 号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 36 議案第 55 号 平成 29 年度北杜市一般会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 37 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第 38 議員派遣の件
- 日程第 39 閉会中の継続審査の件
- 追加日程第 1 藤原尚君の議員の資格決定の件
- 追加日程第 2 資格審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 3 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	企画課長	中山晃彦
財政課長	植村武彦	介護支援課長	三井ひろみ
商工・食農課長	小澤隆二	まちづくり推進課長	植松宏夫

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 ( 3 人 )

議会事務局長	土屋	裕
議会書記	清水	市三
〃	進藤	修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

最初に、ここで諸報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会から報告があります。

峡北地域広域水道企業団議会 齊藤功文君、報告をお願いいたします。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

峡北地域広域水道企業団議会の報告、朗読をもって報告させていただきます。

平成30年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会報告書

平成30年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会が3月13日、企業団事務所において開催され池田恭務議員、秋山真一議員、藤原尚議員、志村清議員、加藤紀雄議員、坂本静議員と私の7名が出席いたしました。

今定例会では、昨年11月に行われた葦崎市議会における議会構成の改編に伴う議長選挙が行われ、齊藤功文副議長による指名推選により葦崎市議会選出の森本由美子議員が企業団議会における議長に当選されました。

今定例会に企業長から提出された案件は、条例案件2件、予算案件2件の計4件でありました。

以下、その概要について説明いたします。

まず、議案第1号 峡北地域広域水道企業団職員定数条例の一部改正については、企業団における財政担当専門職員の定年退職に伴い、公営企業会計に精通した職員を確保するため、職員定数条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第2号 峡北地域広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、峡北地域広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号 平成29年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正予算は、3条予算においては、収益的支出を3,289万4千円減額し、総額12億2,695万2千円に改め、資本的支出を4,327万8千円減額し、総額3億4,672万4千円とするものであります。

次に、議案第4号 平成30年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算についてであります。

平成30年度当初予算につきましては、3条予算では、収入の予定額を14億3,499万1千円とし、支出の予定額は12億8,736万7千円となっています。

また、4条予算では、収入の予定額を1,508万4千円とし、建設改良費と企業債元金償還分と合わせた支出の予算額は、3億1,421万9千円となっています。

以上、今回、渡辺企業長から提出されました諸議案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 議案第20号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例及び北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例を廃止する条例についてから日程第33 請願第1号 憲法「改正」国会審議での慎重審議を求める意見書提出請願までの33件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第20号から議案第22号、議案第41号および請願第1号について報告を求めます。

総務常任委員長、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○総務常任委員長（齊藤功文君）

朗読をもって、総務常任委員会委員長報告とさせていただきます。

平成30年3月16日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、2月27日の本会議において付託されました事件を、3月5日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第20号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例及び北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例を廃止する条例について

議案第21号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算（所管分）

請願第1号 憲法「改正」国会審議での慎重審議を求める意見書提出請願

以上、5件であります。

出席委員

委員長 齊藤功文、副委員長 藤原尚

委員 加藤紀雄、原堅志、相吉正一、清水進、中嶋新、内田俊彦

北杜市議会会議規則第132条の規定により出席した者

志村清

次に審査結果であります。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、議案第20号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例及び北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例を廃止する条例についてであります。

「移管する事業者との仮契約の内容は。また、市民への周知の方法は」との質疑に対し、「現在の事業を10年間は継続するよう契約する。市民への周知は、事業者と連名で周知文書を配布するほか、広報誌やホームページ、区長回覧等で周知に努めて行く」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「過去に自己啓発休業を取得した職員はいるのか。また、職員育成のため積極的に休業を認めていく予定か」との質疑に対し、「過去に青年海外協力隊員として取得した職員が2名いる。専門職として大学で単位取得することが追加されたことから、職員の人材育成のため、今後は取り組んでいく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑・討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「会議録検索システムが導入されるまでの経緯は」との質疑に対し、「今まで、本会議のすべての審議を市民に知ってもらうためCATVで放送してきた。これまでの本会議の会議録は、1万ページを超え、過去の議論を検索することは困難なことから、一昨年から会議録検索システムの導入を検討してきた。平成31年度にCATV事業を民間に移管することになったことから、費用対効果も考慮してインターネット中継もできる会議録検索システムを導入することにした」との答弁がありました。

また、「公共交通網形成計画にかかるパブリックコメントの数と要望内容は」との質疑に対し、「公共交通網計画に対するパブリックコメントの数は28件であり、その他要望として15件あった。意見としては、近隣市町村との関係などであった」との答弁がありました。

また、「合併特例事業債の残高と今後の起債に対する方向性は」との質疑に対し、「起債上限の残額は39億円ほど、期間延長に伴い、施設整備事業債など有利な起債を併用しながら有効活用していく方針である」との答弁がありました。

また、「情報系システム現状調査事業により、自治体クラウドへ移行することも検討していくのか」との質疑に対し、「自治体クラウドについては、経費節減のメリットもあるが、市独自のシステム運用ができない面もあり、現状のシステムの運用状況等を調査しながら乗り遅れないように対応を検討していきたい」との答弁がありました。

また、「マイナンバーの発行状況は。平成30年度の交付枚数の増加をどのように推進していく予定か」との質疑に対して、「平成30年1月末で4,950枚発行した。国もマイナンバーカードの推進に苦慮しており、市としては、さらに市民への周知に努めていく」との答弁があ

りました。

また、「新たなパンザマストの設置場所は。また、「アラート新型受信機整備の内容は」との質疑に対し、「パンザマストは、高根と長坂に1基ずつ設置する。」アラート新型受信機は、これまでの機器より早く受診でき、情報量が多く発信できるようになる」との答弁がありました。

また、「滞納繰越額の予算の算定方法は。また、滞納繰越分の今後の徴収見込みは」との質疑に対し、「滞納繰越額については、過去3年間の実績により予算額を算定している。滞納整理も進み、調定額が減少し、残っている滞納は、困難事例が多いことから徴収見込み額は減少傾向にある」との答弁がありました。

質疑終結後、「今年度予算には、繰上償還する6億600万円が含まれている。市民の生活は、年金の減少などで大変である。市の施策で市民の生活を応援しなければならない。県内他の自治体と比較して、扶助費は最低であり、国保税の減額や介護保険料などの減額の措置が取られるべきである。また、子どもの格差や貧困も広がっており、学校給食など無料にすべきである。これら3項目は3億円あれば実現可能である。自衛隊協力会連合会分担金および自衛官募集相談員年会費も含まれ、カードの所持により紛失の危険がある個人番号制度事業費も含まれている。これらの財源を教育や福祉サービスの向上に充てるべきであることから反対する。一方、「平成30年度一般会計当初予算は、第2次総合計画を基本とし、北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づき渡辺市長が提唱する「お宝いっぱい健幸北杜」に掲げる主要施策に重点的に取り組むものである。その内容は、北杜市の将来に向けて夢ある発展に必要なかつ重要な課題に的確に対応できる一方で、合併以来、最重要課題として取り組んできている財政健全化路線を継承し、総額を抑制している。また、普通交付税の段階的縮減等を見込み、将来の財政負担を軽減させるため、繰上償還を積極的に行うなど、グローバルな視点から捉えた、内容の充実した、バランス感覚のある予算である。地方債の残高の縮減と基金の積立額の増額により、約500億円の財政の改善が、財政力指数や実質公債費比率などの財政健全化指標に明確に表れている。渡辺市政2年目の大きな節目として、新たな時代に向かってスタートする積極かつ健全な、成熟度の高い予算であることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 憲法「改正」国会審議での慎重審議を求める意見書提出請願であります。

「憲法改正については、具体的な案が提出されておらず、現時点では政党や国会の動きを見ていく必要があると思うが」との質疑に対し、「憲法改正の議論を行うことはやぶさかではないし、議論を行うことは重要である。しかし、改正議論は慎重に行うべきものとする」との答弁がありました。

また、「安倍首相は、2020年のオリンピックまでに憲法を改正するとし、請願者は、日程ありきで審議が進むと心配しているのではないのか」との質疑に対し、「安倍首相は、スケジュールありきではないとしているが、オリンピックまでに憲法改正したいとの発言もあり、改正の動きが加速する可能性もあり、慎重な審議を行ってほしいと考えている」との答弁がありました。

また、「憲法改正には、国民投票もありハードルは高いものである。国会議員は民主的に選ばれており、自民党が強行採決をするとは決め付けられない。国会内で議論が進まないうちに、慎重な議論を求めることは拙速ではないのか」との質疑に対し、「自民党案が出たら議論すべきというものではなく、国会における議論を慎重に行うことを求めるものである」との答弁があ

りました。

質疑の中で、「憲法改正内容を確認することなく、慎重な審議を求める意見書は国会の議論を制限することにもなる。国会での議論の状況を見守る必要もあり、請願に対して結論を出すには難しいことから、継続審議とすべき」との意見が出され、起立採決の結果、賛成多数により継続審議とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第23号から議案第32号、議案第36号、議案第41号から議案第45号、議案第50号から議案第52号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

報告書をもって、文教厚生常任委員会報告を申し上げます。

平成30年3月16日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、2月27日の本会議において付託されました事件を、3月6日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第23号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第24号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第25号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第26号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第27号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第28号 北杜市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第29号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第30号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第31号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について  
議案第32号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例について  
議案第36号 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算(所管分)  
議案第42号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計予算  
議案第43号 平成30年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第44号 平成30年度北杜市介護保険特別会計予算  
議案第45号 平成30年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算  
議案第50号 平成30年度北杜市病院事業特別会計予算  
議案第51号 平成30年度北杜市辺見診療所特別会計予算  
議案第52号 平成30年度北杜市白州診療所特別会計予算  
以上、19件であります。

審査結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、議案第25号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「住所地特例が規定されることにより対象になる方は」との質疑に対し、「新たに住所地特例の対象となるのは、国民健康保険に加入していた方が、後期高齢者医療に加入した場合に適用される」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

「介護保険料の改定の影響額は、また、財政調整基金の残高は」との質疑に対し、「処遇改善等により500円程度の影響があった。消費税等については52円程度、負担割合によるものは200円程度、その他、高齢者の増加、認定率の増加等によりサービス料の増加に伴うものは250円程度となり、4,883円となったが、基金の取り崩しにより月額基準額4,300円に抑えることができた。また、基金残高は約4億1千万円あり、平成29年度におおよそ600万円積み立てることになる」との答弁がありました。

質疑終結後、「今回の介護保険料の改定により、基準となる第5段階の人で、7.5%、月300円、年間3,600円の値上げとなる。第1段階の方でも年間1,620円の値上げとなる。ただでさえ少ない年金から天引きされる仕組みであり、県下でも安い介護保険料を保ってきた北杜市としては、あらゆる工夫をさらに重ねて値上げを避けるべきことから反対する。一方、「全体像として北杜市は、高齢化・重度化が進んでいる状況である。これまで工夫する中で介護保険料を抑えてきた経緯があり、今回も改定にあたりさまざまな苦勞をしている。また、応分の負担ということも考慮されていることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「条例改正により運用に変化はあったのか」との質疑に対し、「これまで介護現場で実施してきたことが、条例に明記されたものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 28 号 北杜市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「市内で対象となる介護医療院はどこになるのか」との質疑に対し、「介護医療院は、甲陽病院の療養型の何床かが該当するが、病床数はこれから決定される。平成 36 年 3 月 31 日までに転換するよう経過措置がある」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 32 号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

「前日の午後 4 時までに申し込むことは大変との声があるが」との質疑に対し、「条例改正により午後からの利用については、午前中に申し込むことで利用できることになった」との答弁がありました。

また、「協定を締結する市町村の範囲は」との質疑に対し、「県内の市町村と協定を締結する。これまでも市外の勤務先に近いところで利用を希望する方がおり、韮崎市とは協定を締結し、平成 28 年度は延べ人数で 28 名が利用した。甲府市とは協定の締結をしていないが市内の方で、延べ 3 人が利用してきた」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 36 号 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「平日夜間の施設の貸し出し管理は誰が行うのか」との質疑に対し、「甲陵の事務局職員が行う」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 41 号 平成 30 年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「自殺対策強化事業は市内の高校で行うことになるのか」との質疑に対し、「生命の授業は、北杜高校で実施している。甲陵高校については、実施していないが、今後、受け入れについて学校と検討をしていく」との答弁がありました。

また、「工事が完了すると、いずみ保育園は、何人の園児を受け入れることが可能になるのか。また、工事の概要は」との質疑に対し、「定員は 150 名である。工事の概要は、鉄骨造平屋建てで、延べ床面積は 1,200 平方メートル。委託料として、仮設園舎の敷地管理業務に 420 万円、工事監理業務に 955 万 4 千円、仮設園舎の借上料に 777 万 6 千円、新園舎建設工事に 5 億 3,600 万 4 千円を予定している」との答弁がありました。

また、「健康福祉大会の実施状況は」との質疑に対し、「健康・福祉に対して知識の普及と啓発のため、年齢を問わず参加していただいている。おはよう朝ごはんコンテストなどを実施し、約 250 名が参加している」との答弁がありました。

また、「図書館費が減少した要因は」との質疑に対し、「金田一春彦図書館の屋根の改修などの事業が終了したことによる」との答弁がありました。

また、「公営アカデミーふるさと探検事業の実施計画は」との質疑に対し、「夏休み期間中に実施し、小学校 3 年生以上の児童を対象としている」との答弁がありました。

また、「体育協会や文化協会への補助金額は減額されたのか」との質疑に対し、「平成 30 年度は、昨年度と同額とすることができた。来年以降は未定である」との答弁がありました。

質疑終結後、「貧困ラインは下がり、都市と地方、貧富の格差は拡大し、市民の多くが、子育てや日々の生活に困窮しているときこそ、市がその生活を応援する施策に思いきって予算を当てる必要がある。健幸北杜をつたい、目指すなら、生活保護を受けやすくし、国保や介護保険料の減額措置の拡大や学校給食費の無料化などに市の予算を振り向けるべきである。子ども医療費助成事業の対象を18歳までに広げるなど行うべきである。市債を削減することは必要であるが、市民に我慢を押し付けながら、6億600万円の繰上償還をすべきでないことから反対する」。一方、「平成30年度当初予算は、努力の結果、約277億円に抑制してきた。普通交付税の段階的な縮減を見据え、渡辺市長が掲げる「愛でつながる北杜市」、「健幸北杜」のメリハリのある政策的事業が随所に盛り込まれている。安定感・期待感を持った、新しい時代の新しい取り組みの予算であることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

「国保の運営が大きく変わる中で今後の基金の活用はどうしていくのか」との質疑に対し、「財政調整基金は、医療費の急激な上昇に対応するため繰り入れるものである。今後、被保険者の減少や税収の減少にも充てることになる」との答弁がありました。

質疑終結後、「財政運営の責任主体が基本的に県に変わり、市は保険税額を決定し市民から徴収することになる。残された基金の活用や一般会計からの繰入額については、市の裁量・判断に任せられることになる。県内では国保税を引き下げる市町村もある。市民は大変な苦勞の中で国保税を納めている。市は、高い国保税を少しでも引き下げるため、基金を活用していないことから反対する」。一方、「国民健康保険はこれまで運用も大変であった。これから国保運営が変わる中で、市民の健康管理や疾病時、出産時等の費用などをしっかり考慮している。また、県と市の整合性がしっかりと図られていることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 平成30年度北杜市介護保険特別会計予算についてであります。

「特別徴収と普通徴収の割合は」との質疑に対し、「特別徴収の割合は91.8%、普通徴収の割合は8.2%である」との答弁がありました。

質疑終結後、「介護保険条例が改正されることにより保険料が値上げとなる。県下でも安い保険料を保ってきた北杜市は、あらゆる工夫をさらに重ねて、値上げを避けるべきことから反対する」。一方、「この予算は、健幸北杜を目指してさまざまな施策が行われる。昨年度より1億円あまりの予算を増額し、元気な高齢者を増やすための施策として、居宅介護や生活支援サービス事業、地域密着型サービス、そして高齢者の交流の場の事業、認知症対策などを設けている予算であることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 平成30年度北杜市病院事業特別会計予算であります。

「年間患者数の算定の方法は」との質疑に対して、「効率的な運営をする中で患者数を見込んだものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第24号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第29号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ

いて、議案第30号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第31号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について、議案第43号 平成30年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第45号 平成30年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第51号 平成30年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第52号 平成30年度北杜市白州診療所特別会計予算の9件は質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第33号から議案第35号、議案第40号および議案第41号、議案第46号から議案第49号、議案第53号および議案第54号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、井出一司君。

井出一司君。

○経済環境常任委員長（井出一司君）

それでは、経済環境常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

平成30年3月16日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、2月27日の本会議において付託されました事件を3月7日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第33号 北杜市優良乳用牛貸付けに関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例及び北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第35号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例について

議案第40号 市道路線の変更について

議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第46号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

議案第47号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計予算

議案第48号 平成30年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第49号 平成30年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算

議案第53号 平成30年度北杜市土地開発事業特別会計予算

議案第54号 平成30年度北杜市財産区特別会計予算

以上、11件であります。

#### 審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、議案第33号 北杜市優良乳用牛貸付けに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「根拠法令の改正内容は」との質疑に対し、「これまでの農業災害補償法は、自然災害のみが対象であったが、農業収入全体も補償の対象にできるよう改正された」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例及び北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

「受益者の負担割合は」との質疑に対し、「農道、用排水路関係土地改良事業ならびに圃場整備については、工事費の10%、その他の土地改良事業については、15%を負担していただいている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例についてであります。

「この条例のこれまでの実績および効果は」との質疑に対し、「農業生産法人の企業参入や市内企業の工場増設に対して適用してきた。平成29年度の固定資産税の減免額は746万円であり、これにより694人が雇用され、制度として有効であった」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「ごみステーション設置補助金の対象となるのは」との質疑に対し、「10世帯以上集まって申請していただくと補助率2分の1、上限額30万円の補助が可能となる」との答弁がありました。

また、「木の駅プロジェクトの事業概要は」との質疑に対して、「市内の間伐材を薪に加工するための機器を市が購入し、林業者に貸し出す事業となる」との答弁がありました。

また、「農産物高付加価値化推進事業により販路の確保はできるのか」との質疑に対し、「北の杜フードバレープロジェクトでも取り組むが、有機野菜生産者の販路確保は難しい。量販店は、認証を受けていることを望んでいることから、山梨県ギャップ認証制度の活用を検討している」との答弁がありました。

また、「北杜のお宝お知らせ隊事業の内容は」との質疑に対し、「市民に北杜市の観光名所を知っていただくために、参加者を20名募り、素敵な北杜めぐりツアーを企画し、6月から2月の間に3回開催する予定である。また、市内の親子を対象に夏休みと冬休みにツアーを開催する予定である」との答弁がありました。

また、「企業と求職者のマッチング機会創出事業の参加者および就職者数の実績は」との質疑に対し、「平成28年度は甲府、東京、市内で開催し、企業の参加は甲府が20社、東京が17社、市内が30社であった。求職者数については、甲府が23名、東京が25名、市内が149名参加し、このうち、甲府と東京が4名ずつ、市内は34名が就職に結びついた」との答弁がありました。

また、「ジビエ加工施設の今後の活用は」との質疑に対して、「人材が不足していることから後継者の育成として、平成30年度から林業地域おこし協力隊支援事業を実施していく」との

答弁がありました。

また、「若者が暮らしやすい市営住宅居住性向上事業の内容は」との質疑に対して、「サンコーポラスの風呂給湯設備の取り替えや天井のクロスを張り換え、居住環境を整備し、若者の定住につなげていく事業である」との答弁がありました。

また、「空き家対策事業の把握状況は」との質疑に対して、「特定空き家は12件あり、そのうち2件は相続人が不明であり、略式代執行を検討している」との答弁がありました。

質疑終結後、「市債の償還などにより本来なら受けられる行政サービスを我慢するよう市民に強いている。このことを市民に受け入れてもらうためには、各事業の効果を検証し、コストの適正化を図り、効果を最大限に引き上げる必要がある。事業の効果を市民に示さないと納得感が得られない。当初予算には、効果検証と次年度への反映が、市民が納得できるレベルで実施されているかという確信が得られないことから反対する。一方、「歳入面では、普通交付税の段階的縮減の影響がある一方、歳出面では、扶助費など必要経費の増加が見込まれる。このような状況下で、子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つの柱とした主要事業に重点的に取り組み、引き続き少子化対策、定住促進に関する施策に全力を挙げて取り組み、厳しい財政状況にあっても市政の発展や市民の生活を助けるための予算となっていることから賛成する」との討論があり、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号 平成30年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算であります。

「施設管理に対する委託料が増加している要因は」との質疑に対して、「パワーコンディショナーなど機器を計画的に更新する必要があり、増加したものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 平成30年度北杜市土地開発事業特別会計予算であります。

「工事費が新たに計上されているが」との質疑に対し、「小淵沢町の城山団地にある市有地をこれまでは草刈りをして管理してきたが、防草シートを設置し管理しやすくする」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号 市道路線の変更について、議案第46号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計予算、議案第47号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計予算、議案第48号 平成30年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算、議案第54号 平成30年度北杜市財産区特別会計予算、この5件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

これから、議案第20号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例及び北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例を廃止する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第20号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第21号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第22号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第23号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第24号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第25号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

志村清議員。

○8番議員（志村清君）

議案第26号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてに反対する討論を行います。

3年ごとに見直す介護保険事業計画策定に伴う条例改定で、保険料を引き上げる改定となるものです。介護報酬の改定や介護福祉士の処遇改善などで増える費用を、基金約3億7千万円を取り崩して補い、保険料基準額が4,833円になるところを4,300円に抑えるという努力は評価できるものですが、基準となる第5段階の人で7.5%、月300円、年間では3,600円の値上げとなるもので賛成しかねます。

生活保護自給者や課税対象年金収入が80万円以下の人でも、年間2万1,600円が2万3,220円へと1,620円の値上げです。ただでさえ少ない年金から天引きされる仕組みでもあり、また保険あって介護なしという、いざ介護を受ける状況になったら満足な認定がされないとの批判もやみません。県下でも安い介護保険料を保ってきた北杜市です。値上げはさらにあらゆる工夫を重ねて避けるべきです。介護保険料引き上げにつながる今回の条例改定、議案第26号に反対します。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

議案第26号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

この条例改正は、介護保険法第117条の規定による北杜市介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年に一度、介護保険料を改定するものであります。

料金改定の基準として、処遇改善や消費税、また高齢者の増加や認定率の増加に伴うサービス料が増しております。基準となる第5段階の人で、年額4万8千円が5万1,600円となるもので、月額にすると4千円から4,300円に増額となるものであります。しかし、この月額4,300円という金額は、不足分を基金を取り崩し、本来、算定額4,883円を下回る額に抑えているものであります。

北杜市は35%を超える高齢化率であります。健康長寿を延ばし、年老いても元気に暮らせるさまざまな施策に取り組み、努力を重ねているところであります。他市と比較しても介護保険料は低く設定されており、この低く設定することに対しては、非常な苦勞、そしてまた工夫を重ねているところでございます。また、低所得者への負担軽減もある中、応分の負担となっております。

以上の観点から、議案第26号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてに賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから議案第26号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立多数 )

起立多数です。

したがって、議案第26号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

( なし )

討論を終結いたします。

これから議案第27号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第28号 北杜市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

( なし )

討論を終結いたします。

これから議案第28号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

( なし )

討論を終結いたします。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第30号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第31号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第31号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号 北杜市立病児・病後児保育園条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第32号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号 北杜市優良乳用牛貸付けに関する条例の一部を改正する条例について、

討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第33号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例及び北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第34号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第35号 北杜市企業等振興支援条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第35号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第36号 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第36号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第40号 市道路線の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第40号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算に対する討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対者の討論。

池田恭務君。

#### ○2番議員(池田恭務君)

議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算につきまして、反対の立場から討論をいたします。

厳しいシーリングを設定し、総額を抑制した予算とのことであり、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査したということで、昨年度と同じ表現で予算編成の基本的な考え方の説明がなされておりました。

中長期的な市政運営を考えますと、市債の繰上償還や基金の積み立てには賛同するわけがありますが、裏を返すとこれまでに積み上がってしまった、いわゆる借金の返済を優先するため、本来ならば市民が受けられる行政サービスが受けられない状況ということであり、市民に対して我慢をお願いすることです。

このお願いを受け入れていただくには、予算編成にあたり、これまでの各事業の効果をしっかりと検証すること、そしてそれを踏まえて次年度ではさらにコストを適正化しつつ効果を最大限に引き上げること、場合によっては事業の中止や新設も求められます。

すべての事業に共通しますが、効果目標を明確に示す必要があります、そうでなければ市民の納得は得られません。

総論としましては今のとおりであります、所属する経済環境常任委員会の所管分から2点だけピックアップさせていただきますと、例えば獣害対策に関する事業費としまして、約6千万円が計上されていると理解しておりますが、今年度の成果として農業被害、生活被害への効

果検証が見えにくく、翌年度に向けて何がどう改善されていくのかが分かりません。駆除した獣の頭数はあくまでも中間指標であると考えます。獣害対策において、役所は当事者にはなれないと考えますが、そうであれば、旗振り役として実施する事業などが求められているというふうに考えます。

次に、観光に関する事業費としましては、約4億5千万円が計上されていると理解しておりますが、中には施設管理や観光施設、トイレ整備なども含まれはするわけではありますが、昨年度に引き続きまして、こちらも効果が見えにくいというふうに考えます。

これだけの莫大な血税を投下するわけですから、1つの視点としてですが、例えば同額以上の税収が上がるような効果が出ているのか、関連する事業に関わっておられる市民の方々を含め、私のほうには厳しい声が届いております。

別の視点ですが、観光庁から観光カリスマとして選定されている山田桂一郎さんという方がいっしゃいます。世界のトップレベルの観光ノウハウを各地に広めるカリスマとしてスイス・ツェルマットの観光局でご活躍と紹介されている方です。

数年前に当市に来られた際に、まだ議員になる前ではありましたが、お話しをする機会があったのですが、都会の駅や高速道路のサービスエリアなどでパンフレットを配ることを指して「砂漠に水をまくようなことだ」と、そういった表現をされていたと記憶しております。

これは関係者の皆さま、職員の皆さまの頑張りが効果に結び付いているのか、頑張りの効果が最大限に引き出せているのか、私も同感であり、効果がこちらについても見えにくいというふうに考えます。また「北杜市が本気になれば、ツェルマットは太刀打ちできない」、そのように言われていたことも併せてご紹介しておきたいというふうに思います。

要求レベルとしては、決して低いとは思いません。しかし民間では、当然のレベルであるというふうに考えます。事業の振り返り、すなわち効果検証と次年度への反映が市民にご納得いただけるレベルで実施されているとの確信が得られないため、無批判に賛成することはできないと判断いたしまして、平成30年度北杜市一般会計予算に反対をいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

平成30年度北杜市一般会計当初予算について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、予算の規模は277億9,696万8千円で、対前年度当初比1億2,795万1千円、0.5%の減であります。来年度の本市の財政は、歳入面では市税収入が景気動向および本年度の決算見込み等を踏まえ、増加が見込まれる一方、普通交付税が段階的縮減等により減少することとなるが、所要の一般財源総額が確保できたことから、引き続き財政調整基金の取り崩しを回避できたところであり、また歳出面では公共事業については、前年度当初予算の範囲内とし、経常経費については前年度の98%以内、その他行政経費については一般財源ベースで前年度の95%以内に留める等、厳しいシーリングを設定して総額を抑制するとともに、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査した予算であると言えます。

公債費について、一般会計において6億円の繰上償還を行うこととし、その結果、平成30年度末の市債残高は全会計ベースで、平成28年度末の646億円から636億円程度に減少す

る見込みであり、ピーク時の1,009億円から373億円の削減となる見込みであります。

一方、平成30年度末の基金残高は172億円と見込まれ、合併時から122億円の増加、市債と合わせた全体の改善額は495億円となる見込みである。また、介護保険関係経費は県内で一番安い介護保険料を維持するためや、障害福祉サービス費等の義務的経費の継続的な増加に加え、引き続きいずみ保育園の建て替えや小学校施設等中長期保全化計画に基づく小学校改修などの大規模事業が予定されるなど、所要の財源確保に向け一段と厳しい財政運営が予想されるところであります。

このような状況下でありながら、子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つの柱とした主要施策について重点的に取り組み、引き続き少子化対策、定住促進に関する施策に全力を挙げて取り組むこととし、北杜市総合戦略に基づく施策や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく施策を積極的に実施することとした。

本予算は国等の財源や有利な起債を最大限に活用し、市政各般にわたる重要課題に各所管部署では総力を挙げて市長を筆頭に対応するとともに、市債の繰上償還を積極的に行いながらも4年目に入る交付税の段階的縮減に対応した、しっかりとした予算となっております。

以上の理由により、平成30年度北杜市一般会計当初予算について賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

まず、反対討論から。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

アベノミクスの5年間で景気の回復を実感している市民は、どれくらいいるのでしょうか。政府の統計でも実質賃金が年16万円も下がり、家計消費は22万円も落ち込んでおります。貧困ラインも20年間で157万円から133万円へと24万円も下がっております。下がり続けているのは、主要国で日本だけあります。都市と地方、富める者と貧しい者との格差は、一層拡大するばかりであります。

安倍内閣はここ5年間に年金を減らし続けてまいりました。これで、年金削減が終わりません。今年4月からは年金カット法、いわゆる2016年成立による新たな仕組みも施行されます。市民の皆さんの多くが子育てや日々の生活に困難に直面しているときこそ、市がその生活を応援する施策に思い切って予算を与えることが必要だと考えます。

第1に、民生費のうち児童福祉費で保育料の第2子以降の無料化の継続などは評価できますが、同項の子ども医療費助成事業は中学3年生のままになっております。子育て支援の要望の多さや県内自治体の動向から1年でも早く、18歳までの医療費無料化に踏み出すべきだと考えます。

第2に、生活保護費や児童福祉費などの扶助費が全予算に占める割合は9.1%で、県内13市で最低水準であります。「健幸北杜」を謳い、目指すなら生活保護費をもっと受けやすくする方策や国保税、介護保険料の減額の拡大、学校給食の無料化など市の予算をこうした項目に振り向けるべきであります。

第3に、額は少ないですが9款消防費、1項消防費、5目災害対策費、19節の負担金補助及び交付金に自衛隊協力会連合会分担金と自衛官募集相談員年会費負担金が含まれております。

自衛隊はすでに安倍政権が憲法を踏みにじって施行した安全保障法、いわゆる戦争法で米軍の戦艦、航空機の防護を行うようになりました。今までの自然災害発生時の緊急救援活動などが後方に追いやられていくことになります。自衛隊員の命の危険が強まります。市内中学生や高校生の名簿の提出を行わないこと、またこの負担金の削減を求めます。

第4に、2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費の中には、個人番号制度事業費が含まれております。マイナンバーの普及状況、総務省発表では2017年12月時点で1,200万枚、人口比率で8%台であります。個人カードの所持は、義務がありません。カード所持のほうが紛失など、情報の漏えいが危険であります。この財源を教育や福祉サービス向上にまわすべきであります。

第5に、学校のトイレ洋式化については評価をいたします。しかし、中学校の統合は避けて通れないと市長公約を1年で変え、地域委員会等で議論を再開しています。それぞれの町ごと、若者が就労し定着できる、均等に発展する市の未来こそ示さなければいけないと考えます。

第6に、水道企業団からの責任水量の水の買い取りがあります。人口の減少も進んできています。ダムを設置した県は、この北巨摩地域の人口増加と水不足を机上の計算で示し、災害の防止のダムから水道に利用できる多目的ダムへと変えました。使用していない水の代金まで支払うことはありません。不足分はダムを設置した山梨県に支払いを求めるべきであります。

第7に、市の借金を減らすことは大切です。公債費の比率は、北杜市と同じ類似団体の中で、119団体の中で30位と低いほうに位置しています。今年度予算で繰上償還6億600万円が含まれています。年間算出の2%に相当をいたします。この分を市民の福祉と暮らしを応援する予算に切り替えることが必要であると考えます。

以上の理由により、議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算への反対討論といたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算に対して、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度北杜市一般会計予算277億9,696万8千円は、第2次北杜市総合計画を基本とし、北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づき渡辺市長の提唱する「お宝いっぱい健幸北杜」に掲げる主要施策に重点的に取り組む予算であります。

そのうち主なものを挙げますと、子育てと福祉の充実のためのいずみ保育園の建て替え事業、小学校施設等中長期保全化計画に基づく小学校改修事業、市内の女性の活躍を促進するため、新たに創業する女性の支援を行う女性起業家活躍支援事業、そして健康づくりの取り組みを市民と企業と行政が協働で実施する若者世代からの健康づくりプロジェクト事業など特徴ある、そして北杜市の将来へ向けて夢ある発展に必要なかつ重要な課題に的確に対応する、その一方、合併以来、最重要課題として取り組んでいる財政健全化路線を継承し、経常経費については前年度比98%以内、その他の行政経費については、一般財源ベースで前年度の95%以内とする厳しいシーリングを設定しての予算策定であります。前年度比98%、95%、これは昨年と同じ条件で設定をしております。その前年度もそのように記憶しております。

ということでは、たかが2%、5%ではなく、それらが毎年毎年積み重なることによって、

相当厳しいシーリングを行っている実態が見えるわけです。そのようにして、総量総額抑制をした予算であります。

また、地方交付税の段階的縮減等を見込み、将来の財政負担を軽減するために、今までも毎年毎年行ってきたわけではありますが、それらを継続し、起債の繰上償還を積極的に行う等、グローバルな視点から捉えた内容の充実したバランス感覚のある予算であります。

合併後の北杜市は、財政の健全化を最重要課題として取り組んでまいりました。その成果は地方債の残高の縮減、そして基金の積立額の増額と合わせて約500億円の財政の改善を図ってきております。そのような中で、財政力指数や実質公債費比率等の財政健全化指標に明確な数字として、その成果は表れてきております。

このように、平成30年度北杜市一般会計予算は渡辺市政2年目の大きな節目として新たな次の時代へ向かってスタートする人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市、世界に羽ばたく誇れる北杜市を目指し、重要課題に果敢に挑戦していこうとする、その積極的かつ健全な成熟度の高い予算であり、北杜市のさらなる飛躍を期待し確信し、議案第41号 平成30年度北杜市一般会計予算について賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから議案第41号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決です。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第41号は各常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第42号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

反対討論ですね。

志村清議員。

○8番議員（志村清君）

議案第42号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計予算に対し、反対討論を行います。

まず強調したいのは、平成30年度から国保の運営が都道府県単位化によって大きく変わることです。財政運営の責任主体が県に基本的に変わります。市には県への納付金の上納の責任が課せられ、市はそれに見合う保険税額を決定し、市民から徴収を行うようになります。これまでの国保運営で累積した基金の活用などは、市の裁量判断に任されることとなります。

提案されている平成30年度の国保会計予算案は、国保税額を据え置くものとなっていますが、代表質問でも紹介しましたが、韮崎市では基金の1割を使って1人当たり2万円以上の引き下げを行います。多くの市民が大変な苦労の中で1カ月分の収入を上回るほどの額の国保税を納めています。県内の他市より低い国保税額とはいえ、納めきれずに滞納となって資格証明書が発行されたり、預金を差し押さえられる例も発生しています。高い国保税を少しでも引き

下げるために、北杜市でも他市を大きく上回る約5億円を超える基金を活用すべきであります。そうはなっていないという点で、当議案には賛成しかねることを述べて反対討論とします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第42号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、所管の委員会は可決でございます。所管の委員会の結論を尊重すべきものと思えます。

この国民健康保険特別会計は62億1,575万3千円と定められております。そして、その歳入を見ますと、簡単に言うと国民健康保険税が12億8,166万9千円。そして県の支出金ですが、43億3,707万8千円でございます。そして繰入金がございます。他会計繰入金が5億449万1千円。そして繰入金の中で特徴的なのが基金を取り崩して繰り入れを5千万円しているところでございます。

歳入面から見ますと、基金を取り崩したり、他会計からの問題は基準内、基準外の問題がありますけれども、他会計からも繰り入れを行い、今回の保険料になったわけでございます。

そして、県内各市を見ますと北杜市の平成28年度の保険料というのは安いほうから5番目。そして先ほど韮崎市の例が出ましたが、韮崎市は14番目なのであります。その差額、約1万5千円ほどが差額というふうに、平成28年度の決算でなっております。つまり韮崎市とか、他市との比較をする場合は他市との財政運営、要するに財政等をきちっと見ないと、それが本当に、2万円安いから北杜市も安くしろというのは、これは論理的に成り立たないということになるわけでございます。

歳出は、医療給付費は年々増加しております。それはどうしても、高齢化の中で当然、医療にかかる経費は、今後かかっていくわけございまして、それらを鑑みますと平成30年度、たしかに算定が変わったというようなお話もありましたが、今後、市は資産割につきましても、資産割算定を廃止していこうというお考えがあるようでございまして、それらを今後の予想値で考えてみますと、資産割分は減ってしまいます。そうすると、ほかの所得割とか応分割のほうにどうしても振り替えていかなければならないわけでございます。その振り替えたとき、その振り替え分をどこから出すかといいますと、これは基金から出すしかないわけございまして、それらを予想した中で平成30年度は、どうしてもこの国民健康保険の会計を運用した中で、また今後想像される資産割を廃止するという中で、ここはひとまず落ち着いて留まり、現状を維持しながら、見極めながら国民健康保険の会計が市として確実に運用されるように考えなければなりません年度ということでございますから、この平成30年度の予算につきましては、妥当と言わざるを得ないわけでございます。

今後、どのような状況がわれわれの市に起きるか分かりませんが、仮にお一人が少しずつでも医療給付が上がれば、それは膨大な金額になっていくわけございまして、特段、インフルエンザが流行ったとか、大きな疾病があったとか、そういうケースでなくても医療費は増加傾向にあることは、肝に銘じなければなりませんわけでございます。

以上の理由によりまして、議案第42号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計予算に

賛成するものいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから議案第42号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第42号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第43号 平成30年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第43号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し 。 の 声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第44号 平成30年度北杜市介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論を。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

議案第44号 平成30年度北杜市介護保険特別会計予算に反対する討論を行います。

3年ごとに見直す介護保険事業計画策定に伴う保険料の改定による条例改正を反映した予算です。

基金を取り崩して大幅な引き上げを回避したという努力は評価できるものですが、保険料率の改定で基準となる第5段階の人で月300円、年間では3,600円の値上げとなるもので賛成できません。少ない年金から天引きされる仕組みでもあり、また保険あって介護なしという、せっかく長く介護保険料を納めてきたのに、いざ介護を受けなければならない状況になったら満足な介護認定がされないという批判もやみません。

また、改善するなら負担額の累進性を保つように、南アルプス市のように所得段階の号分けを9段階から11段階というふうに細分化して、負担能力に応じた保険料に見直すべきです。

今回の値上げは、あらゆる工夫を重ねて避けるべきことを重ねて訴えて、議案第44号の反対討論とします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

議案第44号 平成30年度北杜市介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

この予算の基準となる介護保険料ですが、介護報酬の改定、利用者負担の見直しに伴う財政影響、消費税の引き上げに関わる対応などを十分に考慮しつつ、10年先も健全に保険制度が運用できることを見据えた料金にもかかわらず、所得の低い方への支援もしっかりと考慮され、県内でも低い水準の保険料となっています。

国や県等の動向を見据えた的確な内容となっている、この介護保険料は先の北杜市介護保険条例の一部を改正する条例ですでに確定され、この条例に伴い、これまでの介護保険運用状況に照らし合わせた計算方式で算出された予算となっているので、問題点などないと考えます。

渡辺市長が宣言された「お宝いっぱい健幸北杜」政策に連動した居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、そして高齢者の交流、認知症対策などを安定した状態で、安心して利用できる環境を提供するため考慮された内容でもあります。

付託された文教厚生常任委員会で可決されたことも鑑み、条例に沿った内容である議案第44号 平成30年度北杜市介護保険特別会計予算について、賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから議案第44号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第44号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(「議長、動議。」の声)

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

動議の理由を申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

藤原尚議員につきまして、資格決定要求書を提出したいと思いますので、ご査収の上、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上です。

○議長(中嶋新君)

暫時休憩といたしますが、動議に賛成者は。

○13番議員(岡野淳君)

議長、ここに書類がありますのでお持ちしてもよろしいでしょうか。

○議長(中嶋新君)

ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

○議長(中嶋新君)

それでは、再開いたします。

はい。

○13番議員(岡野淳君)

書類がありますので、お持ちしてもよろしいでしょうか。

○議長(中嶋新君)

ちょっと、お待ちください。

今、動議が提案されました。

賛成者の確認をいたします。

賛成者はございますか。

(「賛成。」の声)

賛成者がいますので、動議は成立いたします。

内容について、お手元に資料はございますか。

(はい。の声)

では、資料配布のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○議長(中嶋新君)

それでは再開いたしますけれども、休憩前に提案の動議について、議会運営委員会で取り扱いを協議したいと思いますので、休憩中に議会運営委員会を開きます。

暫時休憩。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 2時27分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

先ほどの動議は賛成者があり、成立しております。

先ほど、休憩中に議会運営委員会を開催しまして、この取り扱いについてご協議いただきました。

ここで、議会運営委員長 秋山俊和君から報告を願います。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

先ほど岡野淳議員より動議が提出された件でございますが、議長の諮問により議会運営委員会を開催して慎重に審議した結果、まず本日上程されています議案を終了したのちに、また議会運営委員会を議長が開会要請しますので、そこでまた慎重に審議をするということに決定いたしましたので、よろしくご配慮をお願いします。

○議長（中嶋新君）

それでは、進めます。

次に、議案第45号 平成30年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第45号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第46号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから議案第46号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、議案第47号 平成30年度北杜市下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第47号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第48号 平成30年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第48号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第49号 平成30年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第49号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第50号 平成30年度北杜市病院事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第50号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第51号 平成30年度北杜市辺見診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第51号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第52号 平成30年度北杜市白州診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第52号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第53号 平成30年度北杜市土地開発事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第53号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号 平成30年度北杜市財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第54号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第34 議案第19号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

議案第19号 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

条例の概要書をご覧ください。

はじめに、制定の趣旨であります。介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定に関する権限が県から移譲されるため、居宅介護事業者の指定に係る要件、並びに人員及び運営に関する基準を定める必要があることから、この条例を制定するものであります。

制定の内容、施行予定日につきましては、条例の骨子の中で説明いたします。

根拠法令等につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、介護保険法施行規則及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準であります。

次のページの参考資料をご覧ください。

この表は介護サービスの種類と、今回の提出議案の関係を分かりやすくお示したものであります。

議案第19号につきましては、の居宅介護支援にかかるもので、要介護1から5の方の居宅サービス計画を立てる事業所について、指定や人員、運営基準などを条例化するものであります。

現在、対象となる事業所は市内に16事業所ございます。この資料の下段、2の介護サービ

スにかかる指定および監督権限については、市と県がそれぞれ指定および監督権限を持つ事業について分類しております。

市では、新たに権限が委譲されたをはじめ、のサービスを行う事業所に対する指定および監督権限を持っております。また、に関しましては、本定例議会において議案第27号から議案第29号として所要の改正をご議決いただいたところであります。

次のページ、条例の骨子をお願いいたします。

先ほど概要書の趣旨で説明いたしました権限移譲による条例化の背景につきましては、1. 背景・趣旨の5行目、カギ括弧書きからであります。「地域包括ケアシステム」の構築を目的とし、適切な医療・介護サービス提供体制を実現するために、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となることから、地域においてケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成、支援等に市町村が積極的に関わることにより、保険者機能の強化を図るため、平成30年4月から権限移譲が行われることによるものであります。

2番目の条例化する対象であります。

下段の市の考え方ではありますが、厚生省令と異なる特別な理由が見当たらないため、基準省令の基準のとおり規定いたします。ただし、第31条、記録の整備については、基準では「その完結の日から2年間保存しなければならない。」と規定されていますが、事業者が不適正な介護給付の支給を受けた場合、市への返還の請求権は地方自治法の規定により期限が5年と定められており、返還請求時に検証すべき記録が存在しない恐れがあるため、市の独自基準として「その完結の日から5年間保存しなければならない。」といたしました。

条例の内容ですが、3の基準の概要、4のその他必要事項のとおり人員配置に関する基準、運営に関する基準、基準該当居宅介護支援に関する基準などとなっております。

体系等につきましては、分かりやすくご覧いただくため、2枚めくっていただきまして、条例の制定文をご覧ください。

この条例は6章立てとなっており、本文32条と附則で構成されております。

1章では第1条で総則として趣旨を、第2章では2条で指定居宅介護支援事業者の指定にかかる申請の要件を、3章では3条で指定居宅介護支援の事業の基本方針を規定しております。4章では第4条、第5条で指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準を、5章では第6条から第31条で指定居宅介護支援事業の事業の運営に関する基準を、第6章では第32条で基準該当居宅介護支援の事業に関する基準として準用を規定しております。

すみません、骨子の3ページにお戻りください。

5. 施行期日等附則関係についてであります。

この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。ただし、第15条第1項第20号の規定は、平成30年10月1日からの施行となります。これは4月に国が示す訪問回数を超えるケアプランについて、6カ月の周知期間を設けて、10月から市町村にケアプランを届ける介護保険法の改正が施行されることによるものであります。

附則第2項では、指定居宅介護支援事業所の管理者として配置する常勤の主任介護支援専門員について、平成33年3月31日までの間は介護支援専門員を管理者とすることができる経過措置を規定します。

附則第3項は、本条例の制定に伴い北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行う規定であります。この内容につきましては、

条例の制定文、15ページの次の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。新旧対照表でございますが、第14条および第93条において省令を引用していたものを、この条例を引用することに改めるものであります。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第35 議案第38号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

議案第38号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更について、ご説明させていただきます。

議案書の説明にいく前に趣旨を説明させていただきます。

本市は、一部過疎地域市町村として須玉町、白州町、武川町の3町が指定を受けており、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、産業の振興、交通通信体系の整備、高齢者等の保険および福祉の向上および増進などに関し、平成28年度から平成32年度まで、この地域の自立促進にかかる対策等の計画について、平成27年度議会の議決を経て、北杜市過疎地域自

立促進計画を策定したところでございます。

それでは、議案書をご覧ください。

今回の変更につきましては、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進として、市民生活に密着したインフラにかかる修繕、補強等の推進と冬期における住民の安全な移動手段を確保するため、道路の除雪等の機械整備にかかるものであります。

事業名として、橋りょうを追加し、事業内容としては白州町大武川地区の生活道路にかかる諸水橋および大武川橋の修繕事業を追加しております。

その他、事業名として道路整備機械等を追加し、事業内容としては除雪機械整備事業を追加するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

高齢者等の保健および福祉の向上および増進にかかる追加でございます。

事業名として(1)高齢者福祉施設その他を追加し、事業内容として須玉デイサービスセンター施設・設備整備事業を追加するものであります。

そのほか、公共施設等総合管理計画との整合を図るため、所要の追加を行うものであります。

提案理由といたしまして、北杜市過疎地域自立促進計画において、橋梁の修繕、除雪機械の整備、並びに高齢者福祉施設及び当該施設の設備の整備に係る事業を加えることから、北杜市過疎地域自立促進計画を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、1枚移りまして新旧対照表もご確認願います。

3.交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進として、市民生活に密着した橋梁等インフラにかかる修繕、補強等と冬期における住民の安全な移動手段を確保するための道路の除雪等を追加し、次の1枚をめぐっていただきまして、除雪機械設備、それから高齢者福祉施設その他を追加するものであります。

そして、最後の3ページ目におきましては、公共施設等総合管理計画との整合をとるための追加をしてございます。

以上、議案第38号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありますか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第36 議案第55号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

議案第55号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第6号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に5億9,532万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ300億9,501万7千円とするものであります。

国会では、先月1日に平成29年度補正予算(第1号)が成立し、国から地方に対して迅速かつ着実な対応と早期執行の要請がされたところであります。

こうした中、本市といたしましても、国費を有効に取り込みながら、早急に補正予算案を取りまとめたところであり、緊急の対策でありますので、本日、追加提案させていただきます。

内容につきましては、企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

次に、内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長(濱井和博君)

議案第55号 平成29年度北杜市一般会計補正予算書(第6号)をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億9,532万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を300億9,501万7千円とするものでございます。

恐れ入ります、6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

まず追加といたしまして、6款1項農業費、地産地消関連施設整備事業3億4,450万円は、国の補正予算に伴って実施する中山間地域所得向上支援事業の道の駅こぶちさわ農産物直売施設の整備について、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

8款1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業費負担金600万円は、国の補正予算に伴って実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

同款5項都市計画費、空き家等対策事業601万円は、国の補正予算に伴って実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に変更といたしまして、6款1項農業費、団体営土地改良事業の2千万円を2,500万円増額し4,500万円とするものは、国の補正予算に伴って実施する中山間地域所得向上支援事業の農業用排水施設の整備について、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を変更するものでございます。

同款同項県営土地改良事業の8,598万5千円を2,416万7千円増額し1億1,015万2千円とするものは、国の補正予算に伴って実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を変更するものでございます。

10款2項小学校費、小学校施設等中長期保全化事業の4億9,325万2千円を8,883万円増額し5億8,208万2千円とするものは、国の補正予算に伴って追加する事業について、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を変更するものでございます。

次に、7ページの第3表 地方債補正をご覧ください。

まず、追加といたしまして、いずれも国の補正予算に伴う補正予算債として措置されるものとして、小学校施設等中長期保全化事業の地方負担分に学校教育施設等整備事業債を充当することし限度額を4,630万円とし、中山間地域所得向上支援事業の地方負担分に一般補助施設整備等事業債を充当することし、限度額を1億7,610万円とするものでございます。

次に、変更といたしまして、合併特例事業債を1,950万円増額し、限度額を22億580万円とし、変更分の発行限度額計を27億6,230万円とするものでございます。

恐れ入ります、2ページ、3ページにお戻りください。

歳入歳出予算の補正内容について、ご説明させていただきます。はじめに歳入でございます。

6款1項地方消費税交付金1億2,941万7千円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

12款1項分担金1,200万円の増額は、団体営土地改良事業分担金および県営土地改良事業分担金でございます。

14款2項国庫補助金2,563万2千円の増額は、国の補正予算に伴って交付される地域住宅支援交付金および公立学校施設整備費補助金でございます。

15款2項県補助金1億8,637万5千円の増額は、国の補正予算に伴って交付される中山間地域所得向上支援事業交付金でございます。

21款1項市債2億4,190万円の増額は、県営土地改良事業などに充当する合併特例事業債、小学校施設等中長期保全化事業に充当する学校教育施設等整備事業債および中山間地域所得向上支援事業に充当する一般補助施設整備等事業債でございます。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。歳出について、ご説明させていただきます。

6款1項農業費3億9,366万7千円の増額は、団体営土地改良事業費、県営土地改良事業費および中山間地域所得向上支援事業交付金を活用して、道の駅こぶちさわ、農産物直売施設の整備などを行う地産地消関連施設整備事業費でございます。

8款1項土木管理費600万円の増額は、急傾斜地崩壊対策事業負担金、同款5項都市計画

費 6 0 1 万円の増額は、特定空き家の解体工事などを行う空き家等対策事業費でございます。

1 0 款 2 項 小学校費 8 , 8 8 3 万円の増額は、トイレ洋式化工事を行う小学校施設等中長期保全化事業費でございます。

1 3 款 2 項 基金費 1 億 8 1 万 7 千円の増額は、公共施設整備等の財源とするための公共施設整備基金積立金でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 5 5 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 5 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第 5 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第 3 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となることから、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、北杜市小淵沢町 1 1 2 0 番地、加藤明子、昭和 2 5 年 8 月 2 2 日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるもので

あります。

よろしくご審議の上、ご決定のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、諮問第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第38 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第39 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査等につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

ここで、あらかじめ本日の会議時間は延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 5時50分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

お諮りいたします。

先ほど、岡野淳君から提出があった資格決定要求書について、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、藤原尚君の議員の資格決定の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

ここで、資料配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時50分

再開 午後 5時53分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

追加日程第1 藤原尚君の議員の資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、藤原尚君の退場を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時53分

再開 午後 5時54分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

お手元に配布のとおり、岡野淳君から藤原尚君に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。

岡野淳君から説明を求めます。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

資格決定要求書を、朗読をもって説明とさせていただきます。

平成30年3月16日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会議員 岡野淳

## 資格決定要求書

次の議員の被選挙権の有無について、地方自治法127条第1項の規定により決定されるよう、別紙証拠書類を添え、北杜市議会会議規則第138条の規定により要求いたします。

### 記

1. 議員の氏名 藤原尚
2. 理由、証拠となるべき事実関係

公職選挙法第99条に、当選人は、その選挙の期日後において、被選挙権を有しなくなったときは当選を失うとある。また、地方自治法第127条第1項には、普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、そのあと続きますが、あるとき・・・は、その職を失う。その被選挙権の有無・・・は、議会がこれを決定するとあります。

市議会議員の場合、被選挙権を持つには、その市に住所があることが必要であり、住所があるとは単に住民票があるだけではなくて、生活の実態がなければならぬとされている。

藤原尚議員については、多くの市民から北杜市では暮らしていない。韮崎市に生活の本拠があるとの声が寄せられ、証拠として写真も届けられている。私も北杜市議会議員名簿に記載されている藤原尚議員の住所を尋ねたが、生活の実態が見受けられなかった。

これらのことから、北杜市議会において藤原尚議員の被選挙権の有無について調査決定することを要求するものである。

以上です。

添付した証拠書類として議員名簿、議会名簿に記載されている住所の写真、市民から提供されたものです。インターネットで検索した藤原尚氏の住所と電話番号、上記の韮崎市、藤原尚氏の住所の写真、これも市民提供です。藤原尚議員のフェイスブックページ。以上を添付してございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議員の資格決定については、会議規則139条の規定によって委員会の付託を省略することができないことになっております。

したがって、本件については、8人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

本件については、8人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました資格審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において8人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時57分

再開 午後 5時59分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

議長において、お手元に配布の8人の委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました8人の諸君を資格審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました資格審査特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は、議員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 6時01分

再開 午後 6時35分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に資格審査特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

資格審査特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に齊藤功文君、副委員長に内田俊彦君。

以上のとおり、資格審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 6時35分

再開 午後 6時36分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

ここで、藤原尚議員の入場を許可いたします。

暫時休憩。

休憩 午後 6時36分

再開 午後 6時39分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

お諮りいたします。

閉会中の継続審査の件を追加日程第3号として、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

追加日程第3 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

資格審査特別委員会委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査等につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

2月27日に開会された本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 6時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	土屋 裕
議会書記	清水市三